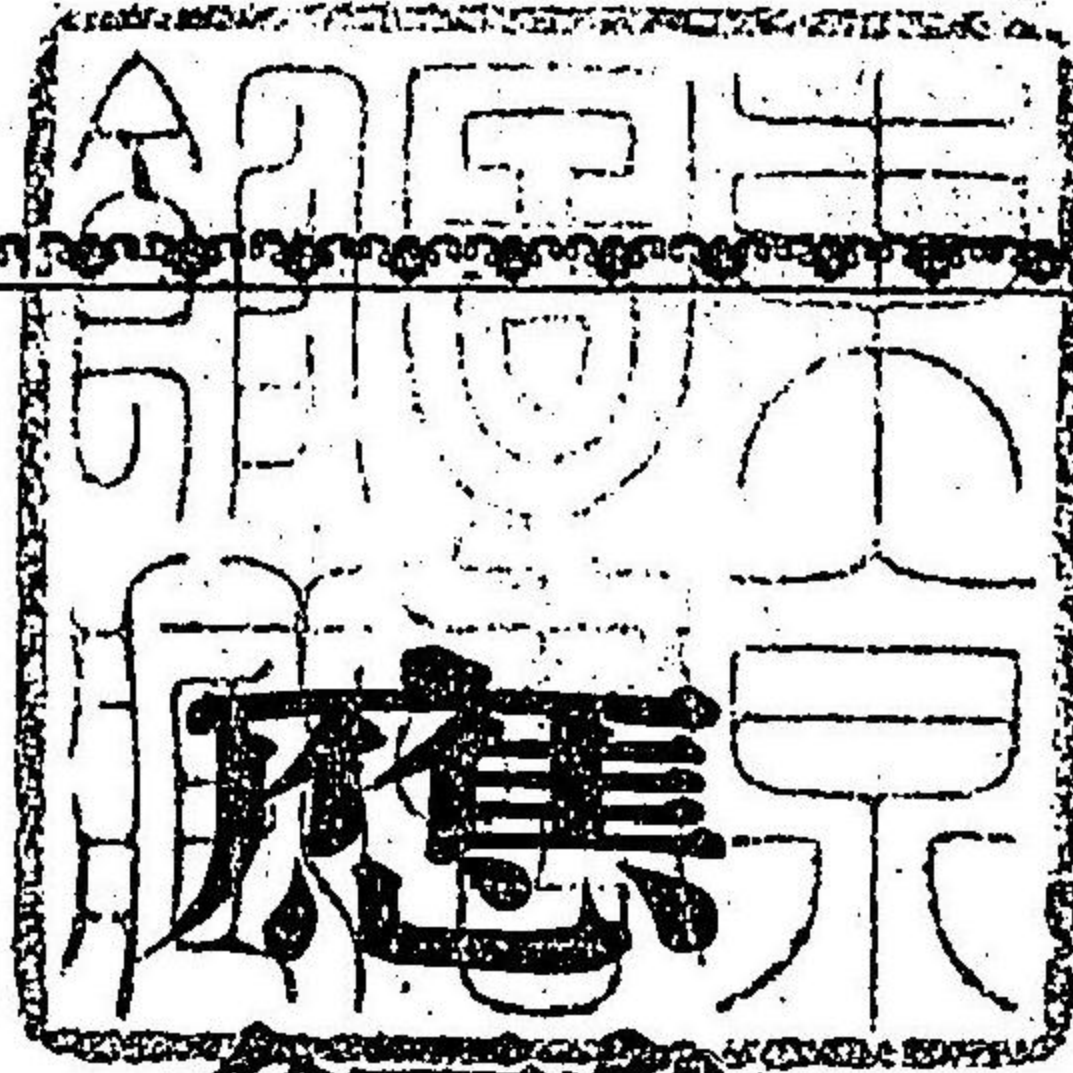


工4420

74

3



獨逸 エスマルヒ氏著述
飯 高 芳 康譯補

增補 第三版發行
改正

應變人命救護法

完



増補 應變人命救護法
改正

第三版緒言

○本書第三版は千八百九十六年發行の第十三版「エスマルヒ」氏著 Die erste Hilfe bei plötzlichen Unglücksfällen (急劇に起れる遭難時の救急法)を譯述したる者にして此原書第十三版は大に増補せられたるを以て本書に於ても亦各條之を譯述したるのみならず尙譯者の意を以て世人の便益を計り卷末に生命の保護上重要な諸件即ち諸般の看護法、攝生法、醫師を頼む注意等を附録し原書の大改正に従ひ大に全編の面目を一新したるは素より論を待たず其説明を助くるか爲めに挿入せる圖式は百五十一圖の多きを算し其説明を周到となし世俗の人々をして此救急法を了解し易からしむるを計れり

○此書の原本は原著者「エスマルヒ」氏か救急法講習所に於て有志者を招集して演述せられたる所に係る故に書中往々「諸君」の語あり又「余」とあるは原著者なり而して此譯文は勉て通俗に解し易からんとを計りたれども用語中には往々醫學的術語なきに非ず此等の語には傍訓を附し其了解を助けたり

○本書は從來通俗急救法の題名を以て發行したる所なれども元來此題名は書中の記事に適合せざる不當の稱呼にして本書に載する所の事項は素と急病と稱すべき者に非ずして不時に起りたる生命の危急に際し醫師の來るまでの間に施すべき救護の方法を記したる者なるか故に本版に於ては卷頭に掲げたるが如く應變人命救護法と改題したる所以なり近時吾邦の人文大に開進し人事甚繁劇に赴き鐵路月に延長し交通日に頻繁となり願に全國の各地に諸般の製造工業陸續として勃興するに至れるか故に人命を危害する不時の危難も亦從て増加するは勢の免れざる所なり此の如き人命の危難を救護するを以て目的となせる本書の如きは前版發行以來世上其必要を悟れるより大に需要を加ふるに至れり

○貴紳及貴婦人は自他の生命を貴重せらるゝを以て本書を熟讀暗記せらる可きは素より言を待たざる所なりと雖も就中警察官及憲兵には此書に記せる人命救護の方法を教習せしめ一旦不慮の被害者あるに當り之を實施するわらば其救護に於ける德澤の厚きに感泣する者あるに至らん學校教員諸君に於ても教授の餘暇之を高等生徒に談話訓諭せらるゝわらば其學生の將來處世上に大に裨益する所ある可く又各宗の宗教家諸師に於ても本書を熟讀して之を聽衆に演述せらる

るわらば其人心に浸潤すると厚きを以て必ずや世俗の人々をして此救急法の必要を悟らしむるの功徳ある可く又醫師諸賢に於ては通俗演說會等の際に當り徒に高尚なる醫學上の發見說等を述ぶるよりも此實際上必要なる救急法を以て演說の一材料となすわらば世人を指導するの方途に於て最大の功益ありとす鐵道其他製造工場、鑛業場等の如く各其管理する夥多の人員を役する場所に於ては其人命を救護するに於て本書は大裨益なくんばある可らざるなり此救急法の功益洪大なる實例は左に掲ぐる第一版の序文を見て知る可し

○本書は主として世俗の人々に示すを以て最第一の主旨となせるを以て苟くも生命を重んぜらるゝ貴紳及貴婦人諸君より警察官、憲兵、學校教員、宗教師、鐵道役員、瀛船役員、諸製造會社の工場管理者、鑛業者、消防役員、農夫、體操并に柔術家、山地跋涉者等の人々は平生此書を熟讀し之を腦裏に納め卒然生命を危害せんとする不慮の危難あるに際し醫師の治療を受くるに至るまでの間、其遭難の即時に猶豫せず相當なる處置を施されんと實に譯者の熱心に希望する所なり

明治廿九年十一月

譯者識

第一版序言

吾邦軌近衛生の學興り豫防の法備る人命を重するの道殆んど盡せり然りと雖ども衛生豫防は共に是れ病患を未萌に禦くの術にして急起劇發の危難に際し直接の救助法に非るなり近來吾邦の赤十字社に加盟せしは重に戰時に於て負傷者を救助するを以て目的となす者なりと雖ども平時不慮の災害あるに際して救助の處置を講ずるに至りては此書の如き蓋し其萌芽なりとす夫の獨逸國の如きは夙に「ザマリテル、シユール」と稱する學校ありて諸般の急難に向て救濟の方法を教育し其設立に至りては「エスマルヒ」氏興りて力ありと云ふ而して今や獨逸國內至る處として此學校の設けあらざるはなし吾邦も亦如此教育の必要を感ずるの時至れり醫科大學教師「スクリッパ」氏は本年一月東京醫學會に於て「ユーベル、ダズザマリテルウエゼン」と題し一場の演説をなせり今某氏の筆記に據り其梗概を摘録して本篇の序言に代ん抑も急劇なる不慮の災害に際し其救助法を知ると知らざるとは生死に向て大に利害を異にする所以を説き以て此救助法をして普く世人に知らしむるの必要なるを示し就中、警官、巡査、兵卒、消防夫等は此法を熟知せざる可らざるなり今此救助法を辨えざりしが爲めに憐むべき非命の死に陥りし例を掲げん

彼の獨逸の國都「ベルリン」には常に數千の醫師ありと雖ども其場に現在せざりしが爲め遂に不幸の死を招きたるとあり或る日、一軍人馬車より墜落して單骨折を被りたりしが其從者等狼狽して爲す所を知らず漸くにして負傷者を車に乗せ近傍の警察署に運ば來り此處に於て假りに救急の綱帶を施せしも運搬の方法其當を得ざりしが爲めに骨折の鋭き尖端は内部より皮膚を穿刺して外方に突出し複骨折と

なりしが故に幾くならずして遂に死亡せりと云ふ復骨折は單骨折より惡性なる事は本文に詳なり

又「エスマルヒ」氏の住居せる「キール」府の近傍に於て鬪争したる者ありしが其一人は大なる刀を以て敵手の股を刺傷せしが故に其家の主人は直に負傷者の股を緊しく結縛したりしも其方法不適當なりし爲め醫家に送致するの途中に於て憐むべし遂に患者は斃れたり此二例は救助の方法を心得居らざりしより招きたる不幸を示したる者なれども之に反して救助法を辨し居りしが故に九死を免れて一生を得たる幸福なる例を掲ぐべし此九死中より一生を挽回するの例は殊に溺死に於て著しき効を奏する人工呼吸の方法にして適當の治療を施すときは入水後三時乃至四時間を経し者に於ても尙蘇生せしむるを得るなり其適例は或る富家の小兒誤て池中に陥りたるや直ちに救ひ出す能はず漸く三十分餘を経て小兒を水中より引き上げたりしも此際には已に全く絶息せしを以て全家大に驚き惶惶、爲す所を知らず直ちに「エスマルヒ」氏を迎んか爲め使を送りたりしが此家に在りし女教師之を傍觀するに忍びず妾は救急社員なり願くは先づ醫師の治療を受けるに先ち當坐の救急法を施すを許せと然れども家族之を信せず却て其害を招かんことを恐れ容易に之を許さざるを以て女教師は其懷中せる救急社員の證標を示せしが故に漸くにして之を諾せり依て即時に女教師は人工呼吸法を施せしに由り溺死せし小兒は幸に蘇生し「エスマルヒ」氏が三時間餘を経て往診せし時は已に全く健全なる事を得る一家の歡喜一方ならざりしと云へり

又一例は材木を鋸切せし際一人の男誤て其手を輪鋸に夾まれ其手は下垂して甚しく動脈より出血し將に其生命を失はんとするに至りしも此場に救急法を心得たる者ありて「ズボン」釣を取り脱ぎして其負

傷したる手膊を結縛し持合せの石炭酸水を清潔なる布片に浸し其部分に置きしが故に醫師來りて其傷部の動脈を探し出し結紮して出血を止め九死を免れ一生を得たりと云ふ即ち是れ救急法の功益實に其洪大なるを見るに足る

此出血の爲めに其生命を落すは實に夥しき者にして獨逸國に於て統計せしに八千〇五十八人の負傷者中僅に其八分一は醫療を請ひ其他の者は多くは出血の爲めに死亡せりと故に出血を制止するを知ると否とは大に生死に關係あるを知る可し

此救急會は實に獨逸のみならず英、米其他の諸邦にも設立せざるはなし殊に英國に於ては「ロヤール、アンブランス、アンシエシヨ」なる會社ありて鐵道の縱横せる往來劇しき都府に於て一旦不慮の災害を被ひる者あるときは直ちに之を救助すと云ふ此會に於ては別に巡查をして救急法を學脩せしめたり其他大なる病院には常に擔架及車を備へ置き危急の事あるに際し直ちに電信或は電話機を以て病院に報知するや即時に車を出して病者を引取る仕組あり獨逸國にある救助會社は悉く良成績を獲たりと雖ども「ヘルリン」の醫師は其最初に在ては救急會員は僅かに通俗醫學の教育を受たる者なれば却て醫療を害する者なりとなし大に反對説を唱へたり然れども救急會員の目的たるや醫師の治療を受るまで單に一時救急の處置を施し治療の機を誤らしめざるに在ると明なるに至りて亦之を駁撃する者なきに至れり

獨逸政府は平時に於ても其軍隊には四万人内外の負傷者あるを以て士官兵卒等をして悉く救急方法の教育を受けしむる事となせし以來頗る良結果を得て毎年四万人を教育し不慮の急症あるに當り最急の

救助を施さしむ此救急法は日本に於ても甚だ要用なるは勿論なりと雖ども世人をして悉く救急の手當を知らしむるは素より行はれ難きが故に今日救助法を設立し之を巡查に教習せしめ一朝事あるに臨んで奔走の爲め無益に時間を費し却て救助の時機を誤るとなからんを希望するなり以上「スクリッパ」氏演説の大畧なり故に諸般の急症に向て迅速なる救助法の必要なるは亦論を待たざるべし此書に題して通俗急病救助法と名るは専ら人心に入り易からんことを慮りしに由るのみ

明治二十年六月

譯者識

改增補 應變人命救護法

目次

緒論	一	頁
人身體の構造及生理作用の概略	四	頁
外傷	十	頁
挫傷及其處置	同	頁
創傷	十八	頁
創傷の治癒する状態	同	頁
醫師が創傷を處置する原則	二十	頁
俗人が施す可き創傷の處置	二十二	頁
創傷の綱帶	同	頁
出血	二十五	頁
出血を壓迫して止むる法	二十六	頁
弾力ある物を以て出血する法	二十九	頁
弾力ある紐帶の必要	同	頁
毒創(即ち毒虫及毒蛇等の刺咬)及其處置	三十三	頁
骨折	三十四	頁
骨折の種類及其骨折の徴	同	頁

目次

骨折治癒の状況	三	十六
骨折の治癒を補助する法	三	十七
骨折したる者直に醫藥を受くる能はざる際の處置	三	十八
脱臼	四	十八
脱臼の處置	四	十八
捻挫	四	十五
捻挫の處置	四	十六
腹部内臓脱出	同	同
燒傷	四	十七
衣服燃焼に於ける處置	四	十七
燒傷の處置	四	十九
溺者	五	十一
身體の水上に浮游し及水中に陥没する理由	五	十三
水中に游き行て溺者を救助する方法	五	十四
氷中に陥没せる人を救出する方法	五	十七
溺者の蘇生法	六	十七
人工呼吸法	六	十二
人工呼吸法を施行する方法及圖解	六	十四
凍傷	同	同
	六	十八

凍傷の處置	六	十九
窒息	七	十九
炭酸氣中に窒息せる人を救助する法及注意	同	同
絞殺者の救助法	七	十二
多量の食物に由れる窒息者の處置	同	同
失神者	七	十三
俗人が施す可き失神の處置	七	十四
中暑者及其處置	七	十五
中毒	七	十六
中毒の處置	同	同
遭難被害者の運搬法	七	十八
運搬擔架に載せ負傷者を運び出す方法及注意	八	十八
救急擔架の考案及材料	八	十三
手にて負傷者を運搬する方法	八	十六
車を以てする負傷者の運搬法	九	十
稿を以てする運搬法	九	十一
鐵道を以て負傷者を運搬する方法	九	十三
救急法の練習	九	十四
一般の看病法	百	十四

病室の事	百一頁
其清潔及空氣を交換する必要	百三頁
病牀の事	百六頁
病者に對する看護法	百八頁
瘰癧の豫防法	百十頁
體温を計る方法	百十一頁
醫師が處置せる方法の實行	百十三頁
瘰癧の事	百十五頁
瀉腸の方法及其注意	百十八頁
傳染病者の看護及注意	百十九頁
獨逸救急法協會の規則	百二十一頁
附言 救急函	百二十二頁
附 録	
熱病者の看護法	百二十四頁
腸窒扶助 <small>ちようぢふす</small> の看護及豫防法	百二十六頁
實布 <small>じつふ</small> 埋里 <small>てり</small> の看護及豫防法	百二十九頁
肺病の豫防及攝生法	百三十二頁
胃病の攝生法	百三十七頁
妊婦の攝生法	百三十八頁

産婦の攝生法	百四十四頁
小兒の看護法	百四十二頁
醫師を頼む注意	百四十五頁
醫師を頼む方針	同 頁
醫師の診察を受くる時の注意	百四十七頁
醫師の命令を固守する必要	百四十九頁
已に治癒を托せし醫師を専ら信任するの必要	百五十頁
賣藥を服して病氣を手後れこなすの弊害	百五十一頁
醫師の免狀なき者にて醫業類似の業を營む者の大弊害	百五十二頁
看病人の心得	百五十四頁

目次畢

増補 應變人命救護法

獨逸「エスマルヒ」講述

飯高芳康 譯補

第一 回 講筵

緒 論



余は茲に急卒不慮の遭難に際して施すべき救急法を講述して以て諸君の参考に供せんが爲めに今日諸君を招待したれども而かも此救急法を行へばとて決して醫師に由て行はるべき治療法を無用なりと爲すに非ざるなり蓋に然らざるのみならず余は諸多の遭難の場合に當りて醫師の神速なる治療法の最も恰適にして必要不可欠ならざる者たるを諸君に悟る所あらしめんと欲するなり然れども急卒不慮の遭難時に當りて其家族或は同胞をして不治の患者を被らざらしめ將た甚しきは其生命を失はざらしめんが爲めに醫師の其場に來るまでには正當なる救急の處置を實行し得んとは余が實に諸君に希望する所なり

余は之を外科醫術上より省て考ふるときは急卒不慮の遭難時に當りて如何にして其救急法を施すべきや其方法を知れる人々の實に僅少の數に過ぎざるを見るは枚舉に遑なしと斷言するを憚らず蓋し此事の人心を喚起するは戰場に於て最も著しとす何となれば數千の負傷者ありて目前に横はり流血淋漓たるの際に當り其不幸を憐むの感情より之が救助に狂奔盡力せんとするも其方法を理解する者、其數實

に鮮きは豈に慨歎に堪へざる可けんや

此關係たるや平時處世の際に殊に製造工場、其他の職業に於けるも亦同じきを見る所にして最急の救助法を行は、其生命を救済し得べきならんも悲哉毎年多數の不幸なる死者あるを見るは實に是れ救助の方法を理解了せる者其現場に在らざりしに由るなり此際に方り之が救助の方法を知了せるもの其場に在るあらば非命の死を免れしむると夫れ幾何ぞや獨逸の如きは不時の遭難の爲めに死する者毎年凡そ三万人を算するは統計上證明する所ならずや

此の如き不幸に際會し赤色なる血液は噴水状をなして絶えず負傷部より迸り出て瞬時にして九死一生の境に迫るを見るや人々魂飛び神消するも之が不幸を避くべきの方法を知らず狼狽之餘、呆然として袖手傍觀し爲す所を知らざるが如きは危険も亦甚しと謂ふへし豈に雷、危険の甚しきのみならんや實に憐むべく哀むべきの至りならずや此不幸の際に群集する人々は各自同胞を愛憐するの感情より之を救済せんとするも果して回生し得べきや或は其救助法に緊要なるよりは之を施して却て危害を誘起せざるや否を辨識する能はざるより多くは其救助を施すを躊躇する者なるが故に世人が此の如き困難に際して施すべき方法如何を知得せんとは切に希望せずんばならず

此の如き必要に應じて施すべき諸件を學習せんとして斯く諸君が夥しく余の招待に従ひ出席せられたるは余が實に満悦に堪へざる所なり余は彼の五年以來敬重すべき醫師の補助に由て英國内の到る所に此般の學校を設立せられたる「ヨハンニッテルリッタル」の先例に従はんと欲する者なるは諸君の恐くは知了せらるゝ所なる可し此學校に於ては已に男女四万人以上の人員を教育したるの事實を以てす

るも其設立に由て得たる必要の洪大なるを知るに足るべし英人は此學校を名づけて「アンブランス、クラッセ」臨時治療部の義なりと稱せり獨逸に於ては如何の意義を以てするも此名稱を翻譯し得て其意を盡す能はず故に余は此語を辨明するを要せざる爲め此名稱に代ゆるに「ザマリーテルシユールン」此「ザマリーテル」日本語には如何なる意義の適當なるやを知らず依て假りに救急法講習所と爲し置けりなる語を撰用せり

余は赤十字社の社友として此講習所を設立したり而して此設立は已に戦時に於て救急の任務を爲したる多くの者あり又一朝開戦の曉には已に其用に適する多くの者あり是を以て余は此講筵に於ても亦常に勉めて戦場の實況を回顧せんとす

獨逸國內の到る所に赤十字の記號の下に此救急法講習所を設立し戦時と平時とを問はず許多の必要を與へんとは余の實に希望する所なり（吾日本に於ても此先例に従ひ各地方に此講習所の設立あらんと譯者が熱心に希望する所なり）

余は諸君が創傷其他の急劇不慮の遭難に際して如何にして適當の救助法を施すべきやを諸君に説明するに先立ちて余は多くの諸君中には恐く少しく記憶せらるゝ所の人身體の構造及生活機能に就て已を得ず畧述せざるを得ず蓋し此知識は現今一二の學校に在て諸君が學習せられたる所なれども恐くは之を遺忘せられたるべければなり然り而して婦人諸君には骨格及他の身體の部分を目撃せらるゝに當りて驚動せられざらんとを望む蓋し此者は講述の際に引見すべきものにして省畧するを得ざればなり余は是を以て今日諸君に向て人身の骨格は如何にして全體の基礎を構成し筋肉は如何にして全體の運動を營爲するや五官作用諸般の知覺及運動を媒介せる神經、心臓の機能に由て全身中に分配せらるゝ

血液、其血液に由て不斷生活上に缺くべからざる酸素を攝取するや又其攝取したる食物は胃腸に由て消化せらるゝや其消化せられたる食物は液體となりて常に體中に運輸せらるゝ作用如何の如き序を追ひ順に従て約説するあらんとす

〔骨〕は身體を構成するの基礎にして甚だ堅強なれども却て脆き者なり而して柔軟なる部分を負擔且支持し緊要なる生活機關(腦髓、脊髓、心臟、肺臟、他の内臟)を閉鎖且防護し關節及筋肉の作用に由て頗る圓滑なる運動を許す者なり而して第二圖に由て見るべきが如く骨格は左に掲ぐる所の諸部より成立する者とす

〔頭骨〕は二十個にして頭蓋と顔面とを構成し關節に由て運動する所の下顎骨を除くの外は諸骨皆相

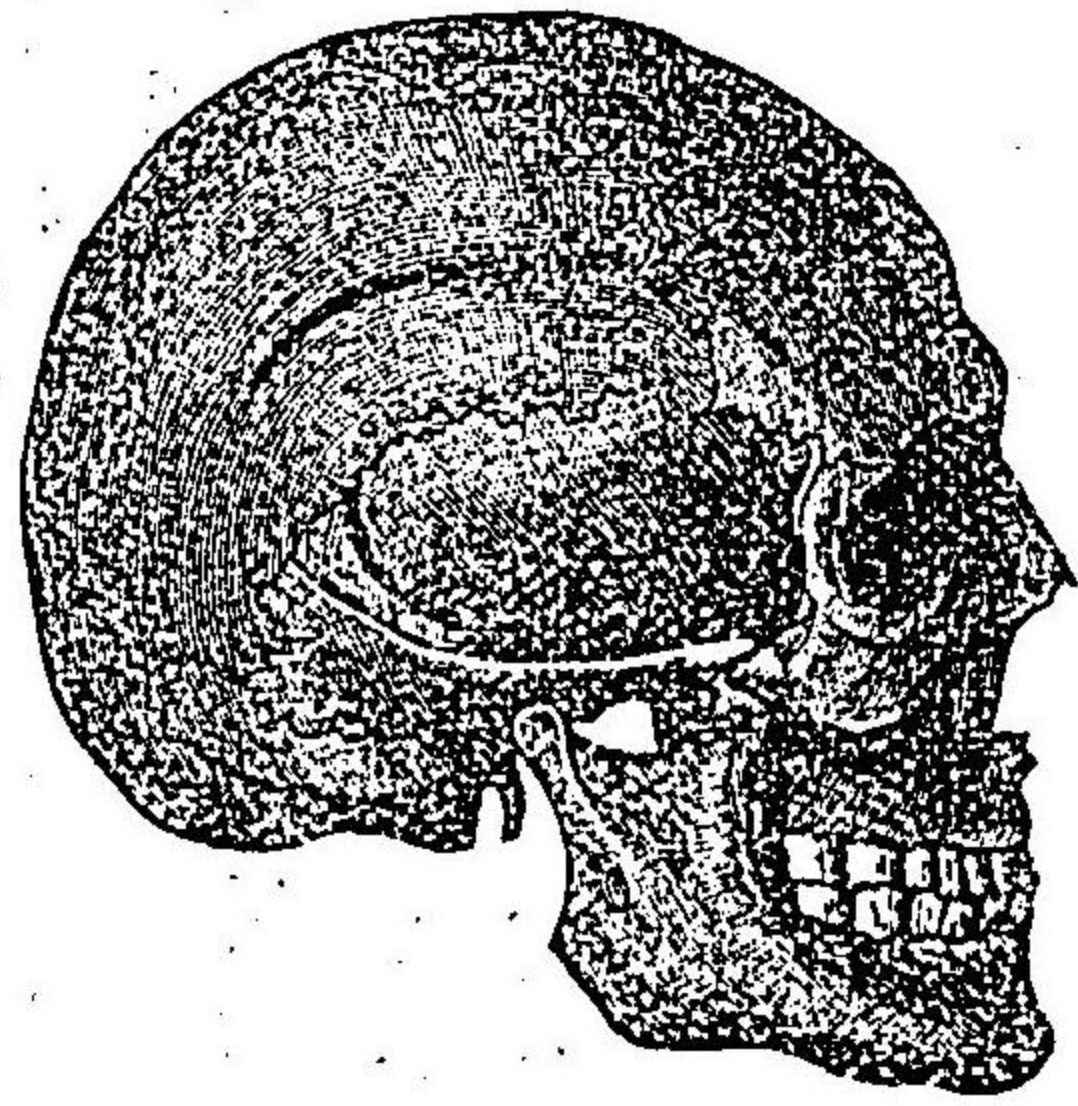
密着する者なり(第一圖)

頭蓋腔は生命の主宰たる腦髓を閉鎖防護し顔面部は多くは五官器即ち眼(視官)耳(聽官)鼻(嗅官)舌(味官)を各其腔窩内に包藏す五官の一たる關節は全身皮膚に存するを以て茲に掲げず

〔脊柱〕は軀幹、頭、膊を負架し腦髓の連繫物たる脊髓を防護す而して其數二十四個の椎骨より成り軟骨狀の圓板に由て連接せられ身體の屈曲及回轉を營み加之、弾力性を具備するに由て飛躍、墜落の際能く脊髓に及ばず衝撞の力をして薄弱ならしむ

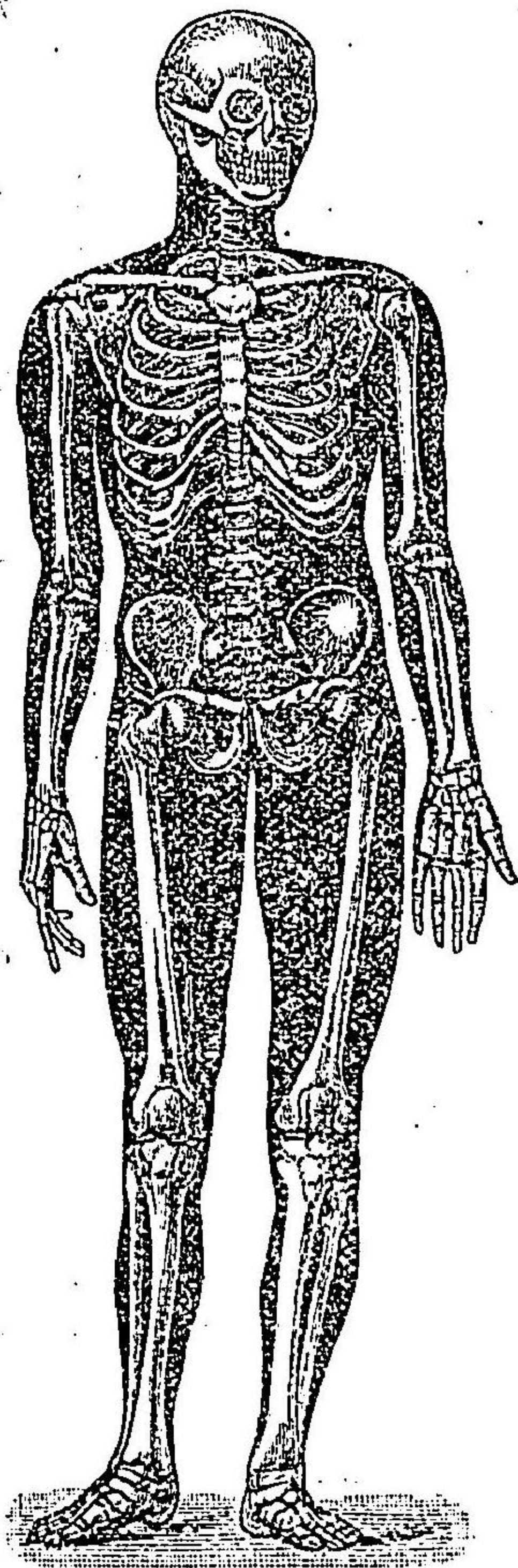
第一圖

人の頭蓋骨を示す



第二圖

骨格の態狀を示す

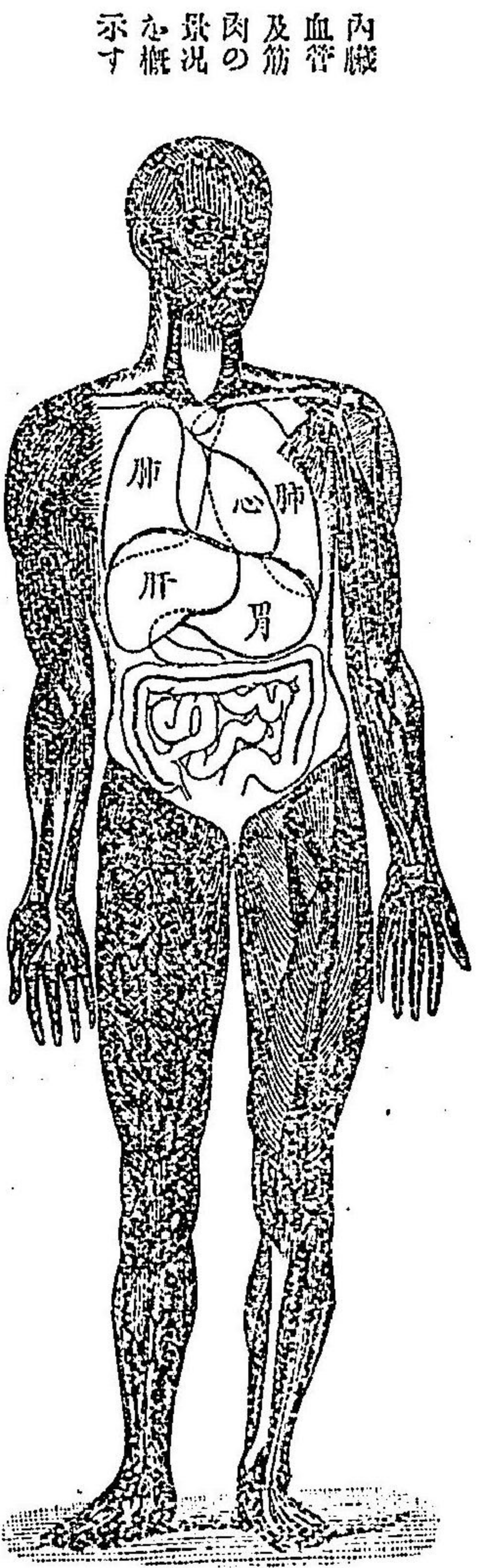


〔胸廓〕は十二の肋骨(七個は眞肋骨五個は假肋骨)より構成せられ胸椎と結合して後方に回旋す、胸骨は肋骨と弾力性の軟骨に由て連繫する者なり而して胸廓は胸腔を閉鎖し其内に血液循環器(即ち心臟)及呼吸器(即ち肺臟)を包藏し下方は腹腔に向て筋質の隔壁即ち横隔膜に由て閉鎖せらるゝ者なり

〔骨盤〕は甚だ強固の骨筐にして三個の大骨即ち二個の腸骨及一個の薦骨より組成せられ腹部及内臟諸器に向て堅強の支柱を構成し且硬固なるも甚圓滑なる運動すべき關節に由て身體と下肢を結合す

〔四肢〕は左右の上肢と左右の下肢とより成る者にして上肢は鎖骨、肩胛骨、上膊骨、兩前膊骨及二十七個の手腕の小骨より構成し下肢に優るの妙運を爲すは蓋し能く運動し得べき肩胛骨に繋着するに由る又下肢は上腿、下腿の兩骨及二十六個の足跗の小骨より構成せらるゝ者なり

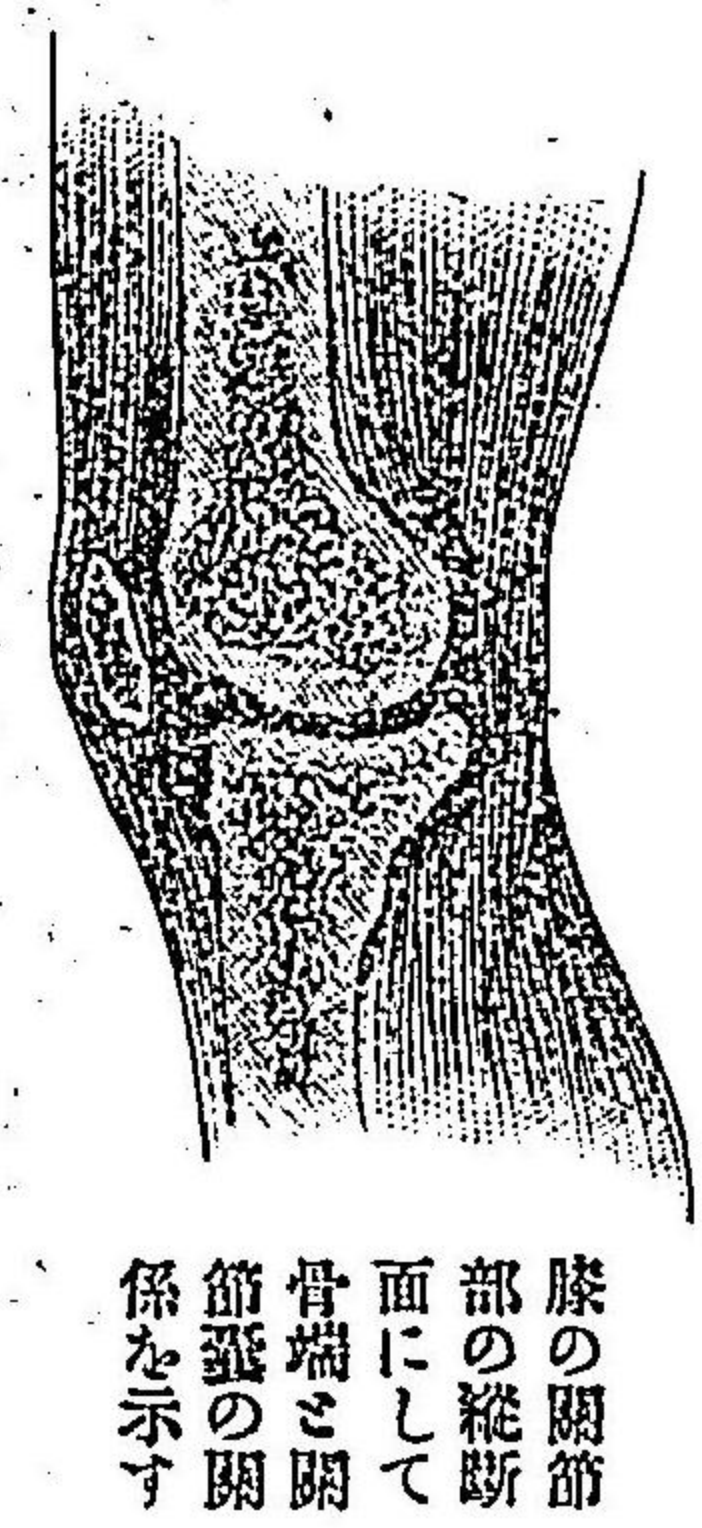
第三圖



六

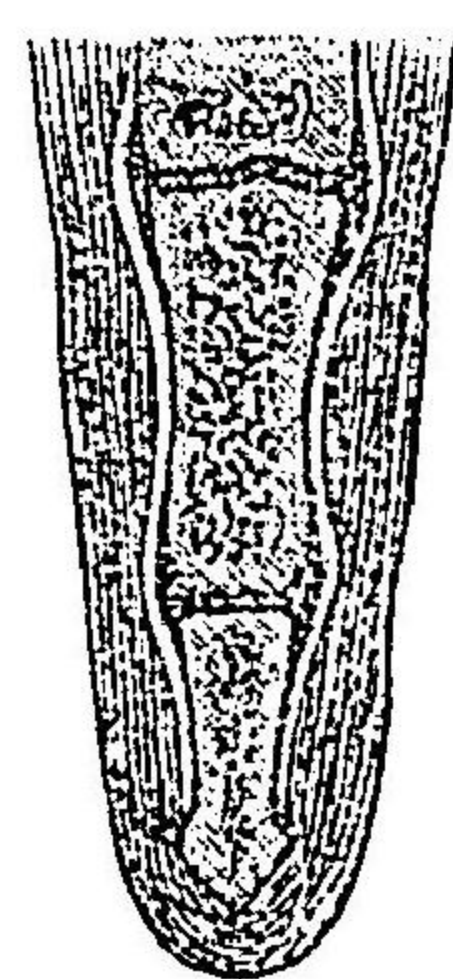
〔關節〕は(第四圖及第五圖)二骨互に靱帯と稱する柔軟なる紐帶狀の物に由て結合せられ其性能く剛柔兼ね備ふ而して運動は各關節に從て各一定の方向にのみ作用す其骨の關節面は滑澤の軟骨を以て被包せられ其面平滑にして互に相滑轉す關節は互に強固なる靱帯に由て結合せられ且密に廣濶柔軟なる

第四圖



膝の關節部の縱断面にして骨端と關節囊の關係を示す

第五圖

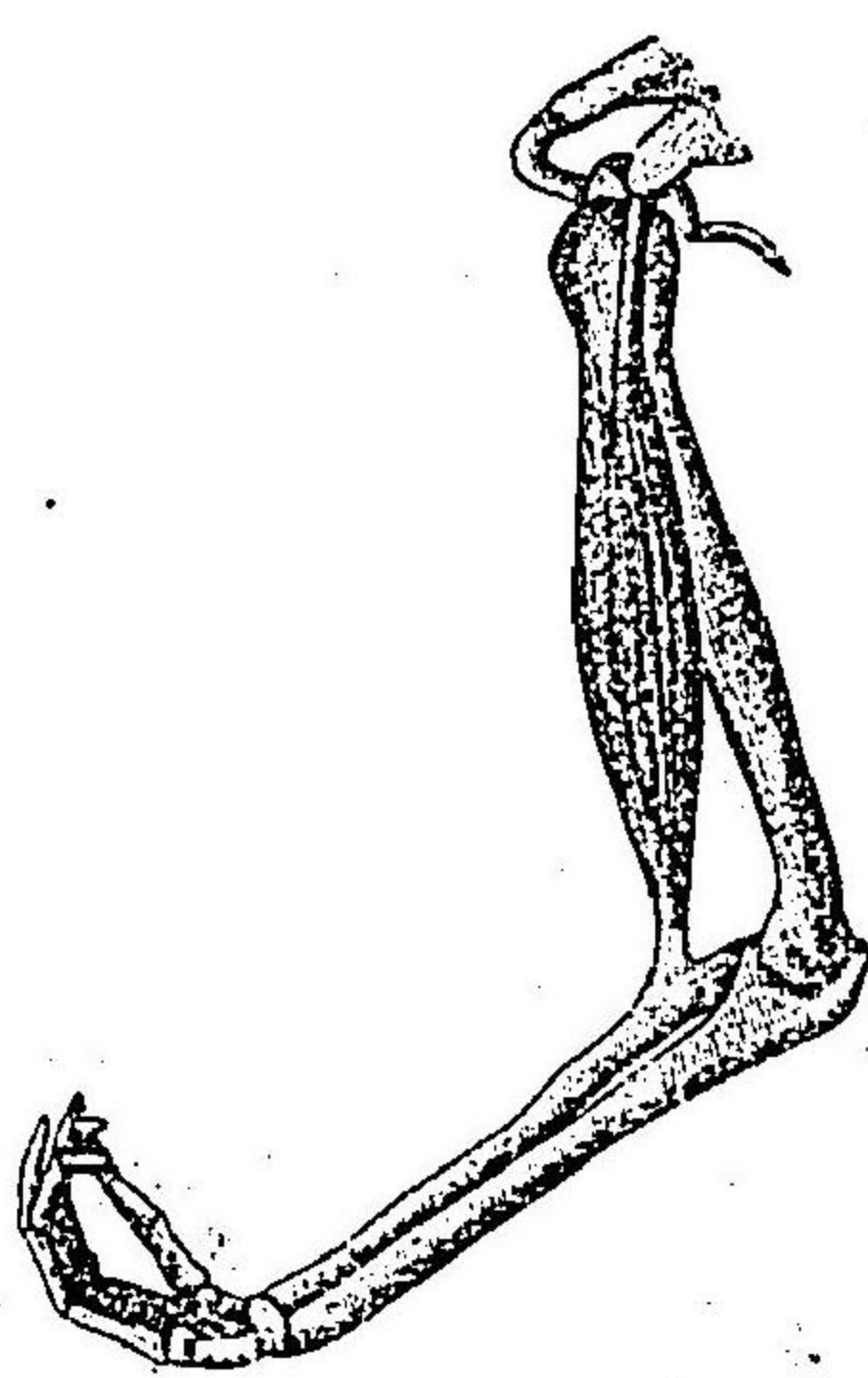


指の關節を縱断して骨片と關節囊の關係を示す

囊を以て包繞閉鎖せられ此關節囊は粘滑なる關節液(恰も蒸氣機關に油を注ぐが如し)を分泌し以て關節の運動を滑利ならしむ

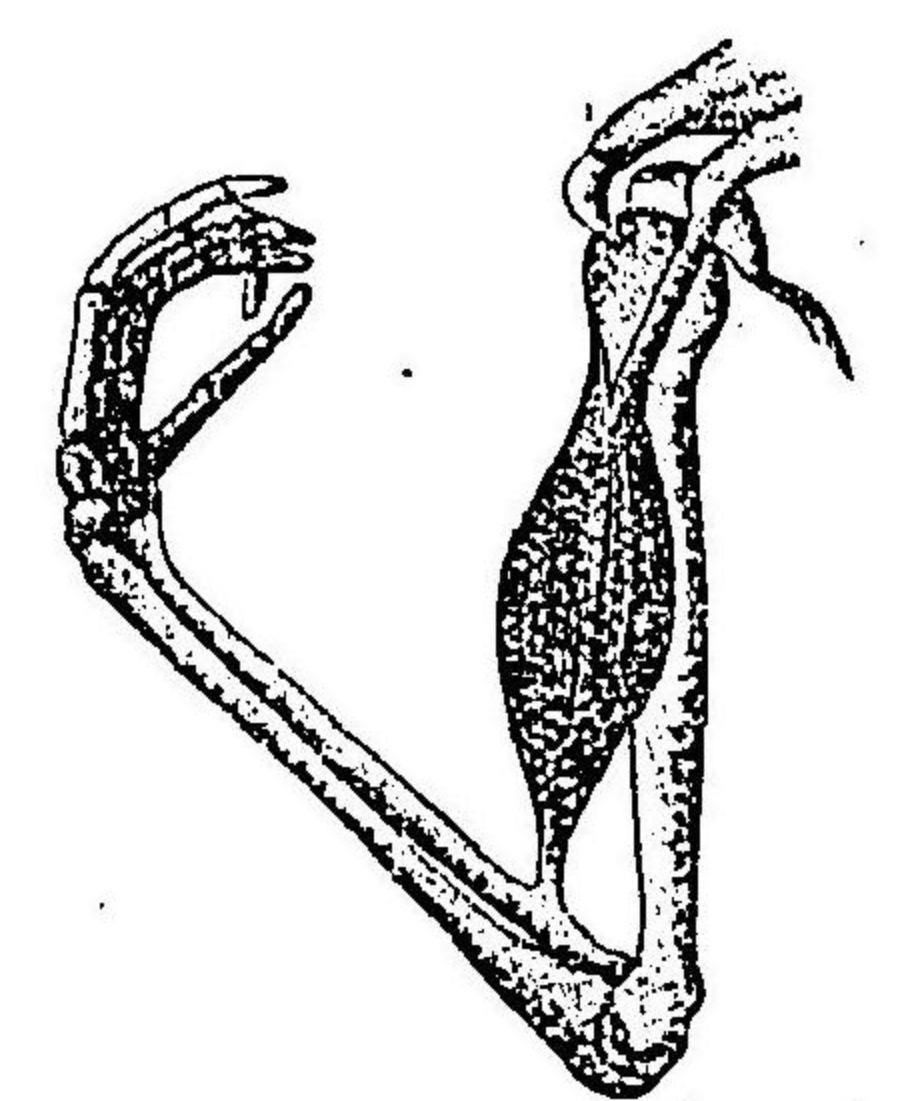
〔筋肉〕は柔軟にして赤色を帯ひ收縮性を具ふる纖維より成り骨の間に緊張するを以て互に相近くときは短縮且増厚す(其一例は第六圖及第七圖に於て示すが如く上膊の二頭膊筋に就て見るべきか如し)

第六圖



上肢を展伸したる時の筋肉の状況を示す

第七圖



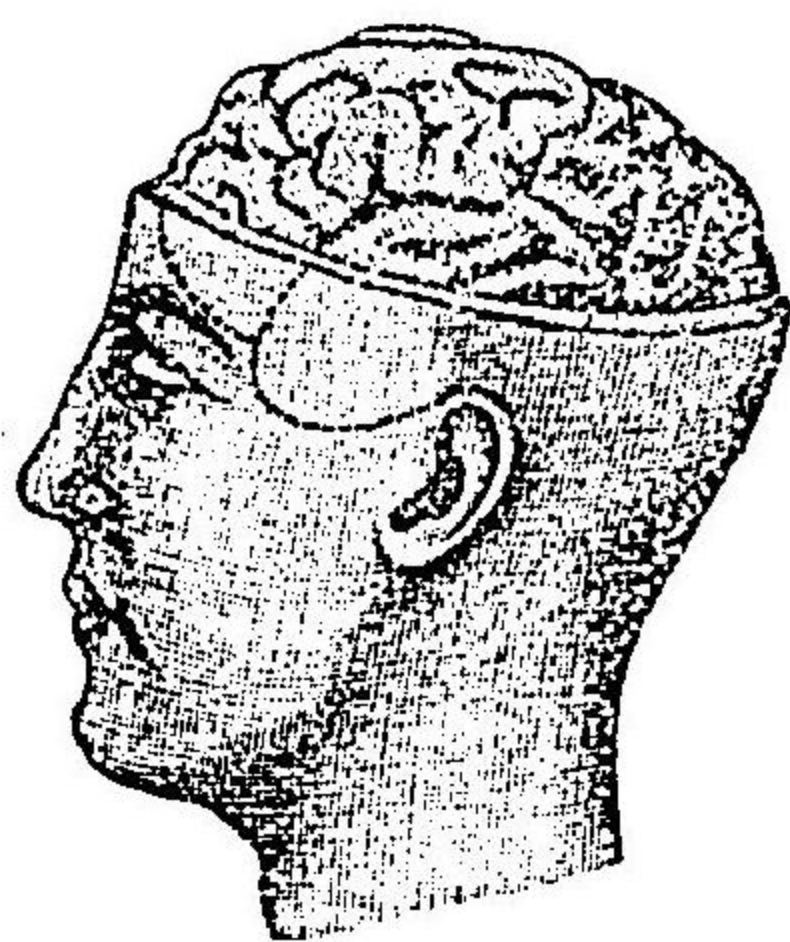
上肢を屈するときに上膊に生ずる筋肉の膨起を來す状を示す

筋肉は其骨に附着する部分廣きときは多くは白色なる腱を以て終る者なり筋肉は使用するに從て減損せずして益々堅牢となるは大に他の器械と異なる所なり○筋肉の收縮即ち運動は意識(腦髓)の感應に由て營む者にして其感應は脈管と共に筋肉の間を走りて筋の纖維中に入る所の神經線條に由て媒介せらるゝ者とす○然れども亦意識に關せずして收縮即ち運動する所の不隨意筋(心臟、胃、腸等の筋層の如し)あることを知らざる可らず

〔**神経系統**〕は數多の醫士及博物學士より常に講究穿索せられし所の最も高尙複雑にして驚くべき靈妙なる装置なり故に生活及其關係に就て論述するに當り其最初に説明する所以にして其主要なる部
分は**腦髓**、**脊髓**、**神經**の三部なり

〔**腦髓**〕は(第八圖)頭蓋腔内に閉鎖せられ神經實質の柔軟にして灰白色なる圓滑の一物より成立し其表面には種々の錯雜したる彎曲狀を呈し其構造最も複雑なりとす

第 八 圖



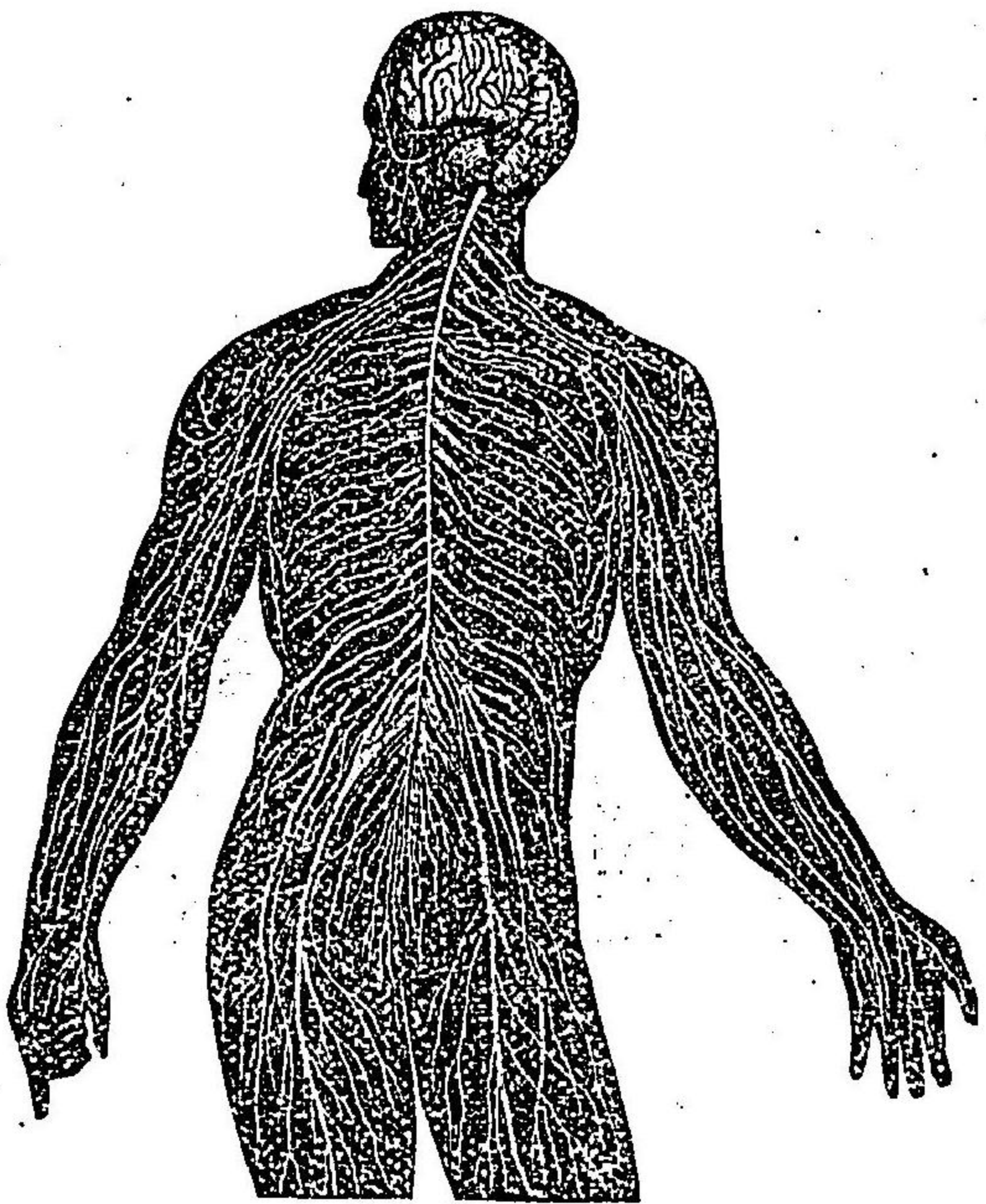
頭蓋骨を切斷して其一片を除いたる後、其内に在る腦髓の表面を示す

腦髓は理解、意識、感覺の舍とる所にして諸般の生活作用は皆之に由て營まる、者なり故に人類と動物とは大に其大きさを異にす(人類に在て體重の四十分一、象は五百分一、鯨は千分一を有す)腦髓は頭蓋の孔口を通過して五官器に分布する所の**神經線**を顔面に配布す

〔**脊髓**〕は腦髓の主要なる連續をなし灰白色長圓柱狀の柔軟なる**神經實質**及**神經束**より成る者(第九圖)にして**脊髓**は脊椎の中央に存せる**脊柱管**内に位し**脊椎孔**を通して各側方に二條の**神經根**を分派す此**神經根**より出て、身體諸部に配布する、三十一對の**神經線**は**運動**(其前根)及**知覺**(其後根)を媒介する者なり

〔**神經**〕は白色の線條にして大なるは鉛筆の大ききと微細に分枝し其最微細なる者は只顯微鏡に由て視ることを得るのみ而して**神經**は身體諸部に分布して**知覺**、**運動**(**筋肉**)及**營養**(**物質交換**)を媒介し其根原は腦中に存在す

第 九 圖



身體の背面より見たる所の圖にして腦髓より**頸幹**及四肢に**神經**の分布したる狀況を示す恰も電信線の中央局よりして全國の各所に連絡せらるゝか如し

夫れ此の**神経系統**なる者は全く**電信線**に比較考察するを得へる者に於て則ち**腦髓**は其中央局をなし**脊髓**は其副局及**主導線**をなし**神経**は各個の**導線**に比較するを得べし瞬間に報知を受け或は命令を傳達す

腦髓損傷(或は其實質内に於ける**出血**)の

後には左の症狀を呈す即ち人事不省、**運動**、**知覺**、**言語**の損害を發し**脊髓**損傷後は下半身の**麻痺**、**神経切断**後は**知覺**或は**運動**の**麻痺**を起し**延髓**(**生活點**)損傷後は**卒死**を來す

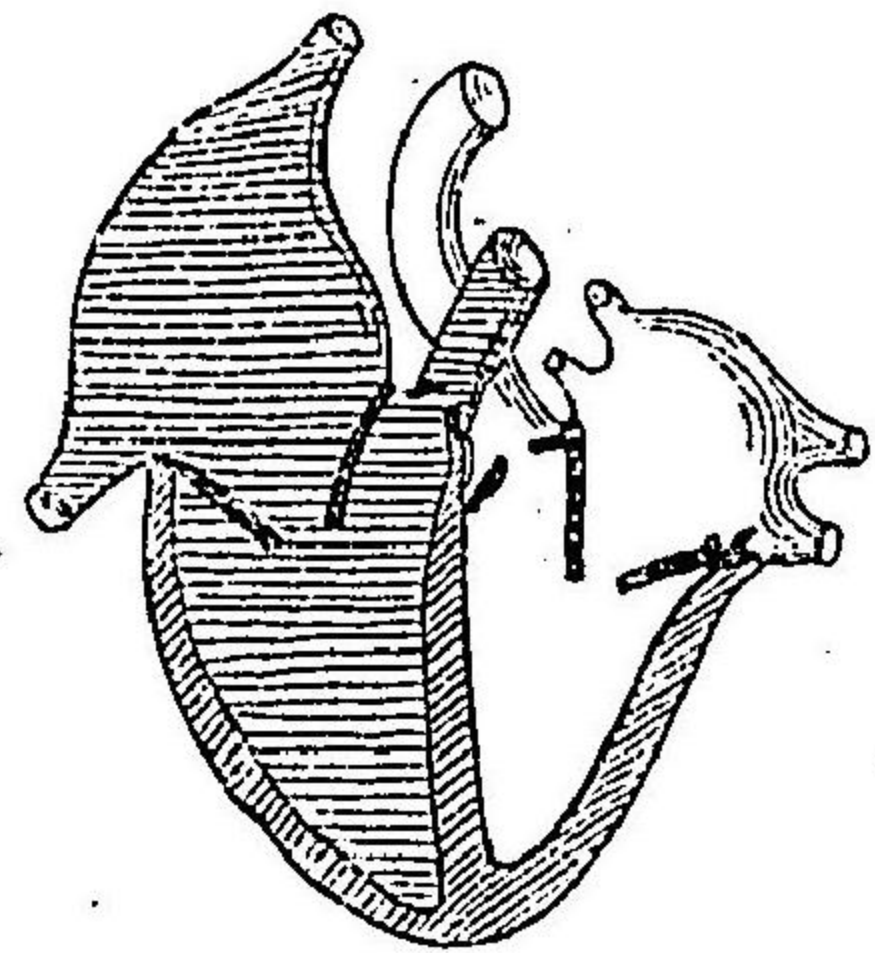
〔**交感神經**〕以上記載せる**神経系統**の外、尙意識に服従せずして獨立に身體の器械的作用即ち**血液循環**、**呼吸**、**營養**、**分泌**を正序に保持する**神慮**の一族あり之を**交感神經**又**神經節系統**と云ふ此**神經**は睡眠中或は失神中と雖も能く運營する者なり**交感神經**は**脊柱**の兩側を下行する所の二條の灰白色の長線

より成り數多の結節狀の膨脹(節)を有し且無數なる微細の線條を發出して殊に不隨意作用(即ち意識の感應を待たずして其器關の働作を營爲するを云ふ)の器關たる所の心臓、肺臓、胃、腸等に分布す

〔血液循環〕 吾人か血液と名くる所の赤色にして温暖なる生活液は數回分岐せる管腔系統(血管)に由て充分大なる速力を以て身體諸部に輸送せらるゝ者にして此血液を輸出する器關は心臓なり

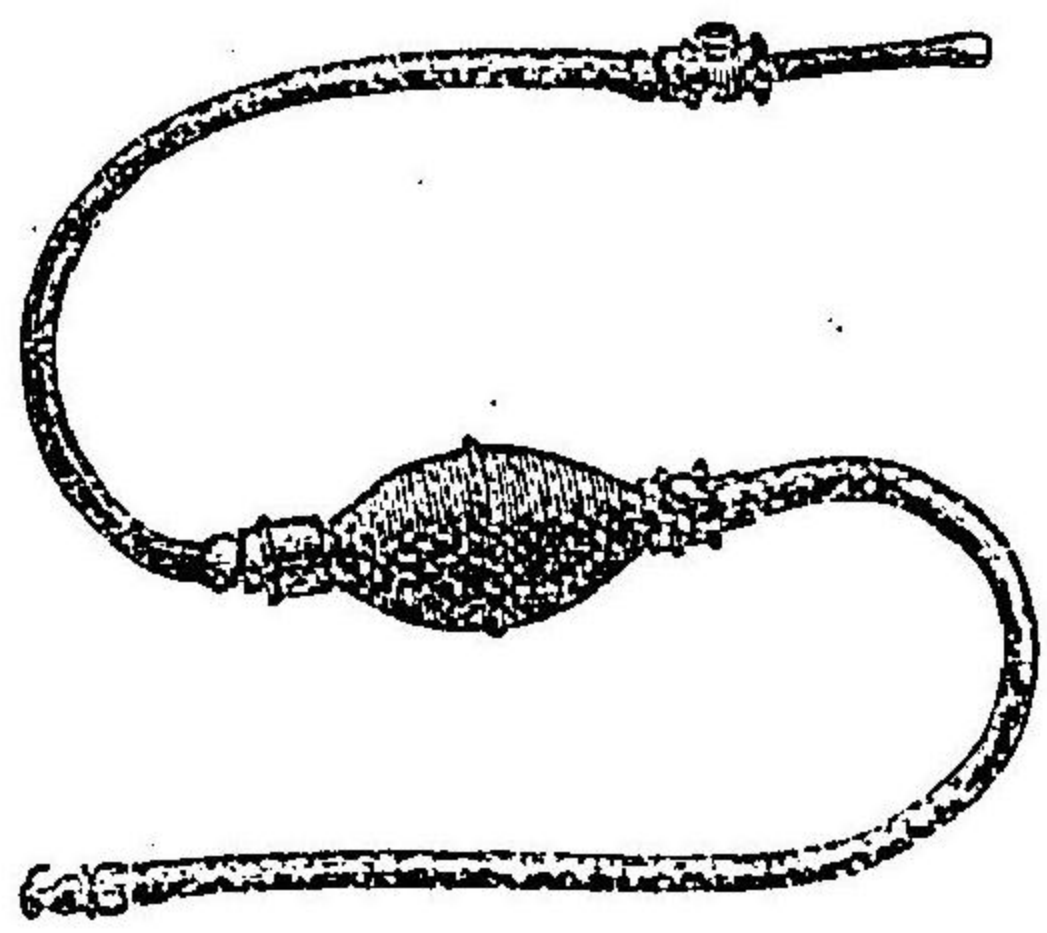
〔心臓〕は(第十圖)知覺及感覺の舍とる所にあらずして極て精巧なる肉質の唧筒裝置なり即ち一個の空洞なる筋肉にして其内部に瓣膜を有し正規の時期に於て或は收縮し或は擴張を營む者なり(第十一

第十圖



心臓の縦断面にして圖の白色部は左心にして黒線部は右心なり血液の心臓に還流して復た更に驅出せらるゝ狀況は圖中にある太き黒線即ち瓣膜の或は閉き或は開るに由て營むものなり

第十一圖



此圖は瓣膜製灌腸注射唧筒にして心臓より血液の驅出せられ或は心臓内に流入せらるゝの狀を比喩解説するが爲めに掲たる者にして恰も此唧筒を突々縮張するに由て水液の出入すると同様なるを示す

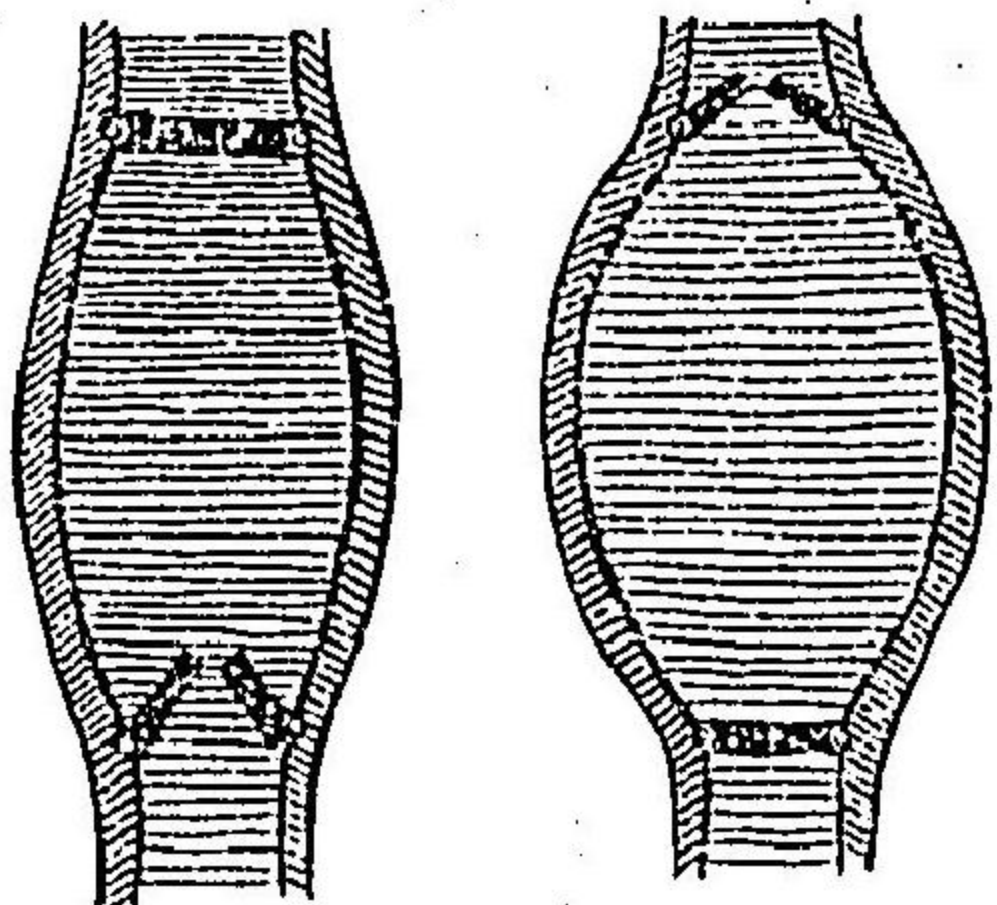
圖及第十二圖)若し此運營止むときは心臓は静止して直に死を來たす者とす

○心臓は胸腔の左側に在りて左右兩肺の間に位し心蓋より被包せられ其形は圓錐狀をなし尖端は下方

及左方に向ひ其大さ殆ど手拳大なり左右の兩半部より成り左心は全身に血液を輸出し右心は肺臓に之を輸送するものなり(第十二圖)左心よりは一條の指大なる管即ち大動脈を發出し血液を送出して益々狭細となれる弾力性の管(動脈幹、動脈枝、動脈小枝)に於て分岐す

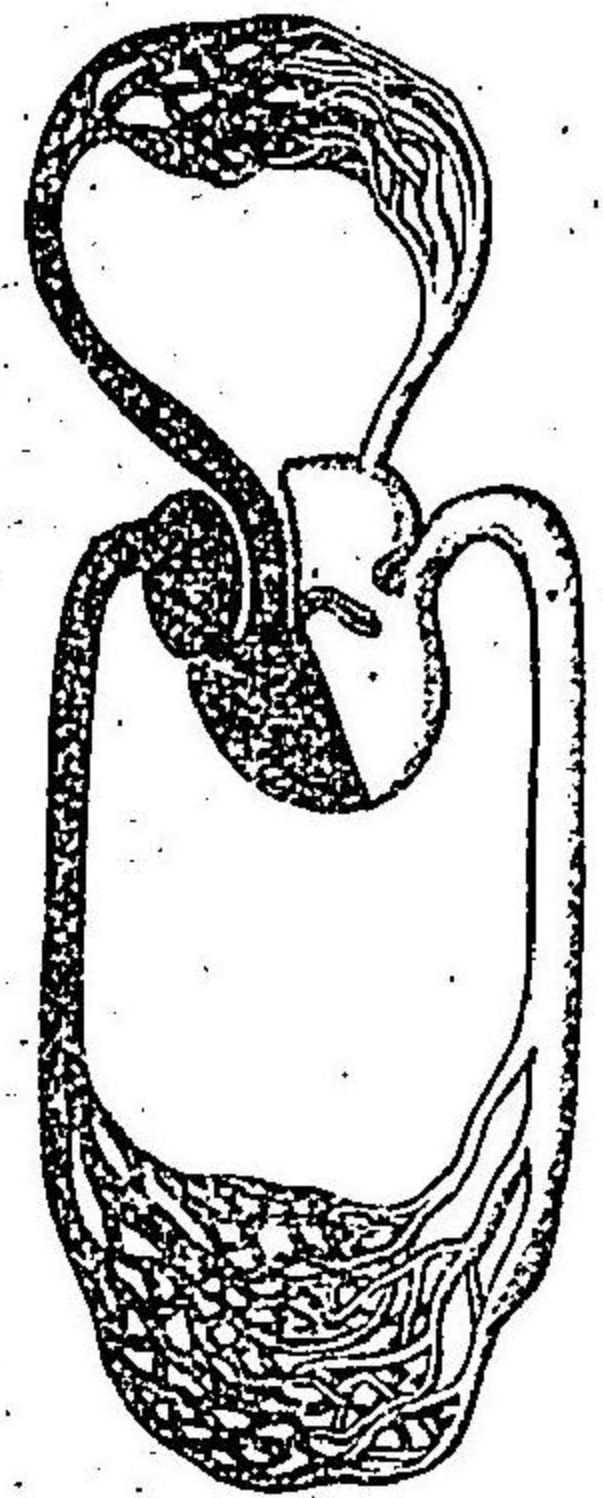
而して此動脈は其分布する所の身體部分より其名稱を得る者にして血液は此動脈に由て分配せらるる則ち心臓の縮張に由て血液、動脈中に輸送せらるゝ際に所謂脈搏を生ず即ち正規なる血液波動の響に外ならず脈搏は身體諸部に感知すへき者なり(脈搏は管に腕關節部のみならず上膊、前頸部、頭部、頸顚部、鼠蹊部に於ても觸知せらるゝ者とす)而して動脈は益々分枝して細小となり其直徑は千分の二「ミリメートル」の小管即ち遂に緻密なる毛細管網に移行す

第二十圖



此圖は心臓より動脈に向て血液の驅出せられ或は靜脈より心臓内に血液の還流せらるゝ狀況を想像せしむるが爲めに唧筒を或は縮小せしめ或は膨脹せしめて其狀を示すものなり其詳細は生理學の書に譲る

第三十圖

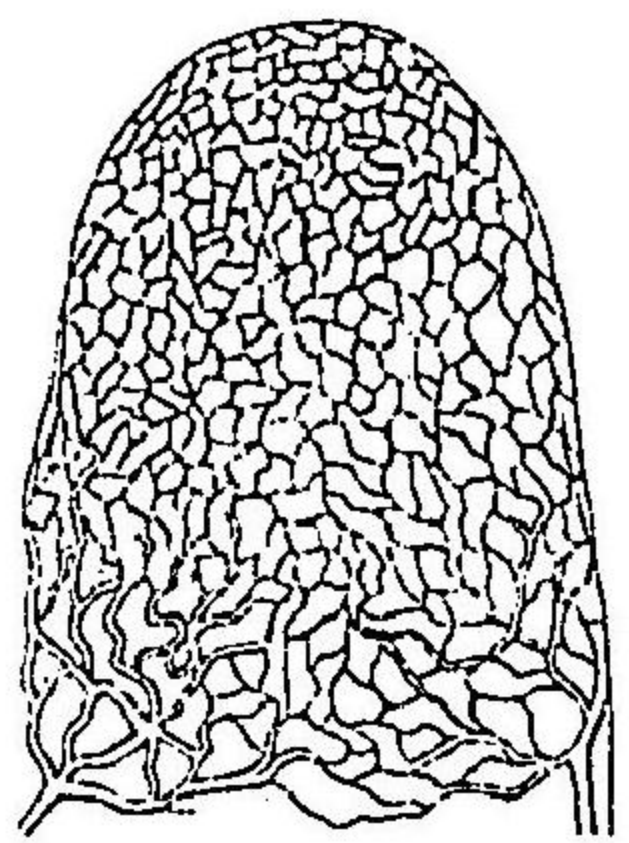


血液循環の狀況にして白色の部は動脈血にして黒色の部は靜脈血なり其管に於て毛細管の接續移行部なる細管網に移行す

此毛細管(第十四圖)は全身諸部

到る處として存在せざるはなく皮膚の赤色を呈するは此毛細管あるに由る者にして皮上より指を以て此管を壓迫するとき白色點を生ずるも其壓迫去るときは再び徐々に赤色を呈し來る者なり是れ壓迫に由て毛細管より血液を驅出せしめしに由り白色を呈するに至りしも其指壓を去るときは亦徐々に其中に血液潮流し來ればなり○人若し羞恥、憤怒等に由り精神の感動あるときは其顔面殊に額部赤色を潮するは此細脈管に迅速に血液を充漲するに由て來る者なり又精神感動に由て面色蒼白となるは血液毛細管より退去せられ身體の内部に輻瀦するに由るなり○皮膚に於て小なる刺創、切創を被るときは其諸處に此細管開口し血液は恰も海綿より流出するが如きを見る

圖四十第



指の尖端の毛細血管を示す
即ち動脈血は此部に至りて變じて靜脈血となる部なり

きは消失して見へず

○靜脈破開するとき暗紅色の血液緩急なく同度の流勢を以て流出す○動脈損傷せらるるときは鮮紅色の血液、線狀をなし急速なる流勢を以て時々斷續して噴出す即ち是れ心臟の唧筒狀の作用に由て一たびは擴大し一たびは縮小するに由るなり

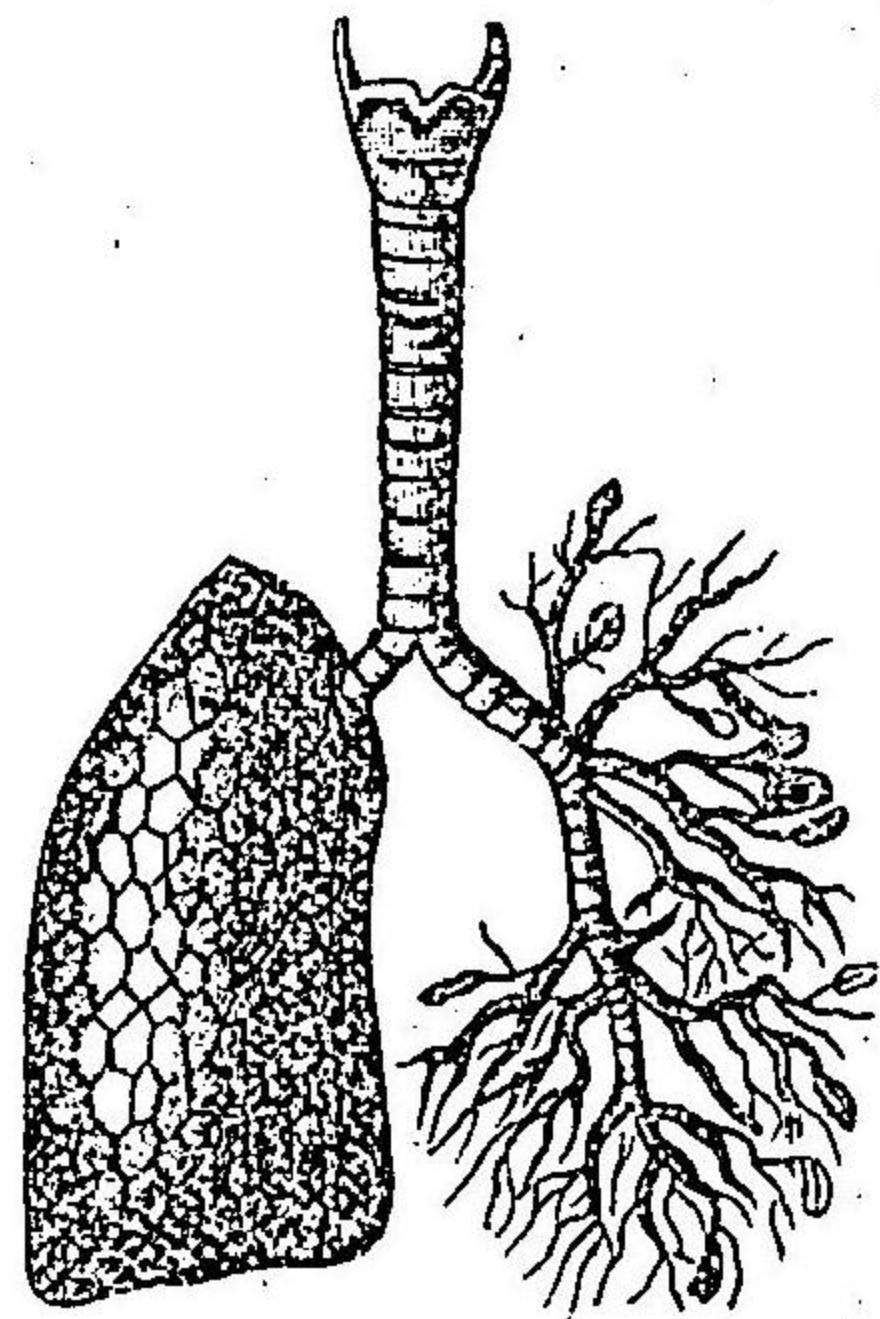
〔血液〕は澄明黄色の液體(血漿)と細微赤色の平滑圓板(血球)より成り血球は頗る細小にして唯顯微

鏡に由て大に擴大ならしむるときに見るべきのみ其血液一立方「ミリメートル」中(凡る曲尺三厘立方なり)殆ど四百萬乃至五百萬を算し大人血液の全量中には六十億を有す(體重の十三分一即ち體重百三十磅のものには十磅を算す)又赤血球の外に血液中には白血球を存す是れ膿汁を生成する原料なり血液は身體の營養及保温に向て必要なる者にして殊に其効用は主に其中に存在せる赤血球に由る者なり

暗紅色の血液は多く炭酸を含くみ鮮紅色の者は酸素に富む故に鮮紅色なる動脈血は其身體諸部を流通する間に細小脈管(毛細管)を経て酸素を其部に分與し而して其部より炭酸を攝取す是れ實に諸物の燃燒作用に比して考ふ可き作用を脈管に於て營める者にして一般に物質燃燒の際には酸素を消費し炭酸を生成すること血液に於けると異なることなし此化學的作用に由て保温及營養を營む者にして今や燃燒の終末產物殊に炭酸を合て勞敗したる暗紅色の血液は再び血管を経て心臟に歸流するときは更に清潔となり其炭酸を失ひ再び酸素を取るに由りて鮮紅色となる此炭酸を去り酸素を取るの作用は肺の呼吸に由て營む者なり

〔肺臟〕は(第十五圖)左右兩個の海綿狀の血液に富める嚢にして胸腔内に在りて心臟の兩側に位し肋膜より被包せらる胸廓及横隔膜の擴張及収縮の運動に由て或は空氣を吸入し或は呼出す者なり空氣は喉頭を経て氣管に進入し此氣管は樹枝狀をなし益々細微の枝に分岐して遂に無數の微細なる氣胞(肺胞)に終る者なり此物集合し小血循環の血管より夥多の網を組織す此細微なる氣胞中に進入する空氣よりして其小血管は酸素を攝取し之が代りに炭酸を呼出して空氣中に排除す此交換作用に由て今や

圖五十第

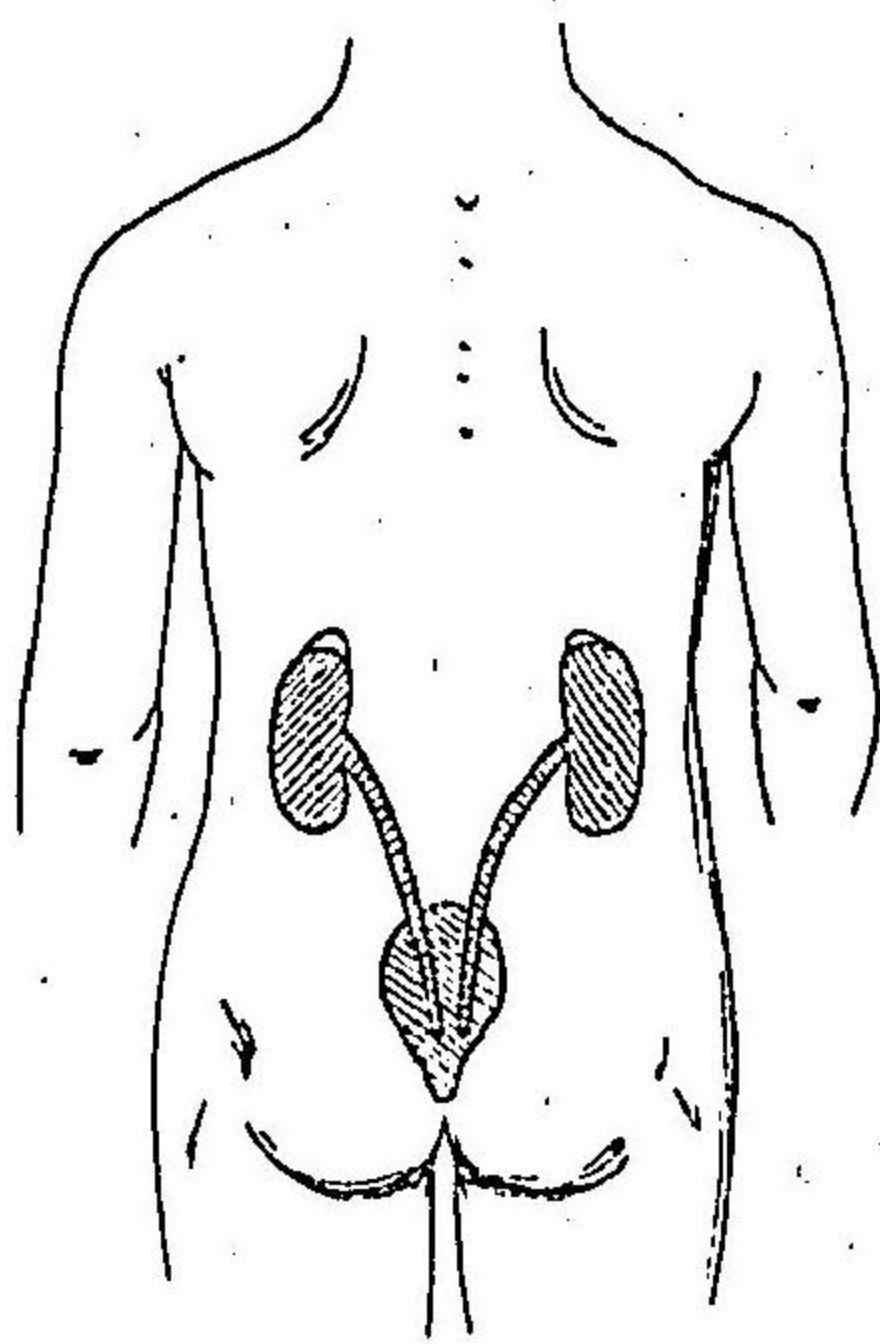


本圖は氣管、肺臟、氣管枝の狀況を示す即ち圖の最上部は喉頭に於て次は氣管なり氣管は分れて左右二枝なる此二枝は各分岐して次第に氣管枝となるなり圖の右方龜甲狀のものは肺臟の外面を示し其左方は氣管枝の肺中に於て分岐して次第に細小なるを示す其實、外面より見たる所は右方のものと同一し

再び鮮紅色となれる血液は左心に輸送せられ新に之より全身に分配せらるゝ者とす
酸素は必要の滋養成分にして、炭酸は燃焼の物質即ち費耗したる灰分なり故に營養の用をなさざるを以て之を

排除せざる可らず此排除作用若し妨碍せらるゝときは直に死を招く者なり例之、氣管狹窄、格魯布の如し故に亦之に反して毫も酸素を輸送せざるときは同く死するものにして例之排氣鐘下の鼠、有名なる「カルカッタ」の暗洞に捕れし英兵が洞内に密閉せられて悉く死せしが如し
炭酸の外向交換作用に依て排除せざる可らざる一の物質あり即ち水及尿素にして水は肺臟（呼出せられたる空氣の濕氣）皮膚（汗液）及腎臟を経て排除せられ尿素は新陳代謝の際費消せられたる含窒素成分を含み多くの水に溶解して腎臟を経て排除せらるゝものとす
〔腎臟〕は（第十六圖）左右二個ありて長形滑澤の蠶豆狀を爲し上方は腹腔の背壁に於て脊柱の兩側に位し二個の長管（即ち輸尿管）に由て多量の水と共に溶解せる尿素を骨盤の前下方に位する所の膀胱中に輸送す膀胱は之を受けて尿道より排泄し去るものとす

圖六十第



腎臟及膀胱の狀況にして左右二個の蠶豆狀の者は腎臟にして其下方にある梨子狀のものは膀胱なり其間にある管は左右の輸尿管なり

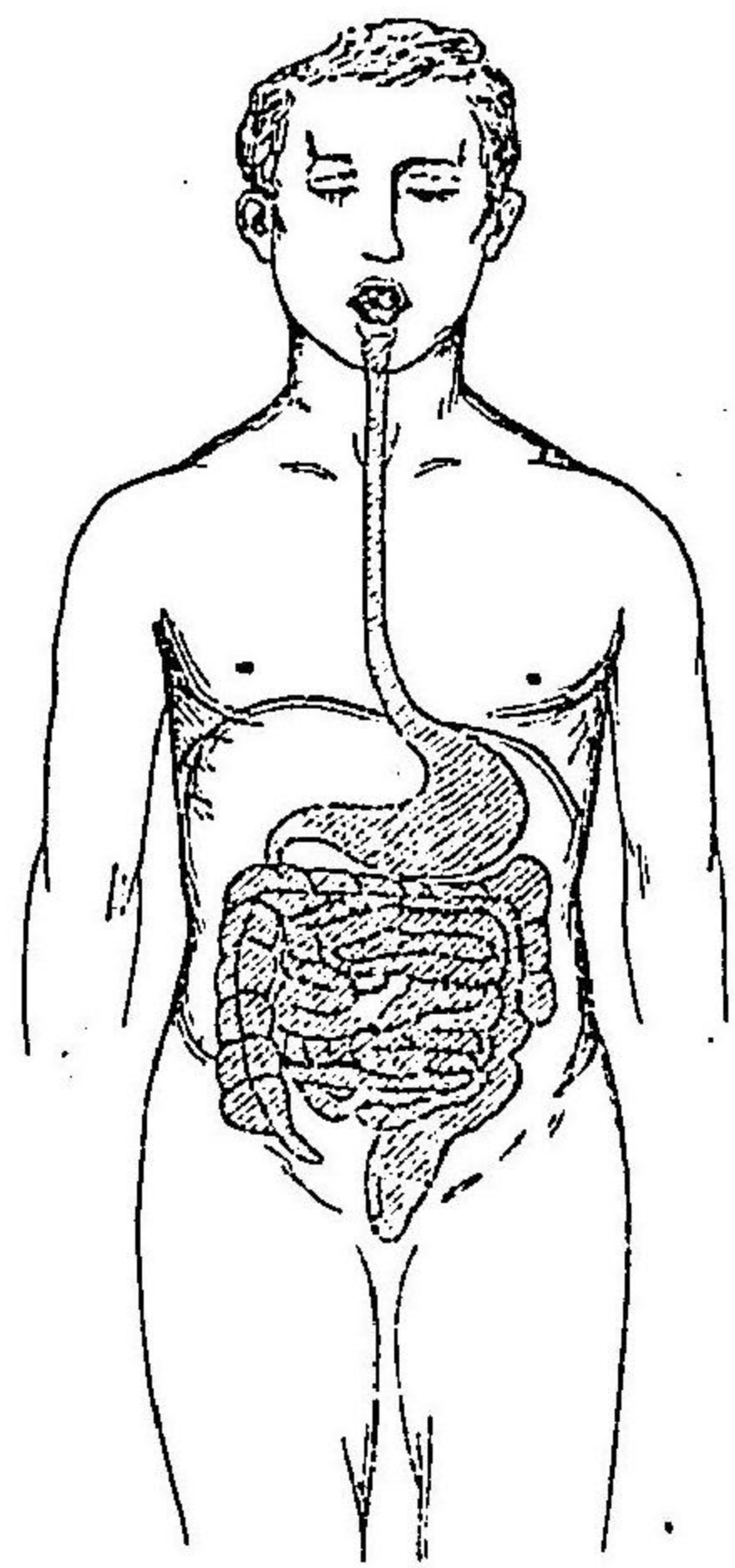
〔皮膚〕は費消せる物質の排除には其必要少からず全身を被包する所の皮膚は温の調節作用を有するが故に體温を保持するが爲め蓋護するの用をなす此蓋護を補助するものは皮下に存在せる脂肪層なり皮膚には無数の汗腺（殆ど二百萬）

ありて腎臟より排出すると殆ど同一なる多量の水を排除す（汗腺は廿四時間に殆ど一「キログラム」凡五合）の水を排除す其排除は一部は皮膚の發汗に由り一部は注視す可らざる蒸發氣（呼吸）に由る若し此水分の殘留せるときは此水分中には健康を害する多量の費耗物質を含有す（是れ皮膚癬生即ち清潔法の必要なる所以なり）

〔營養〕は身體より費耗排除せる成分を補給し其構成に供する爲めに新物質を輸送するに要する者にして食品は此目的に向て長き種々の筋質膜管即ち消化管（第十七圖）を通過せざる可らず其通路に於て種々の營養ある物質より滋養物を奪取して之を血中に輸送す而して食物は口に由て攝取し齒に由て咀嚼せられ唾液を混して咽頭及食管（氣管の後方に位す）を通過して胃中に達す

〔胃〕は大なる筋質囊にし其壁面より酸性の液即ち胃液を分泌し攝取せられたる食物に胃の運動に由て絶えず混和し此液の作用に由て食物は粥狀となり胃の收縮に由て腸管内に逐送せられ腸管は恰も蟲

第七十圖



消化器の状況にして口より順次に下方へ算すれば食道、胃、小腸、大腸、肛門はなり

消化は膽液及脾液に由て催進せらるる其膽液は肝臓より分泌せられ脾液は脾臓より分泌せらるる者なり而して滋養性の成分を奪取せられし食物の殘渣は腸管下端の終末即ち肛門より排除せらるるものとす

の蠢動するか如き作用に由て全腸管を遞進せらる此道路中腸壁に存在せる淋巴管は糜粥の滋養成分を吸収し其糜粥は乳糜となりて血中に輸送せられ此糜粥の

第二回講筵 外傷

(甲) 挫傷

挫傷とは鈍き勢力(衝突、打撃、墜落)に由て招きたる内部(殊に細小脈管)の破傷を云ふ(即ち或る物體と衝突し或は杆杖(すてき)の類)を以て毆打せらるるか或は身體の上に重量ある物の落ち來るに由り或は高處より低處に陥落顛倒するに由て發するか如き是れなり挫傷の徴候は左の如し
皮下の血液滲出(即ち血癍)急劇に發現する疼痛、腫脹及變色なり(其皮膚の變色は初め帶蓋紅色、後に

は褐色、綠色、黃色となる是れ其血色素漸次變化するに由るなり)(皮下に血液滲漏して變色するは俗に「くろとじ」又打斑と稱するもの是なり)

小なる挫傷(血癍)に有効なる處置は冷器法を貼置し寒冷なる物體を置き壓迫するに在り是れ寒冷と壓迫とに由て血液の益々血管外に流出するを妨ぐればなり

此際に當り若し皮膚の外尙重要なる内部器關(即ち腦髓、脊髓、肺、肝等の内臓)に振盪を受けしときは直ちに同側の不快の現症を呈す例之、腦振盪に在ては失神、人事不省、眩暈、嘔吐を發し、肺の振盪症は鮮紅色の泡沫ある咯血を起し、腹部の振盪は腹部に劇痛を覺ゆ嘔吐を發し死體様の蒼白色を呈して失神し時として卒死を致す而して肝、脾、腸の破裂したるときは多量の血液或は腸内容物は腹腔内に注ぎ滿るに至る然るときは甚た急劇に死に陥る者なり

此の如き急卒の際に臨み世人(醫師にあらざる人)は如何の處置をなす可きか蓋し左の方法を施すべし

- (第一) 即時に醫師に報知する事
- (第二) 身體を壓迫する狭屈なる衣服を脱し去る事
- (第三) 負傷者若し顔面蒼白を呈し或は氣を失ひたるときは頭部を低く下げて適宜に横臥せしむる事
- (第四) 脈搏已に感知すべからざるときは顔面及胸部に水を噴注する事
- (第五) 醫師甚だ遠く隔たりて之を招く能はざるときは注意して患者を醫家に送附する事然れども挫傷後直に患部を壓迫するか爲めに適宜に繃帶を施し其上より氷嚢を貼し或は冷水を濕

したる布片を以て寒冷法を施すは適當の處置なるか故に醫の命令を待たず行ふも素より差支なし(負傷者運搬の方法は後條に詳なり)

(乙) 傷創

創傷とは皮膚も亦破開せる所の外傷を云ふ者にして創傷の種類を分つと左の如し曰く切創、刺創、銃創、挫創、裂創となす

創傷の危険は其廣狹及深淺に由りて異なり就中、損傷せる内部器關(脈管、神經、骨、肺、心、腦、他の内臟等)の貴重なるや否に關する者とす故に刺創及銃創は其創小なりと雖も反て危険多きものなり何となれば刀尖或は銃丸に由て身體の内部に位せる重要なる部分を損傷し且つ折骨片、刀尖、彈丸、衣服の破片等の如き他物の創中に殘留するを以てなり

蒸氣機關及大砲に由る外傷は傷を受たる内部に於ては破裂、壓潰、碎壞して急劇に死に陥るに至る或は若し四肢に負傷するときは即時に之を切斷するを必要なりとす

創傷の治癒は左に掲ぐる二様の状態に従ふ

- (第一) 左に掲ぐる状態の創傷は化膿を起さず微細なる線條の癢痕を結び治癒し得るものにして之を第一期癒合と云ふ(第十八圖)此種類の治癒は常に認むるを得べきも唯左に掲ぐる状況に於て期す可きのみ
- (第二) 創傷の邊緣綿密に互に接着せられ得る時
- (第三) 其創縁は血液或は創液に由て浸透せられざる時
- (第四) 創傷は安靜に定置して外部の障害物を防ぎ得る時

圖 八 十 第



圖 九 十 第



- (第一) 創傷汚穢ならず、毫も塵埃を殘留せざる時
- (第二) 創傷治癒の第二期類は、徐々に化膿を起し、たる後、新に粗糙なる顆粒狀物所謂肉芽を生じ、廣く且平なる赤色癩斑に由て治する者是なり(第十九圖)此種の治癒は夏季なる狀況を具へず左の如き狀況あるに際し發する者なり
- (第三) 多分の皮膚を失ひ、兩創縁を互ひより集合し難き時(尖肉創、創創)或は其創縁、挫碎し生

活機不完全なる時

- (第三) 血液或は創液の爲めに創縁再び兩方に壓開せられたる時
- (第四) 受傷部を安靜に定置する能はざる時、例之下脚を以て起立歩行し上肢或は手腕を以て種々の業務を行ひ或は負傷者を運搬するに不適當なる時即ち戰時に於ては往々避け難き際の際の如し
- (第五) 創傷不潔なりしか或は充分清潔に消毒せざる時

夫れ創傷の不潔なるは腐敗を喚起し此腐敗は亦其化膿を惹起する者にして此膿汁は再び創縁を排開する者なれども創傷治癒を始むるときは創中には赤色顆粒狀の肉芽を形成す之を贅肉又新肉(第十九圖を見よ)と云ふ此新肉は創面化膿せる後は漸次之を充實し且永く赤色を遺す所の廣き癩痕を以て被包せらる

然れども化膿及創中の腐敗は、許多の危険なる病症(所謂創傷病)の門戸を開く者とす之か爲めに許多の負傷者及手術を受たる患者、死亡に陥る者なり例之負傷者、受術者夥く一處に群居せざる可らざる軍陣

病院に於けるか如し此に屬する創傷病は左の如し曰く進行する炎症及化膿、創熱、創傷丹毒、病院脱疽、膿熱、(膿毒症)血液中毒等なり

近時外科學は實に創傷療法に於て頗る非常の大進歩をなせるを以て化膿及創傷腐敗の原因を精密に檢知し此腐敗并に之に由て發起する創傷病を防禦し得る方法を發見するを得るに至れり

故に「俗間の人々は如何に負傷者を處置すべきや」の疑問に答辯するの前提理解を助くるか爲めに勢先づ短簡に「醫師は如何に創傷を處置するや」を説明せざる可らず

夫れ何れの場合に於ても悉く初めに説明したる創傷の治癒(即ち化膿せず第一期癒合に由る者)を得ることを務めざる可らず

(一) 此目的を達するには其創傷を縫合するに先ち醫の手及器械をば熱湯に浸し嚴重に刷子にて清刷し次て防腐藥液に浸し亦嚴に刷子にて清刷すべし器械及綑帶は煮熱するを最良とす

(二) 而後、創傷の近傍及其創傷其者若し不潔なるときは之を清潔となし次て其出血を丁寧に靜止せざる可らず之を止血するには大なる直徑の動脈に於ては結紮するを常とす(古來結紮に絹糸を用たれど現今は石炭酸を以て防腐せる微細の腸脈を用ゆ是れ創中に溶融する者なり)

(三) 若し止血したるときは縫合或は綑帶に由て創縁を接合すべし小なる指創に於ては英國紳創膏を以て足れりとす

(四) 創傷を受たる身體部分は其創傷の全癒するに至るまでは眞に安靜に固定せざる可らず故に通

常創傷の充分癒痕を結ぶまでは甚だ丁寧に綑帶を施し之が固定に注意するを要す(曩昔は毎日或は一日數回之を交換せり)然れども其綑帶を除去せる後も亦負傷したる肢節は尙暫時強劇の運動及他の有害なる動作を防かざる可らず是れ然らざれば新生の癒痕は再び離開して化膿を發起すればなり

(五) 創傷療法に在て最も緊要なるは防腐法なりとす是れ吾人が現に最小の創傷に於ても經驗する所にして此防腐法に由て化膿を防禦し且之が爲めに第一期癒合に由て治癒し得ればなり

防腐法は一は嚴重なる清潔法にして一は腐敗を防ぐ性質ある藥劑の供用なり即ち此藥劑は腐敗を誘起する最微小の有機體(バクテリア)を撲殺する所の性質を具ふ蓋し此腐敗毒は塵埃或は惡臭腐敗の物質等なれども凡て嚴に清潔とせざる物品中に存し人體に頗る危険なるものにして此腐敗發起毒が一たび血中に到達するや指に小創を被れる後も直に全身中毒の症狀を發すると世間往々見る所なり故に針或は鋼筆を以て手を刺傷し數日の後に至り其人死亡し或は然らざるも一肢を切斷せざる可らざることあり即ち是れ全身中毒を發し來りしが爲なり此の如きは常に腐敗性物質或は針に附着し或は不潔なる物體に接觸するに由りて其創中に進入し來る者なり

吾人が防腐劑又は消毒劑と稱する物質は石炭酸、撒里失兒酸、硼酸、「チモール」、格魯兒亞鉛、沃度仿誤、昇汞、「クレオリン」、「リゾール」、「ゾルウエオール」、「クレノール」等なり故に先づ此防腐劑を以て創傷及其隣接部、指、器械を清淨し且創傷を綑帶する所の種々の物品(綿、ユーデ、ガーゼ、木綿等)を混合且

浸漬すべし

抑も俗間の人々は負傷の際會して如何に處置を施すべきやの疑問を説すべし

醫師は俗人をして其方法に向て最も緊要なる者と認むる所の左の原則を服膺せしむべし則ち其原則は創傷者に害を與へざるに在るのみ

夫れ創傷に向て不潔の危険なることは前條已に説明せるが如し故に綿散系、絆創膏、使用せる海綿、不潔なる布片を創傷に接觸す可らず又不潔の指を以て創傷を把握す可らず外見上にては端麗且繊細なる手にして若し豫め直接に熱湯及石鹼を以て刷清せざる時殊に爪縁を清潔にせざる時は最不潔なるを免れず故に必ずや消毒液を以て清刷せざる可らず

砂、土、汚垢に由て創傷不潔となる時は只清潔の水及清潔の布片(手巾、浴巾等)を以て創傷及其周邊を洗滌するを得可し又澄明の井水、湖水、河水は已むを得ざる危急時に用ゆ可きのみ一旦煮沸せる水は其煮沸に由て腐敗發起毒の枯死せるを以て稍優るものとす

最良の法は所謂防腐藥を水に混合するに在り故に毎家上述の防腐性溶液(石炭酸、唯純石炭酸は強き腐蝕性を有するを以て純品を與ふ可らず「リゾール」も亦然り、撒里失兒酸、ハロウ酸「クレオリン」の一壺を貯藏すべきは大に希望する所にして此藥液は各藥舖より購求するを宜しとす「クレオリン」液は一茶匙の純「クレオリン」を半「リ」リのみに混し又「リゾール」は約二十滴を等分の水に加へたる者を用ゆべし

創傷の繃帶

蓋し醫師の未た來たらざるや清潔なる一片の麻布或は綿を此防腐液に浸し創傷の繃帶と爲すときは負

傷者に少しも障害を與へざるを以て誠に安全なりとす

然れども創傷甚く不潔ならざる時は其創を洗滌し又之に接觸し又は無用の検査を行はずして唯其有害の件を防ぐか爲めに清淨なる乾燥繃帶を以て被覆するを最良とす

創傷若し一層の凝血塊を以て被包せられたるときは決して此凝血塊を拭ひ去り或は洗ひ去らんとす可らず何となれば之か爲めに更に出血を招くとあればなり

近傍に醫師なきに由り負傷者を遠方の醫家に運搬せざるを得ざる時は布片或は紐帶を以て創上に豫め假りに施して之を固定し且同時に負傷したる手足を支持する事に注意せざるへからず其如何に之を繃帶すべきやは俗間の人々も之を練習して知らずんばある可らず

創傷より劇く出血する者の處置は後條に論述する所に就て知る可し

戰時に於て近傍に醫師の存在せざる時は兵卒各自携帶する繃帶小包の助に由て自身或は其同輩に繃帶を施すを得可し

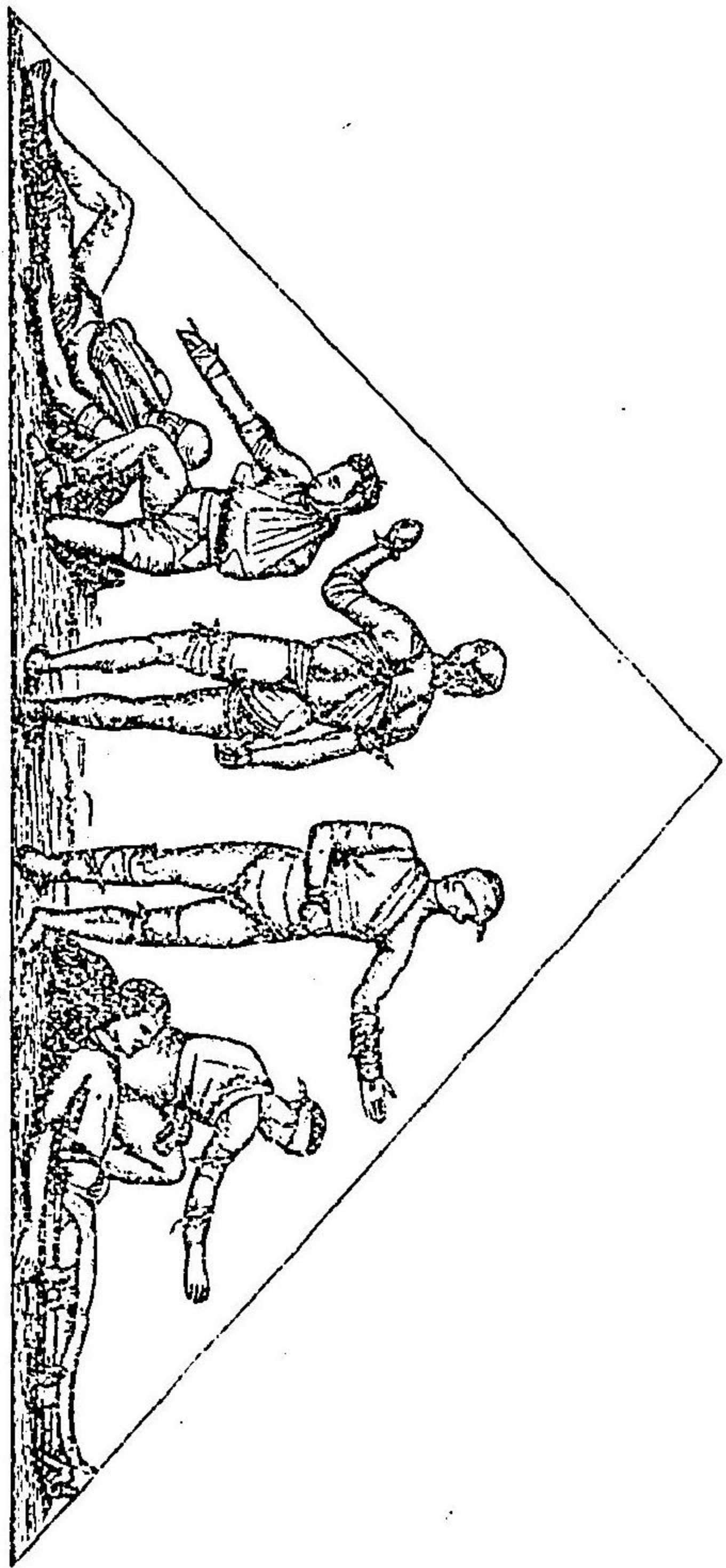
此繃帶小包は可及的、適當且輕便なる装置となすへし「エスマルヒ」氏が此目的に向て構造せし所の小包は即ち三角布繃帶(用法の圖式を添ふ)食鹽加身水に浸せる綿紗二枚(創上に貼する者)及同様に製せる綿紗繃帶一枚(創上に固定す可き者)を包藏す

三角布繃帶を以て許多の繃帶を接着し且到る處として入手し得べき者なるが故に三角布繃帶の用法を練習すべし之を練習するには豫め左件を注目すべし即ち此繃帶の目的は三あり

(一) 蓋護するに在り(即ち外來の有害、例之、運搬の動搖、汚染、塵埃、砂の竄入、日光の曝照、昆蟲の

- (一) 留等を防ぐ
- (二) 壓迫を興ふるに在り(即ち創面を壓縮し、出血を豫防し或は静止する等に在り)
- (三) 安静ならしむるに在り(即ち損傷を保持し或は副木或は軀幹に固着し身體の筋肉を動搖せしめざる等なり)

國 十 二 第



「ヘンデル」氏の三角布繙帯を示す

凡て此目的は、三角布繙帯に由て達するを得べし此繙帯應用の有様は第二十圖に概示するが如し

出血のつづること

創傷を被むるときは必ず出血する者とするは創傷は脈管を損傷すればなり然れども出血の状況と其危険なるや否は破開せる脈管の種類と大小に従て甚だ種々なり

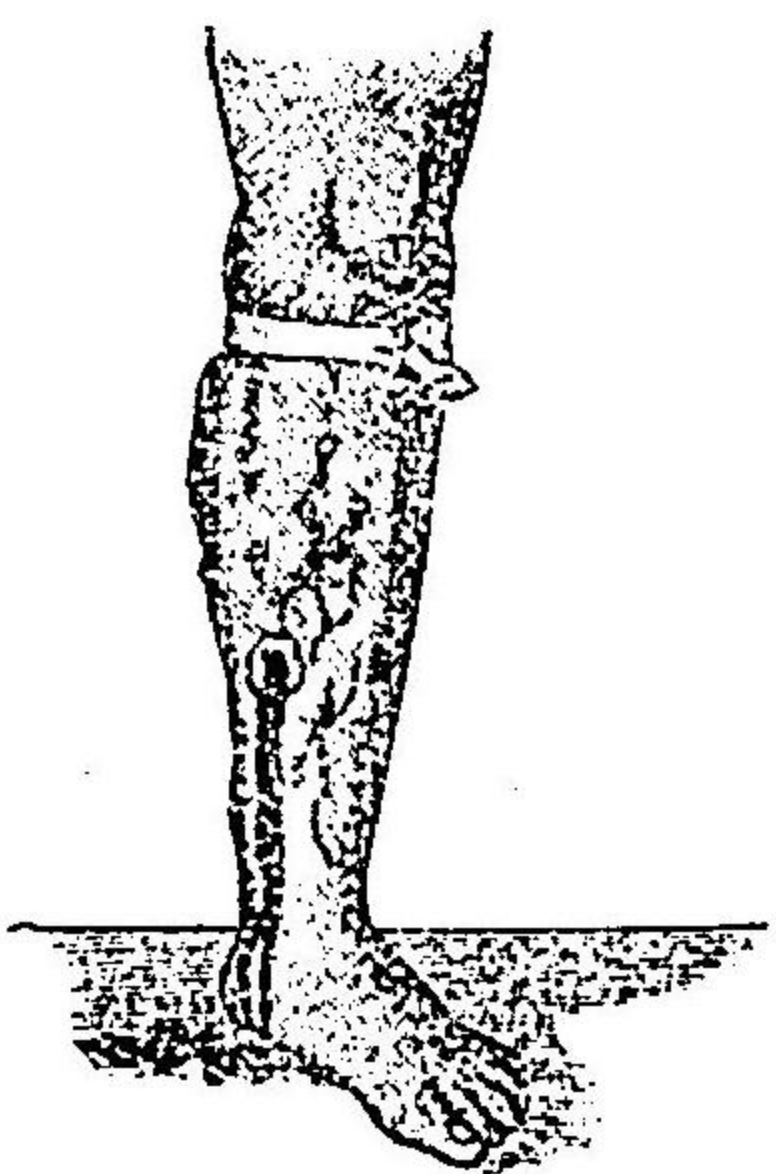
血液若し創傷より流出するの勢力甚劇しからずして海綿より滲出するが如きときは只小脈管(毛細血

第 廿 一 圖



動脈の負傷したるもの

第 廿 二 圖



静脈の負傷したるもの

管)の損傷なり暗紅色(黑色)の血液、緩急同度の勢を以て流出し且創の上部を壓迫するに由り流出益々劇しきときは大なる静脈の開口せる者なり然れども鮮紅色の血液強く線状をなし時々斷絶して迸り出づるときは動脈の損傷(第廿一圖)にして其生命甚だ危険なり損傷せる小動脈管或は静脈の小量なる出血は多くは創部を壓迫し或は互に創縁を壓迫し或は自然に閉止する者なり何となれば切斷せられたる小脈管の斷端は収縮して細小となり且血液は創中に於て粘着膠様なる一塊をなし凝固すればなり負傷

せる肢節は鉛直に高處に舉上すれば足れり然るときは血液の著く減少すればなり(舉上せる上肢と下垂せる上肢との色の差異を以て知るべし)

損傷せる靜脈の出血(例之、下脚潰瘍の靜脈怒張せる者の如し)は時として止血に困難なることあり何となれば出血部の上方を衣服(襪紐)の爲に纏縛すればなり(第廿二圖)此纏縛を緩解せる後は此出血は輕壓を施し肢節を舉上するに由て靜止す

然れども大なる動脈の損傷は創上を壓迫するにも拘らず鮮紅色の血液絶えず流出し遂に出血に由て死を招くの恐あり

此際に於ては迅速の救助必要なるを以て即時に醫師を招き或は負傷者を醫家に送致すべし而して必ず脈管を結紮し其出血を靜止せざる可らず

然れども負傷せる者未だ醫療を受けざるに先ち死亡するとあるが故に俗間の人々は必ずや暫時の間其出血を制止することを知らざる可らず

出血するを壓迫して止むる法

簡短にして最も効驗ある止血法は其創甚大ならざるに於ては強く創上を壓迫し或は創傷部の上方に於て動脈の本幹を壓迫すべし而して負傷したる四肢は高處に舉上すべし然るときは血液の流出自ら緩徐となるを以て後ち創傷及び負傷したる四肢は衣服を脱却或は切破して軀幹に至るまで裸出すべし

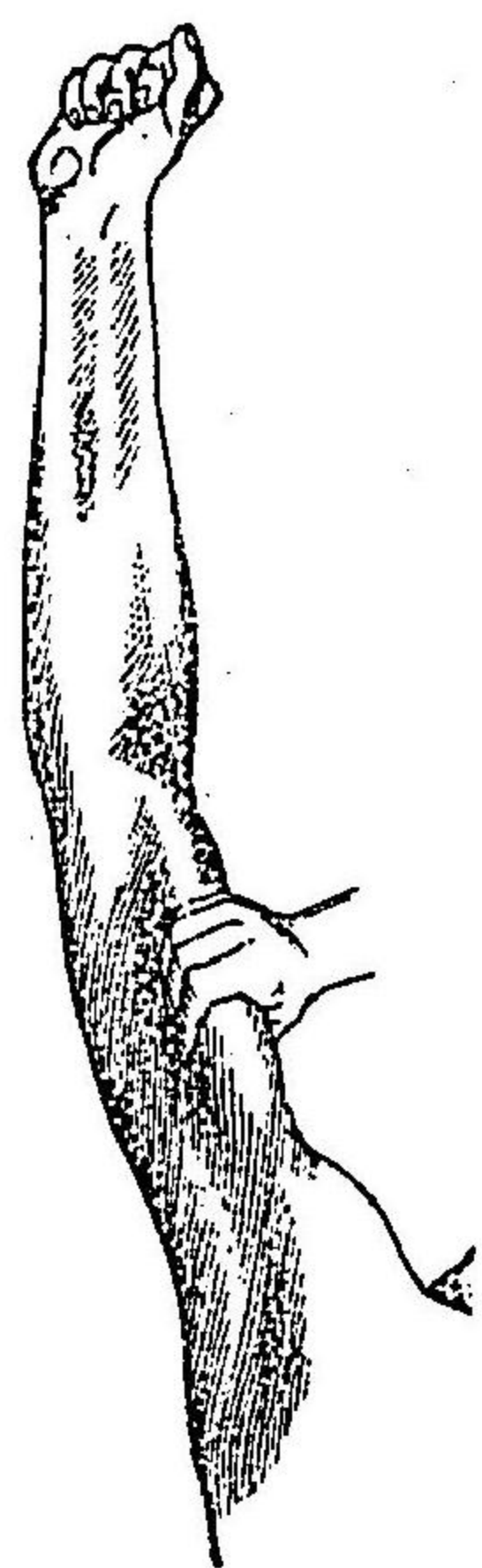
而して後創上に麻布(手巾)折り重ねて置き手を以て壓迫し細帯或は布片を以て纏絡し固く創口に向て壓迫すべし此の如くするにも拘らず血液噴出するときは動脈の本幹を創傷の上部(心臟と負傷部との

間)に於て探求し指頭を以て強く壓迫せざる可らず

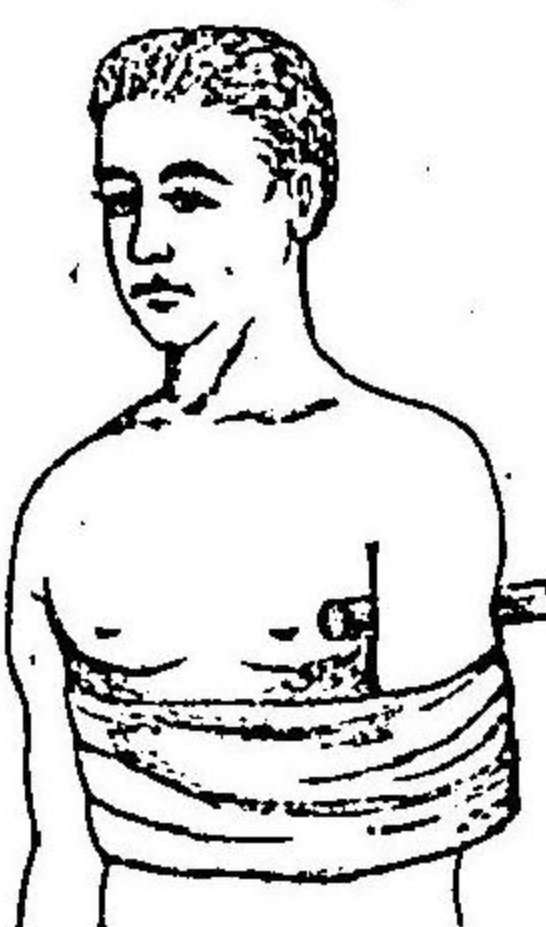
身體中動脈の淺處に位して著く壓迫し得べき部分あり而して之を壓迫するときは出血を制止することを得、今左に其部局を掲ぐべし

〔上膊〕に於て上膊動脈に壓迫を施すべき部は上膊前面の筋肉隆起せる處の内側にあり(第廿三圖)即ち其胸部及上膊の間に太き杆、條、或は傘を置き之に對して膊を布片にて壓し動脈を押壓すべし(第廿四圖)を見るべし又二本の木杆を膊の内側と外側に置き布片に由て之を結縛するときは平に上膊を壓迫するを得へし(第廿五圖)

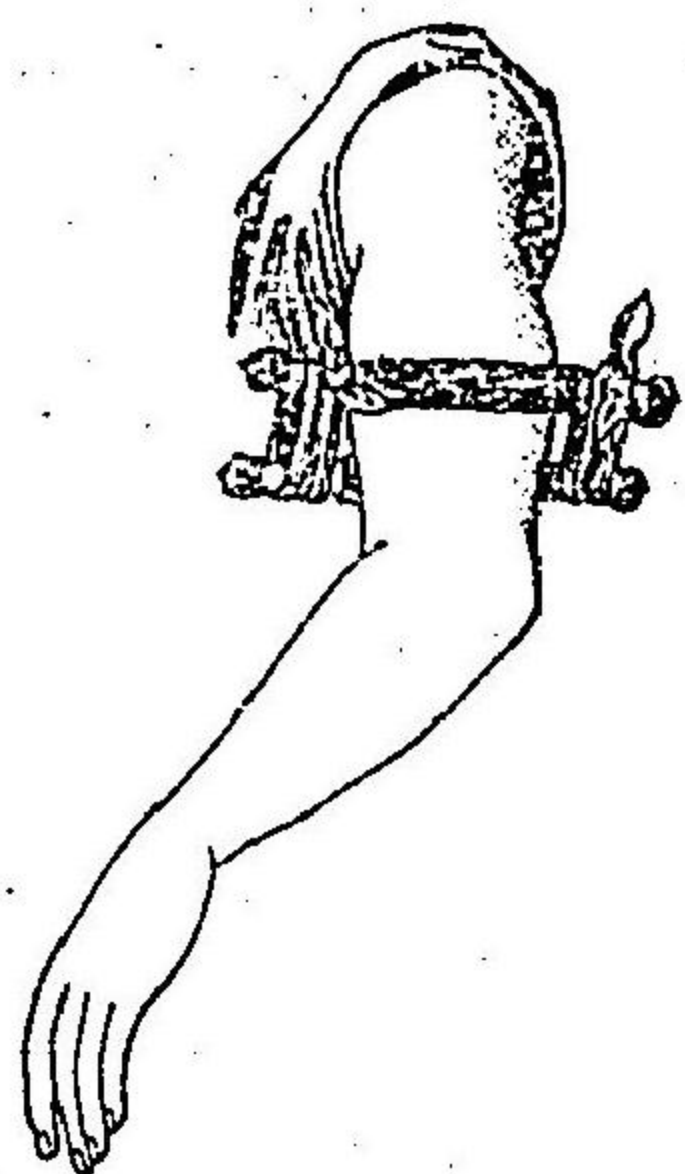
圖三廿第



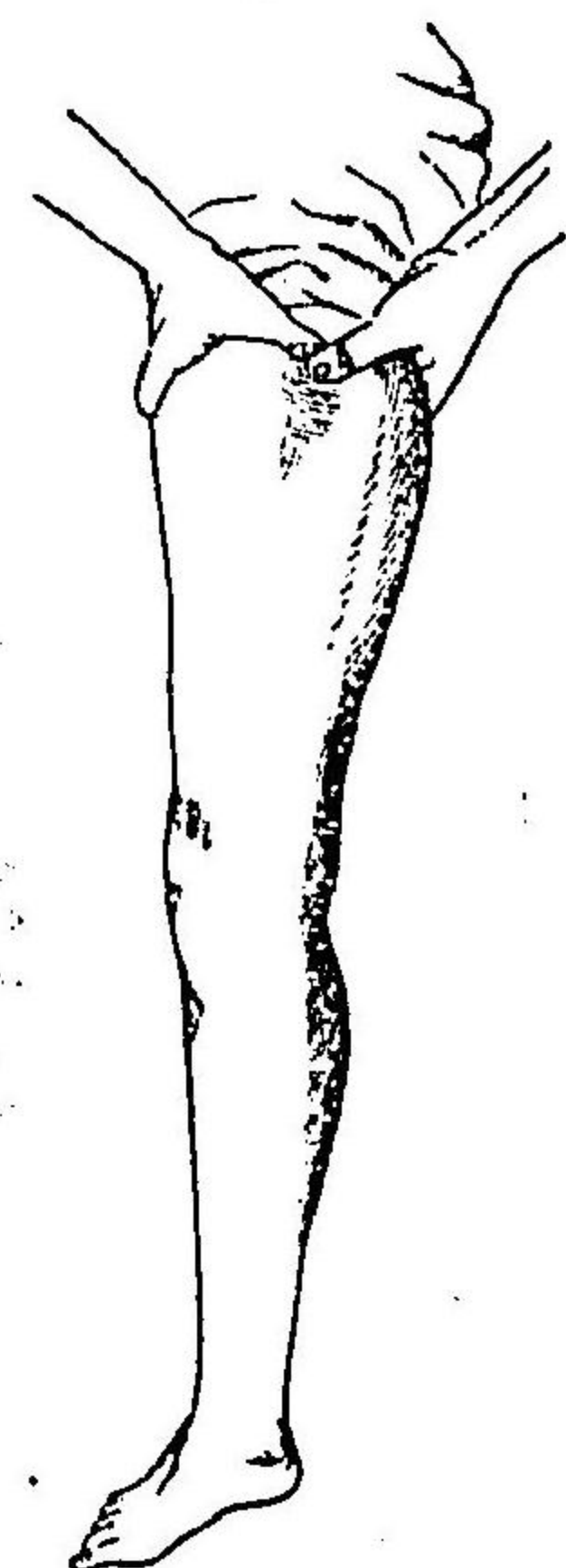
圖四廿第



圖五廿第

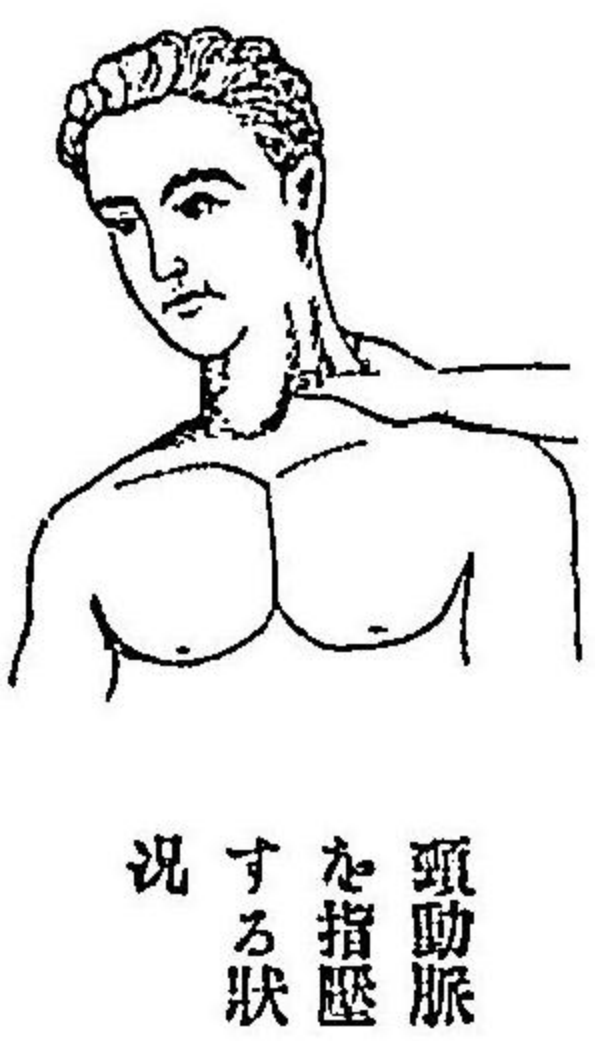


圖六廿第



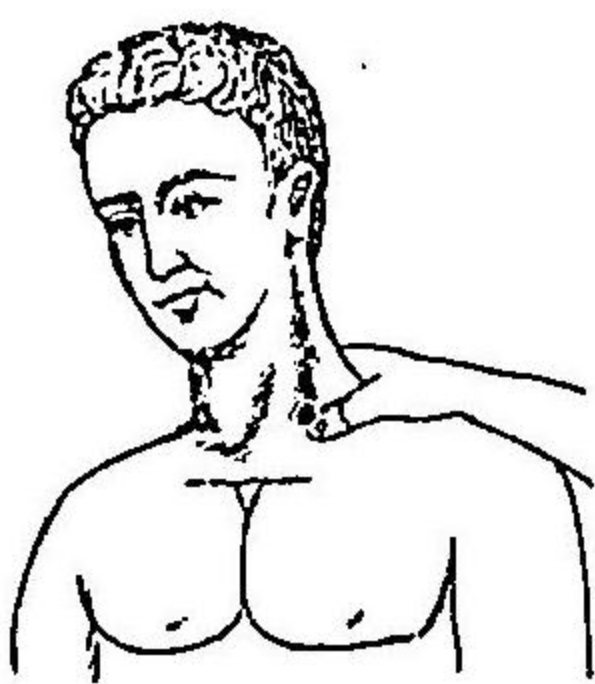
〔上腿〕に於ては動脈は其前側に於ては密に鼠蹊窩中央の皮下に位す(第廿六圖)を見るべし
 〔頭部〕に於ては乳頭筋の内側に於て大なる頸動脈を後方頸椎骨に向て壓迫すべし(第廿七圖)頭首を
 後方に反張するときは高く皮下に隆起せる喉頭部の兩側に斜に後上方に向て筋肉の緊張する所を生ず
 是れ即ち乳頭筋の緊張に由る者にして頸動脈は其内側に位す

圖七廿第



頸動脈
指壓
状況

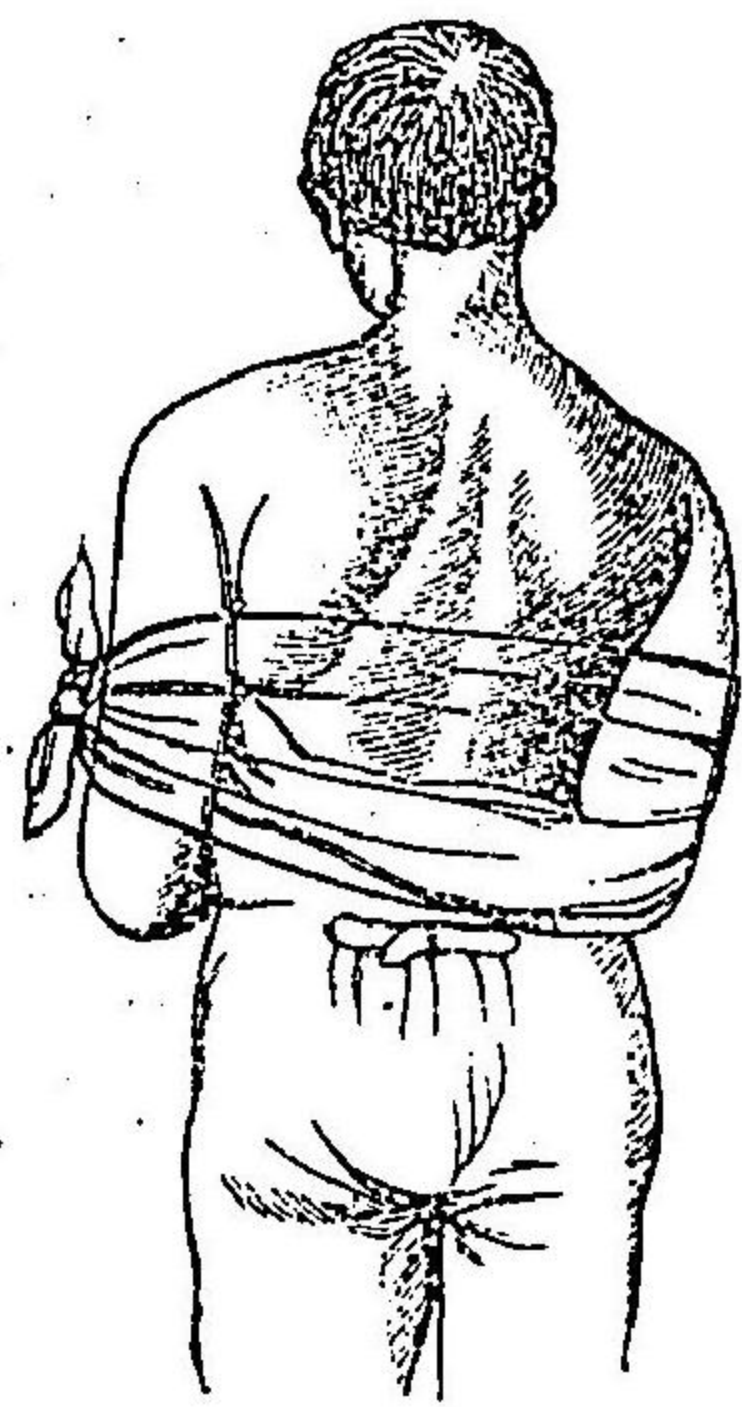
圖八廿第



鎖骨下
動脈を
指壓す
状況

腋窩に於て膊の大なる動脈損傷するときは其主幹を頸部の鎖骨胸ノ最上部チ左
右ニ横タルハ骨上方に於て肋骨に向て壓迫するを得可し(第廿八圖)他の上肢を以て後下方に強く肩胛を壓迫し以て鎖骨を下降せしむるときは其下に位せる大なる膊動脈を壓迫するを得(第廿九圖)此部に於ては往時は醫師其流血を制止するに壓迫止血器を安置したりき

圖九廿第



然り而して指を以て一定部を壓迫するに由り出血を制止せんと欲するには一分は其局部の精密なる

解剖上の學識を要し一分は或る練習及熟練を要し醫家の治療若し遷延するとき強力及忍耐を要する者なり

弾力を有する物例之護謨帶を以て止血する方法

負傷者を運搬するに當り亦適當に定置せる壓迫止血器は動もすれば移動し易くして壓迫の利益よりも却て多く害を招く者たり故に簡單にして安全なるは弾力性纏縛を用ゆるにあり即ち血液をして毫も尿管を通して流出し能はざらしむるが爲め肢節の一部分に於て弾力性の糊帶或は護謨管に由て纏縛する方法なり若し弾力性紐帶を以て強く肢節を纏縛するも尿管を壓迫するが爲めに一回轉の力にては充分ならずと雖も同一の部分に於て數回纏縛するときは此部に於て毫も血液は流出する能はざるの強度に達するものとす故に正當に此纏縛を施すや忽ち出血は閉止せざる可らず然れども此纏縛充分に強からざるときは却て忽ち其出血増劇するを見る何となれば之に由て唯、心臟に血液を歸流せしむる淺在の靜脈を壓迫するも心臟より血液を射出する動脈を壓迫せざればなり故に却て鬱血の生ずるを免れず

是を以て古昔の脈管壓迫器は其紐帶延展して壓迫力を失ひ或は壓枕移動するや却て屢々害を招く者たりき

故に軍隊の救急車、鐵道、郵便局、消防署の救急函及外科器械函には新製の脈管壓迫帶を具ふ是れ則ち弾力性紐帶或は護謨管なりとす(第三十圖)

〔弾力性紐帶の必要〕故に「エスマルヒ」氏は弾力性股衣懸紐を創製したり其紐帶は一條より成り

(第三十二圖)而して最も強壯の男子に於て股動脈を纏縛し得る長を有する者にて何人も此の提携帶を具ふ可きが故に自己或は他人の手脚或は下脚の出血を静止するを得べし(第三十四圖)若し戦時に於て兵卒各自之を携ふるを得ば戦場の出血に於て容易に狼狽に陥らざるなるべし

圖 十 三 第

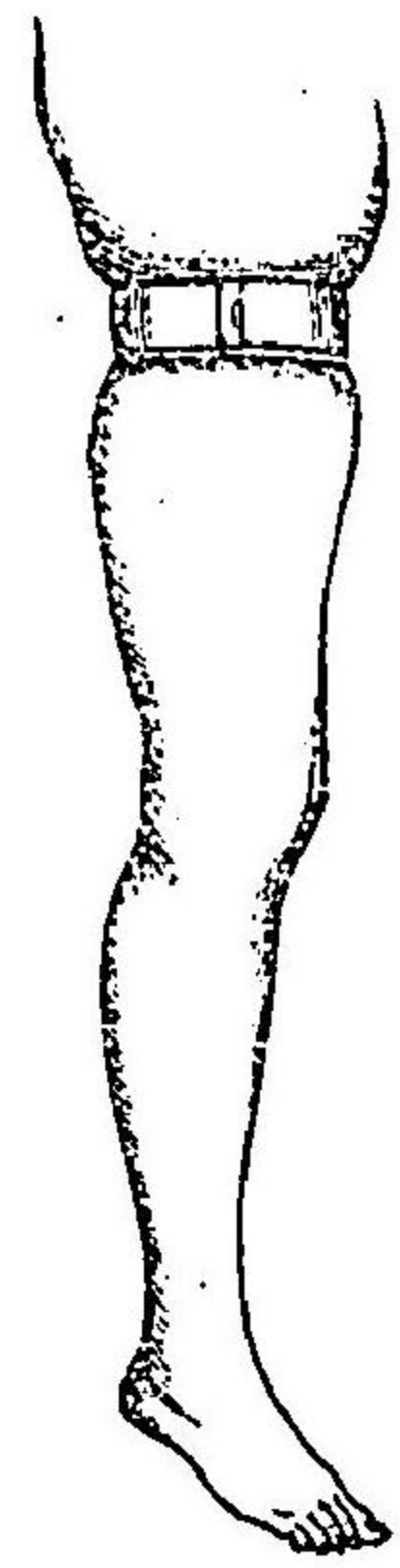


圖 一 十 三 第

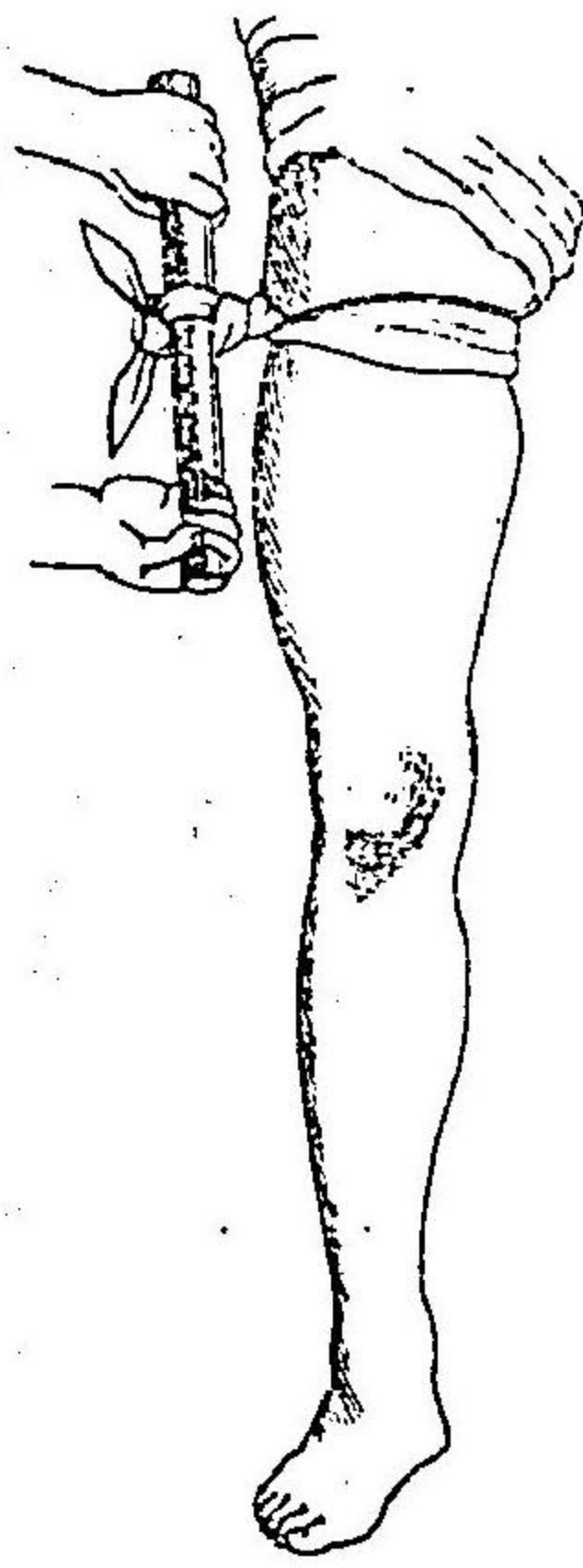


圖 二 十 三 第

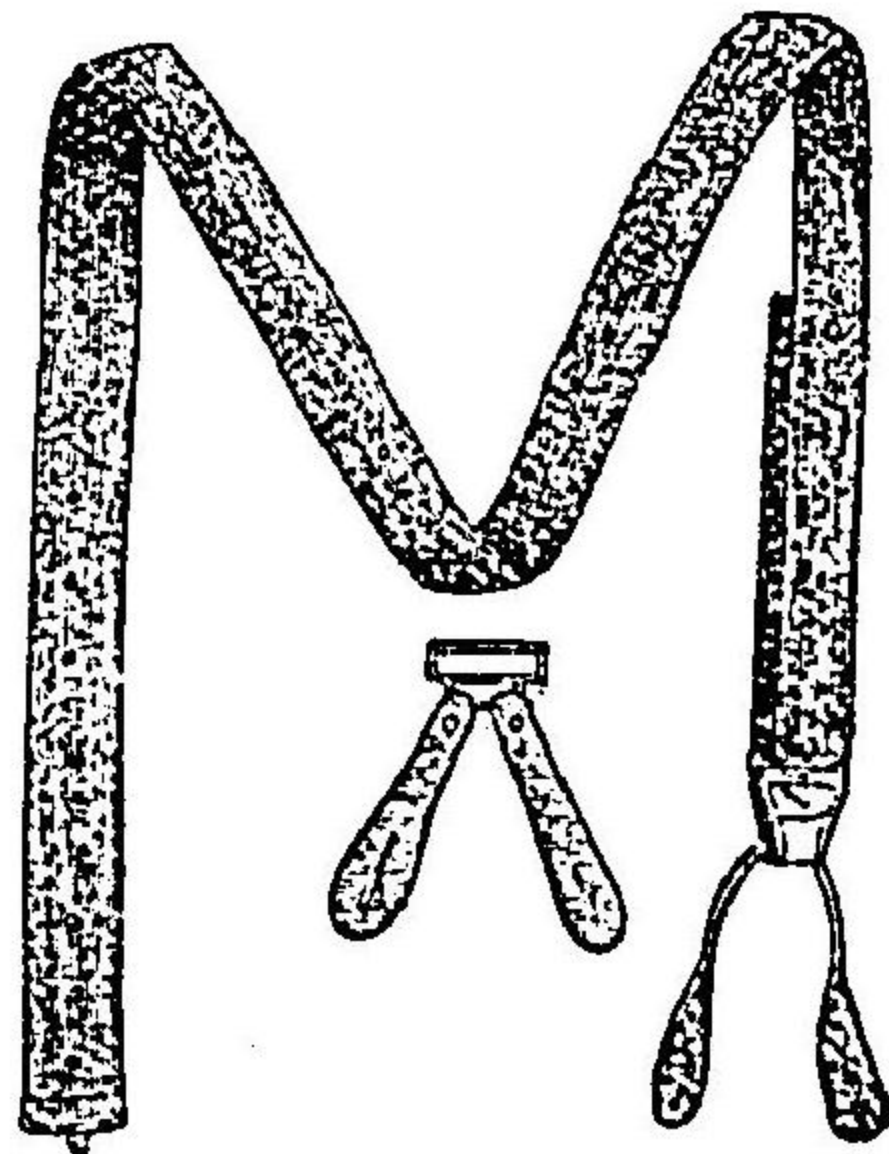
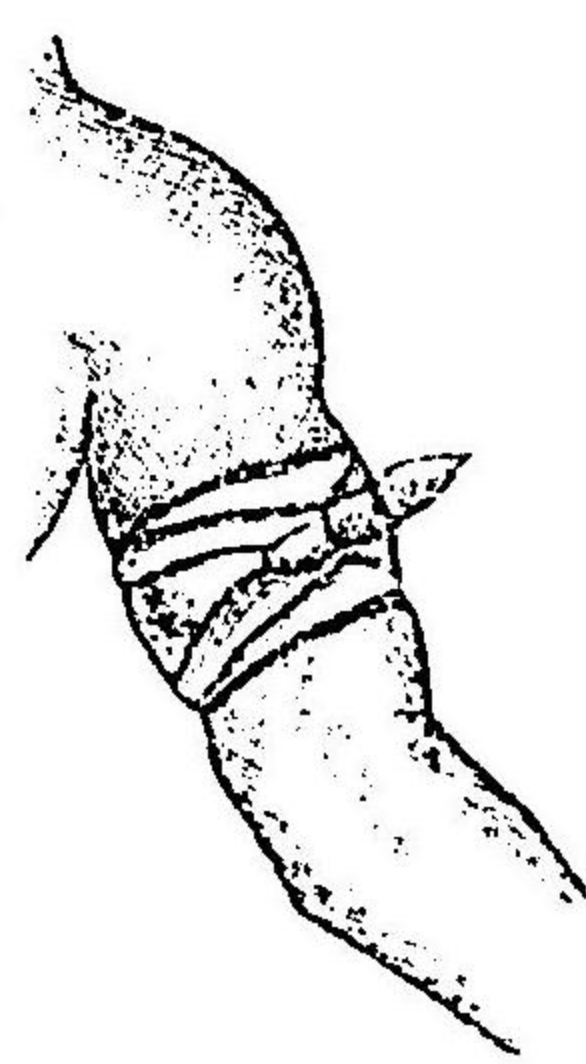


圖 三 十 三 第



然れども亦各種職業の人即ち旅行家、獵夫、職工、鐵道役人、警察官、憲兵等が此紐帶を携持するは實に必要缺くべからざるものとす何となれば此等の人は之を以て屢々自己或は其同胞を救助すべき場合に遭遇するを以てなり(第三十四圖)

然れども此脈管壓迫帶を得ざるにありては他の方法に由て救助せざる可らず

例之、麻布の細帯あるときは成る可く固く之を纏ひて縛り數回其一部分を卷きたる後ち善く其終端を結びて多量の水を注ぐときは此濕潤に由て遂に強く収縮して其壓力を増加し壓迫し得るに至る

又布片(拭鼻巾或は手拭)の他、何物をも所持せざる時は之を巻布となし接着するか爲め四肢を放解し終端を善く結縛し杆條(杖、鍵、銃臺、樹枝、鞘を有する劍、裝丸杆)を布片の下に置き之を出血の静止するに至るまでの間、卷回すべし(第三十一圖及第三十二圖)

而して弾力性纏縛は諸般の場合に於て其奏効頗る卓絶するものなり何となれば其作用強力にして大に持續すればなり

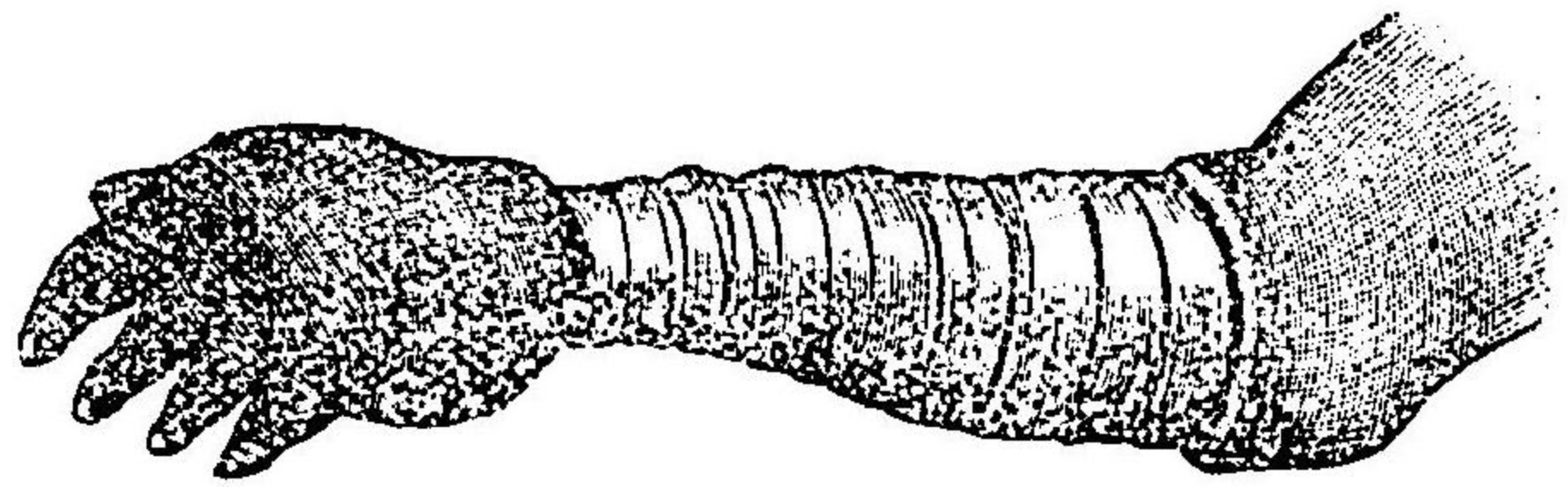
一たび弾力性紐帶を以て結縛して止血するの奇効あるを見たる者は甚しき出血に遇ふときは動もすれば第一着に此紐帶を用ひんと欲するの過失に陥る者なり然れども是れ其宜しきを誤れる者にして例之、劇しく出血する指を直に結縛するか如きは是なり此指の如きは其部分を高位に保ち堅く纏縛して創上を壓迫し且動脈幹を壓するときは自然に止血する者なり然る後ち弾力帶或は其代用品を用ひて強く結縛すべし

如何の方法を以てすれば負傷せる部分に血液を輸送するを防ぎ隨て其出血を防止す可きやを問ふときは

第三十四圖



第三十五圖



亦壞疽狀に脱落(寒性壞疽)すればなり
是を以て一部分に綑帶を施すこと不適當にして堅たさに過ぐるときは大害を招く者とす故に或部分に綑帶を施すに忽ち其綑帶したる下方の部分に著く浮腫を誘起する者にして若し速に之を解き放さるるときは寒冷壞疽を生ずるに至るは第三十五圖に示すか如し須く綑帶用法の練習時には此件に注意せず

は負傷者を其及ぶの限り神速に醫家に送致するを最大急務なりとす是れ身體の一部分を充分強力に結縛するは甚長く堪ふる者に非ればなり則ち管に之を持続するときには疼痛を起すのみならず三乃至四時間以上血液の循環し來らざるときは其結縛せられたる部分も

んばある可らず

余が尙熱心に戒めんとするは所謂止血劑を使用する事にして往々之を其出血する創中に填塞する者たり其の藥舖より購求せる者(格魯兒鐵綿)たると民間劑(屋隅の塵埃より採取せる蛛網)たるとを問はず之を用ゆるは有害なりとす

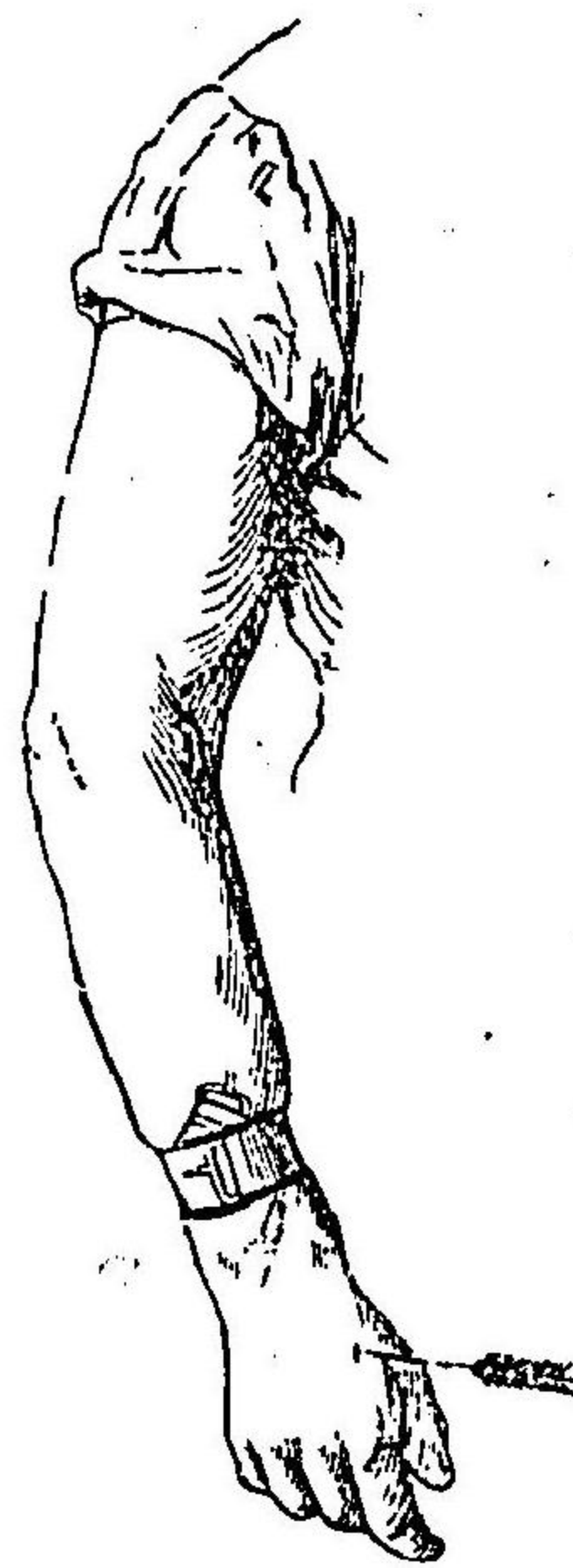
但し此の如き藥劑に由て著しからざる出血は能く靜止し得べしと雖も適當に用ひられたる壓迫は多くは確然此目的を達する者なり各種の不潔は創傷に有害作用を及ぼす者なるは已に述べたる所にして此の如き藥劑は多くは只有害を招くのみ或は然らざるも第一期癒合に由る迅速の治癒は障害せられざるべからざる者なるは明瞭なりとす

毒創

〔毒創〕は狂犬或は毒蛇の咬傷或は有毒の鎗、箭(熱帶地方に於て)「アニリン」色素に由る汚染に由て誘起せらるゝものにして其毒物は創傷より淋巴管を通して直に心臟に輸送せられ血液に混して全身に蔓延するを以て頗る危険なりとす其中毒を防ぐ爲めには速に創の上部にて肢節を固く縛縛するを必要とす(第三十六圖)而して之を縛るには弾力性の紐帶(提携帶)を最良とす其他、紐或は布片にて固く杆條を夾みて結ぶべし

而して最初に毒物を吸取(唇に損傷なきとき)或は燒灼(火力、炭火、熱刀、燒火箸、火藥)或は腐蝕(石炭酸、硝酸、腐蝕加里)に由て除去することを務む可し毒蛇咬傷に在ては礫砂精を創内に點入し且酒類(強葡萄酒)を多服せしめ酩酊せしむべし近時醫家は百倍の格羅護酸液を皮下注射器に半分を皮下に注入

圖六十三第



し良効を得たり而して即時に醫師を招き治癒を加ふ可し其疑わしき犬は之を緊縛し且看視し直に撲殺する勿れ

此の速に全身に影響する毒に在ては其部分を彈力帯に由て結縛し被害者

をして其惡結果を免れしむるを得べけれども其瘀衝を發したる部分例之、血液の中毒せられたる者に於ては丹毒等を發したる部分を結縛せんと欲するの大過失は頗る不幸なる非命の死を來す者なるは自ら理解するに足らん

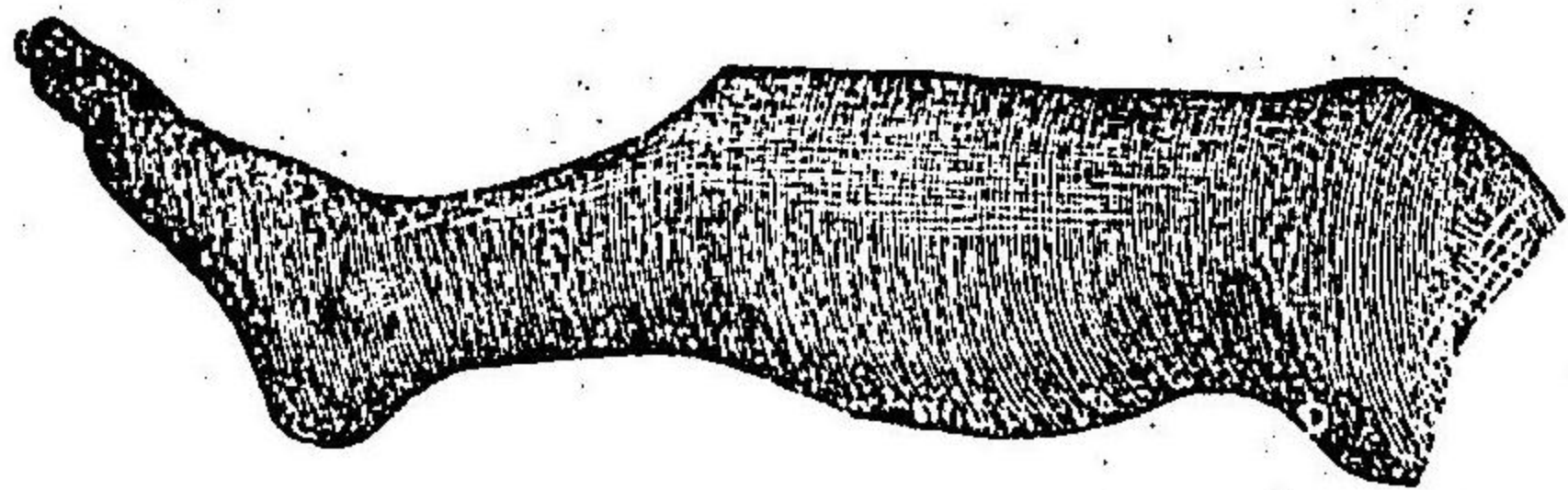
昆虫(蚊、蜂)の螫刺に於ては其疼痛ある赤色なる部分に一滴の礮砂精を點滴し若し其螫刺されたる部分に刺棘あるを見るときは謹て之を除くを以て最良の法とす

第三回講筵

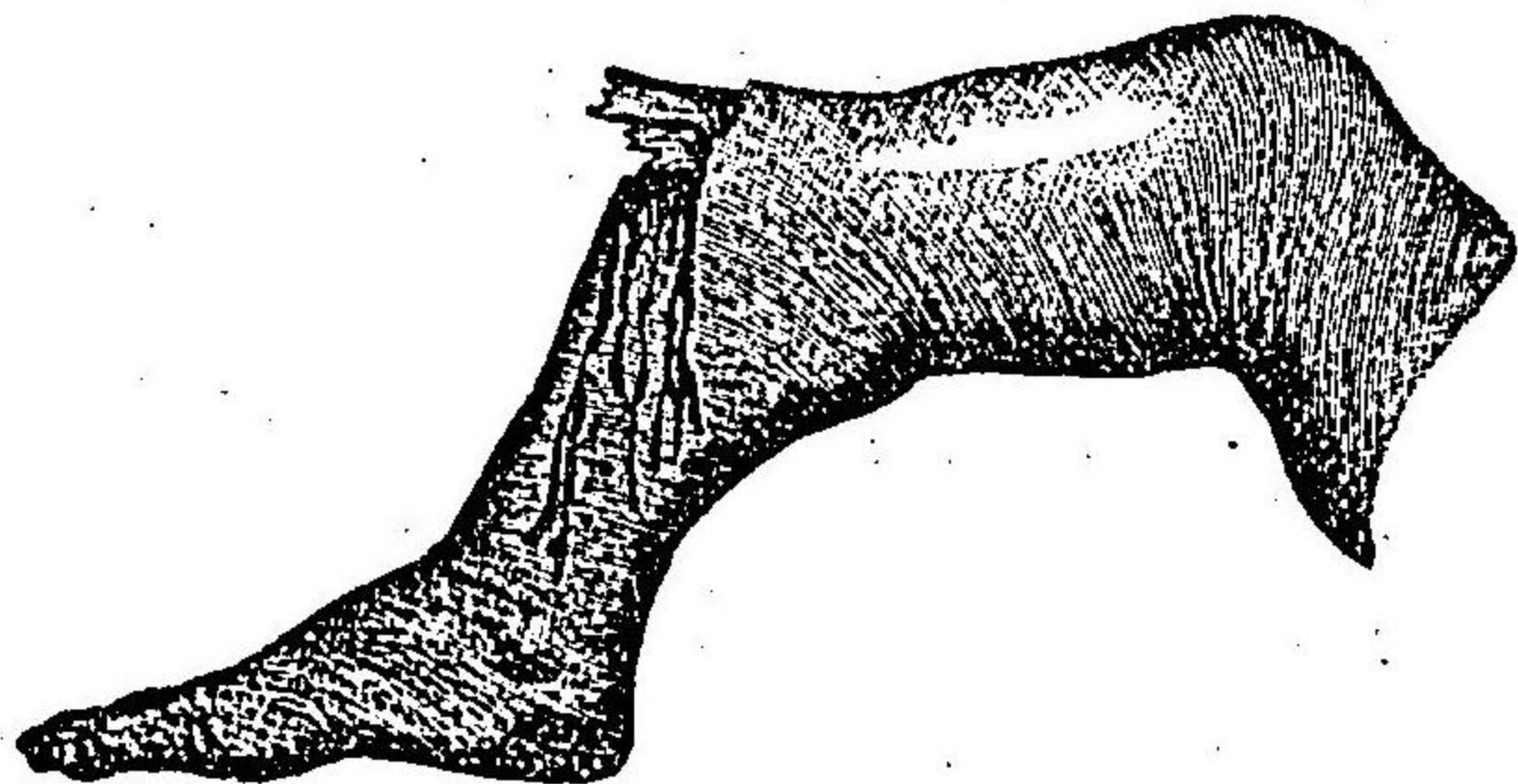
○骨折 はねをうちおりたるもの

骨は其性堅固なれども亦脆き質を具ふ故に硝子或は陶器の如く外力(衝突、打撲、墜落、飛躍)の作用にて破碎し其際、聴取すべく或は感知すべき雜音を放つ今茲に骨折を區別して單骨折及複骨折の二とす

圖七十三第



圖八十三第



若し骨の折るゝと共に皮膚損傷せざるときは之を單骨折(等二十七圖)と云ひ若し損傷すべき暴力の作用(例之、銃丸)に由り或は尖りたる骨片に由て皮膚の内部より創傷を皮膚に生ずるが如きは之を複骨折(第二十八圖)と云ふ即ち例之、一男子樹上より墜落し下腿を破折し骨は其皮膚を穿通して地中に突入せしが如きを複骨折と云ふ

出し難ければなり但し複骨折に於ては骨端は創外に現出するを見るも多くは再び創内に隠退するを以て凡て骨折に遇はゞ複骨折と看做して縛帯すべき者とす吾人は何に由て骨折たるを認知す可きか

○骨折の徴候

(一)には、肢節の屈曲或は短縮を呈す

(二)には骨折側に於ける異常の運動
 (三)には其部を接觸するとき及之を動かすときの劇しき疼痛及其肢節を運轉する能はず
 (四)には運動するに際して硬き軋聲を感ず

骨折の徴候たるや上述の如しと雖ども近來「ヒュータール」氏の説によれば骨折を斷定するに於て最も緊要なるは疼痛及皮下溢血なり

(甲) 疼痛は實に一種特異なる者にして患部を按壓して其骨折部に至るや忽ち患者は其顔貌を變ずる者なり而して其折傷したる部を壓するときには疼痛劇烈なるも其部の上又は下に至れば按壓するも殆ど疼痛を感知することなし

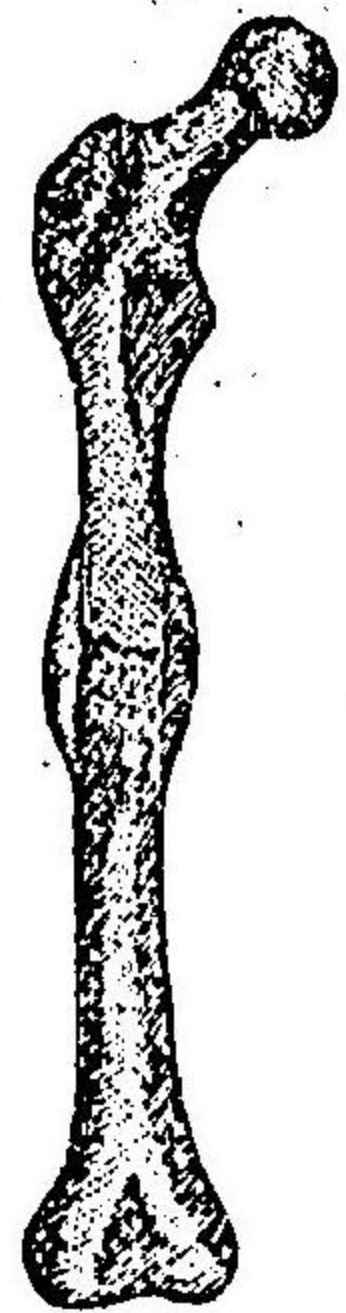
(乙) 次に必要なる徴候は著しき皮下の溢血にして其部大に變色するものなり斯く多量の出血あるは骨中に存する小脈管の破開せられて收縮すること克はざるより出血閉止せざるに由る

以上の二徴候(折傷痛、溢血)あるときは已に骨折たるを定むるに足る往時必要の徴候とせし軋聲は患者をして劇痛を感せしむるのみにして現に負傷する者雖も此徴候を缺くこと頗る多く又骨折部の異狀運動は軋聲検査の際同時に知るを得べきも亦現れざることあり故に疼痛及溢血に由て骨折たるを斷定し得る者には此等の検査を行はざるを長とするなり

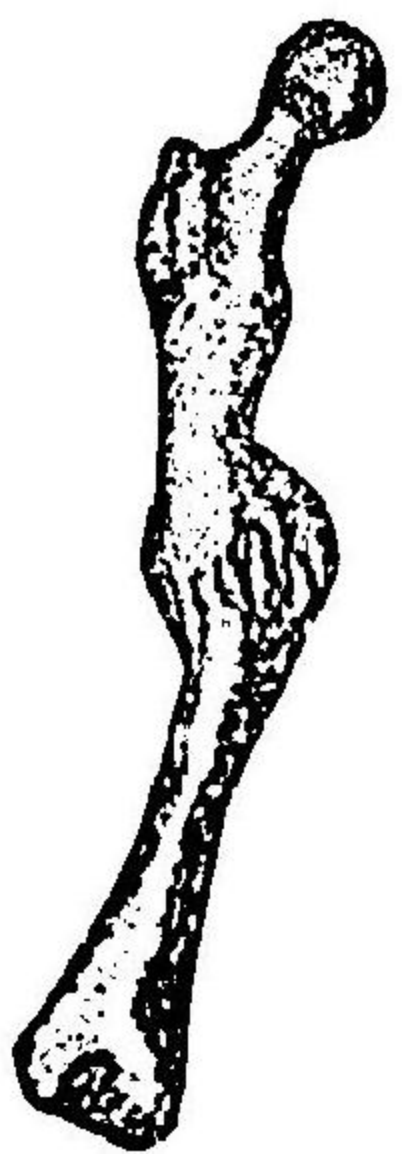
○骨折治癒の狀(骨折が果して治癒し得可きか)

骨折は其末端を結着する新骨質(第三十九圖)の成育するに由て治癒する者にして此新骨質は最初は柔軟なりと雖も骨の大小及厚薄に従て徐々に二週或は四週乃至六週間を経て化骨する者にして此間、須らく動搖を避け正しき位置に安置するときには毫も醜き變形を遺さずして治癒するを得る者(第三十九

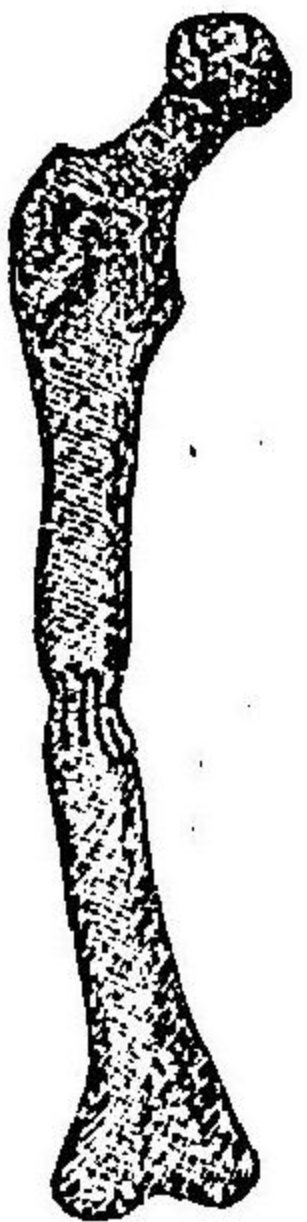
圖九十三第



圖十四第



圖一十四第



圖の如し)なり若し然る能はざるときは骨は斜形或は短縮して癒合し(第四十圖)或は其骨折部に於て運動するに至る之を假關節(第四十一圖)と云ふ

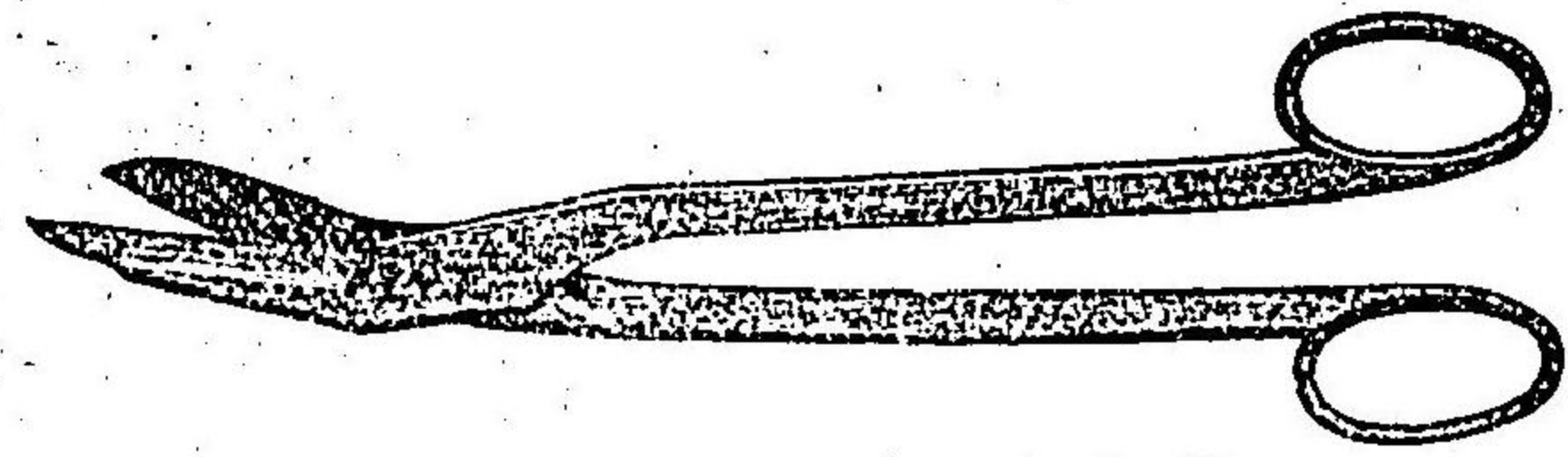
○骨折の治癒作用を補助するの法(醫師は如何に骨折の治癒作用を補助す可きか)

(第一) 骨折を復正すべし即ち牽引或は壓迫に由て互に折骨片を正しき位置に復せしむるなり牽引は助手者をして行はしめ壓迫は醫師自己の指頭を以て之を行ふ

(第二) 而後、破碎せる骨片の治癒に至るまで運動せしめず正しき位置に於て互に保持する所の方法を用ゆべし

此眞性の安静は四肢の長徑に従て支柱する所の副木(木片第四十二圖厚紙等、第四十三圖)及繃帶或は片布に由て固着し或は硬き皮殻を全肢の周圍に形成する凝硬性繃帶に由て固定すべし(糊、ギブス、水玻璃等第四十四圖)

圖 五 十 四 第



剪る切を服衣は或帶繙

圖 六 十 四 第

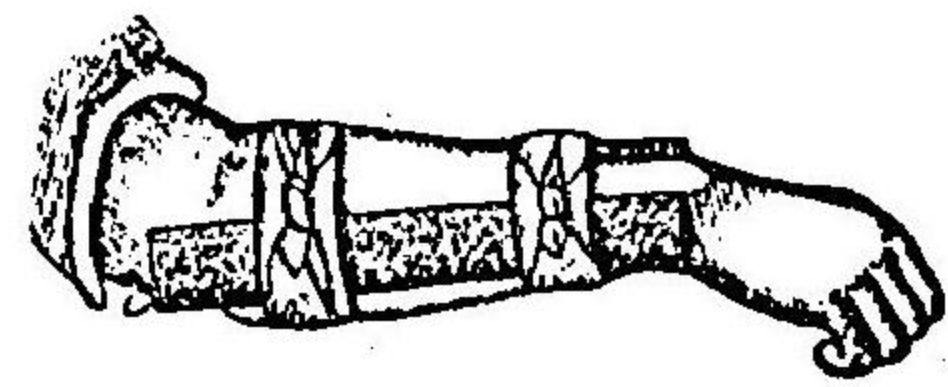


圖 七 十 四 第

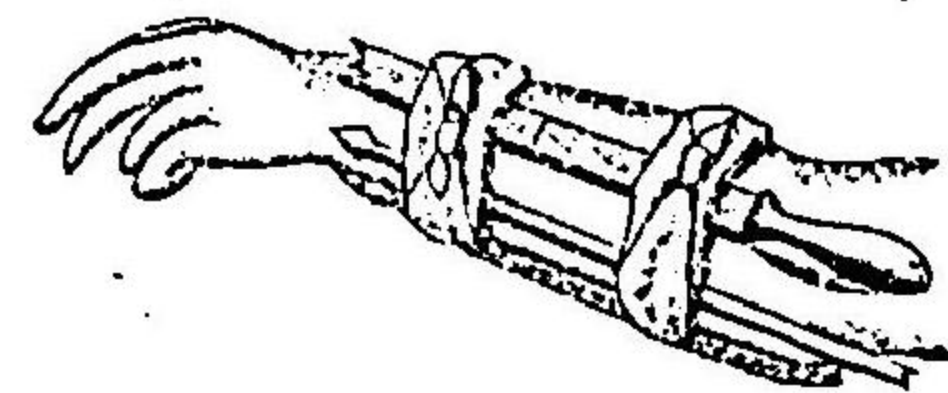
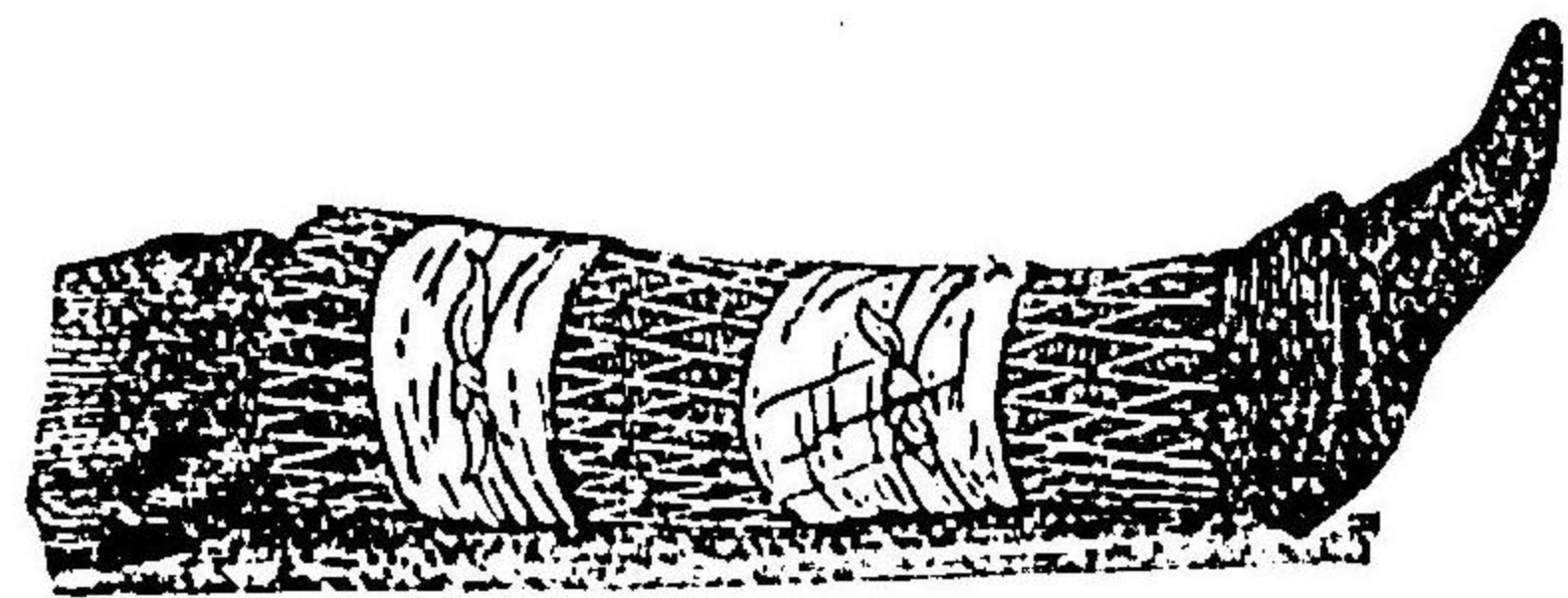


圖 八 十 四 第

のもるたひ用に木副を籠花



變化したる四肢の形状を知るを得ることあり
 骨折あるに際し突差、急忙の際、已を得ざる時は衣服、及長靴を切斷すべし（日本服は然らざるも可なり）決して之を脱衣せしむ可らず（看病夫の用ゆ可き剪は第四十五圖の如し）
 骨の折斷せしを發見するときは身邊に在る物品に就て副木に用ひ得る所の物品及之を纏絡すべき法を

圖 二 十 四 第

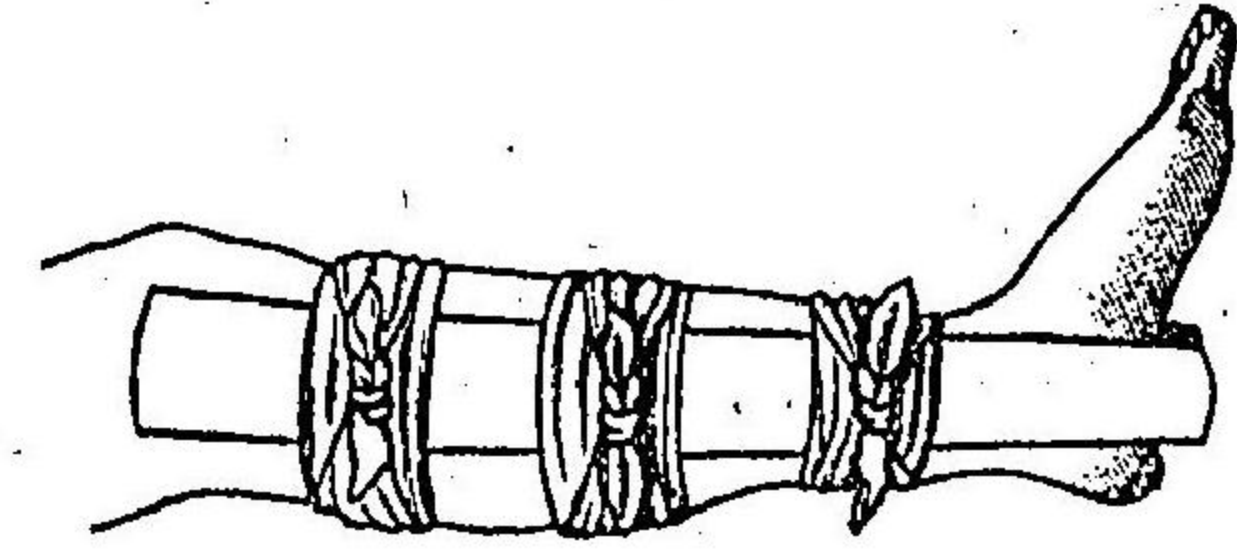
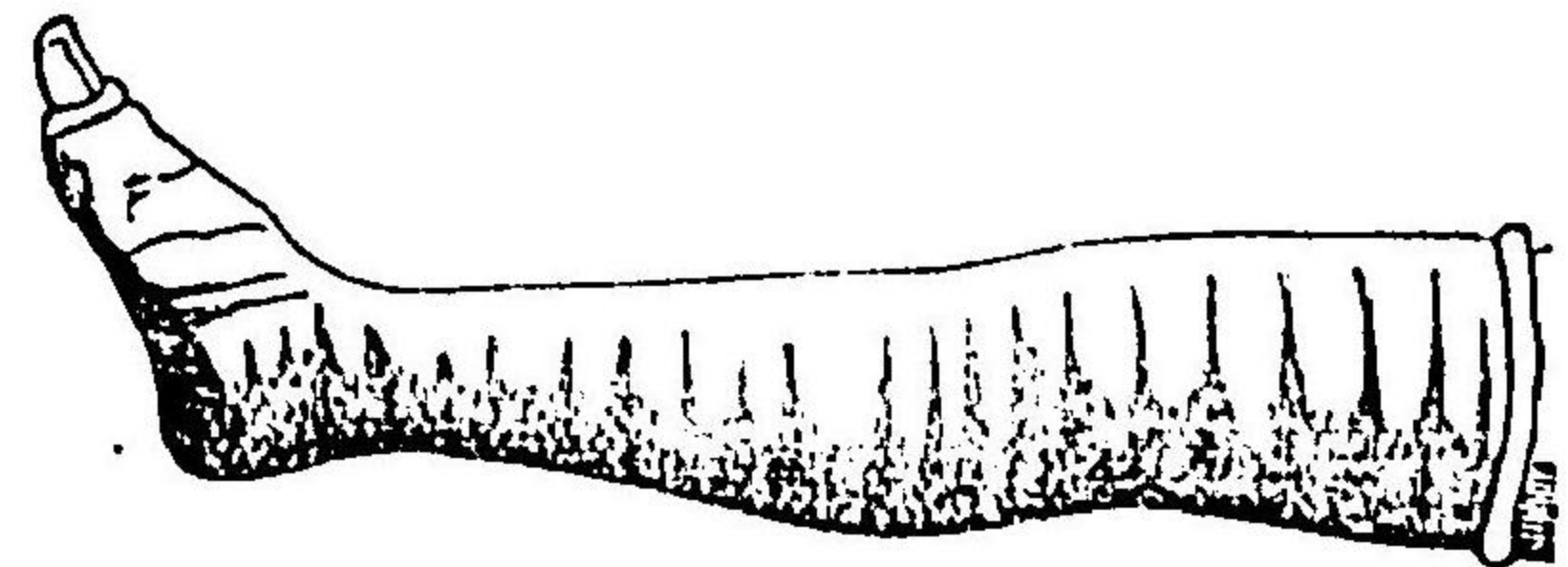


圖 三 十 四 第



圖 四 十 四 第



帶繙スプギ

（骨折したる者直に醫療を受る能はざる際の處置）

骨折の際、醫師の現場に存せざるか或は負傷者を醫師又は病院に運送するのときに當り、俗人は單骨折なるを運搬の妨害に由り復骨折（即ち折骨の尖端皮膚を穿ち創傷を生ずるを云ふ）とならしめず且負傷者の疼痛を減少する爲め假裝繙帶（醫療を受るまで假に繙帶するを云ふ）を施すを必要なりとす次に骨の折斷せしか又は折斷せざるかを穿索するを必要なりとす既に衣服を着せる儘にして外部より

圖 四 十 五 第

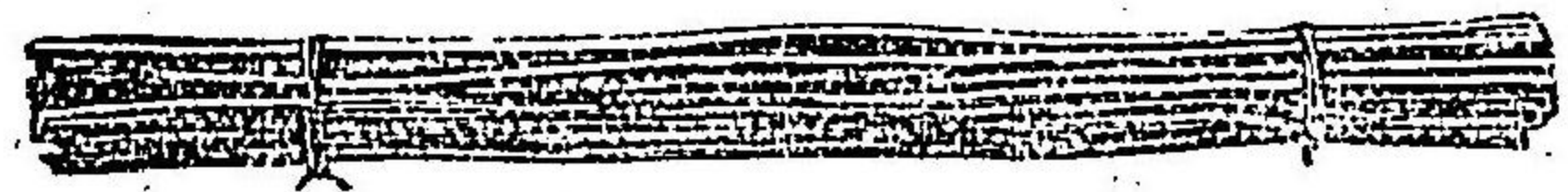


圖 五 十 五 第

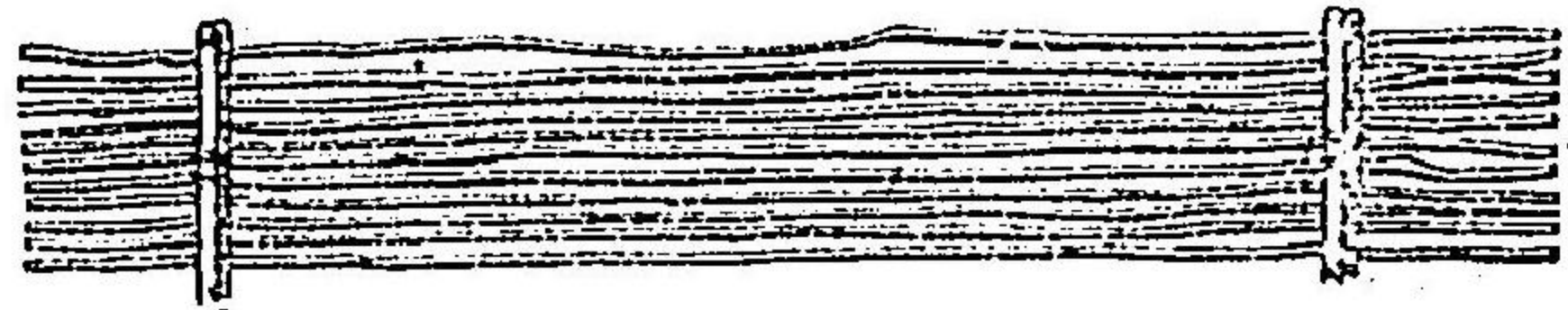
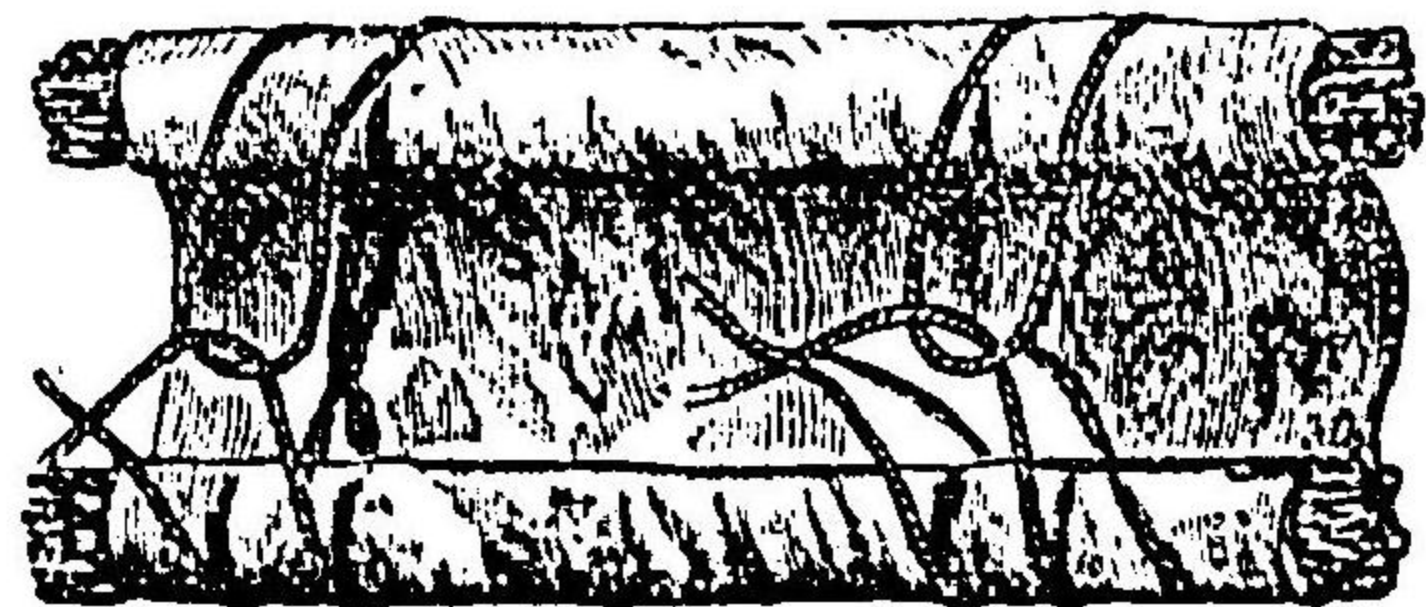


圖 六 十 五 第



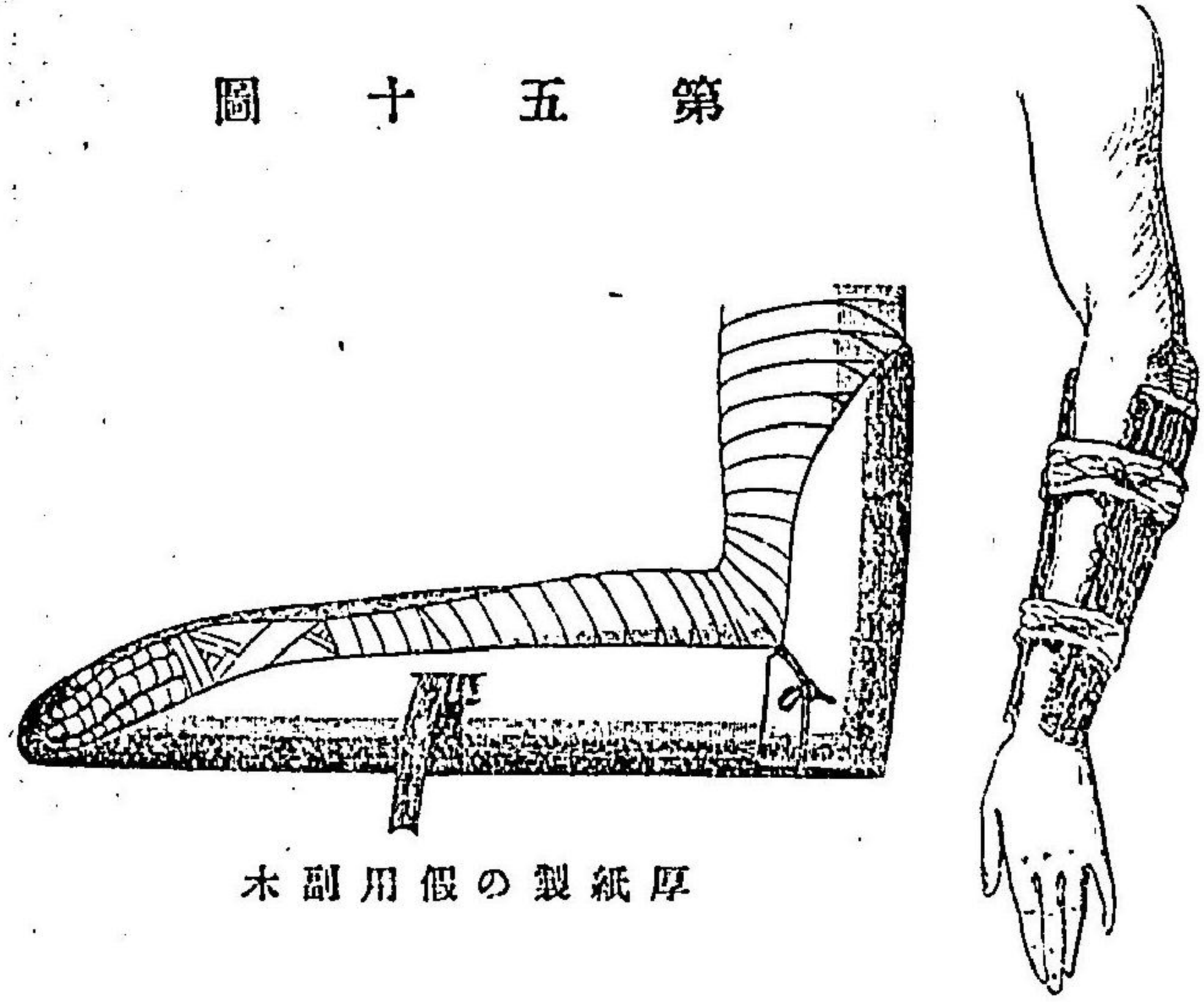
圖 七 十 五 第



(第一) 市街或は宅地の近傍なるときは現在せる板片(第四十六圖)木屑、巻烟草箱(細切し或は鋸切す)木片、箒柄、花盆、竹尺、ノートル、樹、厚紙、書物、雜誌、新聞、帽子箱、毛氈(古帽子)蓆、籠等(第四十六圖乃至五十圖)庖厨に於ては食匙、火鉗子、火杓子、油炙盤等(第五十一圖及五十二圖)にして身邊にあり者にては散歩杖、雨傘、日傘(第五十三圖)なり

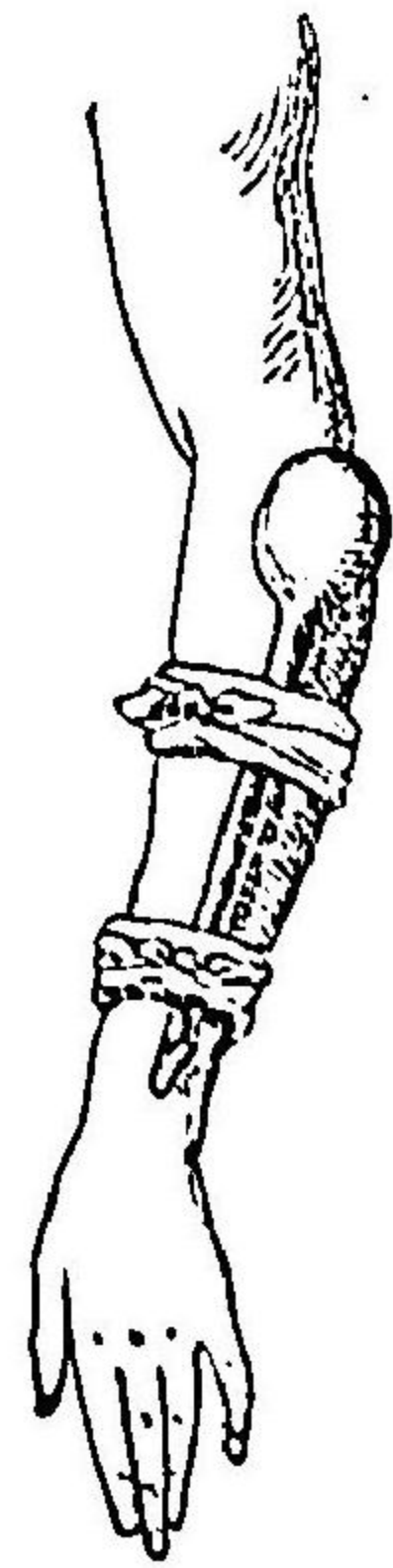
圖九十四第

圖 十 五 第

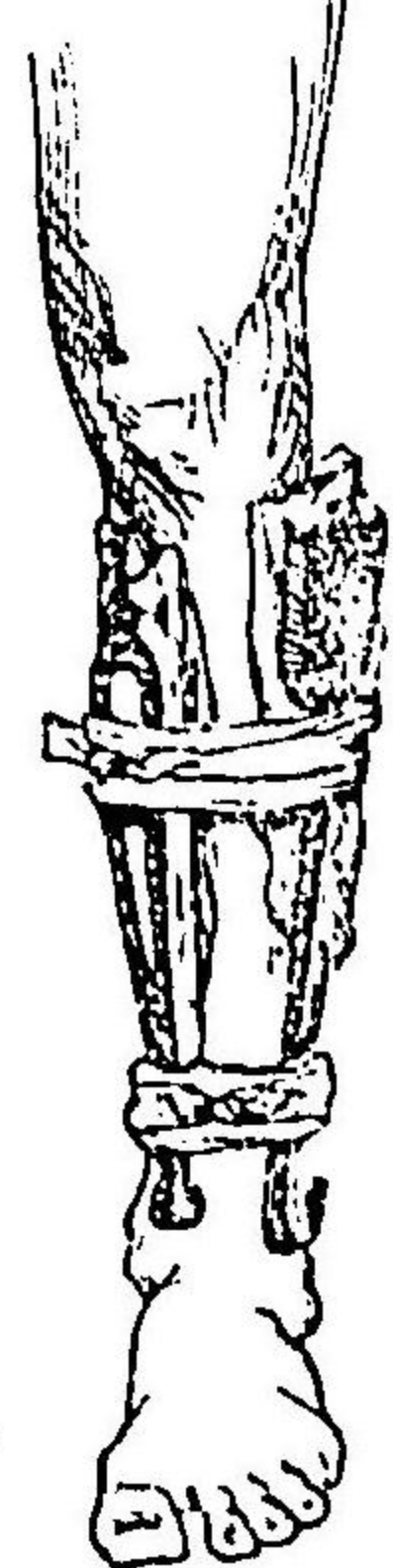


木副用假の製紙厚

第五十一圖



第五十二圖

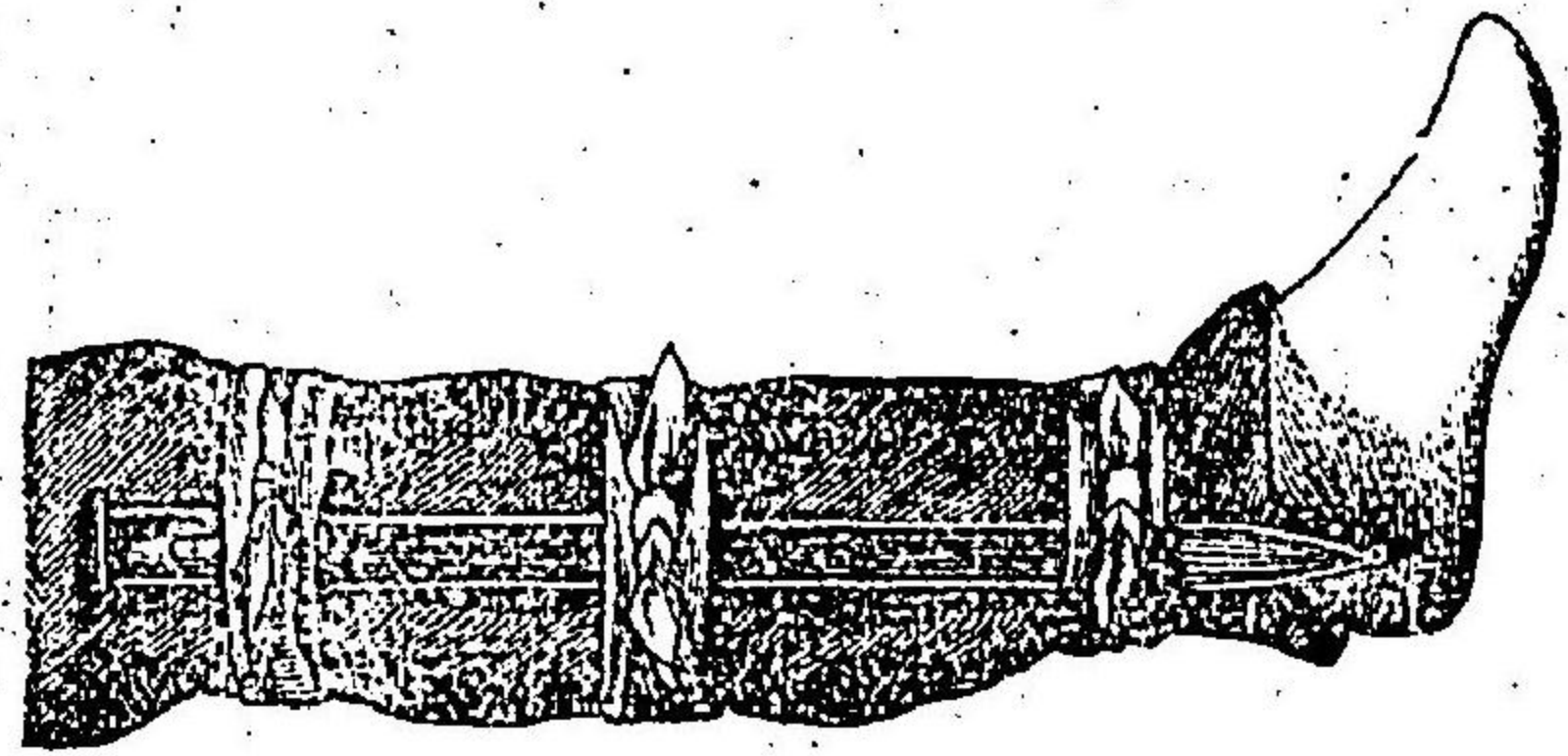


第五十三圖

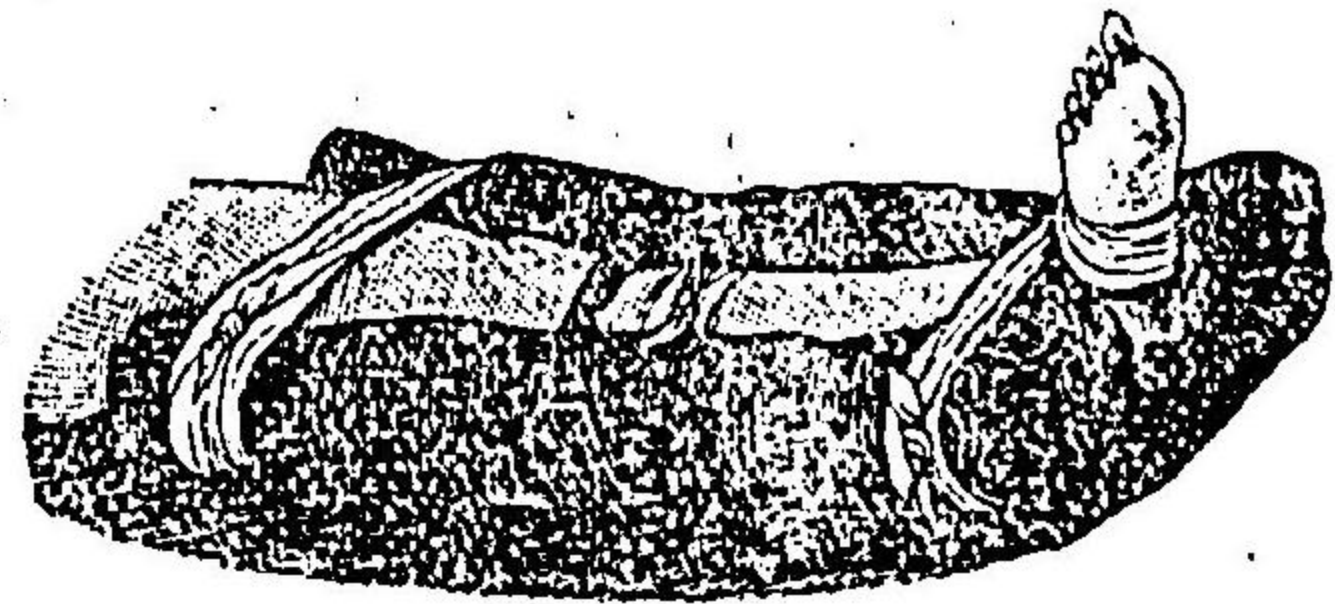


考察すべし此際に於て狼狽せずして徐々に救助の方法を考察するときは至る處、容易に必要な物料を發見すべし故に負傷者は如何の地に在るやを視察し以て此材料を考察す可し

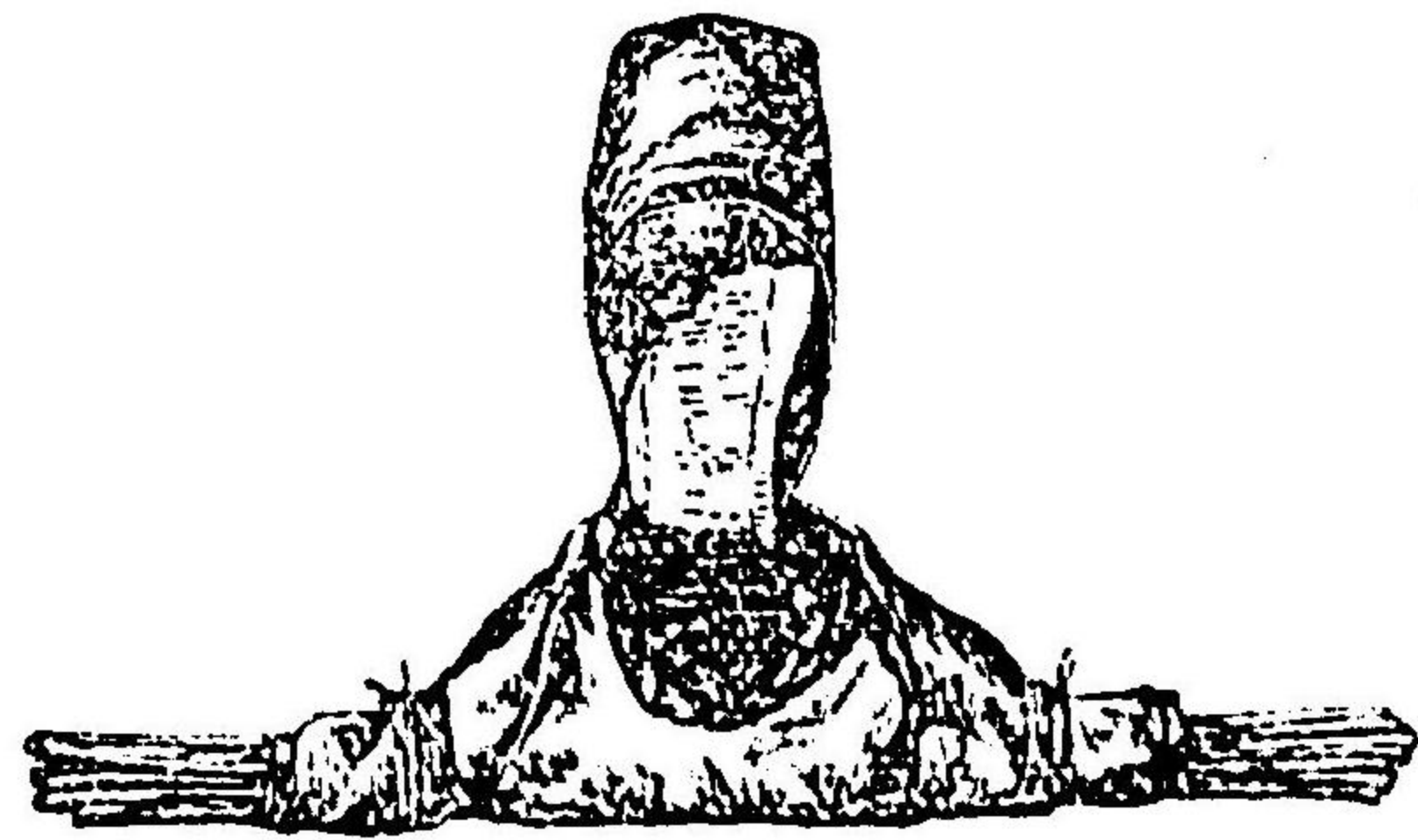
圖一十六第



圖二十六第



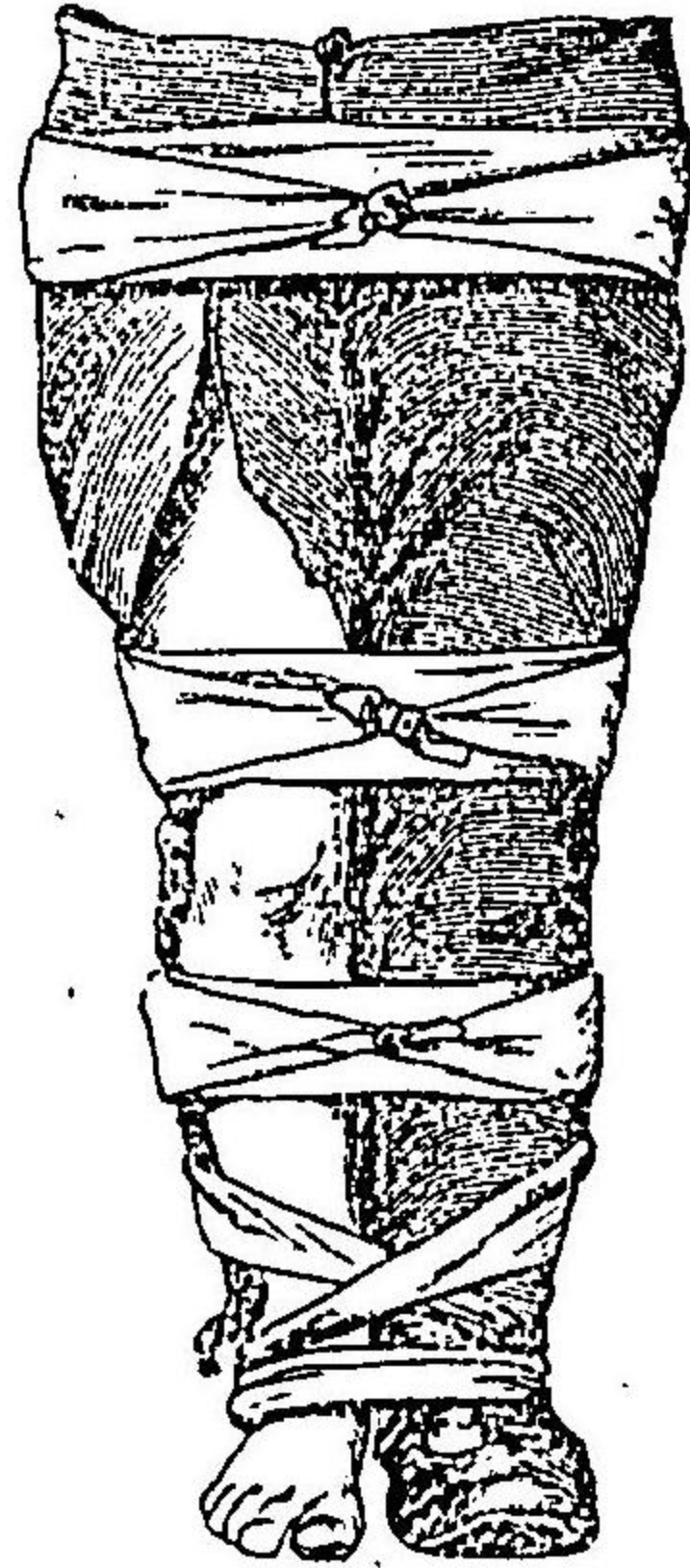
圖三十六第



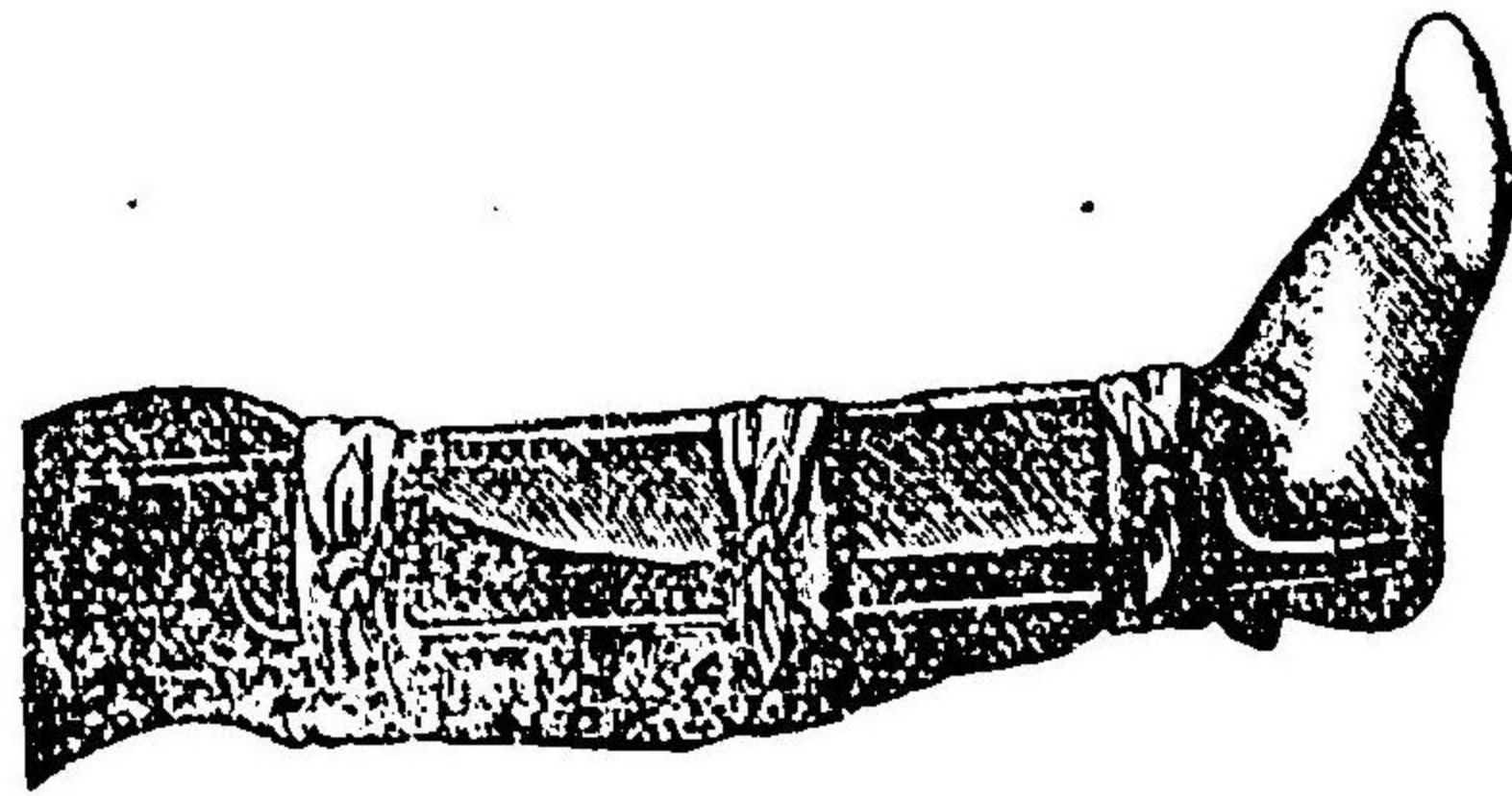
(第四) 然れども副木として用ふるに足る可き物品一もなきときは負傷部に於て一の固定點を求め其折れたる骨を他の健全なる骨(第五十八圖)に結縛し或は上肢の骨折ならば之を胸の側部に接着して固定す可し

副木を固く接着するには紐帶、手拭、襟卷、卓子掛、臥具の上敷布、繩、靴下の紐、股衣懸紐、切截せる襦衣、股引等を用ゆ可し

圖八十五第



圖九十五第



圖十六第



(第二) 原野、森林に於ては樹枝、小枝、樹皮、燈心草、藁、生垣、柵木、又は衣服の袖より製せる結束物(外套、襯衣の袖)綠草、枯草、藁を充たす所の股衣又は靴下足袋なり(第五十四圖乃至第五十七圖)

(第三) 戰場に於ては佩劍、銃劍、其茨鞘、鎗、小銃、騎銃、革、鞍の毛氈、鍔紐、電信線(第六十圖)なり然れども凡て副木を施すに先ちて身體と副木との間には副木を固着するに便なる物品即ち軟き衣服の一片(袖或は股引の切たるもの)羊毛、綿、「フラネル」、麻苧、亞麻等種々の布片、卓子掛、布圍なり

又負傷者の衣服を切斷したる一片をも用ゆるを得べし例之「マントル」、切たる長靴を足臺（第六十三圖）となし用ゆるが如し戰場に於て此目的に向て許多の革具、例之、行囊、小銃、馬籠等の紐を用ゆ此の如く其現場に於て行ひ得べき救急の方法を以て負傷者に副木或は綱帶を施したる後、擔架を製し或は車の上に患者を善く安臥せしめて、醫療を行ひ得へば、所まで注意して患者を運搬すべし

若し負傷者を最防護したる方法を以て醫家に送ると能はざるの際には之に善く副木を施し正常の治療を受けるを得るまで靜に安臥せしむ可し

此際には救急法を知らざる人々の介抱は如何に危険なるやの例は屢遭遇する所にして左に一例を掲げん乃ち一人ありて騎場より降んとして不幸にして誤て轉墜し其下脚を折傷したり其傍に在りし友人は乗合馬車を雇ひ馭者の手を假りて負傷者を乗車せしめ病院に送附するの外は施すべき方法を知らざりき先づ取り敢ず折傷部には不良の膏藥を貼せられ馬車に振動せられつゝ堪ふ可らざる苦痛を忍びて病院に到着せり茲に於てか醫師は之を檢するに骨端は足袋を刺し貫きたるを以て複骨折なるを確定したり隨て治療するに久時を費したり然るに若し其友人にして正當に介抱したりしならば即ち其携へたる杖又は傘等を以て先づ假に其部へ救急副木となして之を貼し近傍の家屋に入れて靜に負傷者を安臥せしめたる後、適當の運搬具を以て運送したりしならば其幸福如何計りぞや必要の場合に臨んで時間をも失はざりしならば其間に友人は病院又は交番所より擔架、看護者等を招くを得べかりしならん

○脱臼

○(脱臼)とは關節韌帶の破裂後、關節骨端其位置を變して之を持續する者にして關節腔内には忽ち血液

を以て充實せらる者とす故に脱臼は、外力(例之、墜落、轉振等)に由て其運動の爲め復正し能はざる所方向に於て關節端を逐進するに由て發するものなり

脱臼の徴候

(一)には關節の變形にして他側の者に比較するときは多少の異狀を呈す(第六十四圖の肩關節脱臼を見よ)

圖 四 十 六 第

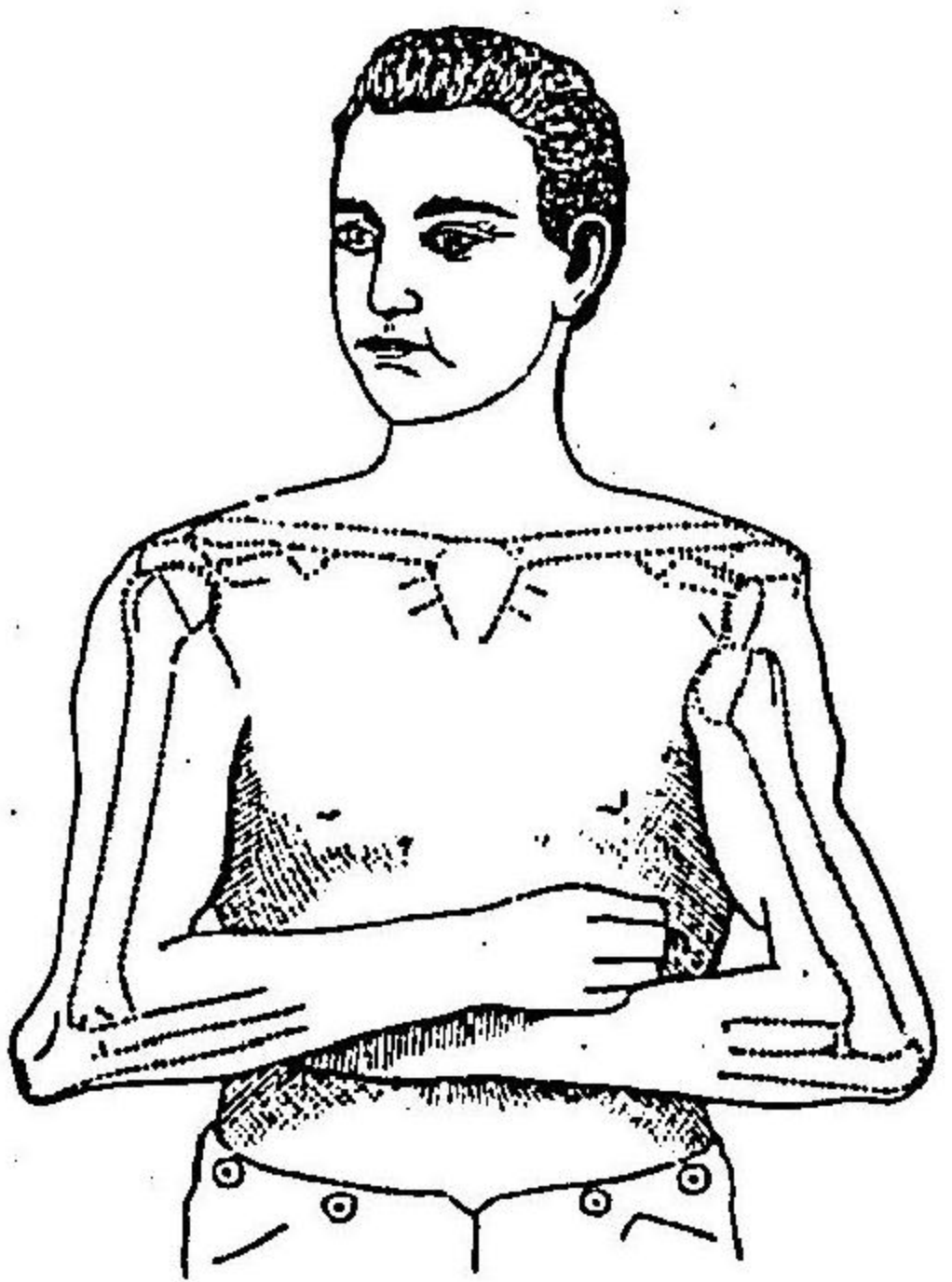


圖 五 十 六 第



(二)には關節の運動機能を減少す例之、下顎關節脱臼(第六十五圖)の如し

(三)には關節の運動を試みるに甚だ疼痛あり而して唯或一方向に向て運轉し得るのみ

脱臼の處置

關節の脱臼は必ず醫師に就て復正の治療を乞ひ諸般の試療(所謂素人療治)は必ずや行ふ可らず而して靜かに醫師の來るを待ち或は注意して其四肢を支持固定(三角布綱帶を施すが如し)し醫師の家に送致すべし醫師にあらざして漫然處置するときは却て不良の結果を來せばなり

○捻挫

○(捻挫)は外力(衝突、墜落、屈折等)に由て關節、靭帶、の破裂、壊碎すると關節骨端の挫傷すると云ふなり捻挫の徴候たるや毫も眞性の變形を呈せず此際必ず他側と比較すべし然れども血液直に充實するに由りて其部分腫脹し關節の運動障害せられ且疼痛を覺ふ

捻挫の處置

醫師の來るまで安靜となすべし此際、最良なるは寒冷療法(氷片を氷袋に包みて貼用す)冷水を布片に浸し患部に貼用すを施す而して醫家に送致するには適當の運搬法を用ゆべし
關節の按摸及撫擦(即ち概言すれば按摩)は要用なりと雖ども必ず醫師の指揮に従て行ふべし關節復正家は往々善く此按摩を行ふ者ありと雖ども亦大なる不幸を惹起すること少きにあらざ是れ誤て不適當の時に用ひ粗暴の治術を施す時は骨折を招き却て關節炎を起すことあればなり

○腹部内臓脱出

腹部内臓脱出とは腹壁にある病的に擴大せる孔穴を経て内臓器殊に多くは腸管の一部分脱出し來りて未だ損傷せざる皮膚の下に觸れ知らる者を云ふなり此者は善く適當に腹帶を貼するときは久しく復故せしむるを得へし此患苦を懐ける人は其脱出物を復退するの法を自得せる者なり然れども若し腸管の

一部分再び復納す可らざるの景況に陥らば頗る險惡にして生命を危ふするの恐あり此景況は即ち腸管の一部分其脱出孔に緊く嵌入して動かさるに由るなり然るときは其腸管の一部分及全腹部に必ず疼痛ありて往々嘔吐を催し腸管其者は堅く緊張するを覺ふ此の如き危急の場合に迫らば速に治療を請はせんばならず然らずんば嵌入したる腸管の一部分は腐敗し從て死亡を招けばなり故に此際には直ちに患者を醫家に送り其腸管を按摩に由て復納し又は手術を受けしむべし此治療を受けるに至る迄患者の臀部を甚しく高起せしめて頭首を低下し且下脚を引き締めしめ唯靜に傍人をして腫瘤部を按摩せしむべし此の體勢を取らしむるに由て腹部電鳴して腸管の患部滑脱し爲めに救濟せらるゝと少しとせず故に腸管の嵌入を起すを知るや速に此體勢を取らしむるときは其腸管の嵌入を滑脱して復位せしむると愈々容易にして神速なりとす然れども遷延して一二時を経過せば醫師と雖も唯手術にあらざれば救治する能はざるなり

○燒傷

- (甲) 火氣、火焰、熔融せる金屬等の強温熱の作用に由り皮膚或は骨肉の燒傷
 - (乙) 熱湯或は蒸氣の作用に由る湯傷
 - (丙) 化學的腐蝕物質(即ち酸類、鹼汁及亞兒加里)に由る腐蝕傷
- 以上の三者は其結果に至ては皆稍同一なりとす
燒傷作用の輕重及持續に従て之を三度に區別す
(第一度) 疼痛性の紅色(表皮炎)即ち皮膚に赤色を呈し疼痛を覺え少く腫脹す

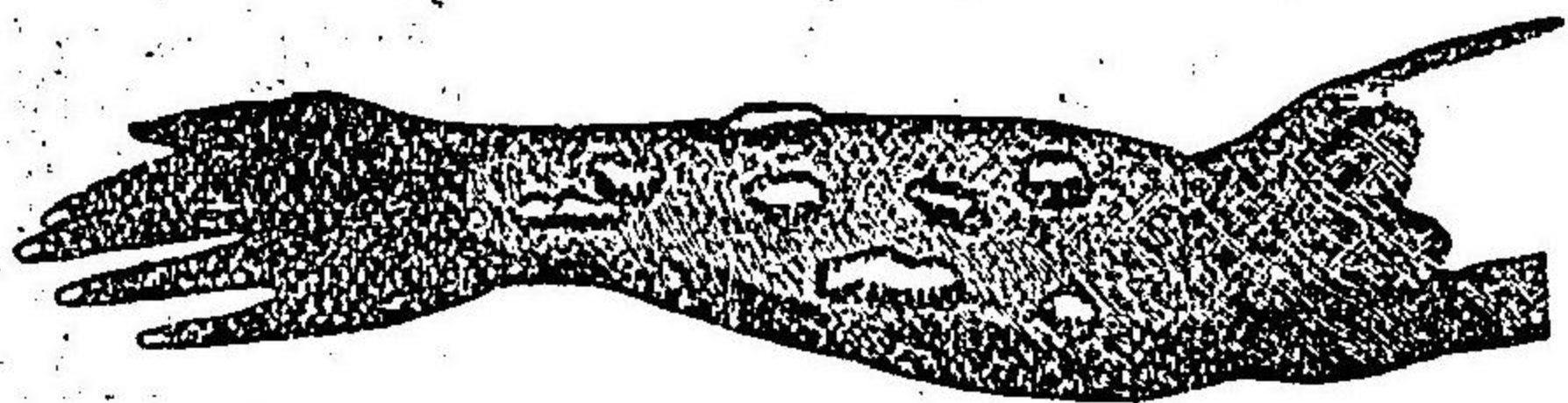
(第二度) 水胞形成(壞疽水胞)即ち第一度の發症に兼て水胞を發するを云ふ
 (第三度) 炭化(黑痂皮)即ち皮膚及其下に位せる組織(即ち實質)を燒灼して黑痂を生ずるを云ふ
 (第六十六圖に就て火傷に三度の別あるを見る可し)

此不幸の場合に至る數種の誘因中、平生屢々目撃し吾々同胞が其際、最も注意謹戒すべき一二の條項を

左に記述せんとす

夥多の人命を傷害する劇場、出火の外、多くは不注意の爲め瓦斯噴管を開
 放し置くより來る瓦斯爆發、點火の際石油を粗漏に使用し或は「ランプ」
 を取扱ふ不注意に由て誘起せられたる石油火傷の如き是なり
 一般に女子は此點に於て男子よりも不安、全なる者にて夫の貴婦人は輕衣
 を着し燭火、酒精燈、「ペンチン」、石油ある處を不注意にも逍遙回歩するに
 由て往々燃焼に陥る者なり譯者曰く此一節は専ら歐風の衣服を着し然れども男子
 歐風の生活をなせる婦人に就て云ふなり
 も亦不注意に點火せる「マツチ」或は巻煙草の吹殻を發火し易き物品即ち
 張幕、敷物、婦人の夏洋服の上に投げ棄るに由て火傷を招くとあり
 小兒の火傷種々ありと雖ども多くは摺附木を玩弄し或は竈、爐等に陥る
 に由て之を招き又不注意なる母或は守婢もひなんか煎煮したる熱き乳汁或は「ソ
 ヅプ」の器具を置きたるを誤て幼少の小兒は之を顔面、頸部、胸、脚に注
 き掛けることあるは新聞紙上屢々散見する所にして此の如き火傷に由て

第六十六圖



第一度 第二度 第三度

醜き痕痕を遺すときは手術に由て切除せざる可らざるに至る故に不安全の器具及物質を排置するに當
 りては適當なる注意を加ふるを怠らす人々之を以て其義務となすときは之を豫防すると敢て難きにあ
 らざるべし

何人を論せず其家内に於て日没後、燈光或は火氣ある近傍に於て石油罐を開き或は毎朝臺所に於て石
 油を以て火を焚かし可らず又毎夕燈光に接して「ペンチン」にて衣服の汚點を探求するを止むべし又
 摺附木或は熱湯を盛りたる器具は小兒の達し得る處に之を置くべからず人若し婦人、處女に舞蹈服
 或は覆面布を製すべき輕質の衣料を贈與せんと欲せば豫しめ此物料を不燃性となすを要す歐風の衣服に
 して云ふと知
 するべし
 衣を不燃性となすの方法は實に簡單且廉價にして然かも之が爲めに其物質の色澤を變ずるとなし故に
 一般に此の如き物質は硫酸暗母尼亞の溶液に浸漬し然る後乾燥して火斗ひしに掛るを要す然るときは假
 令ひ火焰と觸接するも焚燒せずして却て徐々に火絨狀をなし炭の如くに變ず(雜色羅紗の一片に由て
 之を證するを得べし)

○衣服燃焼に於ける處置

火氣一旦婦人の衣服に傳たはるや火氣焰々として不幸なる人を圍包し脚、手、頸、顔面を問はず悉く之
 を焦爛し毛髮及被帽等燒失するに至る此時に當り之が救助の最良法は不幸者を即時に地上に投降して
 之を回轉し壓迫に由て火焰を消滅せしむるに在り、然れども通例此の如き頓智を思ひ出でず大聲に叫
 ひつゝ奔け走り其れが爲め却て風氣を助け火焰益々熾盛となり恰も火柱の逍遙するが如く遂に立つ可

からざるに至て倒る

此際に當り如何に之が處置をなす可きやと云ふに其火勢を止めんとして水を取り來らなが爲めに奔走せずして寧ろ最初に布圍を被ひ掛け或は救助者は速に自分の上着を脱ぎ之を以て火傷者を纏絡して地面上に倒して火焰消滅するに至るまで之を回轉し或は砂、土塊等を以て埋没すべし然るときは火焰消滅するに至るべし

其傍ら先つ水を汲み來りて速に其多量の水を以て火傷者の頭部より下脚に至るまで全然打ち注ぎ熱く炭化したる衣服の尙益々其身體中に焼けるを防くべし

熱湯或は蒸氣に由る湯傷に在ても同様多量の冷水を灌注して身體及衣服を冷却す而して後ち燒傷者を丁寧に温室内に移し床上に毛氈を敷き或は机上に横臥せしめ務めて身體を安静ならしめ而して即時に醫師に報知すべし此際は必ず褥中に横らしむ可からず褥中には善く看護するに不便なればなり

燒傷者、湯を訴ふるときは温暖なる興奮性飲料(温暖なる茶、咖啡等)を與ふべし何となれば劇しき火傷後は體温直に下降し始めはなり而して後ち衣服を脱除するには大なる注意と謹慎を以て處置すべし此際には二人の助を以て其一人は火傷者の他側に居り第二の者は其要用を達すべし傍觀者は悉く遠けざる可らず

○衣服を脱除するには銳利なる小刀又は鋏剪を取り注意して悉く衣服を截斷し其をして自然にも離落するに至らしむべし必ず無益の儉約より衣服を保存せんと欲し脱衣せんとし或は牽裂し爲めに水泡を破開す可からず又皮膚に固着せる物あるときは其儘、放置して銳利なる鋏刀或は小刀を以て之を回り

て切斷し去るべし鈍刀を以て徐々に鋸切するときには言ふ可らざる疼痛を覚えしむる者たり
燒傷に於ては只に其際生せる一水泡と雖ども破裂せしむ可からず何となれば外皮層なる者は裸出したる内皮膚(真皮)に向て最良の防護たる者なればなり最良なるは水泡甚だ緊張するとき針を以て刺穿し水液を流出せしむるにあり

○燒傷の處置

燒傷者ありて醫師其現場に在らざるときは必ず先つ疼痛を緩快せしむるを第一に務むへし冷水に浸すときは通例疼痛を増加する者なるを以て最良なるは火傷せる部分に空氣を觸れしめず且同時に鎮痛及防腐の効能ある薬品を用ふるに在りとす

近傍に藥舖(或は家に貯へたる救急藥品)あるときは左の防腐性火傷膏薬を用ゆべし即ち阿麻仁油及石灰水に百倍「チモール」或は十倍沃度防護の混合劑を薄き麻布片或は綿に浸し之を以て火傷せる部分を被包すべし亦此法に倣ひ硼酸軟膏或は撒里失兒酸軟膏并に沃度防護末を用ゆれば極て速に疼痛を鎮止するの効あり

其後此布片を交換するに當り火傷者をして劇痛を感せしめざるか爲めに最も謹慎を加へ處置せざる可らず是れ布片は動もすれば皮膚に粘着し易き者なればなり

若し直に火傷軟膏を得る能はざるときは其火傷せる部分にも亦沃度防護、硼酸、撒里失兒酸の如き防腐の効ある粉末を散布し其上に綿を貼し布片を以て固定す可し

亦若し此の如き防腐性粉末を得ざるときは民間劑として賞用せらるゝ他の藥劑を試用し其後、醫療を

得るに及び善良なる防腐薬と交換す可し
 此等の民間劑に屬する者は油類(燈油、萬草油、阿麻仁油、蓖麻子油)脂肪、豚脂、乾酪、護謨漿、蛋白、流動
 膠、舍利別等を塗布し穀粉、炭末、重碳酸曹達を散布し清潔の綿を以て被包するが如きはなり
 此諸劑は其火傷部に空氣の接觸するを防ぎ以て其痛を緩解するに由て効ありとす其蔓延せる火傷及湯
 傷を被むれる者は其病者(殊に小兒に於て)を全く安靜ならしめ成る可くだけ其疼痛を少からしむ可し
 時として深く欠息し偏に水を飲まんと欲する者あり
 然るときは死に迫れる者にて時として此際全身温浴を行ふか或は脈管内に温暖なる食鹽液を輸注する
 に由り死を免れ得ることあり此時に當ては極て迅速に醫師の治療を受けざる可らず
 ○人若し石灰坑或は石鹼鹵汁中に陥落するときは成る可く、之を迅速に引き出し多量の水を注ぎ或は
 若し近傍に水(河池等)あるときは石灰を洗滌し去るが爲め之を水中に投入すべし此腐蝕作用は最良く
 酸類(硫酸、硝酸、鹽酸)に由り中和せらるゝが故に腐蝕したる部分は醋及水を以て洗滌し或は稀薄なる
 硫酸等に由て中和を得る者とす而して後ち火傷に於けるが如く油類を以て被包すへし石灰、若し眼、中
 に入りしときも亦同様に處置し砂糖水を點眼すれば疼痛忽ち緩解す
 ○人若し酸類即ち硫酸、硝酸、鹽酸を注ぎ掛しときは多量の水を以て洗滌するの外、何れの時に於ける
 も手近にある處の「アルカリ」類例之、炭酸曹達、石灰水、(即ち腐蝕石灰或は生石灰の適宜の一片を水中
 に溶したる者)軟石鹼等を以て中和するを要す

第四回講筵

○溺者

凡る人たる者は游泳を修習するを以て其義務と看做さるゝへからず是れ常に自己を救済するに足るの
 みならず亦溺死すべき危険に陥りたる他人を救助し得べきを以てなり抑も小兒をして游泳を練習せし
 むるを計るは父母たる者の義務にして一たび之を練習し得るや再び忘れ難きの頓智を學び得る者なれ
 ばなり

游泳し得るの辨識力ある者は水中に陥落するも安靜且平意にして驚惶するなしと雖も游泳し得ざる
 の人は意氣頗る錯亂し復た何事をも認視する能はず聴取する能はず恰も夢中に不適の運動を營めばな
 り此運動あるに由て溺者を救済すると極て困難となり危険を招き或は救済し得ざるに至る蓋し溺者多
 くは其救はんとて游入し來れる人を濼擊的に堅く捕へて放たず爲めに其救助者が溺者を捕へて水面に
 浮び確然救済するを妨ぐればなり

方今尙海員の中には一の僻説ありて行はる其説に曰く自ら游泳し得ざるを以て自身の爲め却て幸なり
 とせり蓋し船中より誤て水中に沈没するや其自ら水上に浮游し來りて久しきの間、最甚して半死半生
 の苦惱を嘗むるよりも寧ろ速に死するを以て却て幸福となりとす此の説是なり

然れども此説は採るに足らざる謬説なりとす是れ經驗上、海員なる者は久時、波濤を以て搖盪せらるゝ
 後にて尙救済せらるゝに足れる者なればなり故に此般の僻説は力を盡して排斥するを勉めざる可ら

凡る學校教員或は體操教師は水邊に赴かざるも亦勉て游泳を練習せしむ可きことを知らざる可らず則ち之を練習するには先づ腹部を長き腰掛臺の上に接して伏臥し恰も水中に在て浮游し且前方に進行するに必要なるか如き運動を練習せしむることを得可し故に小學校に於ては小兒をして毎年此游泳練習を施行せしむるは頗る勸誘すべく希望す可きの件なりとす

小學校に在るの小兒其學校を卒業するの前に直に水中に於て浮游を練習し得るの機會あるときは最幸福の事なりとす

夫れ游泳する能はざるの人にして水中に陥るに當り左の状態を具ふる者は之を救助するを得可し
(一)には仰向となり後頭部を後下方に其口を上方に向け(二)には其肺は充分の空氣を吸入し居り(三)には膊を水中より舉上せざるときは救ふを得べき者とす

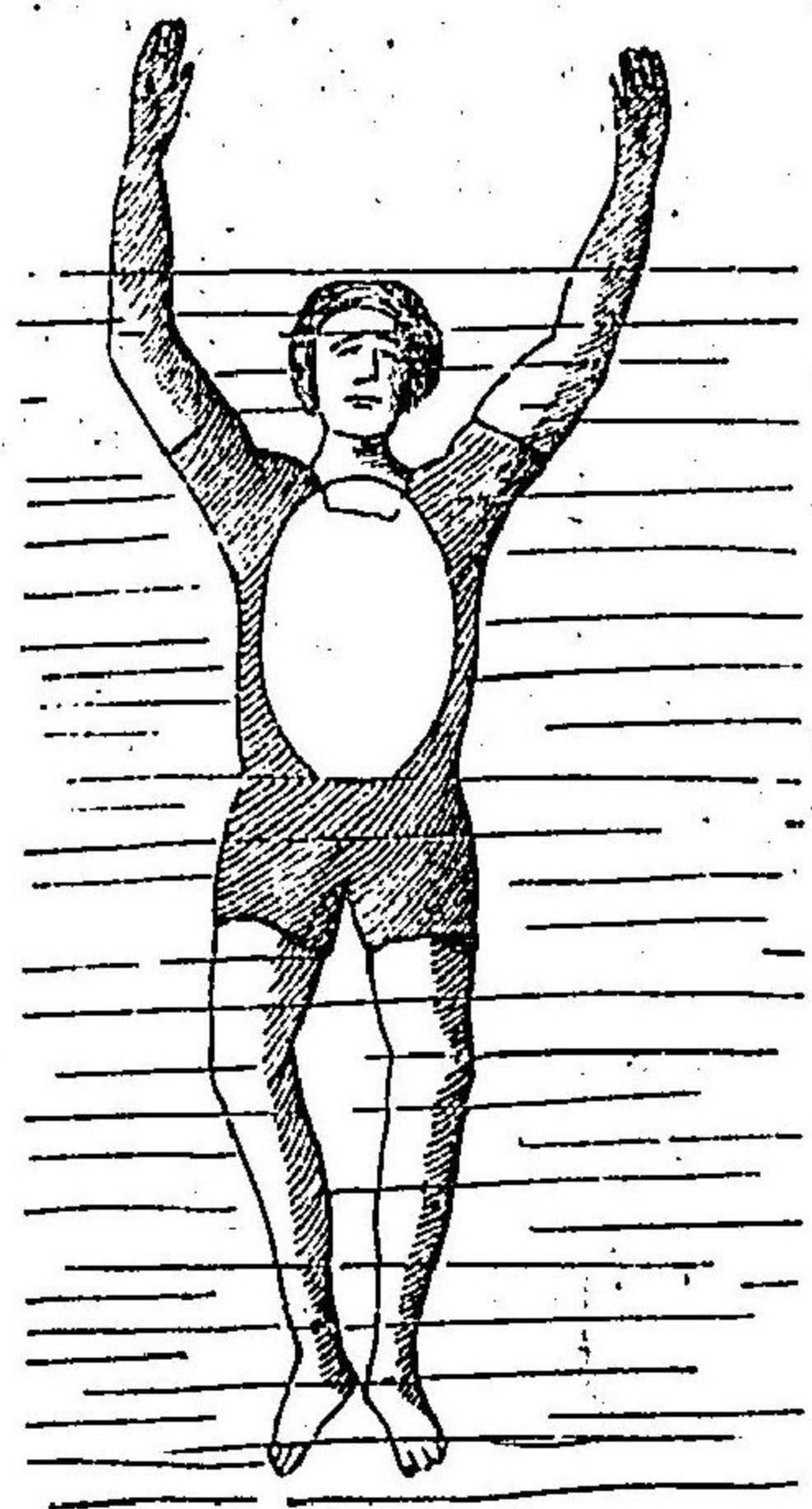
〔身體の水上に浮游し及び水中に陥没する理由〕

此事實は世人一般に能く辨知せざるが故に左の試験を以て其理を證せんとす則ち此に木偶あり其口は水上に在りて上肢は水面下に存せる間は浮游するを見ると雖ども手を高處に向け上るときは即時に口は水面下に沈没す(即ち口、水面下に至れば沈溺せざるを得ず)

未だ游泳し得ざる婦人及小兒の海水に浴するに當り深き水中に沈没せんとする者を余は此方法に由て救助せられたる例數多を知れり

夫れ人身の體重は其排退したる同容積の水より僅に輕量なるを以て其浮游する所以なり然れども手

第六十七圖



を高處に舉上(救助を求めんとして)するときは已を得ず頭部の爲めに深く沈没せざる可らざるに至る(第六十七圖)故に游泳を修習せんと欲する人は故らに強て勞働をなすとなく如何にして水の表面を進行し得るやを練習せざる可らず其人々は之を淺水中に練習し遂に容易なるを得るに至るへし此遂上方に向て最良なる

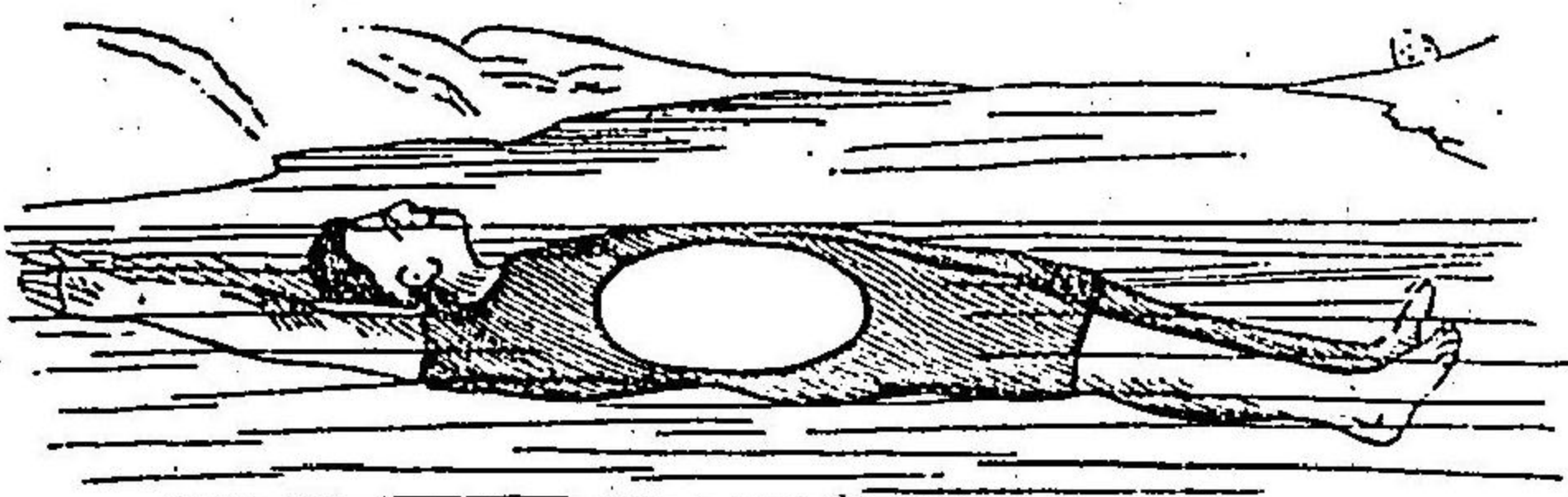
體勢は第六十八圖及第六十九圖に示すか如し

若し頭を越て兩手を後方へ伸すときは身體は水平の位置を取り其際顔面及口は水の表面上に存在す何を以て夫れ此の如くなるやの理は第六十八圖に由て見る可きが如く其白點部は肺及腸胃に存せる空氣(氣胞)を示し吾人をして浮游し得可らしむる者なるを示すなり

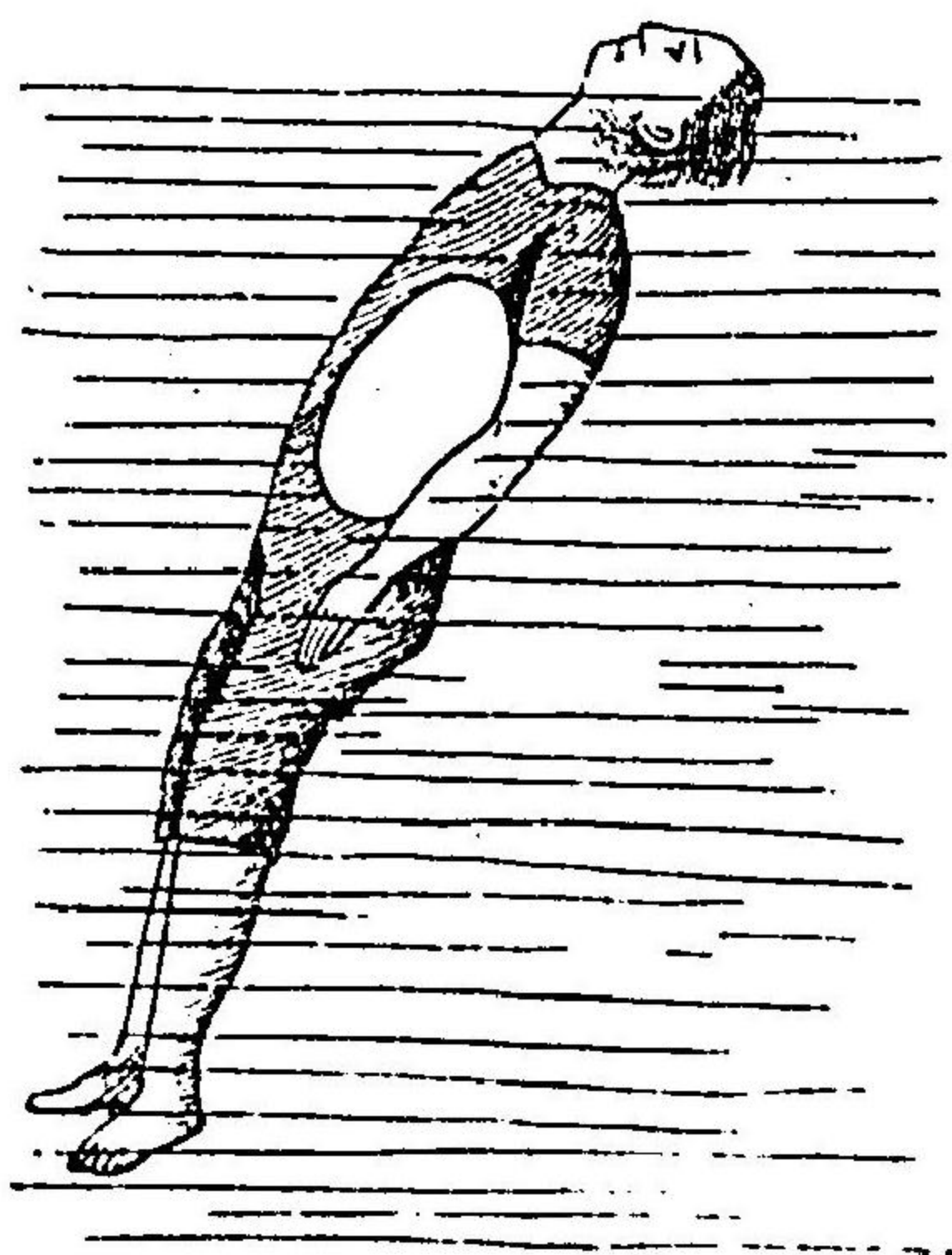
上手を後方へ伸すときは上下半身の重量相同一となるを以て身體は此大なる氣胞(肺及胃腸の空氣)の爲めに上方に壓上せられ相平均する者とす

然れども手を身體の下方に接着するときには下半身、重量を増して足は沈下し全體は多く直立の位置(鉛垂線)を取る者なり此位置に於て其口を水外に保たんと欲せば頭部は強く後方へ屈曲せざる可らず而して之を持続せんとするには頗る努力を要す此體勢に於ては手足の輕易なる運動に由て頭部を水外

第 六 十 八 圖



第 六 十 九 圖



に保持し得る者なるは游泳者の能く知る所なり(水歩、所謂、立ち泳ぎ是なり)
○人若し岸上或は小舟より水中に陥落し之を救助するが爲め游泳し得る者、其場にあらざるときは早

く、溺者に向て、棹或は綱、又繩を投げ與ふべし蓋し溺者は通常其窒息するの前尙一度水面上に浮ひ來り其身側にあるものは其手の達する限り細小なる莖莖と雖も必ず之を把握せんと欲する者なればなり然れども手元に棹或は綱等あらざる時は徒に狼狽して只手を空せすして迅速に其着たる衣服を脱却し其一袖の端末を把握して他の袖若くは衣服の邊緣を溺者に投與し之に由て救助者と結合を取るべし或る老練なる船長は此の方法に由て許多の溺者の生命を救済したりと云へり
○若し游泳し得る者は直に水中に飛入り溺者を捕ふるを勉む可し然れども却て溺者の爲めに緊く捕へられ共に溺没するの恐あるを以て救助に赴くもの豫め深く戒心せざる可らず
然り而して其救助に赴く游泳者は其一手に綱紐を附し之を小艇或は岸上に連結し或は他人をして固持せしむ可し「ハンブルク」港廳長「ワッセルショット、テレンス」氏が游泳者をして溺者を救助するに最適當なる方法と順序を示せるを以て茲に之を掲げんとす

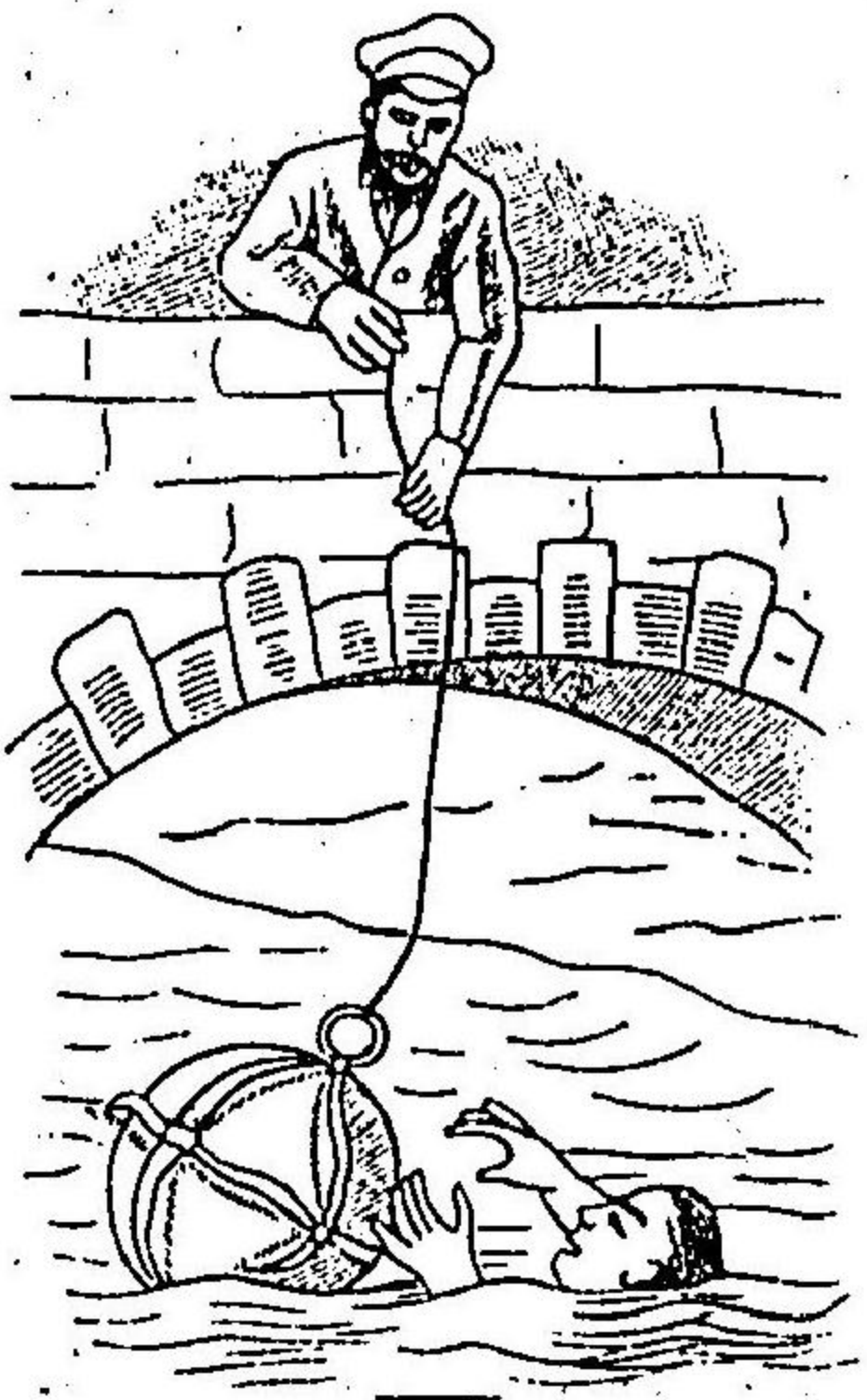
○水中に遊き行て溺者を救助する際に最緊要の注意方法

- (第一) 救助に赴ける游泳者若し溺者の傍に近づくや最高聲に「彼を救助し得させん」と叫ぶ可し
- (第二) 其救泳者、水中に跳り入るに先ち成る可く神速に全く衣服を脱し去る可し危急に臨み衣服を脱するの暇なくば洋服を裂き去る可きも尙此時間なくば唯股衣のみを離き放すべし然るに若し之を着し居るときは之に水を充實するか爲めに游泳し難き恐あり
- (第三) 溺者尙水中に在て盛に煩悶轉動せるの間は之を捕ふることを爲す可らず其安靜なるに至るまで數秒時、待ち居る可し夫れ之

を注意せずして溺者が波浪と共に漂盪せるの際、惶惶之を捕へんとするは極めて暗愚の誹を免れず何人も此の如くする者は頗る大危険を招くもの恐ありとす (第四) 已に溺者、安靜なるに及び救助者は之に近づき其後方背部より其頭髮を握り成る可く迅速に之を仰向とならしめ急速の勢を以て之を水面に引き上り可し而して後ち救助者自らも仰向となり兩手を以て其頭髮を固持し岸に向ひ游ぎ寄る可し此法は他の方法よりも確實迅速に岸に達するを得可し加之、熟練なる游泳者は二乃至三人を水上に浮べ來るを得るに至る此最良なる救助法の大効益たるや救助者自身及溺者の頭部を水面上に浮べ得ると其最大緊要なるは小舟或は他の救助者の來るを待つに此方法に於ては頗る久く耐へ得るに在り (第五) 瀕死把握死前何物にても握は經驗上遭遇するは極めて稀なり溺者衰弱し其神識力を失ふや忽ち其把握力漸々微弱となり遂に手は全く把握力を失ふに至る是を以て何人と雖とも游泳に由て救助を企てんとするに當り此瀕死把握を恐れて毫も遲疑するを要せず (第六) 救助者が、水底に達するや其溺者の在る場所を知るには靜穩なる淺水面に於ては氣泡の水面に昇るの部分に在りとす若し氣泡の鉛直の方向に昇るを妨くる大河に於ては素より測定を下さる可らず則ち往々氣泡に由て現せる方向に向て跳入り時として尙其救助するに遅からざるの前、其溺没せる者の身體を發見し得ることあり (第七) 救助者其溺者の體に到達せば唯一手を以て其毛髮を握り他手及兩足は其水面に浮上するに用ふべし (第八) 若し海中に於て此事あるに當り其潮流の退かんとするとき (退潮時) 直に陸地に達せんとを勉むるは最大の過失なりとす此時に於ては自ら仰向となり自身或は溺死體と共に平均浮游するを度とし其救助を得るに至るまで自然に任す可し海潮に逆つて陸に泳ぎ

寄らんとする者は多くは其體力を疲憊し盡し他の救助を得るに先ち不幸にして救助者も溺る者あり (第九) 此方法は平穩なる河或は池なると波濤荒き海上なるとを問はず凡ての場合に善良なりとす許多の都市に於て水上の往來頻繁なる區域に於ては簡易に使用し得可き溺者救助器(小舟、橋梁等に)を設置するを良なりとす則ち「キヌルク」を充實したる浮袋、溺水者に投與す可き帆布を以て製し且把持紐ある救助輪(第七十一圖)或は一の浮游する球に綱繩を附したる者を溺者に與へ之を固持せしめ以て陸上に引き上る救助球(第七十圖)の如き是なり 加之、大都府の往來群集する橋梁に於ては平素單に救助の目的に供用す可き完備整頓せる小艇を繫泊せしむるを以て最良なりとす

第七十圖



第七十一圖



第七十二圖



○氷中に陥落せる人を救出する方法

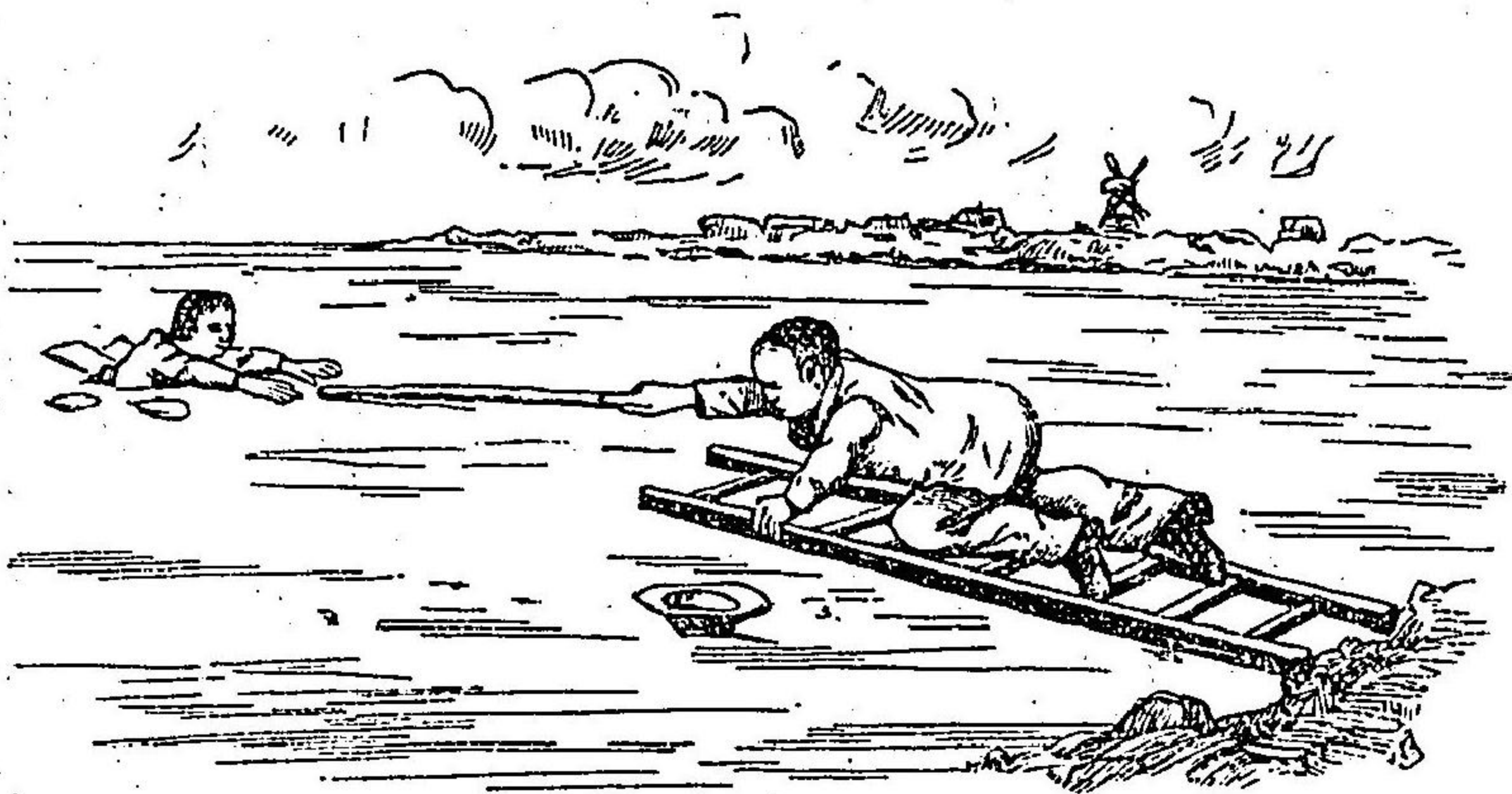
○人若し薄弱なる氷より陥落し氷の破口は益々破碎するが故に再び自ら裂氷中より脱出し能はざる者あるを見れば長さ階子、板或は長さ竿條を陥入したる人に與へて之を救出するは最良の方法なり何となれば之に由て陥入者の重量は大なる面積の上に分たるゝを以て(第七十三圖)裂氷の邊縁を壓する力、減少す

ればなり又最も適當なる法は鐵環を附屬せる木球に連結せる綱紐を陥入者の身體に纏ひ付け全く救出し得るに至るまで之を固く握らしむへし(第七十二圖)

人若し水中に陥入せる者に近て救助せんと欲するときは其薄氷の上に来るや速に俯伏匍匐して之を捕ふるか或は長さ一杆條(橈等)を横に自己の背部に當て兩脚と背部の間に夾みて之に起く可し(第七十四圖)

○水中の死亡は二様の状態に關す
(第一)最も多きは窒息に由る即ち水は空氣に代りて肺中に吸入せられ且多量の水を胃中に嚥飲する者とす此の場合に於て死に瀕せる溺者は窒息者の外貌を呈す即ち其顔面は帶藍紅色にして腫脹し口唇は帶藍暗

第七十三圖



第七十四圖



赤色を呈し眼目には血液鬱滞し胃中には多量の水を呑飲し居るを認め口内、気管、肺には泡沫多き液を含むを見る

(第二)稀には即時に失神に陥る即ち心動及呼吸絶止し気管の入口即ち聲門は痙攣狀に閉鎖して少許の水を肺中に進入せしめ或は毫も水を入らしむるとなし溺者の顔面は蒼白色にして弛緩し口内には少量の泡沫狀の液を含み或は全く含まず此場合に於ては生命を救助し得べき見込あること窺息せる者よりも頗る多し

○數時間、水中に在りし者と雖も其生命は全く滅絶せずして時としては數時間、連續せる勉力に由りて其生命を挽回することあり故に溺者は假死者と看做す可き者とす

〔溺者の蘇生法〕 は安靜、勉力、耐忍を以て成功せざる可らず而して此法は左の法則に従ふ可し

(第一) 即刻醫師に報知し蒲團及乾燥したる衣服を準備し溺者の濕ひたる衣服を除きて上半身を露出し且帶を解き去るべし

(第二) 然る後、即時に成る可く新鮮の空氣中(甚た不良の天季、烈寒、強雨の外)に於て蘇生法を行ふべし

(第三) 最急且最緊要なる事項は呼吸を恢復するに在り若し最初に此目的を達するを得ば血液循環及體温を恢復せしむるを得べし然らざれば其結果危険なるを免れず

(第四) 生活を挽回する勉勞は醫療を受けるまで或は呼吸、心動(脈搏)の恢復する迄に數時間、間斷なく持續せざる可らず

○持續せざる可らず

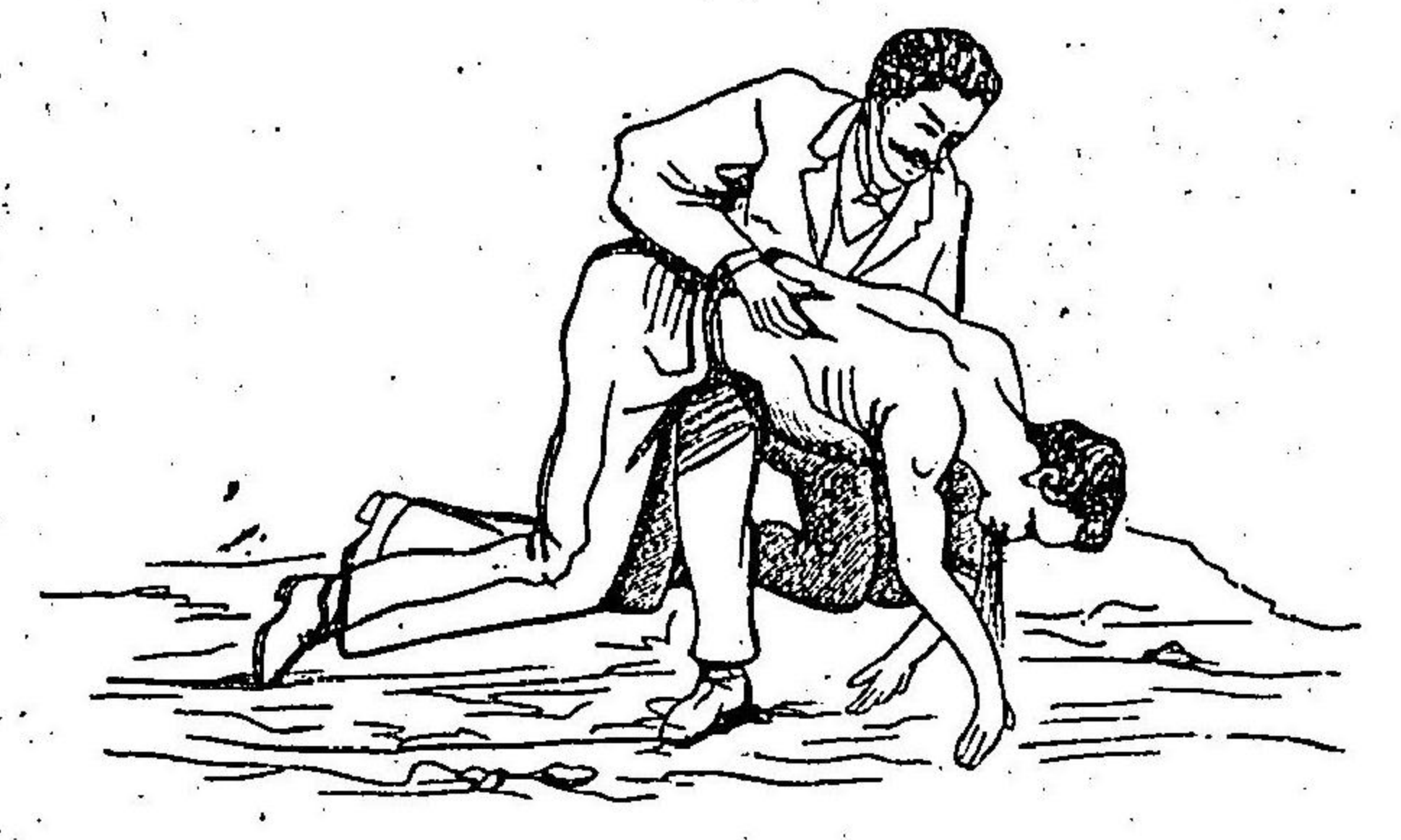
(第五) 溺者は仰臥せしめ亦脚を高處(水を流出せしむる爲)に擧げずして先づ之を蒲團或は衣服の上に俯臥せしめ臍を頭下に置き頭部及胸部は少しく他の身體の部分よりは低くからしめ背部を壓迫して肺及胃中に流入せる液を流出せしむ可し(第七十五圖)

(第六) 空氣をして自由に肺中に進入せしむる爲め口を開き口及鼻に付着したる泥土等を拭ひ取り舌を牽出して牽出するを最良とし或は下顎骨を前方に押出すべし(後條の第八十一圖を見よ)

(第七) 濕潤したる衣服、就中、最初に頸部、胸部の衣服を脱除すべし(例之、頸卷、襦袢の釦、胸當、「ズボン」釣り等を除去す)

(第八) 自在なる呼吸運動を喚起するが爲め即時に嗅煙草或は嗅鹽(アンモニヤ)に由て鼻孔を刺激し或は羽毛を以て咽頭を搭擦し適宜に胸部及顔面を摩擦し而して交々温湯と冷水とを噴注し濕潤したる布

第七十五圖



溺者

片を以て烈く胸部を打撃すべし
 (第九) 此の如くするも速に呼吸運動を發せざる時は此儘にして發止すべきにあらず即時に次條の人工呼吸法を行ふを要す

○人工呼吸法 (いきのたねたるひきにい) (きをふきかへさすしかた)

(第十) 人工呼吸法の目的たるや胸廓を交番に或は開張ならしめ或は壓縮して肺中に新鮮の空氣を進入せしむるにあり

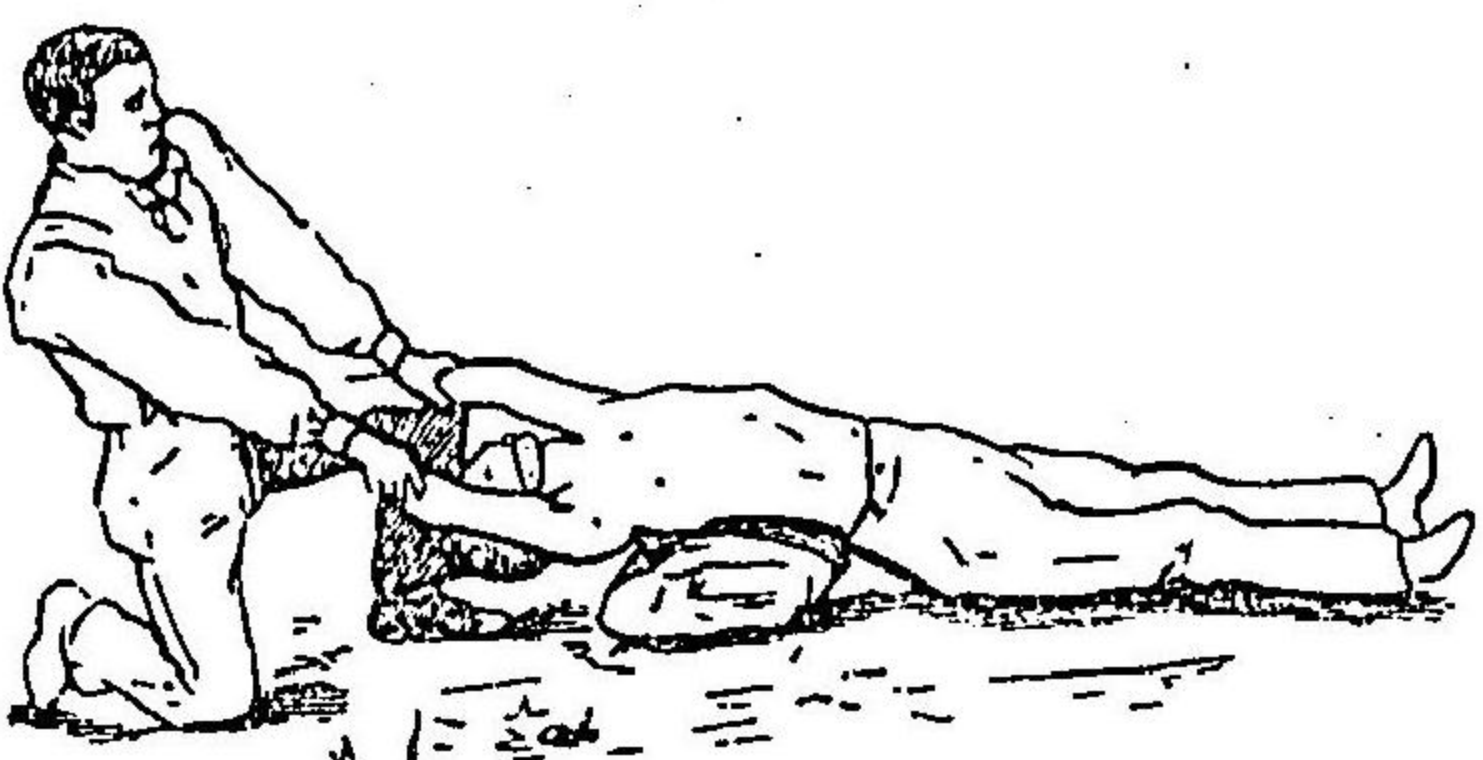
(第十一) 此方法を行ふに種々の流派ありと雖も「ジルウエステル」氏の法を以て特に最良なりとす何となれば實驗上、屢々最良の効果を來し且困難の場合に臨み一人の力を以て行ひ得ればなり其法たるや左に掲ぐるか如し

(第十二) 先づ假死者を平かに仰臥せしめ衣服を束ねて背部と地面の間に入れ頭部及肩胛を少く擧ぐべし(第七十六圖乃至第七十八圖)

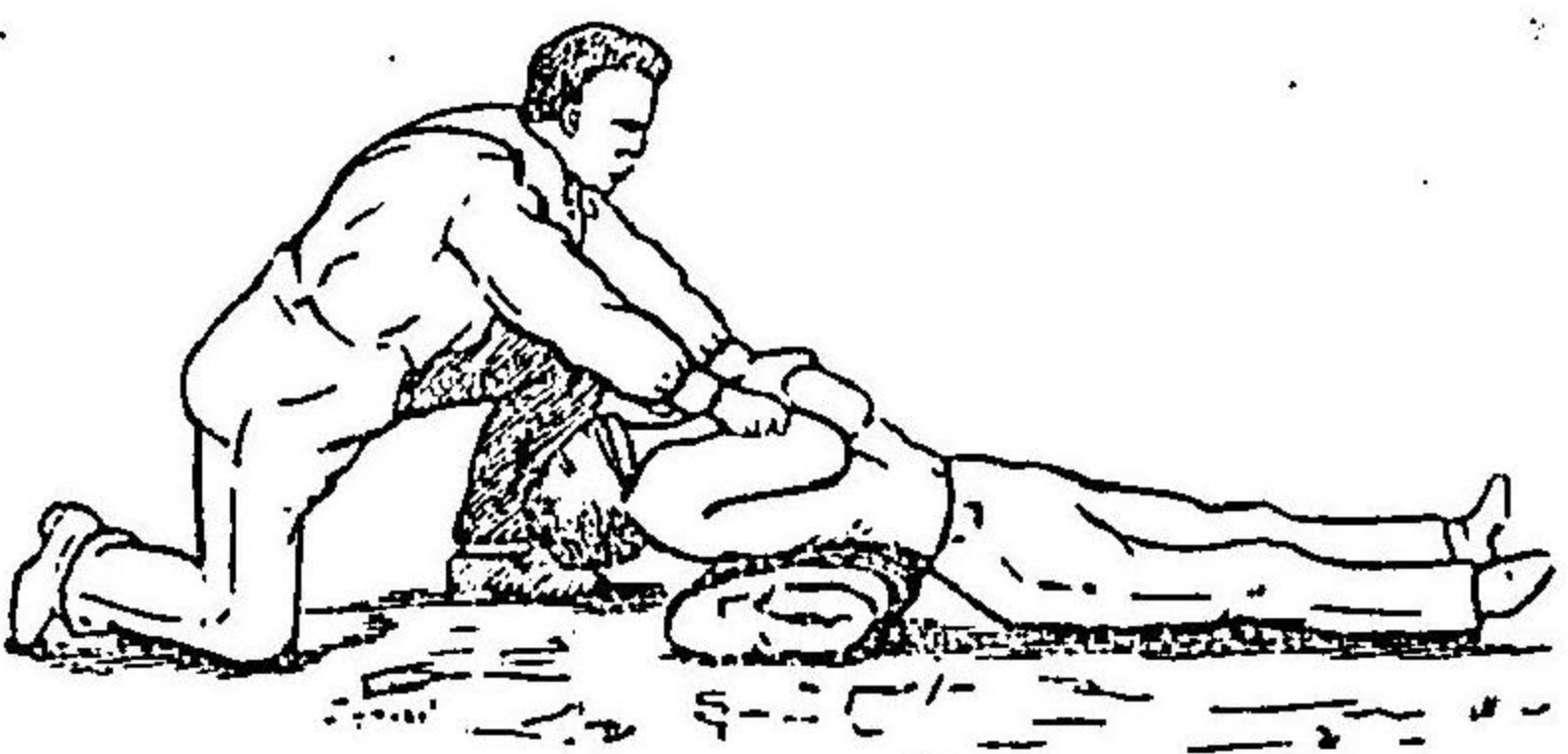
(第十三) 此法を行はんとする人(術者)は患者の頭邊に位し其兩手の肘關節の上部を握り之を靜に舉上して頭部を越ゆるに至り茲に保持すると殆ど二秒時間なり(第七十六圖を見よ)之に由て胸廓は擴張せられて空氣は肺中に進入するなり

(第十四) 然る後、前の如く靜に其手を胸側に送り戻し殆ど二秒時間之を胸部の側面に壓迫す(第七十七圖を見よ)之に由て空氣は再び肺中より驅出せらる

第七十六圖



第七十七圖



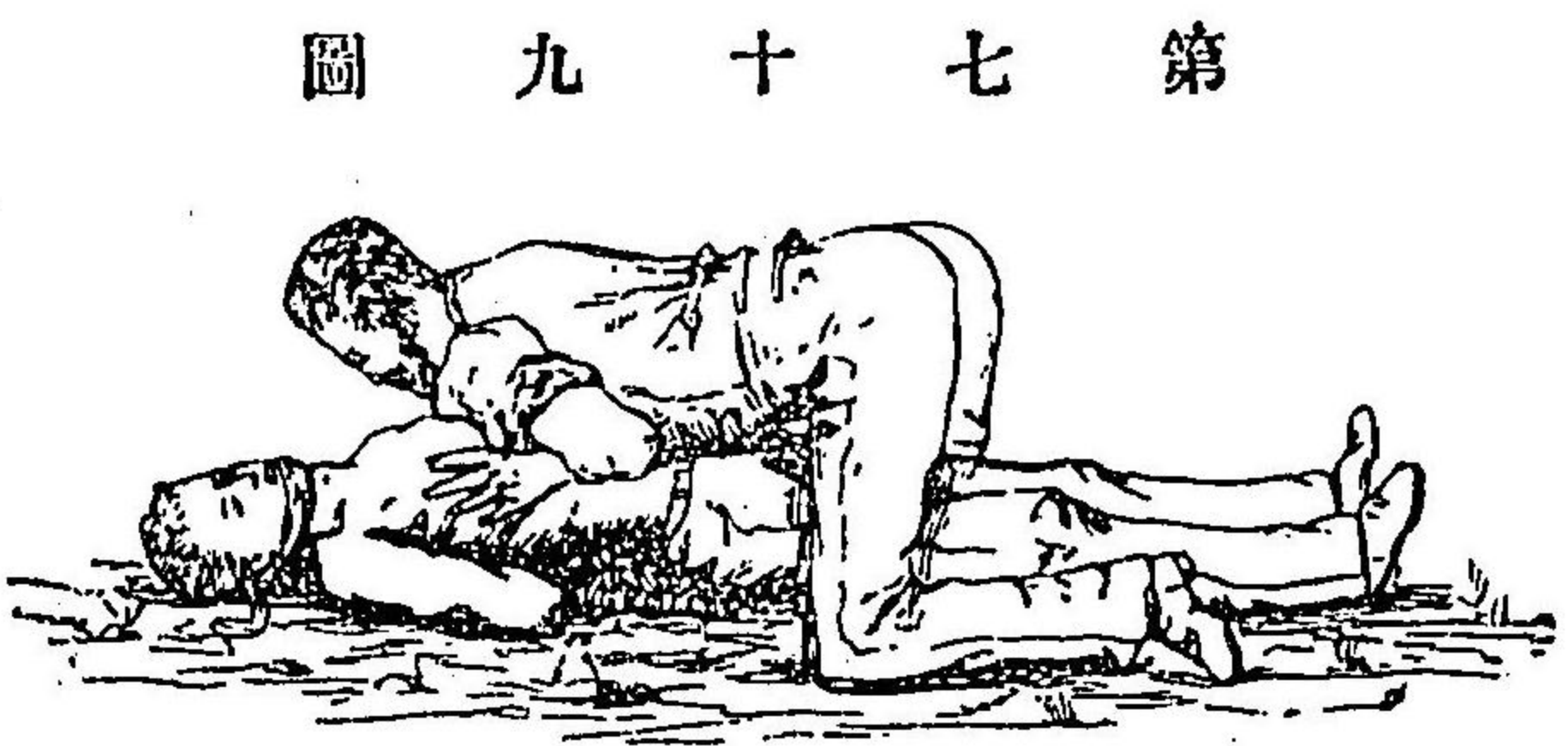
第七十八圖



(第十五) 二人の救助者あるときは溺者の兩側に各一人宛居りて各其一手を握り一二三四の合言に従て兩者同様の運動を行ふ可し(第七拾八圖)

(第十六) 此運動は一分時間凡る十五回にして其間、注意且耐忍して反覆し自發の呼吸運動の始まるを認むるまで行ふべし通例最初の呼吸を得たるは顔面の頬に變色するに由て知るべし(即

ち蒼白色なる者變して紅色となるを見る)
他の甚有力なる人工呼吸法は「ホワルド」氏が始て行ひし、手掌を以て胸廓を壓迫する法(第七十九圖及第八十圖)にして左の如し



第九十七圖



第十八圖

第八十一圖



(第十七) 溺者を仰臥せしめ衣服を束ねて腰部と地面の間に差し入れ溺者の手を背部の下に交叉せし

ひ

(第十八) 假死者の頭邊に居れる助手者をして口内より引出せる舌を乾きたる布片にて右の口角部に於て堅く保持せしめ或は下顎角部の後方に兩手を接着して下顎を前方に壓出せしむ可し

(第八十一圖)

(第十九) 此人工呼吸法を行ふ人(術者)は假死者の股部に跨り假死者の胸廓下部に兩手掌を接着し其肘部に力を入れて外方に張り肘し漸徐に之を屈曲し滿身の力を以て壓迫しつゝ術者の口は殆ど假死者の頭部に接觸せんとするに至るべし(第七十九圖)之に由て空氣は其胸廓より驅出せらるゝ者とす

(第二十) 次て術者は速に手を放ち自分の身體を起立するときは胸廓は自ら擴張するに至る(第八十圖)之に由て空氣を胸廓に吸入するなり

(第二十一) 此法も又同度に相交番一、二、三、四など、計へつゝ行ひ猛烈に行ふ可らず

(第二十二) 羸瘦せる人及小兒に於ては指を屈して肋骨下縁を皮上より握り交々擴張し或は壓縮せしむるを得可し此法は「シユルレル」氏が報告せる所なり

「ラポルデ」氏は布片を以て堅く舌を持ちて強く口内より引き出し次て再び退縮せしむるに由て數多の假死者の生命を救濟し得たり此法は一分時間に凡十五回乃至二十回(尋常の呼吸に相應す)施行するときは喉頭神經の刺戟に由て呼吸を發起する者とす

因に曰く未熟者は人工呼吸法を行ふに際し二の過失を招く則ち一は人工呼吸法を行ふこゝに失し其際寒氣は肺中に進入せざること、二は胸廓を壓迫するに過劇にして間断不定なるが爲めに時として肋骨骨折及皮下出血を生ずること是なり

此施術に由て自發の呼吸運動、發起せらるゝや否、即時に此術を行ふを止め而して血液循環及體温を恢復することを務むべし

(第廿三) 身體は乾きたる蒲團を以て被包し四肢を下方より上方へ蒲團の下に於て劇く摩擦し或は温暖なる衣服の上より摩擦すべし(此摩擦は傍觀者をして行はしむるを可せず)

(第廿四) 然る後、患者を成る可く温暖なる臥床内に移して暖めたる「フランチル」布を以て被包し温湯を滿てたる罌或は湯婆或は暖めたる石等を胃窩、腋窩、股間及足趾に置くべし若し心臟の機働を發起せざる如くならば拵指球を以て速に劇しく心臟部を打ちて動搖せしむるを宜しとす(心臟の按摩法)

(第廿五) 遂に假死者の生命を挽回し既に液類を嚥下し得るに至らば患者に温暖なる液即ち温湯、茶、咖啡、日本酒、葡萄酒を一茶匙つゝ飲用せしむ可し然れども大量に與ふ可らず(温浴は醫師の命令に従て行ふべし)

○凍傷(こごまた)

凍傷は甚た劇しき寒氣に遇て發するのみならず屢輕き寒冷に於ても亦之を發す若し長途の行軍或は飢餓に由て疲勞せるか或は酒を飲んで大に酩酊し昏倒睡眠するに際して烈風の爲め速に體温及神識を奪

却せらるゝに當り發し易き者なり

此際多量の降雪あるときは却て幸福なりとす何となれば雪は温の不導體なればなり(即ち患者自身より發生散せしめずして却て之を貯ふるの性を有す恰も風障を用ゆるに同じ)故に雪中に埋没せし人は多くは容易に再び生活を挽回し得へし

凍傷者は全身表面蒼白色にして且寒冷なり唯鼻、口、手、足のみは稍藍色の光澤を放ち呼吸絶止し復た脈搏を觸れ知る可らず四肢は感覺を失ひ強固となり身體中の最外方に在る末端部(鼻、耳、指、趾、手、足)は頗る硬く凍結して氷の如く寒冷なるを覺ゆ

〔凍傷の處置〕

凍傷の蘇生法は大なる謹慎を加へて行ひ必ず漸徐に温暖ならしむるを要す人若し即時に凍者を暖室内に移すときは其生命を失ふべし深く注意するを要す

(イ) 其處置たるや即ち注意して凍患者を閉鎖せる寒冷の室内に移し而して凍固せる四肢を破折せざるが爲め徐々に衣服を切り去て之を脱せしむべし現に雪あるときは之を以て全身を被包し而して之を以て適度に摩擦すべし若し雪なき時は患者を寒冷なる濕布或は冷砂を以て摩擦し或は之を冷水浴中に坐せしめ而して後ち交代して人工呼吸法を行ふ可し(溺者に於ける法に由り行ふべし)

(ロ) 爾後自發の呼吸運動發現し來り強固なる四肢屈曲し得るに至るときは適宜に患者を暖めたる室内に移して軽く冷かなる蒲團を以て被ひ而して初め温めたる布片を以て徐々に摩擦を行ひ且其室内を能く温暖ならしむるを要す

(ハ) 然る後嗅入劑(硝砂精、「エーテル」、「ホフマン」氏液、細切せる葱)及輕き内用の興奮劑(古葡萄酒、

寒冷の咖啡、「ソップ」に由りて再び神識を挽回すへし
唯身體一部分のみ凍結せる者にも亦同様に行ふ可し謹慎して此療法を行ふに拘らず身體の各部知覺を
失ひ青色に腫脹し水胞を發生せるときは大に危険にして其部壞疽狀となり遂に脱落するに至る
綑帶を纏絡し身體の部分を高位に保持するに由りて時として尙此危険を免るゝを得るとあり

○窒息(いきが、さま)
(りたるひと)

窒息は最屢有害瓦斯の吸入に由りて發する者にして例之、爐の罅口を閉鎖せし後ち炭蒸氣、嘴管の開放
より有害氣排泄管に出し去るべき點燈瓦斯の逆流或は深坑、排泄溝、古井に集合せる所の硫化水素及坑
穴瓦斯、衆人群集の室内、或は新しき葡萄酒或は麥酒を醱酵する所の穴藏中に發生する炭酸の如き者
是なり以上、掲ぐる如き有害氣類を吸入せる人は直に眩暈して呼吸は妨害せられ脈搏は間斷を生し神
識を失ひ失神狀に陥り痙攣を發し速に救助を得ざる時は死するに至る

○「炭酸氣中の窒息せる人を救助する法」茲に失神者則ち假死者は新鮮の空氣中に搬出す
るを要す然れども之が救助者は充分の注意を以て自身の生命を失はざるの用意を爲し炭酸氣充滿せる
室内に入らんとするには最初に成る可く戶外より戸を開(階子或は索條に由りて開く)或は窓を破碎し
強き氣流(空氣の流通)を起さしむるべし

窓を破碎する能はざる時は水(或は等分の醋水)に浸したる布片を以て鼻口を綑帶し戶外に於て尙
一度深く吸氣を行ひ室内に闖入し然る後ち最も近き窓に驅け行き其硝子板を打ち破り此破孔より外に
頭首を出して新鮮の空氣を吸入し亦最も近き窓戸に疾走して之を破碎し強劇の氣流を誘引し炭酸氣を

驅逐して失神者を運出し去るを得るに至るを務むべし(以上は歐風家屋の一弊害なりと云ふも可なり)

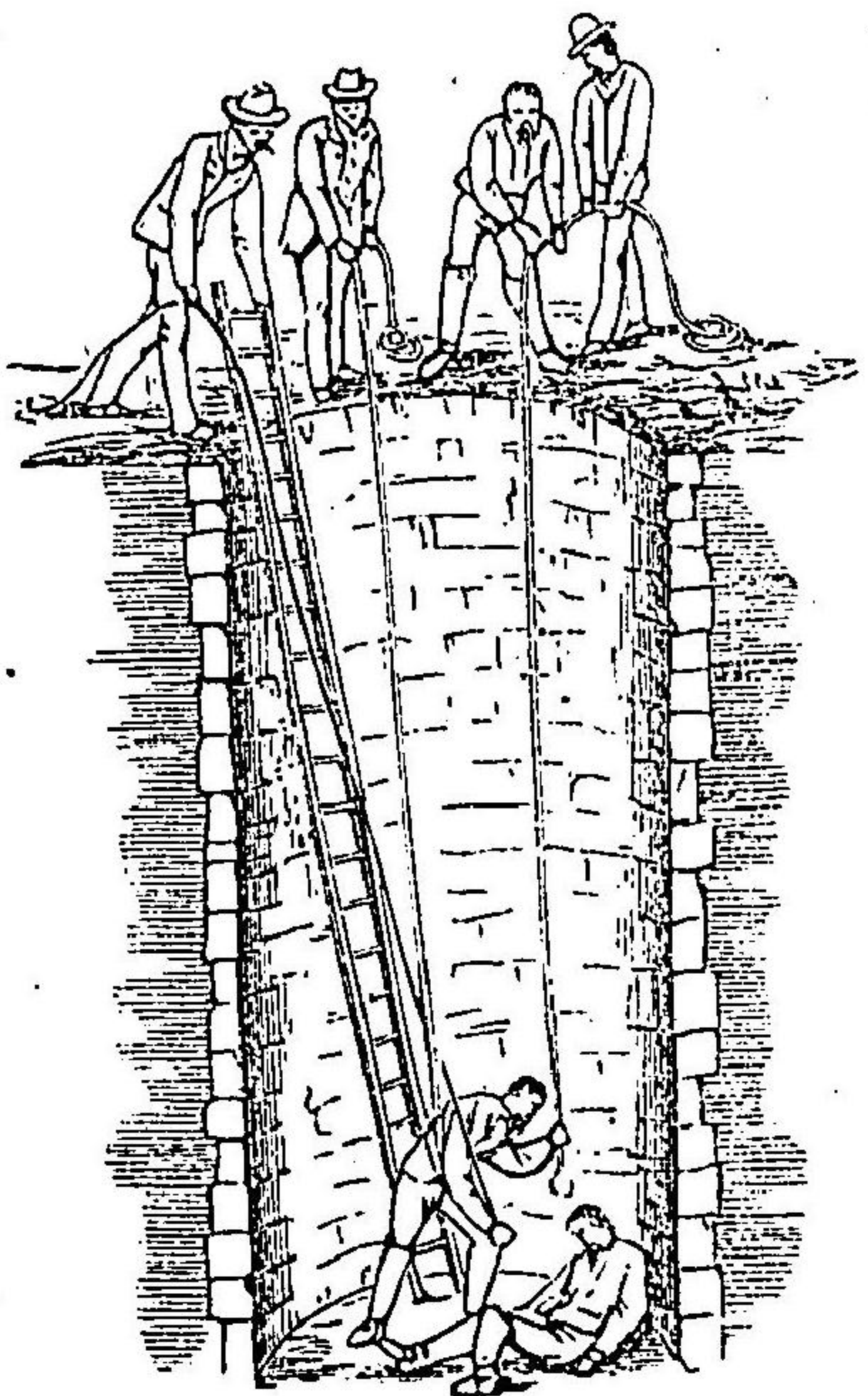
室内に照輝瓦斯即ち點燈瓦斯、流れ出づるときは燈火或は燭火等を携へて進入す可らず故に能く注意
して其暗黒中の窓に向て突進し之を破碎すべし坑中に陥没したる人、失神せしときは其危険は其中に
在る空氣に關す(點火試驗燭火を坑中に送りて消滅するや否を檢す)は無益にして時間を費す恐あり硫化水素中には能く燃焼す
るを見ればなり)

故に即時に梯子、綱索及防口綑帶(醋水或は石灰水)を具備して後ち進入すへし有毒瓦斯は通常の空氣
よりも重きを以て強き空氣の流通を發生せしめて之を驅出するを務むべし其方法は點火したる柴或は
紙片を投下し又は傘を開張して之を垂下し更に速かに之を引き上げ亦投入し或は多量の水珠に石灰水
を振り注ぎ掛くる等適宜之を行ふへし近傍に新製せる石灰あるときは手早く石灰乳(水を加へ)を製し
此混液を成る可く、多く坑中に散布す可し(井桶或は尙良なるに水差瓶を以てし或は石灰乳を浸せる
藥束を用ゆ可し)

坑穴瓦斯は其中に火を投下するときは發火し且爆發すること少からざるか故に不意に昇騰する火焰に
由りて焦傷せざる様、豫め注意するを要す

坑穴中より失神者を搬出し來らんとし其中に進入せんとする者は先、綱を自身の胸部及肩胛の周邊
に固く結び付け而して其一手に暗號紐(坑中にて失神者を結縛を結着す可し消防夫の用ゆるが如き呼吸管)
(即ち導氣管)を有せざるか或は潜水器を有せざる時は醋水或は石灰水に浸したる一條の布片にて口

第八十二圖



微候あるときは直ちに再び牽出せざる可らず(第八十二圖)

幸に救助者、坑底に到達するを得るや失神者を成る可く手早く捕へて第二の綱を以て之を結縛するを要す然る後疾速に兩人(即ち失神者、救助者)を牽出すべき暗號をなすべし

窒息者を新鮮空氣中に牽出し得るとき其場に醫師の現在せざるに於ては蘇生法即ち已に記載せしが如く人工呼吸法を行ひ冷水を吹き掛け、刺戟劑等を用ゆるを要す

○絞首者あるを見れば即時に其紐を切斷すべし但し其墜落し來るに當り損傷せしめざるか爲め他手を以て身體を支持すべし然る後、前條窒息の條に於て述べたるが如き方法を施すべし

○咀嚼せる多量の食物(肉切片、骨片、馬鈴薯、餅塊等)を嚥下するに由る窒息者は咽頭に嵌塞し且喉頭

を壓縮して急に死に陥らしむる者なり此の窒息者の状態たるや顔面帶藍紅色となり眼球突出し不節の音聲を發し手を以て其身體の周圍或は頸部を握り且失神狀に陥る此際に當り迅速に施行すべき方法は左手を以て鼻を握りて壓閉し強て口を開かしめ勇猛且迅速に右手の示指拇指を舌を越て深く口内に送入り咽頭内に留塞せる食片を把りて摘出することを務むべし此の如く行ふを得ざるときは緊嵌せる一片を動搖せしめ且窒息者の胸腹は机、食机具或は他の固體に對して壓迫し手拳を以て短く強く背部、肩胛骨の間を打ちて排せしむることを務むべし之に由て肺中より驅出せられたる空氣は留塞せる食片を破碎吐出せしむることを得べし此際に當りては速に醫師に報知し且臨機直に手術を行ひ得るが爲め必要の器械(鉗子及氣管切開の器械)を携帯せんことを告るを要す

○失神者(神氣を失ひ)

失神者は即ち知覺及隨意運動の廢絶せる者にして以上説明したる災害の外、尙各種状態の結果となり屢々遭遇するものにて其主要なる原因は左の如し

(一) 腦の損傷(頭蓋骨折を兼ねると否らざるをわり)

(二) 腦の疾患(卒中、癲癇)

(三) 麻醉性毒物(阿片、莫兒比涅、亞兒箇兒、沈醉)依的兒、嘔囉仿謨及腎臟疾患(尿素鬱滯)の中

(四) 卒倒(恐怖、疼痛、衰弱、失血、飢餓等に由る心臟麻痺)

失神の種類は何種なるやを即坐に辨別するは良醫と雖ども屢々難んする所なるが故に其辨別論は姑く

措て論せず茲には只一二主要の法則を説述し醫師の來るに先ち俗人の施すべき處置の梗概を示すに限らんとす

〔第一〕 成る可く此不幸なる場合の誘因に就て多く檢知するを務むべし（即ち失神の誘因は顛倒、陥落、打撲、外傷なるや沈酔なるや等）

〔第二〕 身體の位置及其周圍を熟視すべし。何となれば此際は屢々裁判上に關すると多く從て精密なる報告を要すればなり

〔第三〕 失神者の呼吸に從て酒氣を發散するや否を檢すべし。此酒の臭氣あるときは其者は甚しく沈酔したる事を知るべし然れども亦沈酔は他の危重なる病（卒中、腦損傷等）と併ひ發するところがある故に須く注意すべし

〔第四〕 頸部を纏絡したる衣類（頸卷、襟飾、釦等）を除去すべし。何となれば之が爲めに頭部より血液の心臟に歸流するを妨ぐればなり

〔第五〕 新鮮の空氣をして患者の周圍に自在に進入せしむべし。故に無用の傍觀者は悉く立ち去らしむるを要す

〔第六〕 而して後、身體を仰臥せしめ。若し大出血後の失神に於けるが如く顔面蒼白なるときは頭部を低下すべし。然れども顔面紅色を呈し來れば頭部は高處に安置せざる可らず。嘔吐を始むるときは即時に頭部を側方に回轉し吐物をして肺中に吸入せしむ可らず

〔第七〕 失神者若し癲癇狀の發作（癲癇）を起すときは四肢を搖動し全身に痙攣を發し顔面は紅色を呈し且顫動し口角には泡沫を吹き出し舌は齒間に緊縮せらるる者とす

此際に於ては痙攣狀の運動を防ぎ或は全く痙攣狀に握り合せる拳子を開擴することを試み可らず。何となれば之に由り痙攣をして只不良ならしむるのみなればなり

故に傍人は單に病人自ら損傷を招くを防ぐべきのみ即ち頭首の下に或る軟き物を置き、齒間にも柔軟の物（栓子、拭巾）を差し入れて舌の咬傷を防ぎ安靜に發作の經過し去るを待つべし。病者全く少しも呼吸せざる徴（口鼻の前に滑澤の金屬或は鏡面を接するに曇翳を生せず或は鼻口に細く柔かなる羽毛を接着するも振動せず）あるときは即時に人工呼吸法を行ふべし。飢餓に由る失神者には少しく或食品を與ふべし。成る可く迅速に醫療を請ひ或は病者を病院に送致すべし。

○中暑者（あつげにあた）

中暑は最劇き危險なる失神者にして大に身體を勞動し飲料水乏しき際劇熱を被ひるより來る者なり。酷熱無風の日、密に群集せる隊列をなし進軍するに當り兵卒の中暑せらるる者最多し此狀況の前兆は其人甚き渴意に苦み大疲倦、眩暈、胸部苦悶を訴へ皮膚は灼熱し顔面は紅色を呈し舌、枯燥して脈搏疾速微弱となり呼吸遲徐となる

傍人之に向て對話するに病者或は全く應答せず或は漸々斷續して判然答る者あり是れ聽官（耳の官能）并に舌の運動を妨ぐればなり此現狀を判然認むるわらば其中暑者を防護し（歩行を止め肢節を裸出し

負載せる重量物を脱せしむ) 其衣服を脱がしめ能く空氣に接觸せしめ水を飲ましむ可し
然れども此患害尙持續するときは其中暑者は突然失神となり顛倒するを見る即ち顔面は暗紅色となり
眼目は固定して動かす光澤を放ち呼吸甚速となり淺く時として呼吸するとあり脈搏頗る早くして觸知
し難く皮膚、乾燥灼熱の甚さを覺ふ

此時に際して速に適當なる救急法を加へざるときは其顔面及四肢劇く痙攣狀に搖動し忽ち全身強固と
なり動かす顔面藍色となり眼の瞳孔は廣大となるを認め脈搏益微弱となり呼吸に喘鳴を放ち口より血
液様の泡沫を出して死に陥る(心臟及肺臟の麻痺に由る)

是れ唯神速なる適當の救助法に由て豫防するを得可きのみ即ち身體を速に寒冷ならしむるを計り冷水
を飲ましむるを第一とす成る可く、速に直に直に中暑者を清冷なる場所(避暑する樹林中或は家屋)に
移し其上半身を高起し凡て狭屈且温暖なる衣服を開放除去し之に新鮮の空氣を觸接せしめ多量の冷水
を注ぎ掛け冷水に浸せる布片を以て頭部及胸部を冷却せしめ成る可く多量の水を飲ましむ可し
若し其呼吸絶止するときは人工呼吸法を行ひ手足を摩擦し終に興奮劑(葡萄酒等)を與ふ可し

○中毒(どくあ)

毒物とは之を内服して其生命を傷害する所の物質を云ふ之を分て腐蝕毒物及麻酔毒物となす

〔甲〕 腐蝕毒物は砒石、燐、酸類(硫酸、鹽酸、硝酸、硫酸銅、石炭酸)亞兒加里類(腐蝕加里、鹼汁)の如き
是なり此中毒は即時に胃部、腹部の劇烈なる疼痛及嘔吐を發起す而して其他、酸類及亞兒加里類

には尙唇及口を焦爛するを見る

(乙) 麻酔毒物は麻酔性の植物毒即ち阿片、莫兒比涅、莨菪、失鳩答、曼陀羅華、双關菊、烟草等其他 亞
兒箇保兒、青酸、斯篤利幾尼涅なり此中毒は麻酔、譫語、失神、昏息等を發す

○中毒の處置

此中毒に遇は、成る可く毒物の種類を穿索し且即時に醫師又は最近の藥舖(多くは解毒劑を辨知する
者)に報知すべし

酸類及亞兒加里類は相互に解毒藥となるを以て中和(無毒となる)せらるゝ事を考慮するを要す

○強酸類を嚥下せしときは直に亞兒加里を多量の水に溶して服用せしむべし例之食鹽、曹達、刺篤亞斯

「マグネシア」、石灰水、石鹼水の如し

○亞兒加里を嚥下せしときは酸類、例之、醋、枸橼酸、酸味なる物を與ふ可し

○腐蝕毒物の腐蝕作用に對して胃及咽頭を防禦するには多量の粘滑物或は油性の液即ち油類、卵白、乳
汁、粉類に水を和したるもの、蓖麻子油を飲ましむ可し

○毒物を胃より排除するには嘔吐を發せしむ可し之を發するには指或は羽毛を以て咽頭を刺激し或は
一茶匙の食鹽、芥子或は牛酪を加へたる多量の温湯、微温の牛乳を飲ましめ或は之を得ること能はざ
るときは吐劑(吐根酒、硫酸銅、硫酸亞鉛、吐石等)に由て吐かしむ可し

○麻酔性植物なるときは患者を醒覺せしむるが爲め病者に濃厚なる黒色の珈琲或は茶を飲用せしめ或
は濃咖啡を灌腸し頭上に氷巻法を施し芥子泥を胃部及臍腸部に貼し冷水を灌注す可し

醫師は胃唧筒を以て毒物を胃中より排除することを試みべし其方法は患者、失神せざる時は一條の護尿管（とくわんぱん）を用ひ其一端を胃中に嚥下せしむべし（二十乃至二十五「ツオル」にして胃中に達す）而して之を行ひ得るときは其他端を高く頭上に舉上し而して漏斗に由て成る可く、多量の水を胃中に送入すべし然る後ち其端を低下するときは液は悉く再び胃中より流出する者なり（吸液管の作用に由る）此方法は數回反復せざる可らず

第五回講筵

遭難被害者の運搬法

急劇不時の危難なる災變若し森林、原野の内に於て起り或は村道或は市街の途上に於て發起するとき其遭難者を成る可く迅速に害を防ぎ置き醫師或は病院に送致するを要す實に遭難者の生命及健康の如何は運搬法の適當なるや將た然らざるやに關する者とす

元來此事たるや、戰時に當り同時に數多の負傷者を戰場より緇帶所或は假設病院内に送致するに臨み頗る緊要なる者にして此運搬には成る可く擔架（だんか）（第八十三圖）を用ゆべし此架は輕便且運搬すべき臥牀にして杆條（かんじょう）の組（くみ）臺（たい）より成り其杆條の間に一片の帆布（はんぷ）綿（めん）を張り臥褥（ふし）となしたる者なり

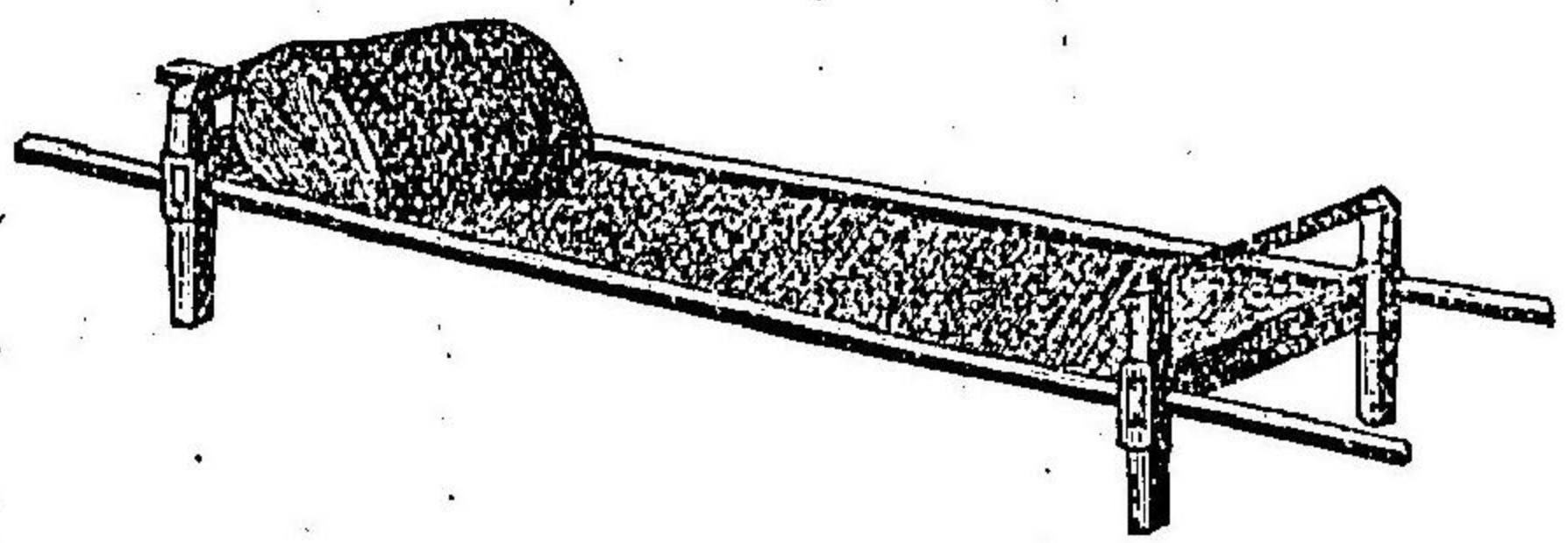
平時に在ても病院に於て運搬するには病牀擔架を用ゆ即ち兩條の杆條に由て擔送せられ或は輕便の車にて運搬せらるゝ者とす

戰時に於ては各軍隊に醫師より教育せられたる固有の看護夫（しんごふ）ありて輕便且單一なる擔架を具へ救急（きゅうきょく）綑（きゆう）

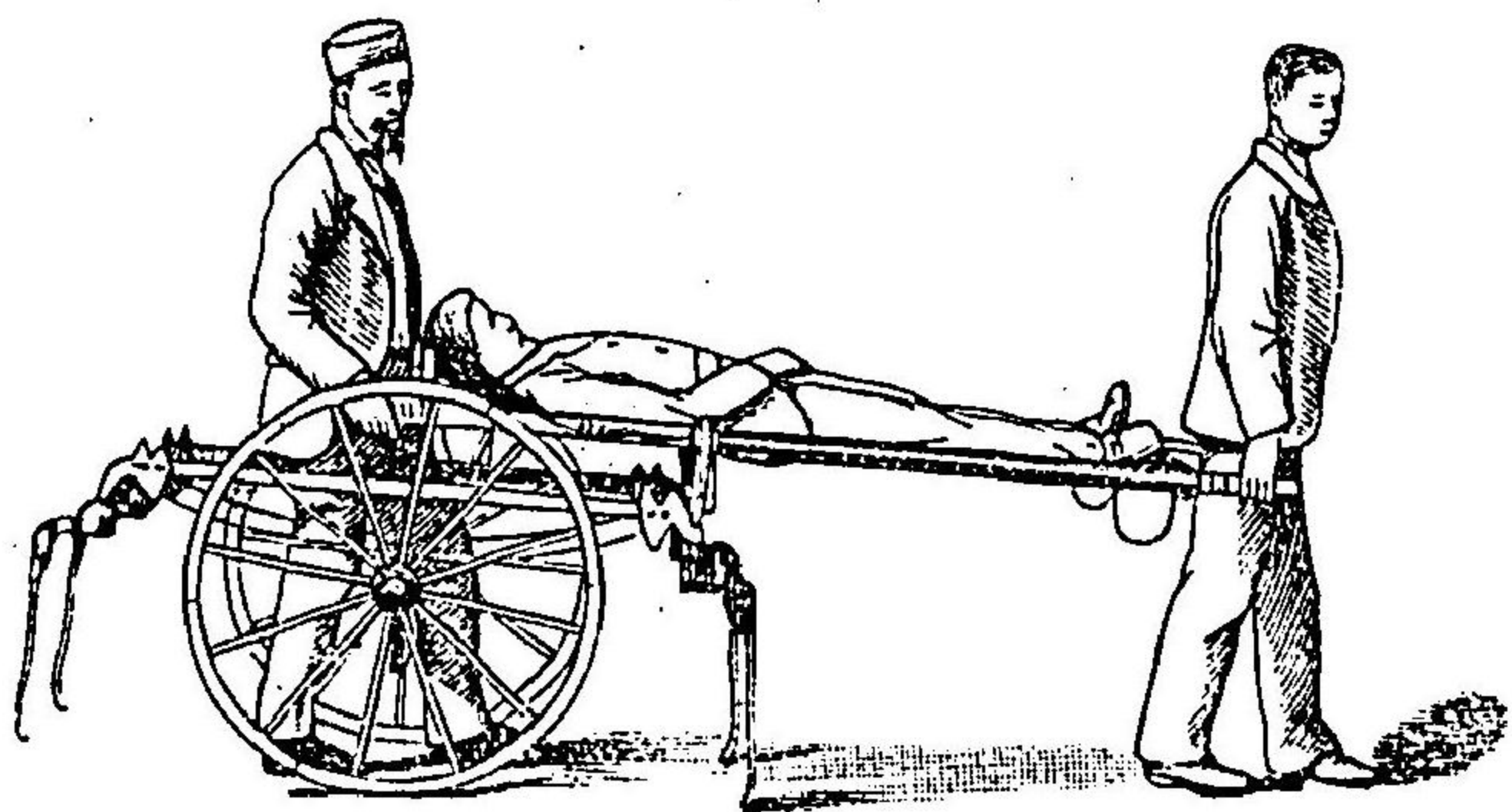
帶（おび）を貼（は）したる後ち最も害を防ぎたる方法を以て負傷者を擔架の上に横臥せしめ而して運搬すると職とせり

然れども極めて劇（げつ）大戦争に於ては負傷者は晝夜戰場に横り臥せるを以て前に述べたる方法は決して行

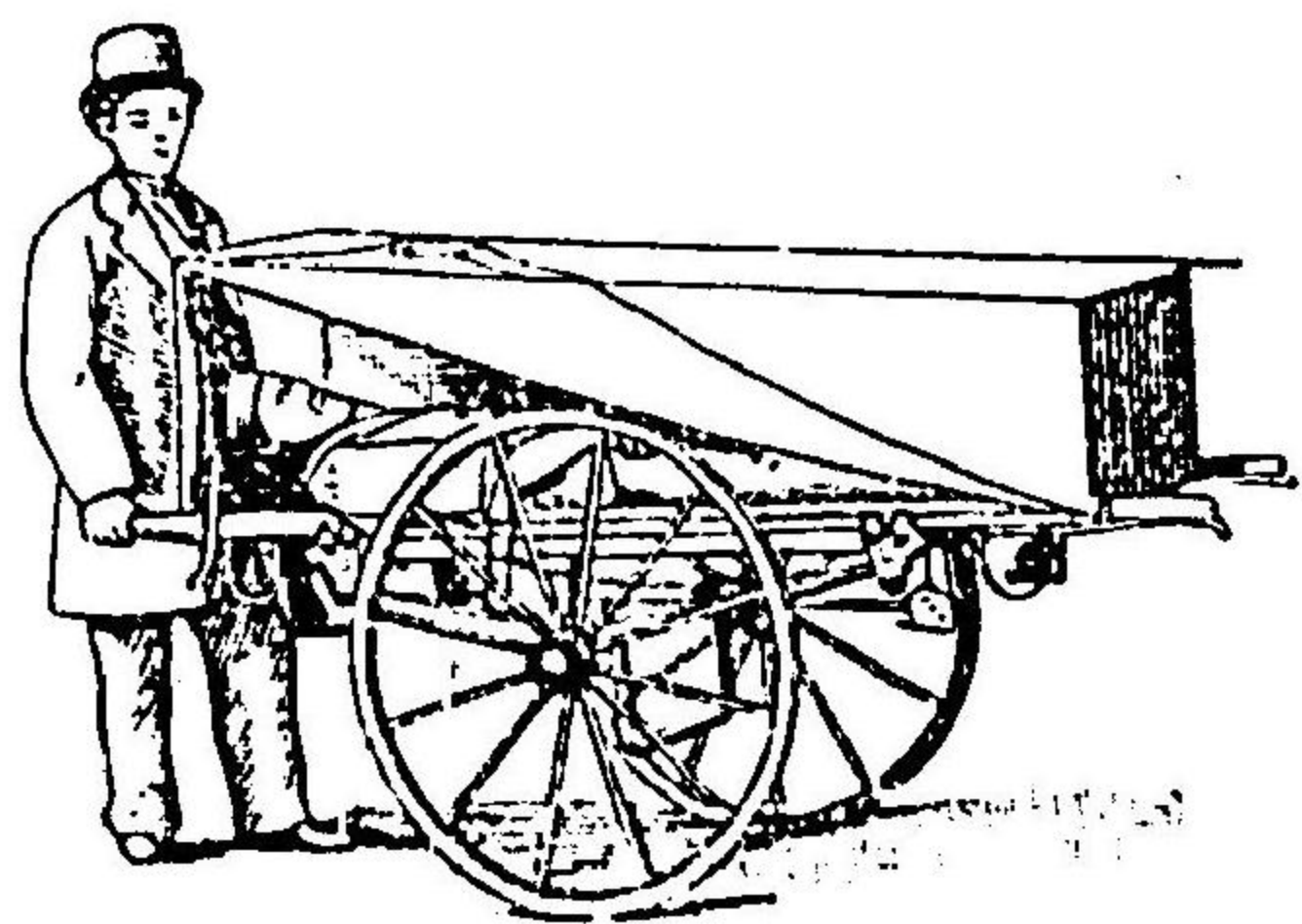
第三十八圖



第四十八圖



第五十八圖



ふ能はず此際に於ては義勇救急法は頗る希望して已まざる所にして最必要なるを覺ゆるなり夫の「ゾ
ル、フェリノ」の戦場に於て得たる所の「ヘンリードエナント」氏の論説は實に赤十字社の基礎を爲し近
時の戦争に於て幸福を來すに至れり

此仁惠なる勤勉の結果に由て運搬車を製し一千八百六十四年初て「デュベル」て於て「ヨハンニッテル
リッテル」より使用せられたり

茲に特に適當なる運搬車(第八十四圖及第八十五圖)あり此車は「カピタン、ジョン、ファルレー」氏の創
製にて氏は英國の「ジョン、アムプランス、アツンシアシオン」の貯藏庫の監督者にして又英國に於ける
救急法學校を擴張するが爲めに最大なる勳勞を現し殆ど近時の諸戦争に於て赤十字社の代理者とも云
ふべき洪大なる勳作を現したり

此運搬車は險阻ならざる平坦の地方に於ける戰場に於ても亦用ひて最良の結果を收めたり亦平時殊に
大都府に於て不幸なる急難に際會するときに最も必要なる者とす何となれば此運搬車は一人にて容易
且つ迅速に運搬し得るを以て一定處即ち警察署、消防署、停車場等に於ては常に備へ置くべきものにて
平坦なる地方及開通したる道路に於ては非常に有益なる功を現はせばなり

運搬擔架に乗せ負傷者を運び出す方法注意

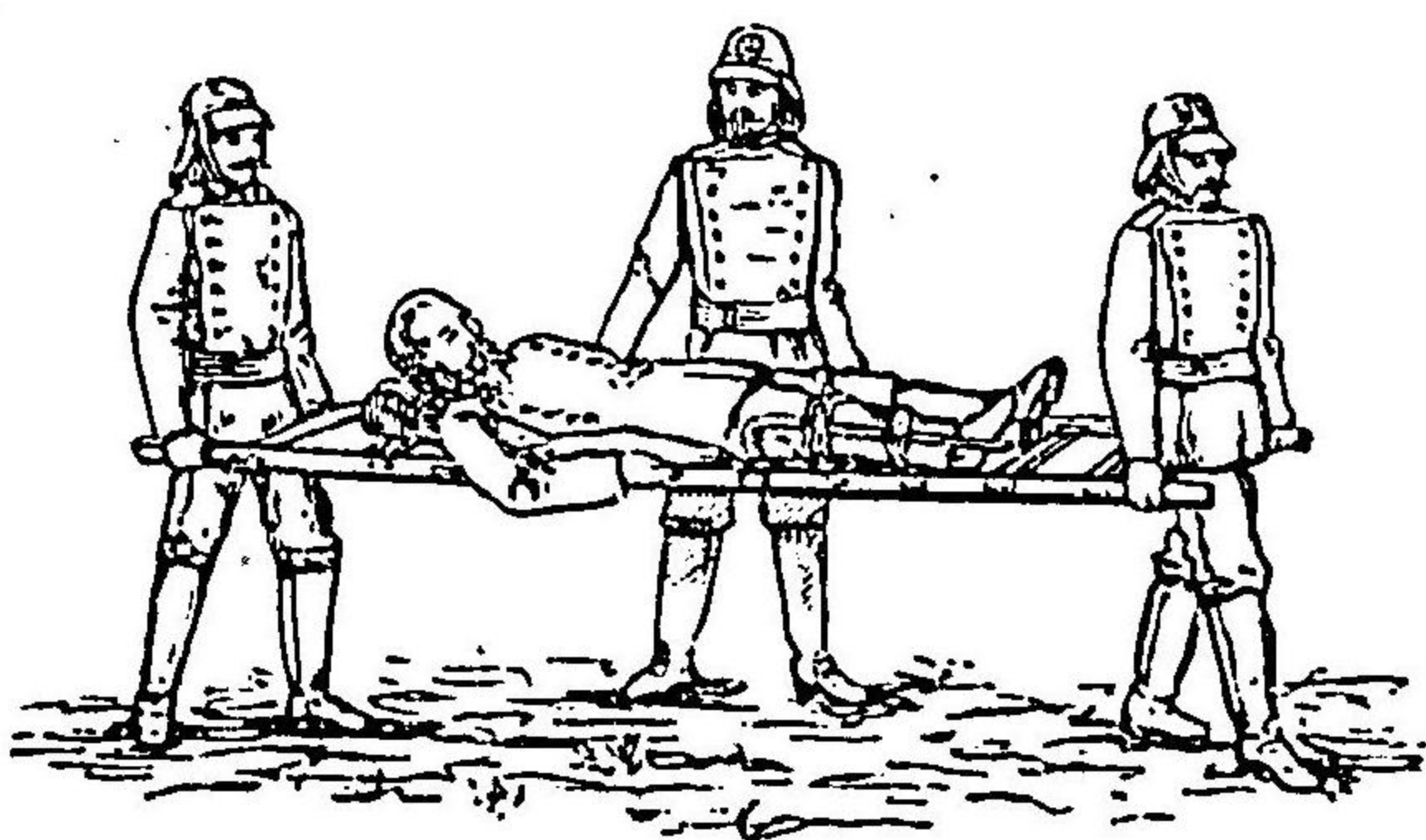
○運搬擔架の上に負傷者を載せ且搬び出すには少許の練習に由て容易に得べし熟練及注意を要す
運搬の箇所、遠隔ならざる時は三人以上の運搬夫を要することなし其内の兩人は架を擔ひ其外の一
人は病者に向て注意看護し且已を得ざる時に臨み搬送夫の一人と交代すべし

横臥したる負傷者を載せんとするには宜しく擔架の正中線に臥さしめ左右に備せざるを要す(若し患
者を其一侧に偏置するときは其運出せらるゝに當り搬夫は途上に病者を顛脱せしめ或は墜落せしむる
恐あり)然る後ら兩搬送夫は各々病者の左右に附き添ひ手を負傷者の背部及上腿の下に送り入れ病者
を撈擧して靜に之を擔架に安置す(第八十六圖)第三の附添人は實際負傷したる部分(四肢或は頭部)を

圖 六 十 八 第



圖 七 十 八 第



持て之が動搖等を豫防すべし

兩人の搬送夫は擔架の頭端及足端(即ち前後)に居りて之を搬出すべし而して第三の人は擔架の側傍に隨ひ病者を看護するを要す(第八十七圖)

擔架を運搬するには左の法則に従ふ可し

〔一〕 擔架は搬送夫の兩手或は肩胛に紐を掛け以て運搬すべし決して肩胛の上にて擔ふ可らず何となれば其際、負傷者を目視する能はざるが故に容易に顛落するのみならず實に之が不注意より死亡を招くことあればなり

〔二〕 搬送夫は兵卒の行軍時に於けるが如く兩人同一の足取を以て前進すべからず若し此の如くするときは擔架は一側よりして他側に向ひ動搖し且身體轉回するに至るべし夫の駱駝に乗るに當り同一側の駱駝に乘れる人は必ず彼の舟酔者の如くなる者ぞす

〔三〕 運搬の際には諸般の衝突、輕卒急忙の運動、生垣、堤防、堀溝を飛び越ゆることは避けざる可らず而して靜に垣の間隙及小門等を求て之を通行すべし

〔四〕 搬送夫は成る可く體尺不同ならざるものを選びしむべし若し然らざるときは其肩胛に掛たる紐の

〔五〕 尺度を適當になし擔架を成る可く水平となし搬送すべし

〔六〕 患者は此方法に於て擔架上に安置せられ靜かに搬送せらるゝ者なり

軍隊の看護夫は一定の指揮に従て此諸般の運動を執行する事を練習せるに由り非常に安全且迅速なるを得るなり

救急擔架の考案及材料

○然れども、一の擔架をも得る能はざる場合には如何の物品たるを論せず救急擔架を製し負傷者を搬送するに付き甚しき害なからしめんことを要す

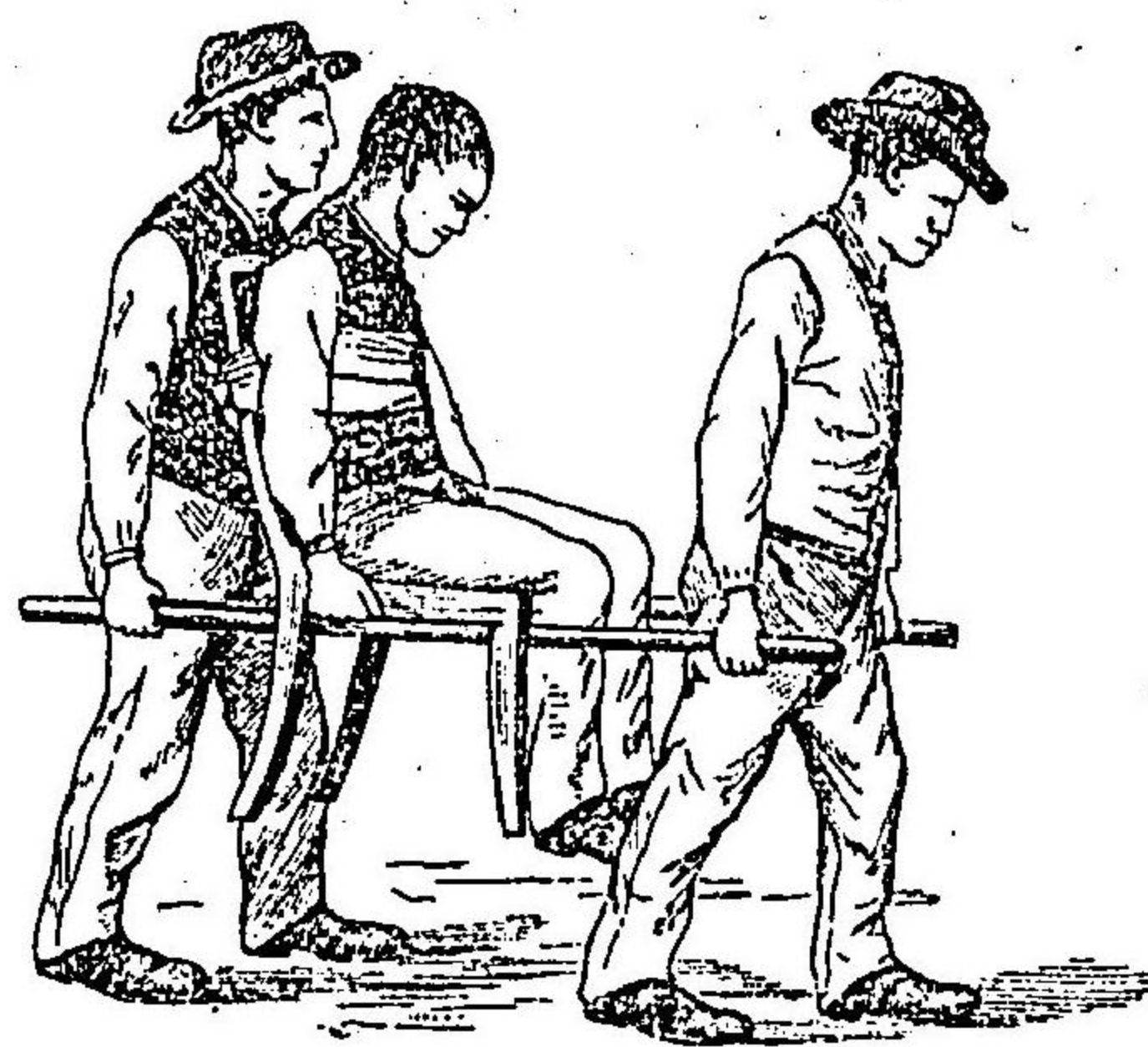
此の如き救急擔架を製造するに際しては彼の救急副木の假用に於けるが如く神速の頓智を運らすときは他人は尙狼狽するの際、多くは種々の物を以て擔架を製するを得可し此に救急擔架製造の用材たるべき一二の例を示すべし住人ある家屋に存せる物件中、救急擔架となし用ゆべき者は左の如し

即ち臥臺、臥籠、臥架、長椅子、板、戸、窓戸、腰掛、階子、椅子(第八十八圖)等なり

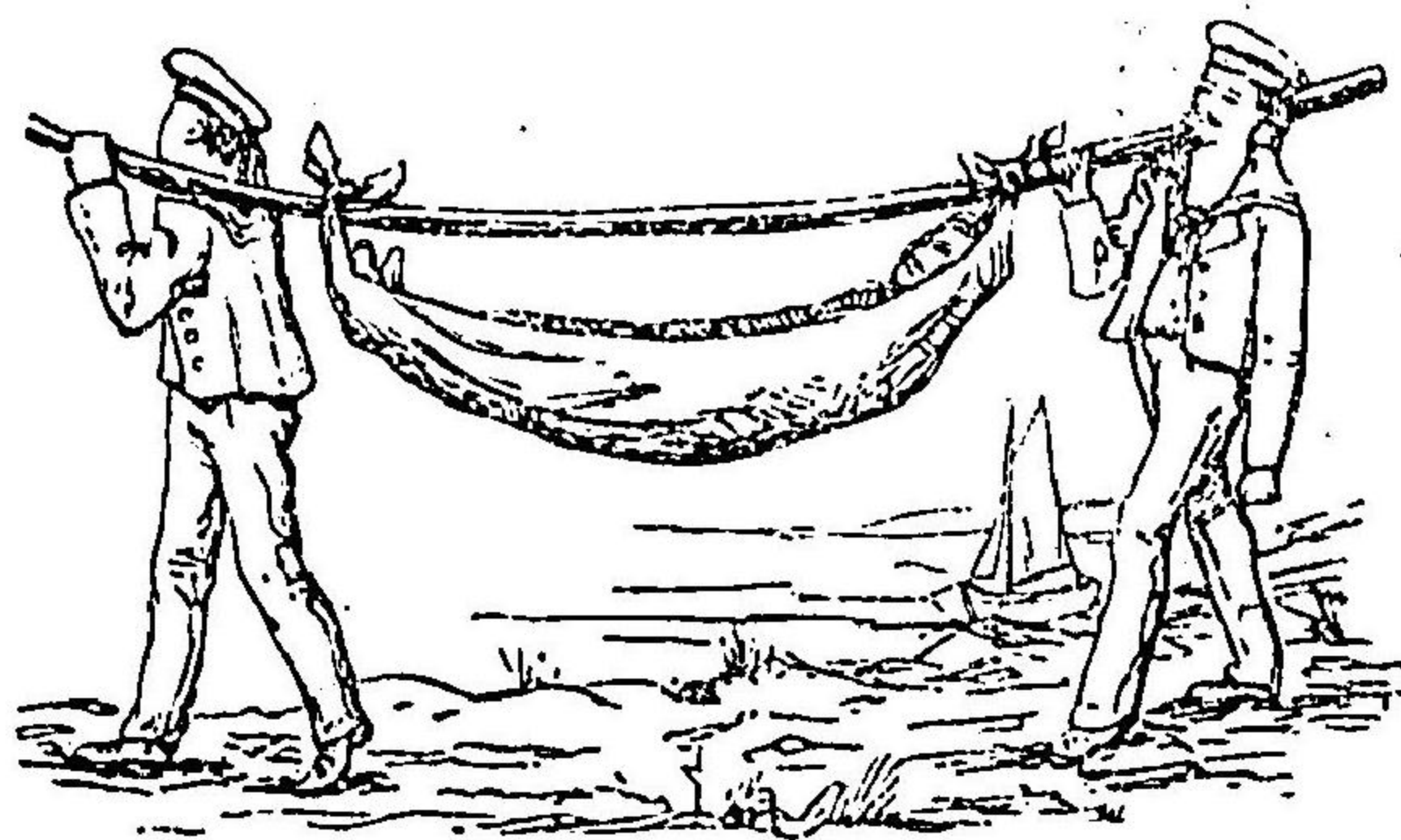
此諸般の堅固なる物の上には素より枕、蒲團、藁束を乗せて臥褥を設くべきは言を待たざるなり

其他蒲團或は藁囊は其四隅に固く輪を附し之に紐を通して二人をして擔はしめ或は四人にて蒲團の四隅を把りて擔ふべし是れ即ち被褥擔架なり

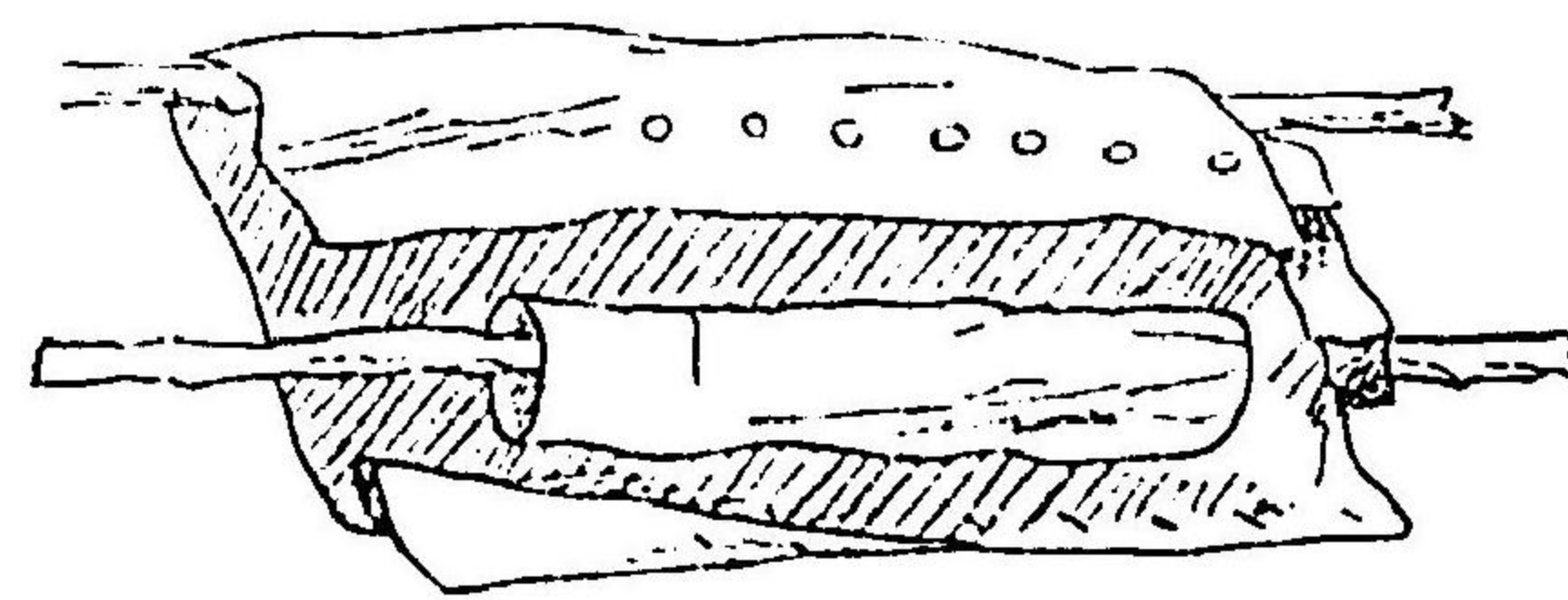
第 八 十 八 圖



第 八 十 九 圖



第 九 十 圖



此方法に於て下方の兩隅を切除したる袋(穀、粉の袋類)を用ゆるを得べし即ち袋蓋擔架なり
二人の肩にて擔ひ得べき一本或は二本の杆條に附着せる釣床マツテンは殊に海軍に於て使用するに宜し
此の如き釣床は一本の杆條に布團の上敷布の各兩隅を結縛するに由て製するを得べし(第八十九圖)
單に二本の竿あるときは種々の物質の助を以て使用すべき搬送臺を製造し得べし此代用には戰時に於

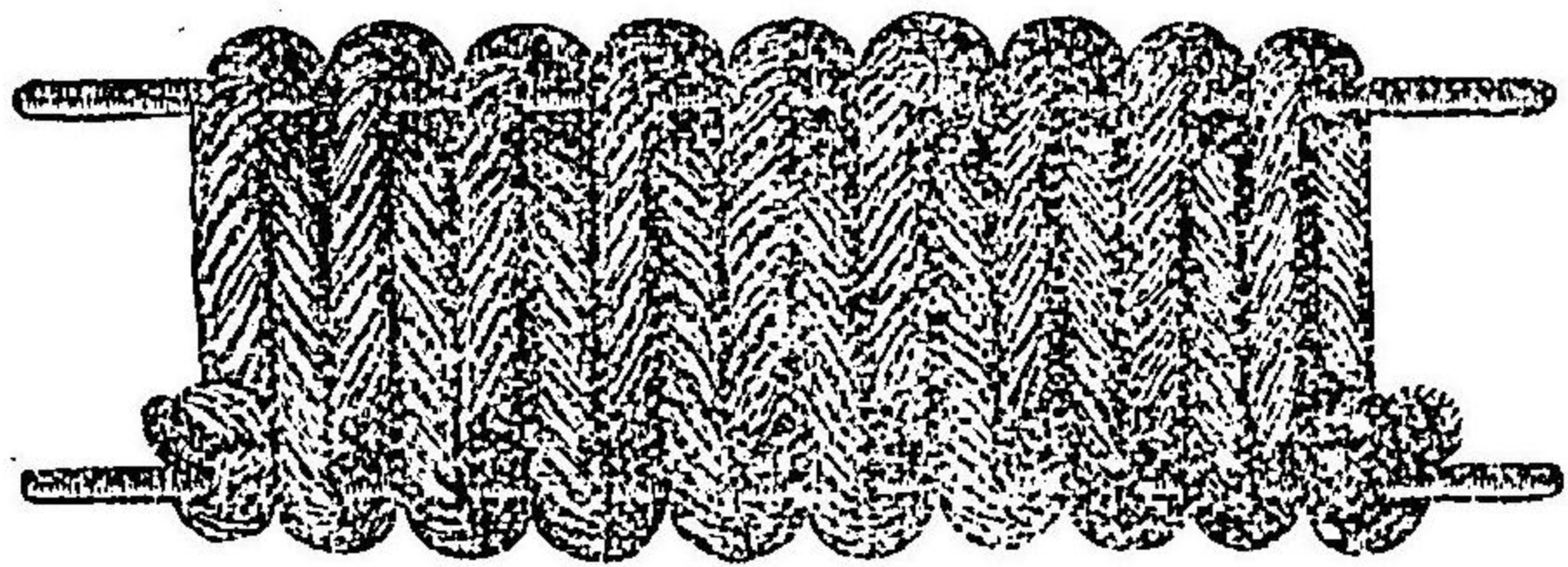
ては戰場に横はる所の小銃或は銃を用ゆ茲に例之、二個の軍服の袖或は兵卒の「マンテル」を通して此
種の竿條(小銃、鎗等)を刺し貫き之れに其袖或は「マンテル」を結び付くるときは即ち外套擔架或は
「マンテル」擔架を得べし(第九十圖)水夫は其槳或は舟鉤を以て其短衣或は毛製下短衣を刺し通して短
衣擔架を製すべし

其擔紐を以て二箇の竿條或は小銃の間に二箇或は三箇の背蓋を附着すれば即ち背蓋擔架を得べし
戰場に存在する各種の紐帶及草條(腹帶、背蓋紐、小銃紐、馬勒、燈紐)を以て二本の竿條或は小銃
の間に網の如く緊張するときは紐帶擔架を製するを得べし 「ジャクソン」將軍ハ印度人との戰争に於て屠殺したる
牝牛の皮を小銃の間に緊張し之を以て其背蓋者を選り
せしめら
れたり

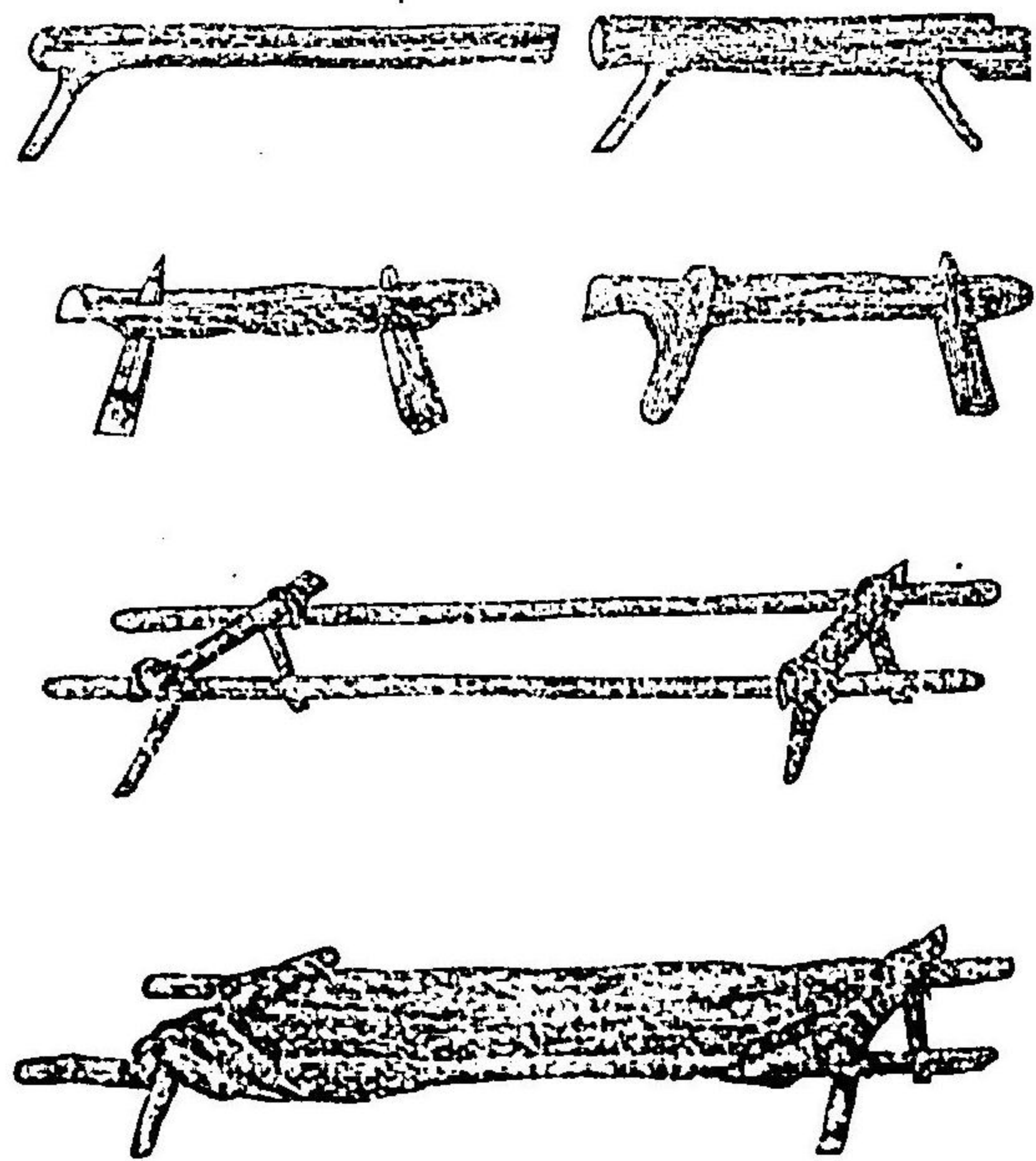
又此目的に付ては農民の製したる長さ藁繩を用ゆるを得べし此藁繩は辨髮の如く平滑なる二條の藁束
より組製したる者にて左右相交換して二箇の横杆を纏ひ此藁繩を之字形と爲すときは非字形をなして
緊張す 殊に竹竿
を其さす 而して藁束を枕となして其上に置くときは甚だ便利なる藁繩擔架を得るなり(第九十一
圖)

森林或は園圃に於ては樹枝及幼弱の松樹幹と小枝と結合して足を有する救急擔架を製するを得べし
(第九十二圖)又「ノルウェー」の軍醫監「ドクトル、クリステン、スミット」の報告に従ひ千八百七十四
年初めて「ブルニッセル」府の衛生及人衆救濟博覽會に提出せられたる者あり則ち「ノルウェー」の兵
卒は各其背蓋の上に擔へる三角形の覆布を假用して張架せし者はなり兵卒四人の覆布を集め合し四枚
の三角形なる布片より一の帳幕を製し以て應用すべし

第十九圖



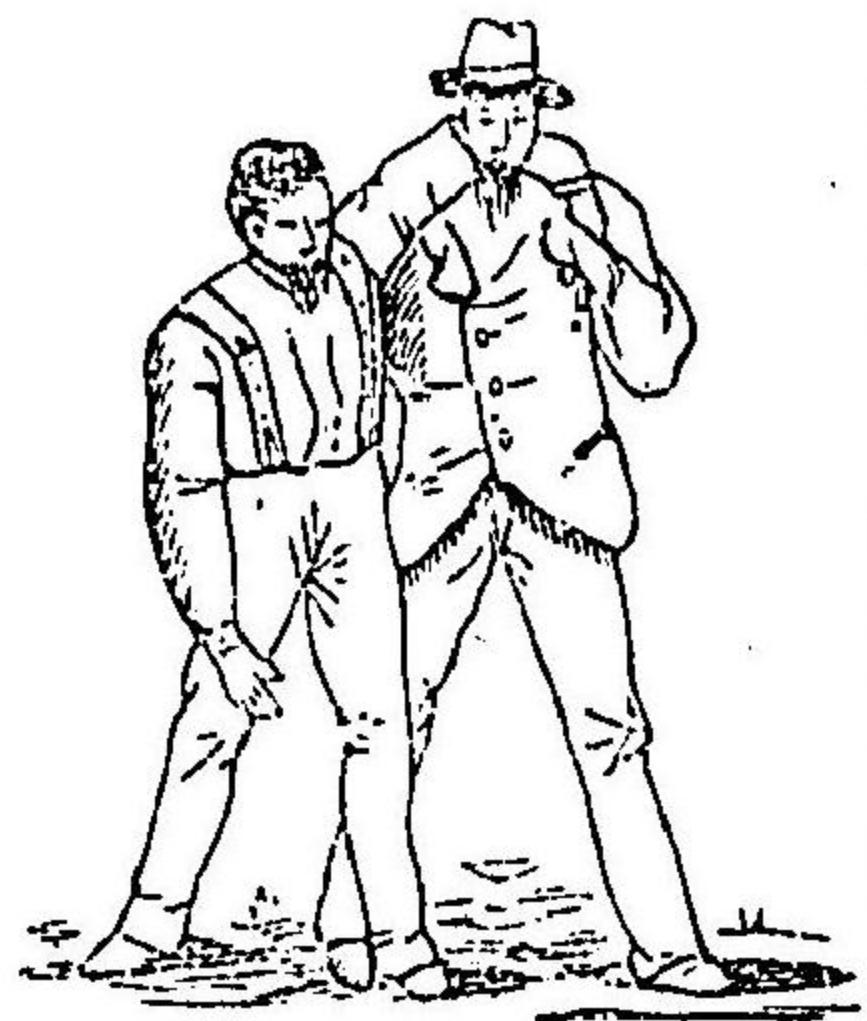
第二十圖



○手にて負傷者を運搬する方法
然れども一個の救急擔架をも作るべき物品なきときは手を以て遭難者を搬送する方法に據らざるべからず是れ固より只短き距離に於て行ひ得可きのみ

(イ)其現場に於て只一人の救助者あるのみにして負傷者は尙歩行し得るも出血又は劇き昏倒に由て衰弱せる場合には負傷者は其脚を救助者の頸の周圍に接着し其手首は救助者の反對側の肩胛に懸垂すべし、然る後ち救助者は其脚を負傷者の背後に回し其臀部を握り他手を以て救助者の肩胛を越て懸垂したる病者の手を持つべし然るときは其臀部は救助者の臀部を壓迫するが爲め負傷者を確實に支持するを得(第九十三圖)而して毫も起立及歩行し能はざるに至らば直に其儘、背負して搬送するを得べし

第三十九圖



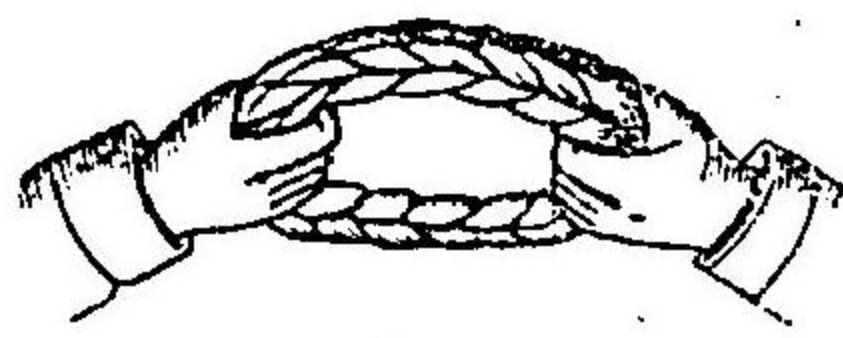
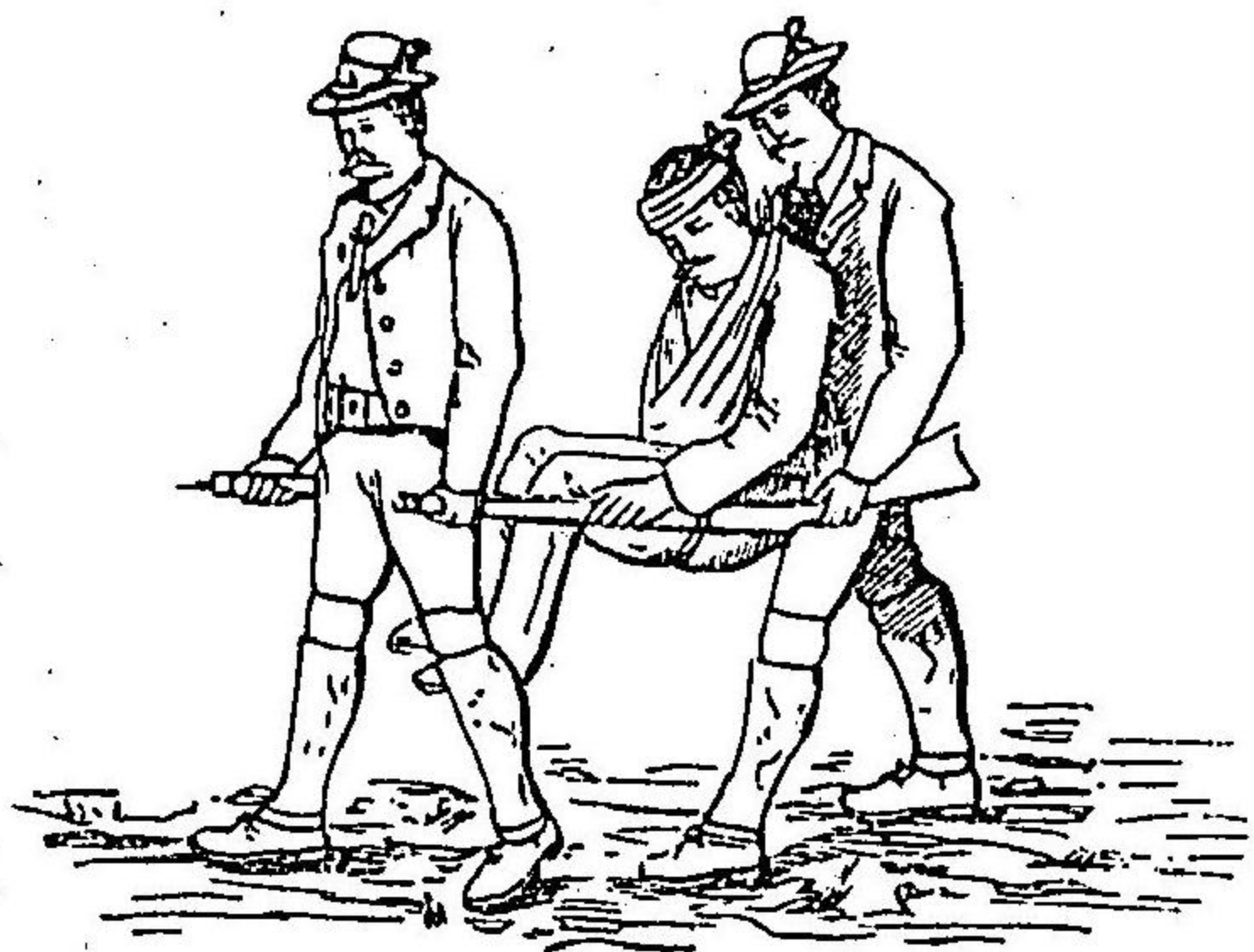
又救助者若し力量を有するときは之を脚上に於て小兒を抱持するが如くして搬送するに宜し此兩個の場合に於ては負傷者は其脚を以て搬送夫の胸部及頸部の周圍を抱持すべし(ロ)然れども其場合に救助者二人あるときは負傷者は多種の方法に於て搬送せらるゝを得べし其方法は左の如し

(一)一人の救助者は其兩手を負傷者の上腿の下に他の一人は其兩手を後方腰部に交叉し病者をして搬送者の手上に坐せしめ

め病者は其脚を以て搬送者の項背部を把握せしむべし(第九十四圖乃至第九十六圖)
(二)兩人の搬送者は其四個の手を以て肩輿を組み立て病者は其脚を以て搬送者の肩胛に接して支持するときは甚だ遠く病者を擔ふを得べし(第九十七圖)

(三)一條の緊結(卸を以て)したる腹帶、兩端を緊結したる綱紐、堅牢なる布片を横杆に結縛せる者(第十九圖)或は藁繩より搬送輪(第九十八圖)を製し各一手を以て之を把握し其上に負傷者を坐せしむる

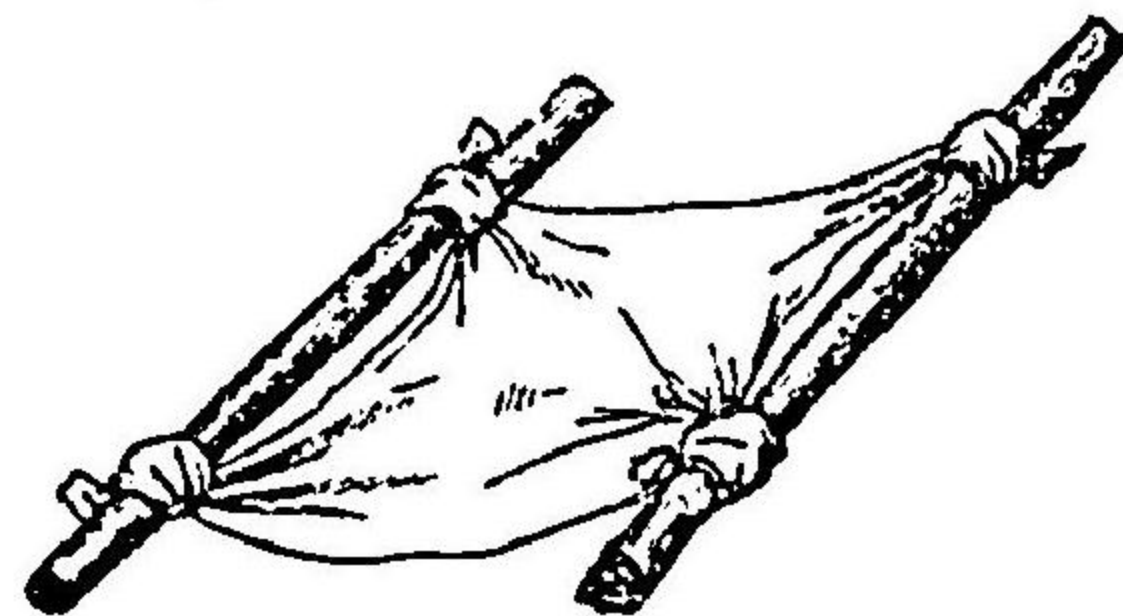
第百圖 第九十八圖



第一百圖

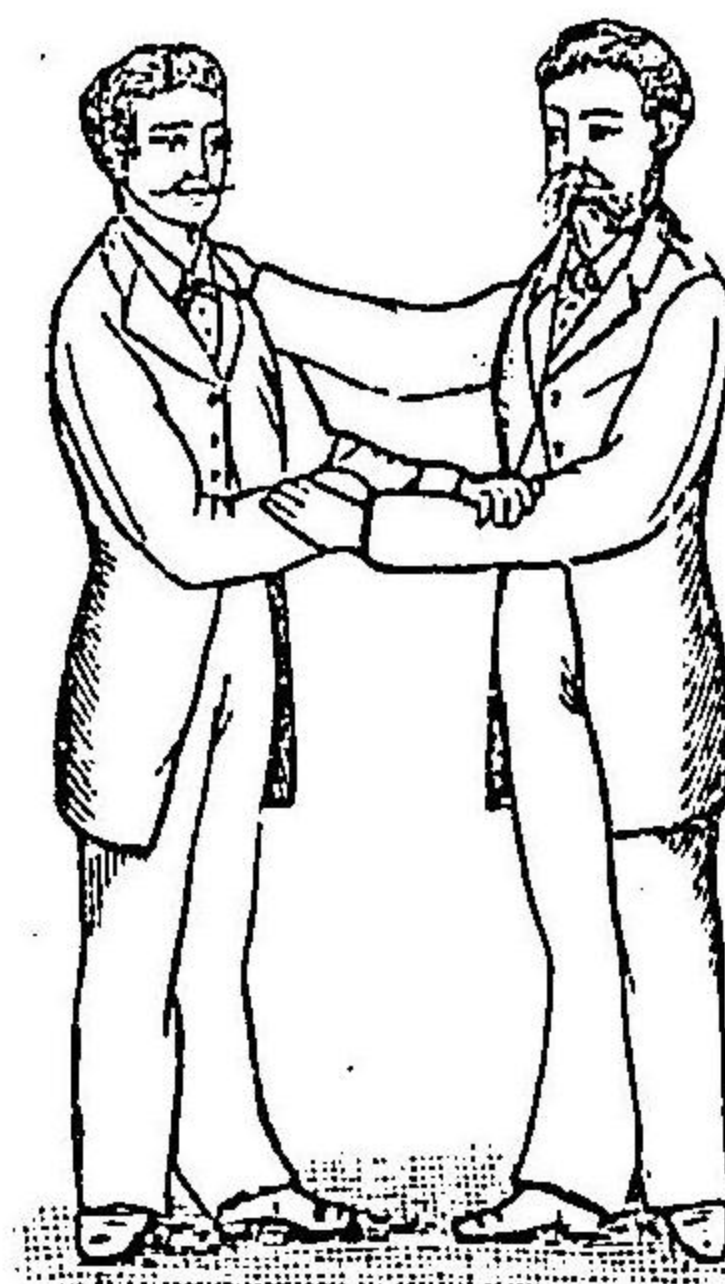


第九十九圖

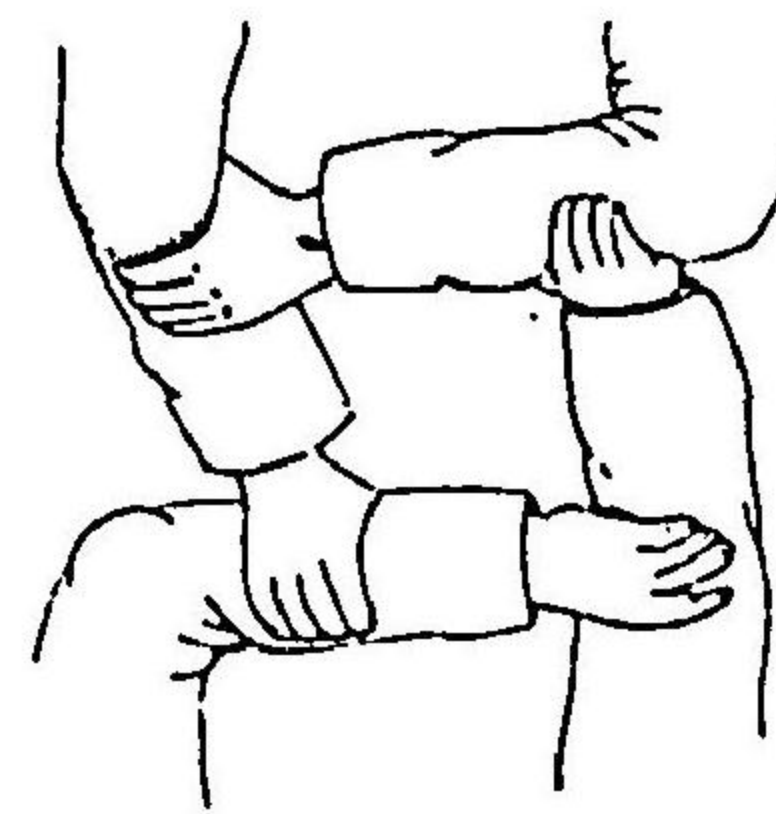


ときは搬送者は大に其勞動を軽減するを得可し而して兩搬送者は其劔紐を此の輪に掛けて其助となす
ときは其搬送を尙一層容易ならしむるを得べし
又小銃或は背囊の擔架(第百圖)も亦負傷者は其膊を搬送者の肩胛の周邊或は後方にある搬送者の胸部

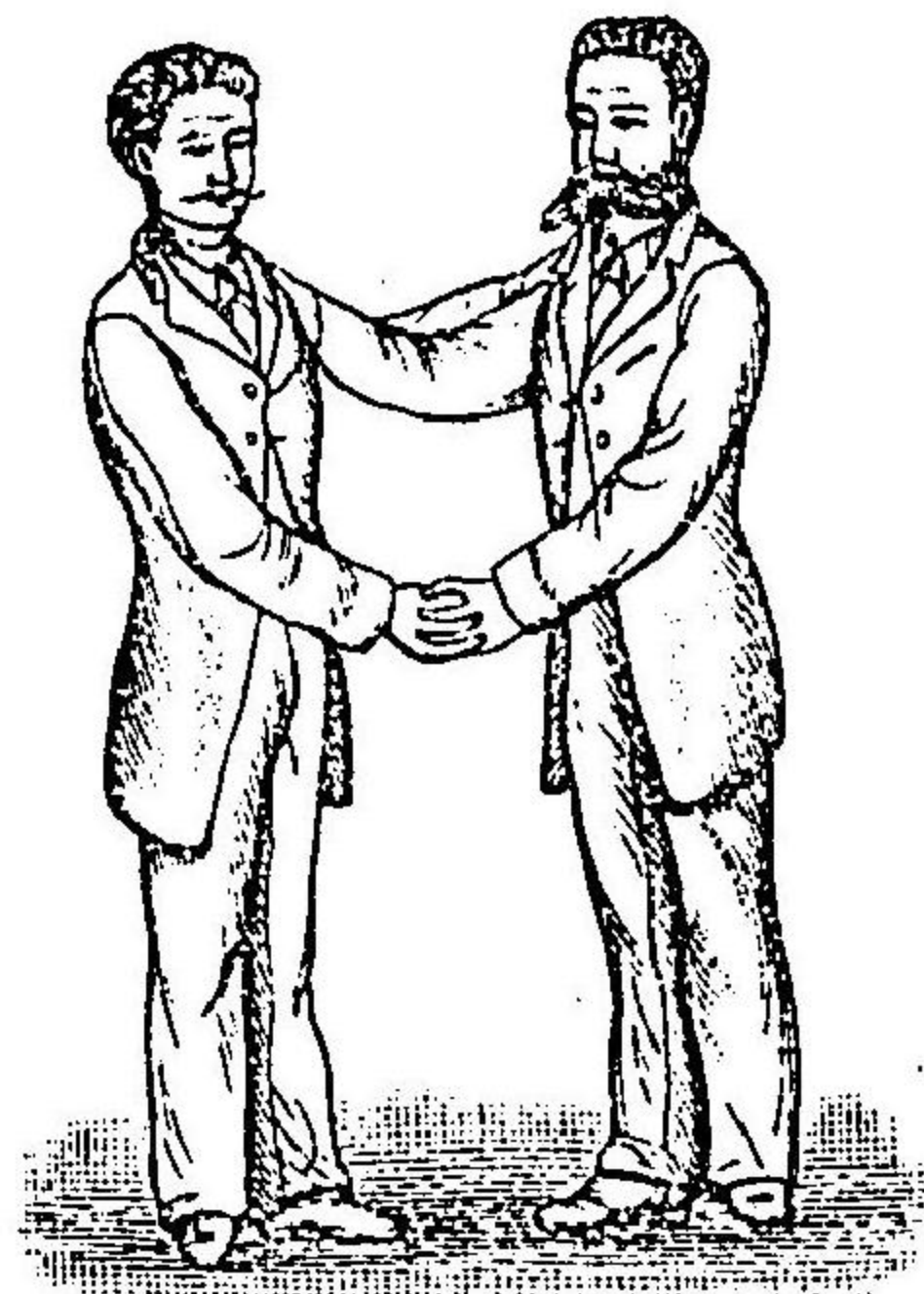
第五十九圖



第七十九圖



第四十九圖



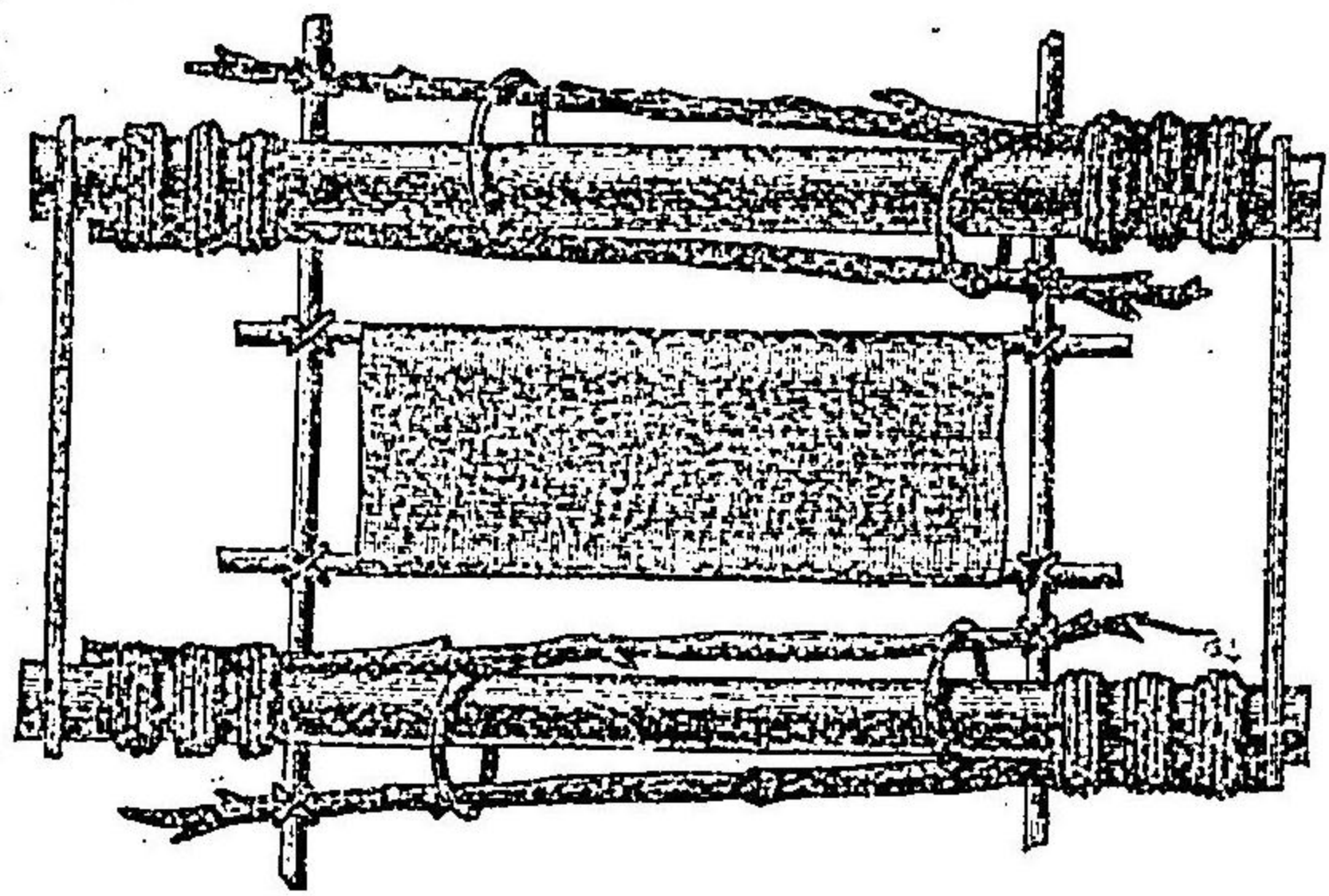
第六十九圖



に對して其背部を接着するときは二人の搬送者に由て使用するを得べし
然れども負傷者若し失神せるときは搬送者の一人は其上體を把握し他の前行する一人は兩手を以て負傷者の脚を取らざる可らず(第百一圖)

○車を以てする負傷者の運搬法

○若し遠き距離なるを以て數多の搬送者に由りて擔架を使用するときに於ては車を用ゆるを以て頗る簡便なりとす然るときは擔架は多人の助を以て注意して車上に挙げ之を安全に綱紐を以て車の内側に結着すべし陸軍の看護夫に在ては綿密の指定に従ひて負傷者を運搬するに綱索、藁繩、藁束等に由て通例の車を製する法を示導せり若し困難なる場合に於ては藁、枯草、藪或は其他、柔軟の物品を以て車を充實し注意して病者を其上に横臥せしむべし甚だ適當なる装置は已に記載したる「ノルウェー」の軍醫監「クリステン、スミット」氏の創製したる者にして許多の樹木(殊に嫩弱の樺及松)を有する地方に於ては樹皮を以て梯車を製造し其上に於て負傷者を運搬す



第 百 二 圖

べし則ち四條の嫩弱なる樹幹を切り綱紐を以て梯子の杆に附着す而して其樹梢は自在に屈伸飛跳し得可らしむ(第百二圖)此樹梢中、其二個は前方に他の二個は後方に向けて横杆となし再び此上に擔架の擔柄を附着すべし

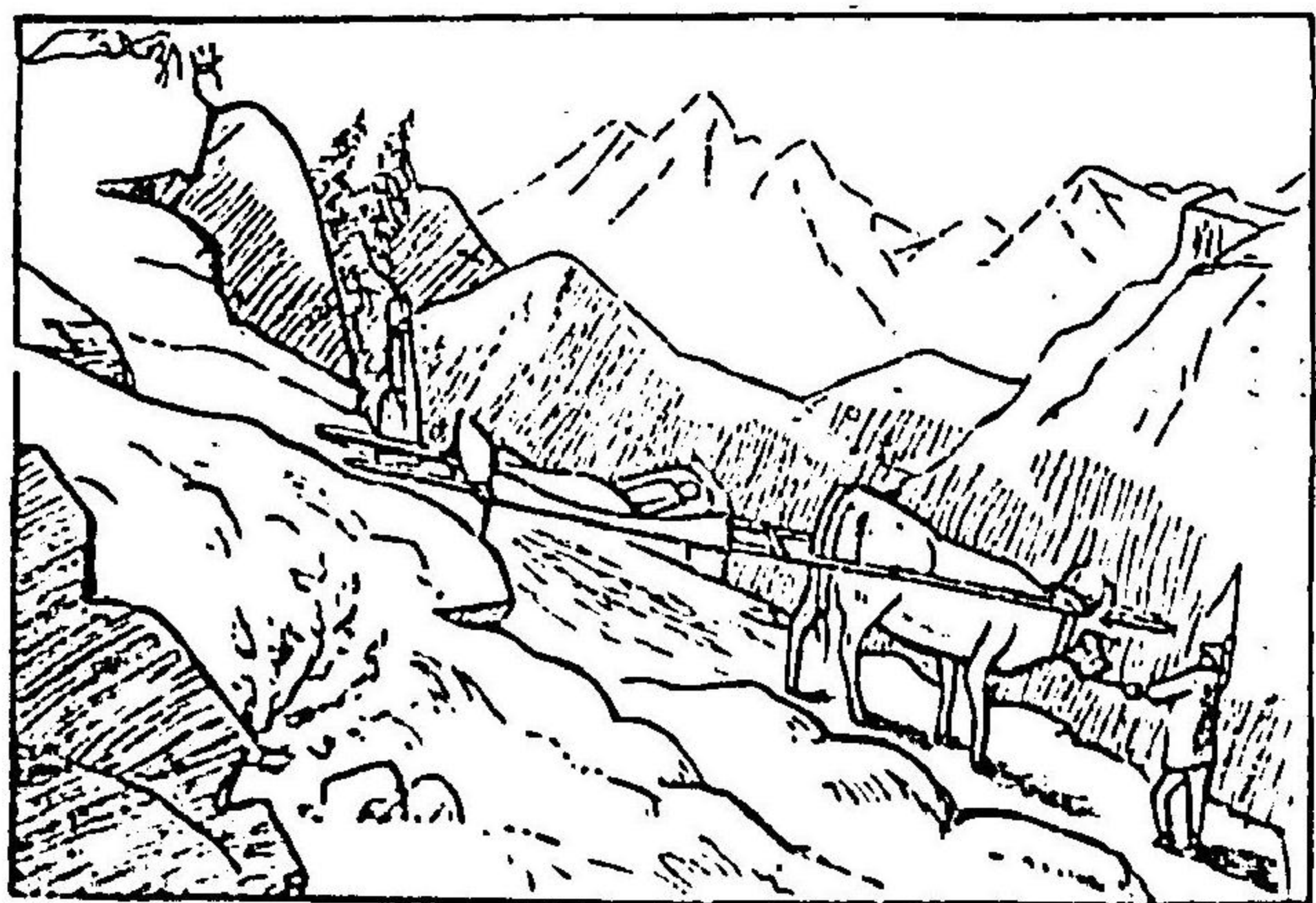
○橋を以てする運搬法

冬時、雪中にありて負傷者を運搬するに橋を用ゆるは車を用ゆるよりも頗る善良なる者とす何となれば橋は雪上を前進するに振動するをなく至て安穩なればなり此原理に由て小艇、船、或は平底船、所謂、川舟を以て水上を運搬するは遠く陸運に勝る者なり陸上に於て一輛の車をだに調ふる能はずと雖も幸に馬、驢馬、牡牛、或は其他、運搬に使用すべき獸類を有し且つ一對の長竿條或は嫩弱の樹幹あるときは之を以て橋を製造し而して四時季節の如何を問はず不良なる道路の上を最も安穩に最も遠く負傷者を運搬するを得べし(第百三圖及第百四圖)此橋は山間の地方に於ては至る處に使用し得るは勿論、能く平地に於て重き積荷(例之、岩石等)を運搬するにも亦用ひ得る所なり數年前、余が貴婦人及貴紳諸君と「テナテ、ゲテソロ」地方へ旅行したる當時、其山頂より「コメル」湖の方へ降らんと欲せし時に其中の一貴婦人は騎馬と相共に落下して足脚を劇しく打ち挫きたりき茲に於て余は此處より餘り遠からざりし伊太利の一小村落の方へ負傷者を運致し此村に於て一の擔架と車とを雇はんとせしに此處にては道路頗る峻はしく且連山重疊の地なるを以て一の車を得る能はざりき

第 百 三 圖



第 百 四 圖



之に反して村人は余等に勸むるに山樞を以てせり其樞は二條の長樹幹より成りて其一端は二頭の牝牛をして牽かしめ他の一端は地上に着けて曳き行くなり此樹幹の上に大なる臥籠を固着し之に臥具を充たして恰適の臥床を製し同行の貴婦人四名を安臥せしめたり
此の如くして徐々に下方に向ひ「コメル」湖岸に下降せしに道路は諸處に岩石ありて甚しく凹凸不平なりしと雖ども此貴婦人を運搬するには甚便利なりき而して平穩なる動搖に於ては少しも疼痛を感せしめざりき

此件に就て余は實に回想する一事あり他なし彼の魯士戦争の際魯國の高貴なる婦人よりして余に背を寄せて戰場に於て最苦惱を感せる無数の負傷者を運搬するに適當の方法なきや否の問合を受けたると是なり余は當時前段に述べたる樞を運搬に使用せんとを勸告したりしが其後魯國にて之を用ひたるに頗る好結果を得たるを聞けり

又余は北米の印度人種は此の如き樞を以て牧場内を回巡するに當りて其婦女、小兒及負傷者を運搬するに用ひたることを聞知せり

○鐵道を以て負傷者を運搬する方法

鐵道に由て負傷者を運搬せざる可らざる時は負傷者を擔架の上に横臥せしめ客車に於て運送するを要す此運送には殊に高さ乗車場の存せざるときは數多の巧適なる救助を必要なりとす而して擔架は長徑に從て二個の腰掛に跨げて安置するを最良とす其現場に一個の擔架をも存せざるときは客車の廣き椅子の上に板或は其他の物を橋狀に架し便利なる臥牀を調製するを宜しとす

擔架廣きが爲め客車に入れ難きときは之を運送車或は荷物車に於て定置し運送すべし然れども荷物車の彈力甚だ強劇にして且許多の積荷に感動するときは成る可く彈飛する支臺を用ゆるに注意するを要す運搬車は善良の彈力を具ふるが故に殊に鐵道を以て運搬するには此運搬車を適當なりとす鐵道上運搬の最良法は其爲に調製したる病客車を用ゆるに在り然れども惜むらくは甚だ高價なる物に屬す是を以て余は先年既に赤十字同盟に向て注目すべき事業として此種の車を調製保存し且之を適當の際に於て整頓する事を勸告したりと雖も今日に至るまで此議に向て獨逸國に於ては一も回顧する者あらざりしも英國には既に此準備あるに至れり

戰時に於て鐵道は病者及負傷者を運搬するに要用なる者にして近時の大戰爭(獨佛戰爭)に於ては「アメリカ」人の例に倣て實に病院列車を組成せり此列車は病者の看護に必要な諸物を充分に保有す救急車として運送車を用ひ得べし即ち擔架を網紐に由て此車に懸着したる者なり(救急病院列車)夫れ戰時に於て此の如き病院列車を準備し以て負傷者及病者を戰場より本病院に收容する事は義勇看護(赤十字社)の主要なる一事業なりとす

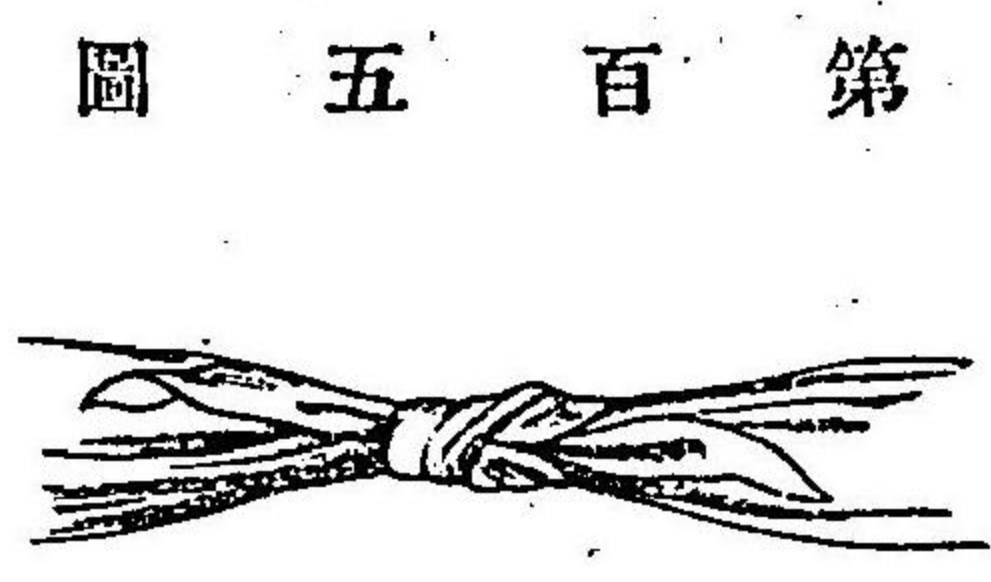
救急法の練習

以上は救急の方法を論じ了るを以て左に救急法講習所に於て行ふべき實地的方法を述べんとす

(一) 三角布の用法

此三角布を結縛するには必ず舟人結節(第五百圖)を用ひ決して解け易き婦人結節(第六百圖)を以てす

可らず



舟人結節



婦人結節

(イ) 頸部、眼目、前額、耳部、頰部、下顎部ノ損傷(第七圖乃至第十圖)及折傷シタル下顎(第十圖)ニ折疊シタル三角布ヲ用ヒタル綱帶

第七百圖



頸部三角布

第八百圖



厚紙ヲ貼ル附テ頸部ノ三角布

救急法の練習

手ニ三角布ヲ縛廻スル方法(第百十五圖及第百十六圖)

圖三十百第 圖三十百第

(乙)



布角三部頭

(甲)



布角三部頭

圖四十百第 圖四十百第

(乙)



布裂角三ノ部頭

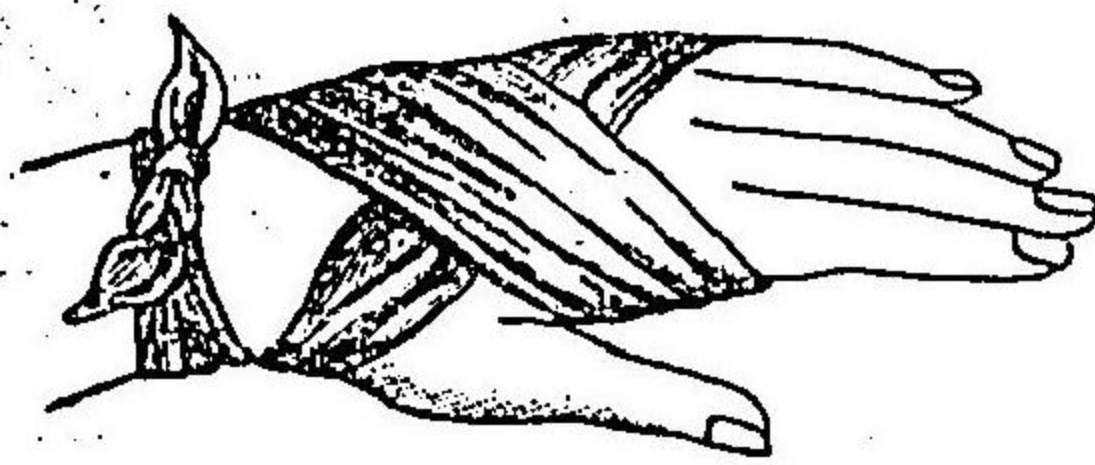
(甲)



布裂角三ノ部頭

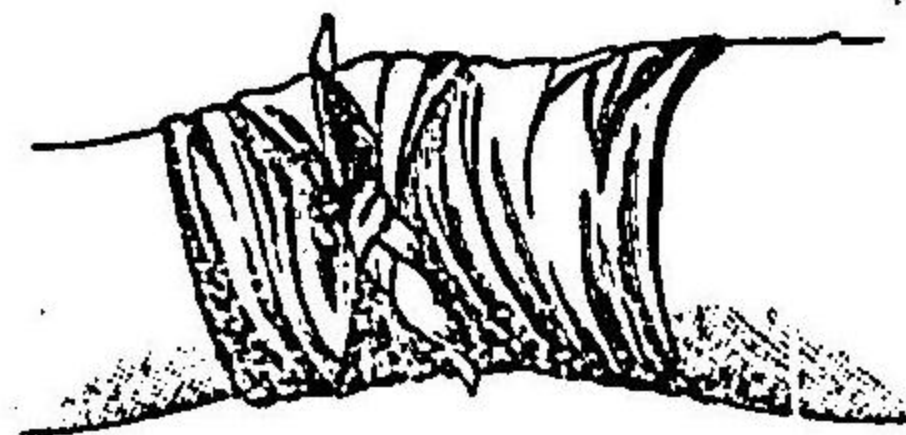
(ロ)開展シタル三角布縛帶 頭部ノ三角布縛帶用法(第百十三圖甲乙及第百十四圖甲乙) 肩胛部ノ三角布用法(第百十九圖)

圖一十百第



帶縛字十ノ手

圖二十百第



布角三ノ部膝

手(十字縛帶)肘關節、膝關節ニ折疊シタル三角布ノ縮帶(第百十一圖及第百十二圖)上肢ヲ固定(小ナル支持帶第百十九圖)シ又ハ副木ヲ附着スルカ爲ニ用ユ

圖九百第



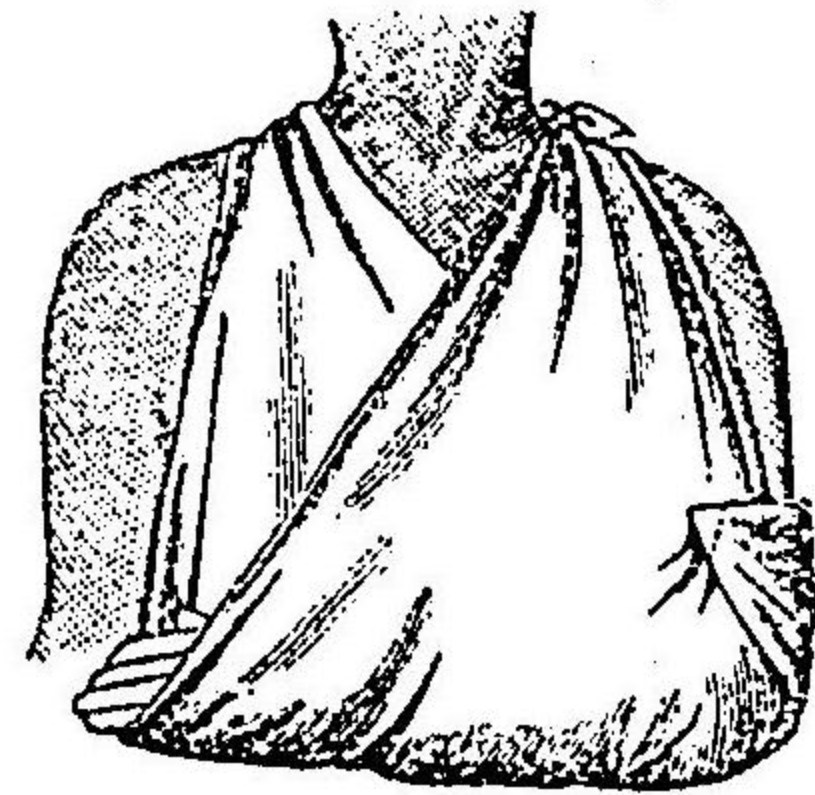
法布三部眼
用角ノ目

圖十百第



川裂三部下
法布角ノ頭

圖 一 廿 百 第



法 布ノ用
ル三角
支持ス
上肢ヲ

圖 二 廿 百 第



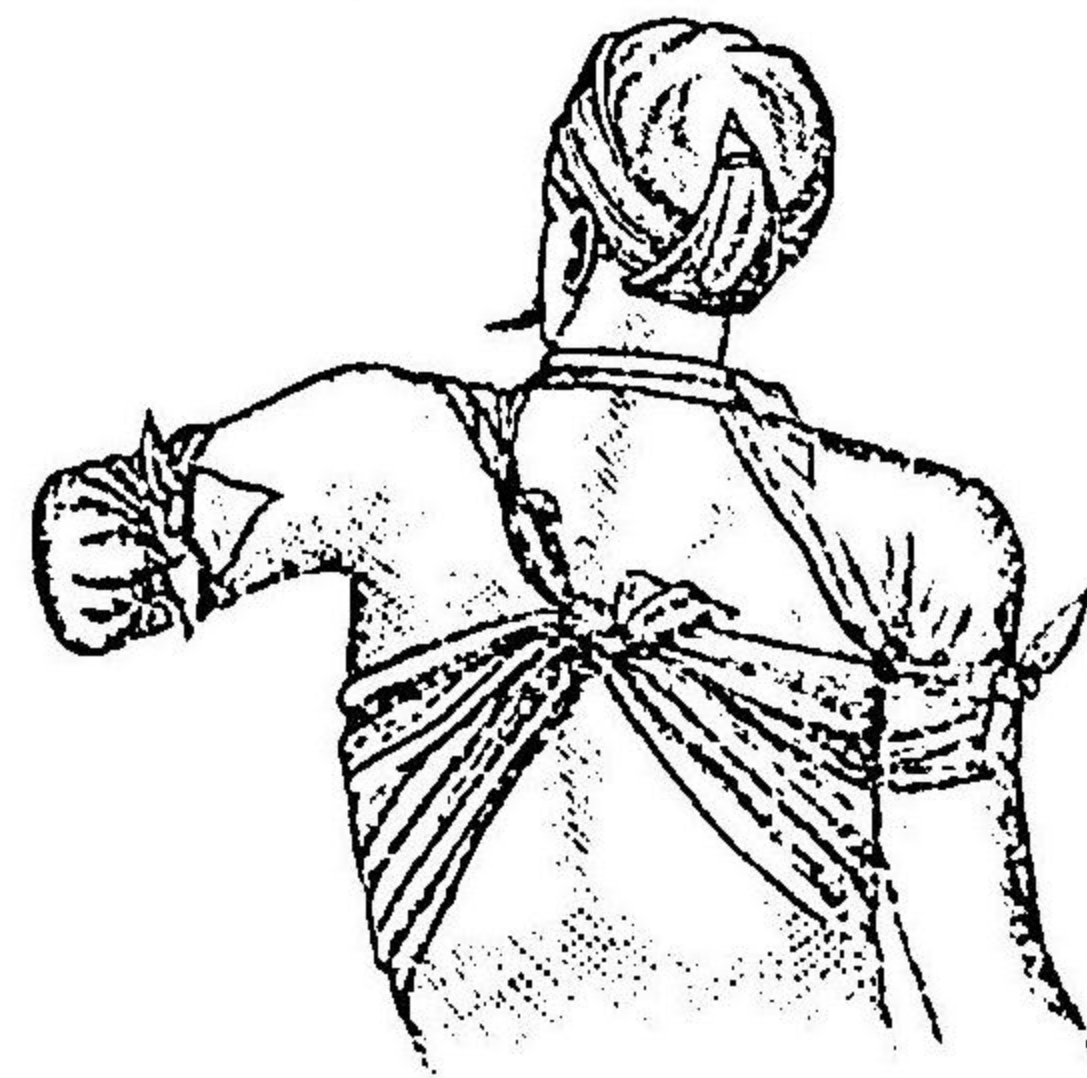
法 用ノ上同

圖 九 十 百 第



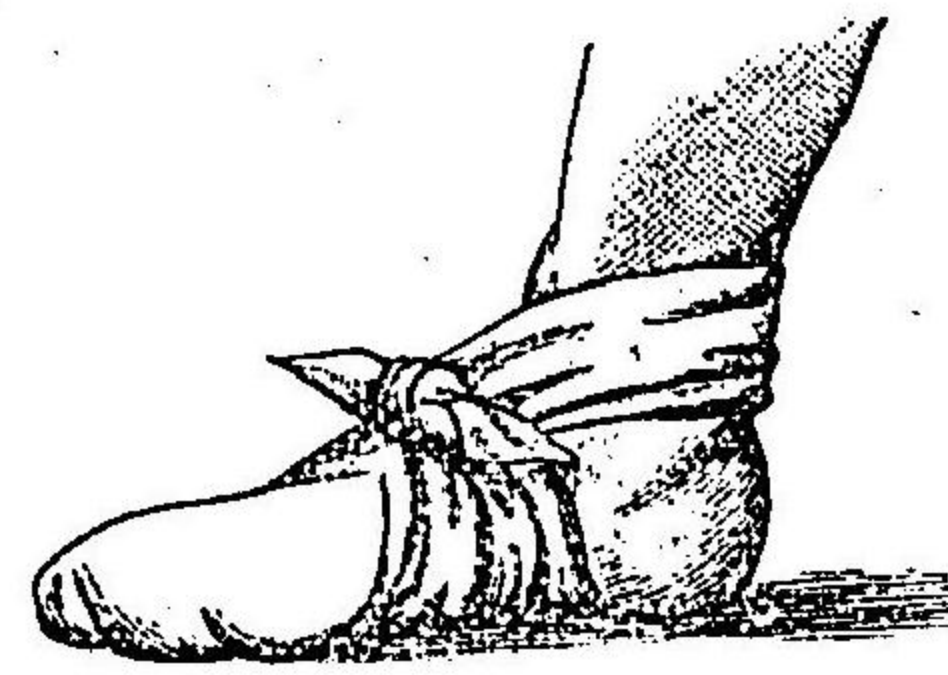
肩胛部、
手腕關
節、肘
關節ノ三
角布用法
及小支持
帶

圖 十 二 百 第



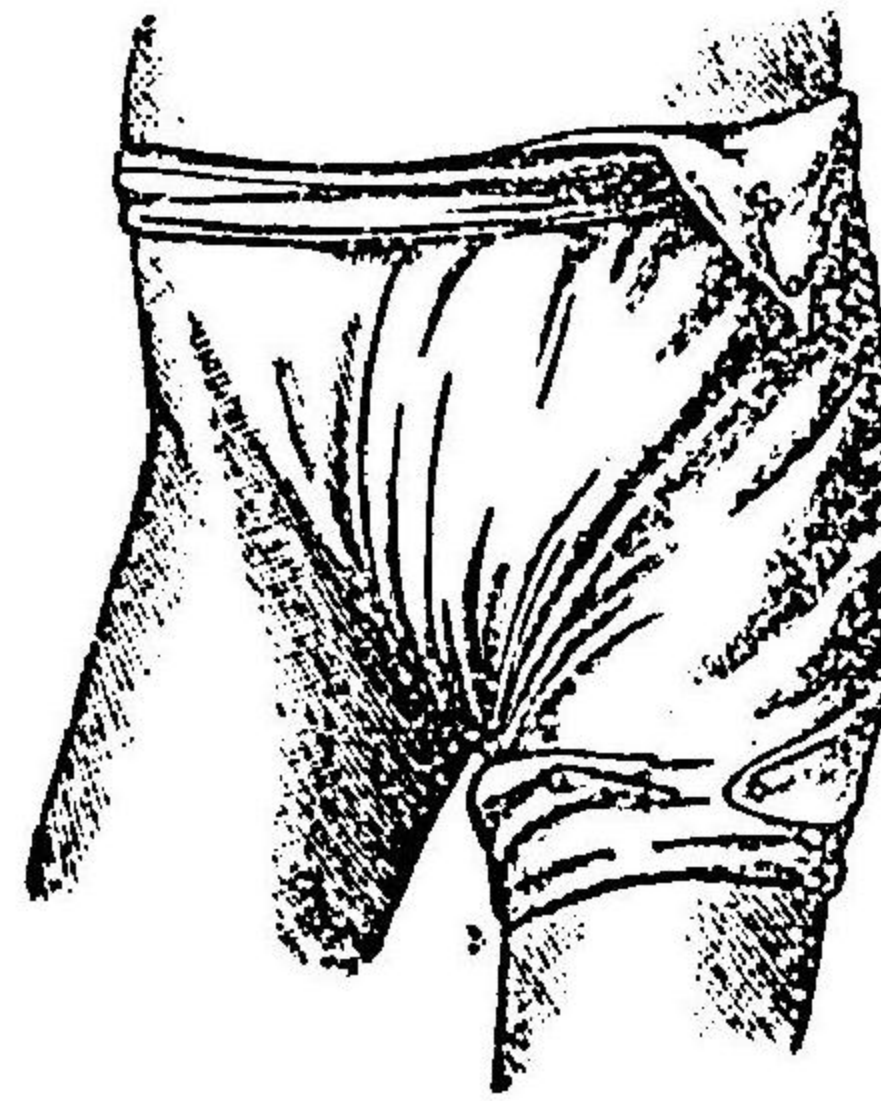
布角三ノ部脚肩 部胸 部頭

圖 七 十 百 第



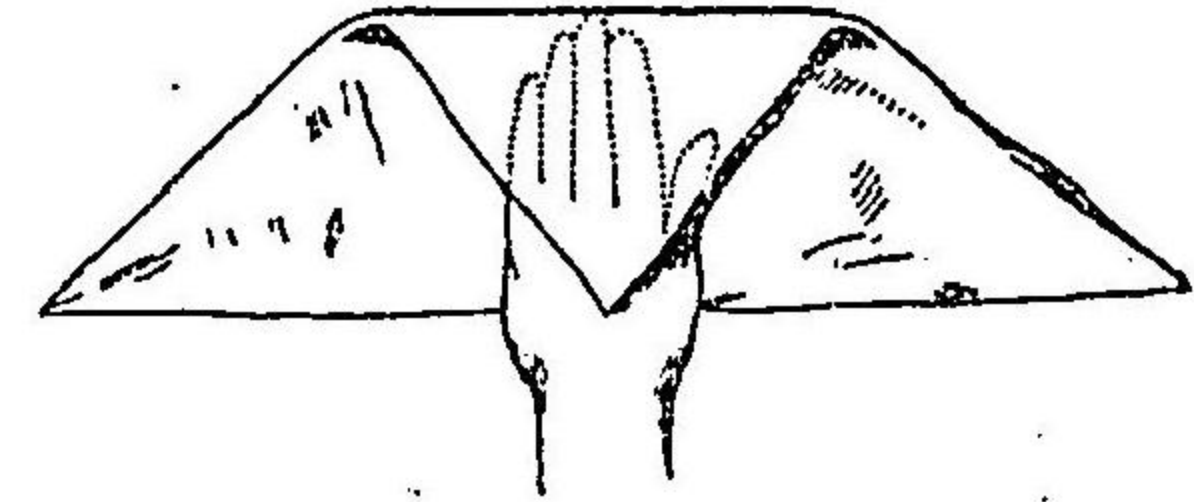
法用布角三ノ部足

圖 八 十 百 第



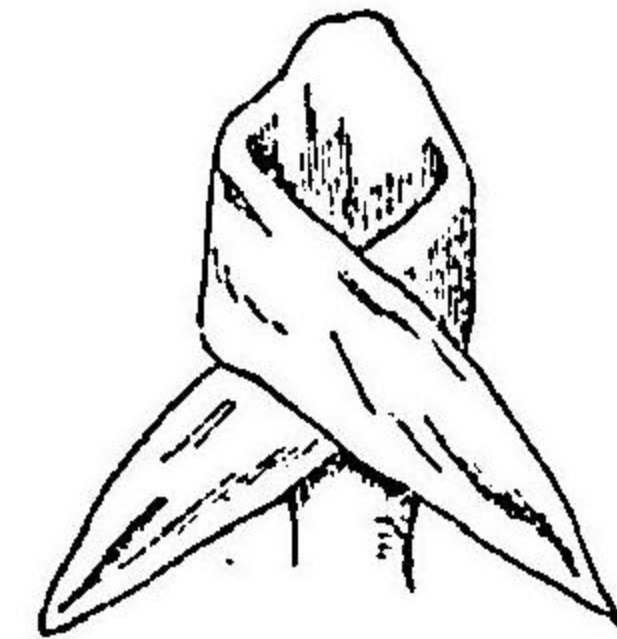
法用布角三ノ部髻

圖 五 十 百 第



法用布角三ノ手

圖 六 十 百 第

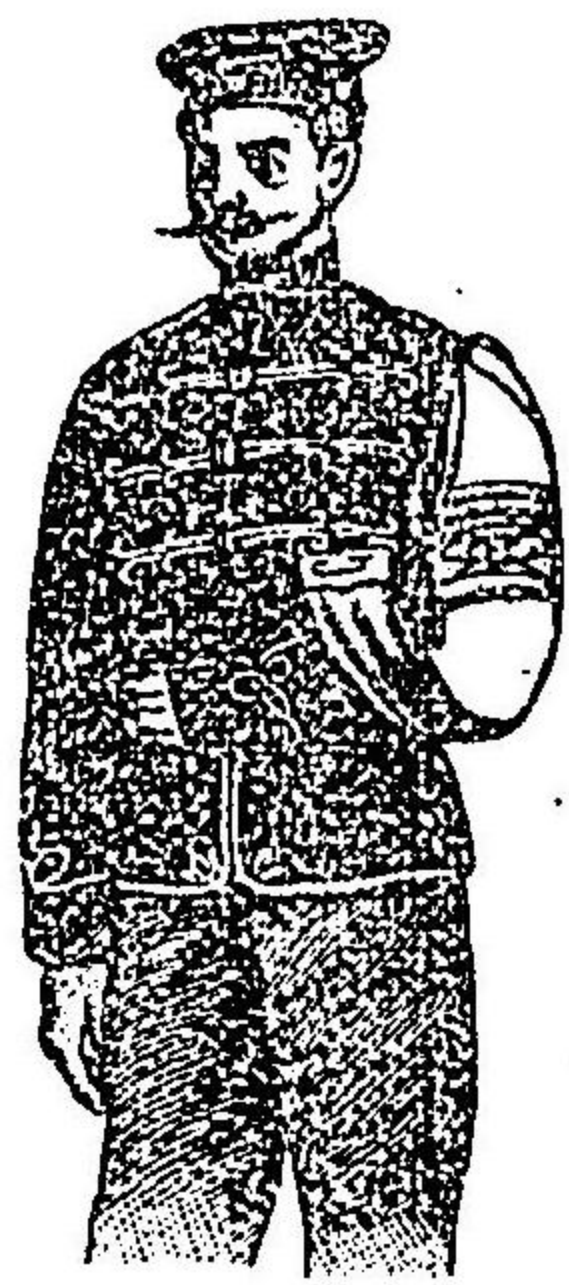


法用布角三ノ手

胸部及背部ノ三角布(第
百二十圖)臀部(第百十八
圖)手部及足部(第百十五
圖乃至第百十七圖)上肢
ヲ支持スルニ用ユル三角
布(大ナル上肢支持帶第
百二十一圖乃至第百二十
四圖)

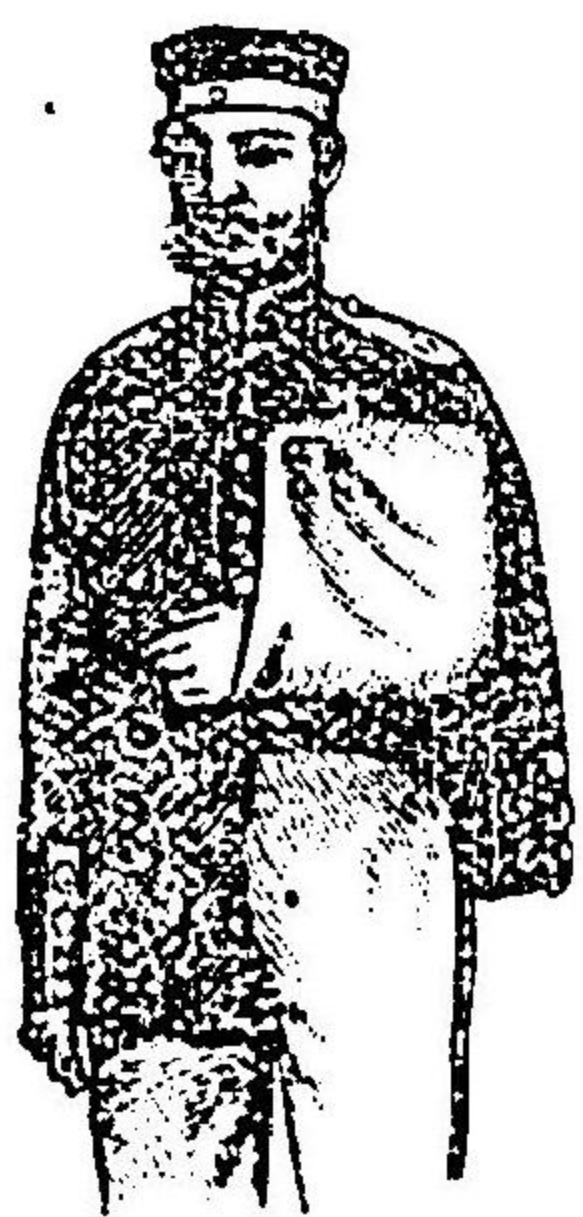
非常困難の場合には負傷したる上肢を支持するか爲に衣服を用ゆるとあり(例之洋服ならば袖を割き又は上衣の裳を切り用ゆべし)

第百三十三圖



袖ヲ割キテ施用セシ者

第百三十四圖



上衣ノ裳ヲ切り支持綱帶トセル者

- 二 卷軸綱帶の應用 患肢を下方より上方に向て平滑に巻きて(折襞なからしめ)同度の壓迫を以て綱帶する法
- 三 骨折を受けたる者に施す副木(厚紙、木片等)の接着及固定法
- 四 出血の靜止法にして指頭、木杆、彈力綱帶及「フェルケル」氏杆條に由る動脈の壓迫法
- 五 假死者を回蘇せしむる人工呼吸法
- 六 負傷者の運搬法

第六回 講筵

病者の一般看護法

不慮被害者の救急法を論し終れるを以て茲に病者の看護法を述べんとす吾近親の一人、不慮の難に遭へるときは其醫療を受けるに先ち力を盡して爾餘の患者を豫防するを勉むるを以て足れりと爲す可らず必ずや適應の辨識力と練熟を以て之が看護に従事するは最高尙の業たる可き者たり

余は茲に主として婦人諸君に向て述べん實に本來の看護法は古來最優美なる務めたらすんばあらず實に諸君は凡て處置の温順なると忠實なる勉力と克己の念あるを以て賞せずんばあらず戰時及平和の時に於ても適應なる公衆看病法は主に婦人の宰る所にして亦許多の幸福を興ふるを得可し

余は諸君に向て少く看病法を述べんと欲すと雖とも數年間、日々の熟練と困難の業務に屬する看病婦たらしめんとを期する者に非ず余は唯其家族の病む者あるに當り其病兒或は病める本夫の病辱に於て醫師の命令する諸件を正當に施行し病者に甚緊要なる諸他の物件にも着意せしめんとするを以て本旨とす此諸件は已に既に諸君の多くは知了せらるゝ所なり蓋し此諸件たるや良家の妻たる者の義務及習慣に屬すればなり但し之を辨識せざる者少からざる可きを以て茲に之を論せんとす是れ迷信と古老の口碑は尙常に現今衛生學の知識を抑壓し却て拙劣の岐路に導くを助くれればなり
故に諸君は余をして病室を一覽せしめよ而して其裝置、病牀、病者、醫の命令等に就て畧述せしむる所あらしめよ

病室の諸件

善良の病室に於ては如何の要求を爲す可きや、即ち善良の居室として具備せる者はなり蓋し病者は終日蔭中に横はり且其輕快に向ふも尙久時、病室を退くに至らざればなり抑も健康人に於ても已に吾人

生命の三分一を塵中に消費するを以て此臥床を設くるには平日毫も使用せざるが如き室即ち暗黒狹隘の小室に相密接して多人數同時に睡臥するが如き室を撰用するは衛生上甚嘉賞す可らざるなり此の如き寢室は病者に向て最不良なる場所なりとす宜く他の善良なる室を撰用す可し

就中、病室は甚狹小に失す可らず成る可く、廣く天井も高からざる可らず其愈廣大なるに従ひ空氣も久く善良なるを得可し其窓は成る可く廣大にして開き易からしめ數時間殊に午後に於て天季善良の日には日光を室内に射入せしむるを適當とす是れ恰も植物ですらも好て日光の來る方向に面し其日光のる部分に於ては最良く發育且開花するを見るが如く人體も亦日光の活潑爽快なる感應を被り其光線を目撃するときは更に勇氣及希望を起すに至る可し

但し許多の病に於ては曇暗なる日光を要するとあり然るときは窓掛或は雨戸等に由て各隨意に希望する薄暗き光線を生せしむるを得可し○人工的照輝には「ランプ」、蠟燭等を供用す

其他、病室に於ては安靜且清肅ならざる可らず故に街衢の喧騒を避けて成る可く奥向にある室を良とす亦其近隣の喧靜如何にも注意す可し病室内に於ては無用の騒響を成る可く避く可きは素より言を待たず蓋し發熱病者及神經病者は些々たる事柄に由て已に健康人よりも頗る安靜ならず興奮に陥ればなり

故に無用の高談、訪問者に對する久時の談話、喧騒なる奔走殊に雜然たる聲音、粗暴に卓子及椅子に撞着する者、窓戸及窓を劇く開閉する等を禁す可し之に反して靜謐を守るに失して家人をして或る秘密の件を隱密に處置せしむるに由り病者若し全室内を望見し得るときは自身の爲めに何か變症の生

せるには非ざるやと思はしめ其心意不安に陥らしむるとあるを以て却て害あり例之呶語をなすとあらんか病者は聲を聽さ得るも其何事を話せるやを解し得ざる時の如し

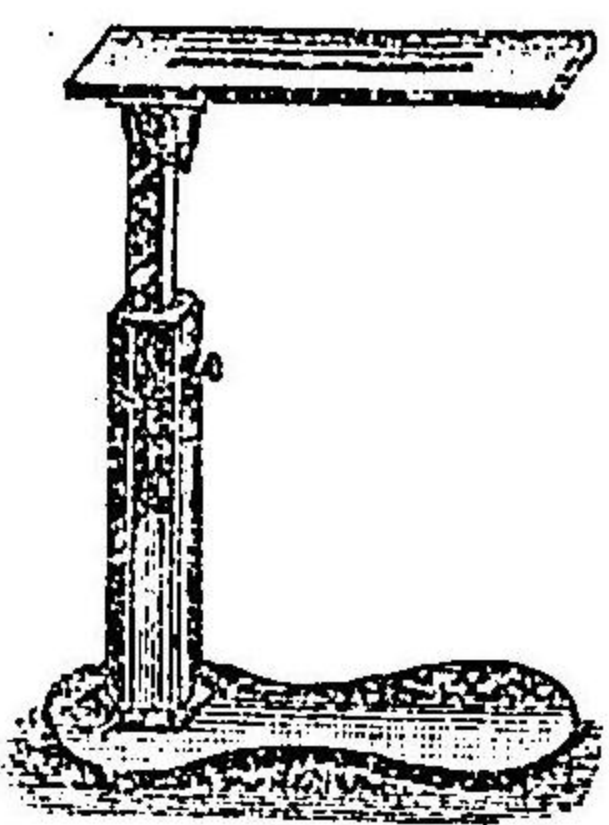
若し病室の外殊に冬季及天候不良の際、病者に會見せしむるに先ち其訪問者を暫時休息せしむ可き別室あるを得ば益妙なりとす此別室に於て徒に病室に談聲を傳ふるとなく速に諸用件を相談話し得ればなり

抑も病室に於ては必ずや看護の二大要求あり何ぞや極て病室を清潔ならしむると及善良の空氣を通入せしむると是なり

病室は毎朝少く濕はせる箒を以て清掃し或は豫め室を濕して乾燥せる拭布にて拭ひ其際殊に注意して彼の良家の妻女が習慣上、注意するが如く室隅及容易に達し難き部分(臥牀及大なる家具の下)を清拭せざる可からず然らざれば滋潤しつゝ拭去せられざる塵埃は多量に此場所に於て集堆するを見る可し要するに塵埃を堆積せしめ塵埃を興起せしむるは成る可く避けざる可らず夫れ塵埃は健康人の肺にも已に危険を及ぼす者なるは人の皆知れる所なり況んや之に由て如何に甚く病者を危害するやを知るに足れるに非ずや故に凡て塵埃を攪起する諸物は室内より除去するを要す此諸物は諸般の椅子、褥布、衣服、横臥榻、肘掛椅子、殊に粗なる羅紗を以て被へる者、帳幕、窓掛布、臥牀の天幕、卓子掛等なるを以て皆除去す可し唯一の小なる臥牀踏臺は病者の臥牀より起立外出するに當り先、其足を受けるに必要なりとす

必要に臨み嚴重に清潔となし清洗し得るが爲めに室内に存する器具は凡て成る可く單簡なる者ならし

第百二十五圖



て病室の終始一様なる趣をして時々變換せしむ可し

善良の空氣は諸病に於て藥劑よりも治効ありとす其空氣の變敗せるは病室に入るときは鼻の嗅覺に由るも已に識る可く此變敗は閉鎖せる室内に多人數集合せるに由て招く所なり是れ空氣よりして吾人に必要の成分を奪取し人體に有害なる不良の空氣を呼出するに由るなり加ふるに病者の蒸發氣「ランプ」等に由て來る空氣の變敗は人體に由る者よりも尙甚しきを見る「ランプ」一個は四人に比す可し又軟膏、番法、膿汁の臭氣、食品の爲めに來る香氣或は惡臭を蔽はんとして發起せしむる芳香物等も空氣を變敗せしむ

此諸般の不快なる狀況は充分に空氣の交換を行ひ除かざる可らず

本來の換氣装置を具へざる居室に於ては窓戸を開放し世人の徒に恐慮するも決して恐るに及ばざる冷氣を导入して空氣の交換を行ふ可し此冷氣、通入を行ふも病者の頭部を除くの外、充分に被包するときには毫も害ある者に非ず其冷氣通入甚強劇なるときは頭部をも被包して可なり此の如くすれば更に感冒を招くとなく不斷、厭惡す可き不良の空氣を吸入するより優れりとす

此通氣法は毎朝夕、稍久く持續して行ふ可し空氣若し暫時、諸排除物或は食物の香氣に由て變敗せるときのみは晝間も暫時通氣せしむ又病室の次に別室を具ふるときは此室に於て通氣を行ひ時々其間の襖、障子を開きて空氣を交換するも可なり通氣交換の達する能はざる天井の隅に於ては傘を開閉して其部分に存せる空氣を排出せしむ可し然れども此法に由て室内に甚だ塵埃を生せしむ可らず

理學上の法則に従へば温暖の空氣は輕きが故に上方に昇り寒冷の空氣は重きが故に下降す温暖せる室内に於ては上方天井の部に於て最温暖にして牀上は最寒冷なるを以て戸を開くときは忽ち脚下に冷風の生ずるを覺ふ可し是を以て通氣を行ふには唯窓の上部のみを開放するときは上方の温暖空氣は外方に逃散し外在の冷氣は其重力に従て鉛直に窓に沿ひ室内に下降進入するを見る又窓に密接して病牀を取るときは病者は冷氣進入の不快なるを感ず可きが故に被褥に由て之を防護し以て新鮮空氣をして室内の空氣に混合せしむ可し若し窓の下半部を開放するときは冷氣進入するも温暖且變敗せる空氣は逃散する能はざる可し故に窓戸の上半部のみ開放するを利ありとす戸を開くに由て空氣の出入するは單筒の試験に由て容易に證するを得可し即ち戸隙の上半部に燭火を保持するときは流出する温暖空氣に由て外方へ火焰の吹き靡かるゝを認め之を其下半部に來すときは流入する冷氣に従て反對の方向に吹き流さるゝを見る可し此室内と室外との寒暖の差愈々大なるときは其吹流さるゝ勢益熾盛なりとす新築の家屋に装せる換氣瓣及空氣窓は知らず識らずの間に換氣を營むが故に大に必要なりとす（是は歐風家屋に就て云ふ吾日本風の家は空氣交換せられ易き利あり）暖室爐及導煙管（即ち室内に横はれる煙管）も亦有力の換氣器なりとす之れに於て發生せる温暖の空氣は不斷、煙突に向ひ上騰するものに

して燭火の火焰の吹流せらるゝ方向に於て容易に見得べきが如く其室内の空氣を誘引し去るを見る此導煙管は暖爐よりも良なる換氣器なれども其温暖を與ふるは少しとす
 病室の温度は決して温暖に過ぐ可らず其温暖に過ぐるよりも寧ろ寒冷なるを良とす通常列氏十四乃至十五度の温度を希望す可き者にして之に於ては健康人及病者も最も爽快なるを覺ふ而して熱性病により臥褥せる病者は尙ほ寒冷(列氏八乃至十度)なるも不快なるを感せず之に反して久しく體液亡失及血液亡失、貧血を患ふる者に於ては其室温は一二度高進せしむるを必要とす然らざれば此病者動もすれば惡寒戰慄すればなり
 火熱に由て温暖となせる空氣は多くは甚だ乾燥に失するを以て呼吸器(喉頭、肺)を刺戟するの害あり故に呼吸器病の患者に於ては空氣を濕潤ならしむるを良なりとす即ち牀上に水を散布し或は水を盛れる皿を暖爐の上に置き或は鐵瓶の湯を沸らし徐々に蒸發せしむ可し又噴霧器は前者よりも多く濕潤を與ふるを以て喉頭病に於ては時として缺く可からざるの必要あり
 今や進て病者自身の事及其臥位に論及せんとす

病牀の諸件

病牀は諸方より達し易きが爲め病室の中央に設くるを最も適當なりとす若し此の如くなる能はざるときは少くも其頭邊を以て室の一侧に位ひせしめ成る可く病者の背部及側方に光線を達せしむ可し而して餘り爐邊に近づかしむ可らず成る可く冷風の進入に觸れしむ可らず

上述したる要求に従へば病牀は輕簡且つ容易に清潔ならしめずんばある可らず故に通常鐵製の臥牀臺を用ゆる者にして現今は其構造頗る精巧となり殊に其彈力鐵製にして諸方より自由に病者に接近し得る者を優れりとす其敷布團としては單純の馬毛褥と其敷布を以て足れりとし頭邊に輕き長枕を置き其上を被ふには其氣候に従て一枚或は數枚の蒲團を以てす是れ最も短簡なる善良の臥牀なりとす但し幼時より柔軟なる厚き毛褥を敷きて之に横り猶ほ厚き羽毛褥を纏ひて臥したる富裕の人に於ては前記の臥牀は初めは稍硬くして困苦なるが如きも實際上敢て然らざるなり彼の幾百千の病者は實に終年、病院に於て唯此の如き臥牀の上に横り頗る適當なるを感するに非ずや

自宅に於ては此の如き臥牀を備ふるは頗る稀なり是に於ては一般に木製の臥牀臺を使用する者とす是れ善く温暖を保つものなればなり

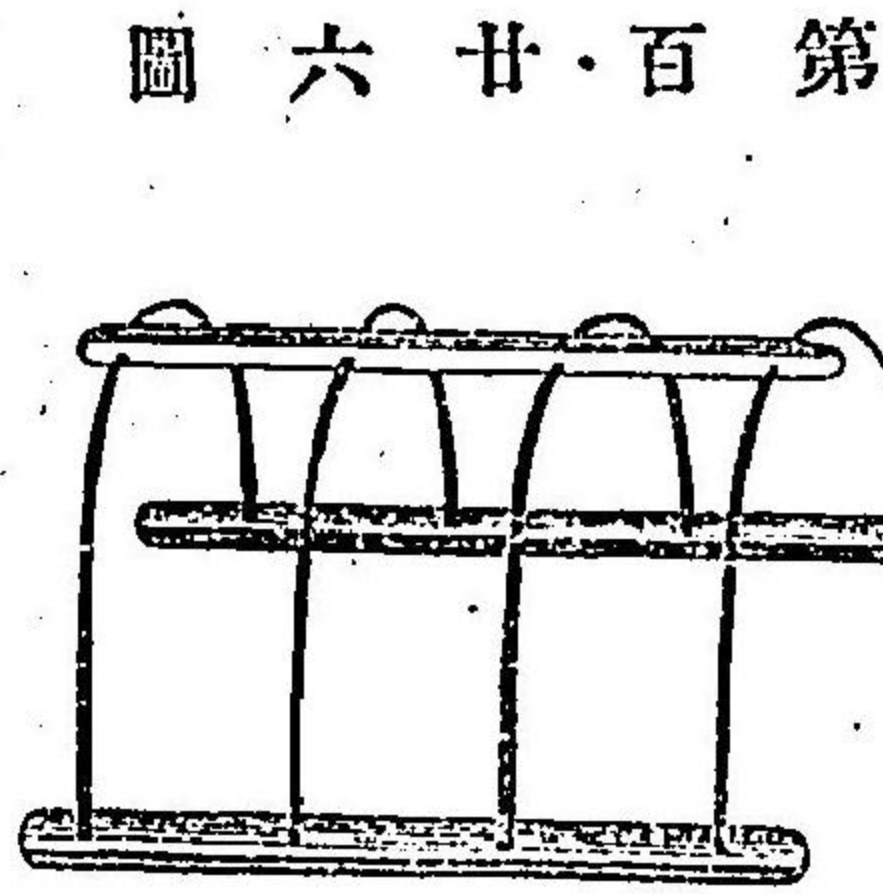
然れども此木製臥牀に柱を設け其上方及周圍を布片にて蔽ひたるものは頗る新鮮の空氣を通入し難からしめ其際、使用せる毛褥を汚染するか或は傳染病の病芽を附着するも再ひ之を清潔となし病芽を除き難き弊あり

病者自ら好て其病褥として藁蒲團を用ひんとするとき其敷きたる藁蒲團を屢々交換せざる可らず臥褥の被包物質(例之布片或は絹布等)は白色なるを最良なりとなす凡て色模様の有る品は適當ならず何となれば染色せる布片等を用ゆるときは其汚染せる事あるも之を認め難ければなり

臥床を設くるに注意す可きは敷蒲團を全く平坦となし皺襞なからしめ麵包の碎片等を散亂し置く可らず蓋し此兩様の事を久しく等閑に付すれば病者をして不快ならしめ惡結果(褥瘡)を來す者なればなり

病者に對する看護の方法

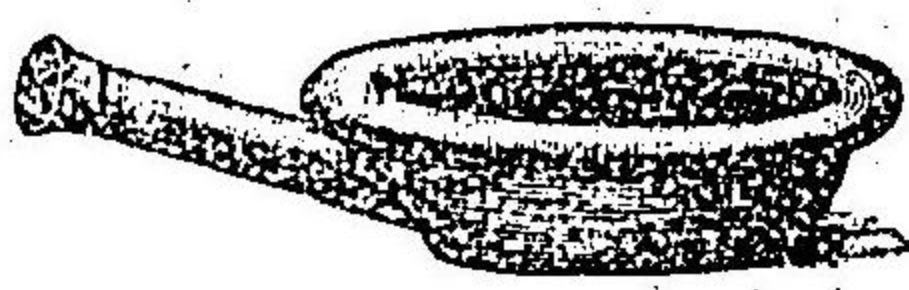
病者を看護するには最も清潔となすを重要なりとす即ち毎朝、可憐に石鹼と微温湯を以て顔面を清潔となし口内を洗嗽せしめ齒牙を清刷し毛髪を梳るべし襦衣を交換せざる可からざる時は其寒冷なる者或は尚ほ濕潤せる者を用ゆ可からず成る可く乾燥し豫め善く温暖ならしめたる者を以てす可く病者若し發汗せるときは前以て之を拭ひ去る可し臥牀せる病者を移動するとなく其襦衣殊に「シャツ」を脱がするには先づ之が背部を高起し剝除して頸部に至り少しく病者の頭を屈曲して脱せしめ次で袖口を脱し去らしむ可し又清潔なる襯衣を着せしめんとするには前法とは反對の方法を以て着せしむ可し其病患ある上肢は脱衣せしむるには最後となし着衣せしむるには最初に於てす可し



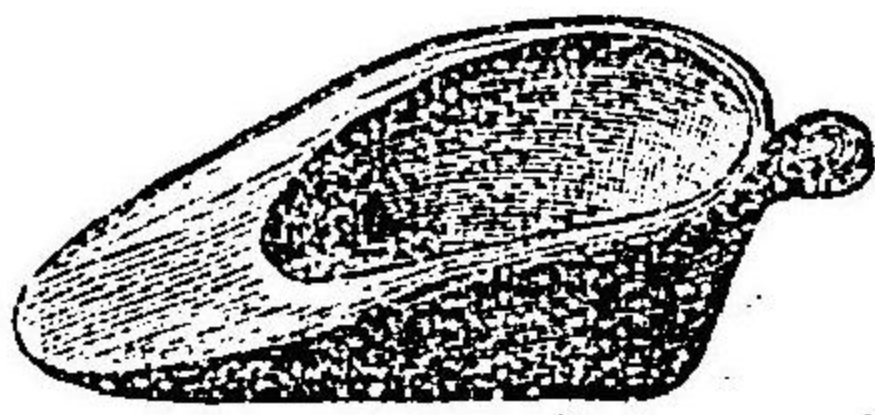
第百廿六圖

病者若し牀中に於て半坐位を取らんと欲するか或は取らしむ可き時には希望する高さに至る迄で枕の下に蒲團を積み或は椅子を俯向して上下反對に置き或は支持すべき板を入るべし
 蒲團の壓迫を不快に感ずるか或は身體の或る部分壓迫せらるるを防がんとするときは籠狀架(褥架臺)(第百廿六圖)を用ひ或は一の二脚机の上に蒲團を置くも可なり
 兩便の排泄に際しては最も可憐に其清潔に注意せざる可らず其屢排泄するときは敷蒲團の上に護謄布或は油紙を置きて其蒲團の汚染

第百廿七圖



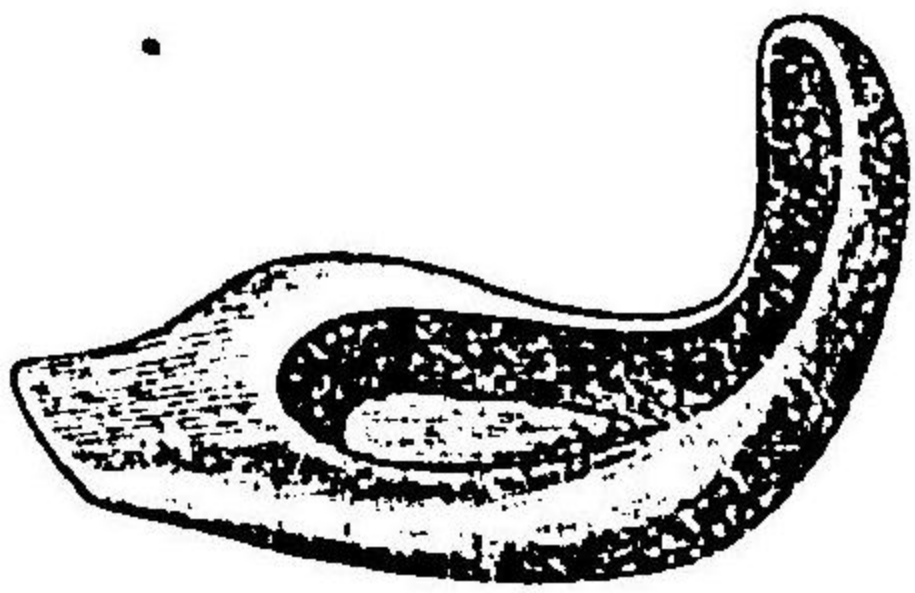
第百廿八圖



第百廿九圖



第百三十圖

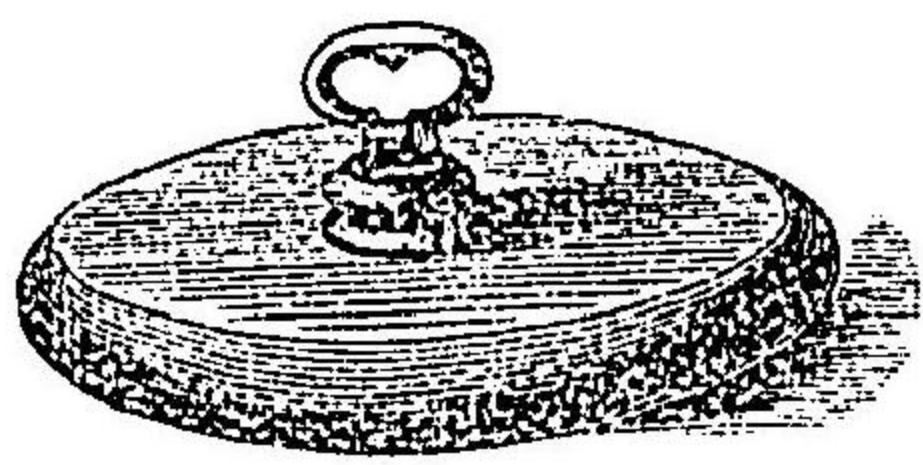


するを防ぐ可し重病者に於て缺く可らざるは受糞器(第百廿七圖第百廿八圖)及受尿管(第百廿九圖第百三十圖)なり

臥牀を交換するには第二の臥牀を準備するを得ば甚だ便利なりとす若し之を準備し得ざる場合には適應の椅子或は横臥椅子を以て其臥牀を整ふるの間病者を之れに安んせしむ可し我日本風臥牀なれば他の蒲團を假りに敷きて之に病者を移すを宜しとす其病者の舉上及運搬の方法は本書の第五章を見る可し此に尙追記す可きは比較的に體重の重き人も亦一人の人に由て善く其熟練するときは近き距離に於ては運搬するを得べし即ち一手を病者の上腿の下に入れ他手を其臀部に送り運搬者の頸部の周圍に病者の手を纏回せしめ次で運搬者は起立し且つ同時に後方に屈する時は其重量は上肢に受るのみならず全軀幹に被るを以て軽く運搬するを得可し運搬者及病者も同時に深く呼吸すと雖も其運搬容易な

病者若し蔭中に於て惡寒或は戰慄するときは更に蒲團を加へて湯婆(第百三十一圖)或は温石を以て温暖ならしむ可し然れども之に由て火傷或は湯傷を生ずるが如く灼熱ならしむ可らず但し發熱時に來る

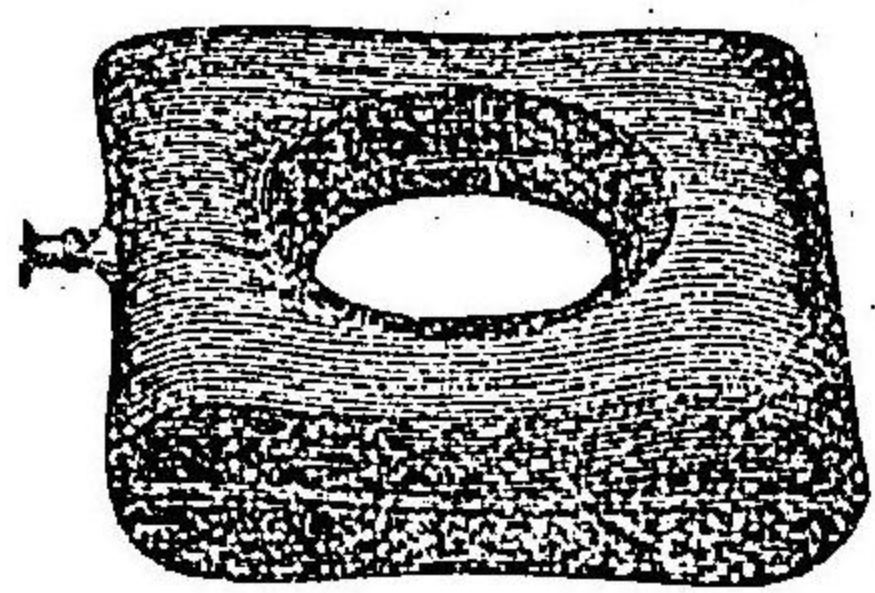
第百三十一圖



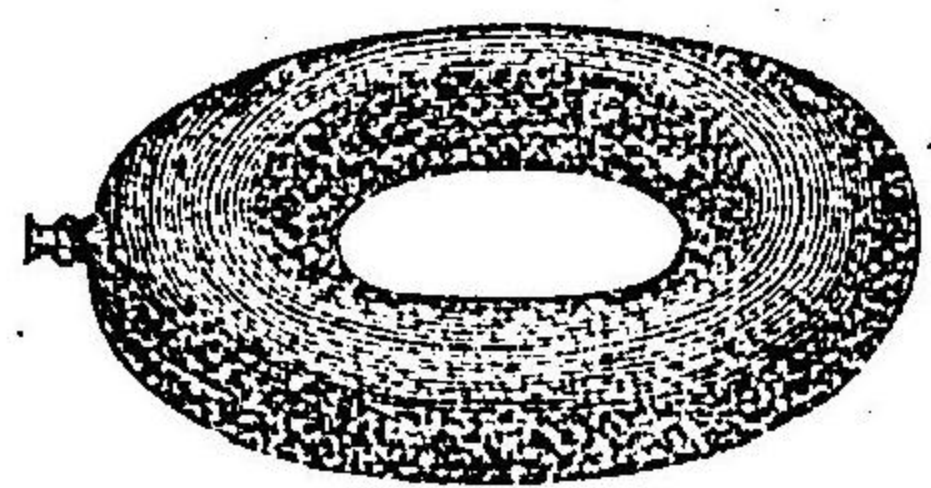
戰慄には此法毫も必要ならず何となれば此戰慄は只身體内部に大灼熱あるの一徴たるのみなればなり
久しく持續せる劇熱病(例之窒扶斯)及體液亡失(化膿)に由て衰弱するか或は久しく臥摩するか或は精神朦朧なるが爲め常に同一の有様に臥摩するときは其殊に羸瘦せる人に於ては身體の重量を受くる諸部分に甚だ壓迫、壞疽(瘡瘡)を生じ易し最も多く生ずるは下腰部なれども又背側の突出せる部(肩胛骨板部、臀部、足踵)にも生じ易し則ち初めは只壓迫せられたる部に於て紅色を潮し痛を覺ゆ忽ち其部の皮膚壞敗して稍、大部分に及

ひ潰爛部を生し骨に達し甚き劇痛あると大に膿汁を漏すに由り病者をして非常に衰弱せしむる大害あり
此不快の病狀を豫防するには瘡瘡を生し易き部をして壓迫を受けざらしむるが爲め空氣輪(第百三十二圖及第百三十三圖)或は大なる水枕(第百三十四圖)を送入するに在り且注意して看護を施し清潔となし病者をして屢、臥位を顛側せしめ敷布及褌衣を平らとなし皺襞なからしめ麵包の碎片を除去し又防腐性及酒精性溶液(昇汞水、燒酒、醋)を以て洗滌し枸櫞皮を以て塗擦すべし○已に瘡瘡を生したる者

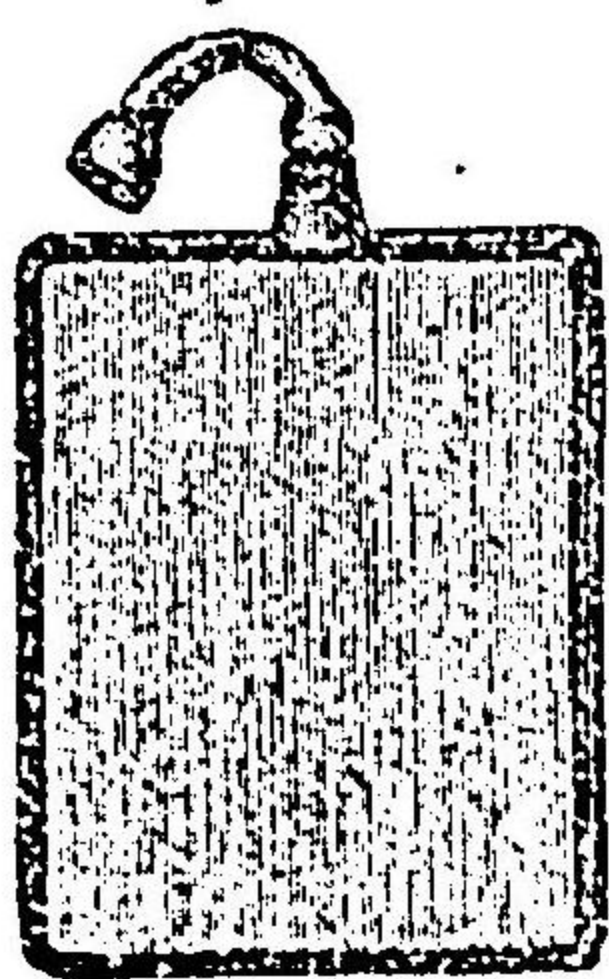
第百三十二圖



第百三十三圖



第百三十四圖



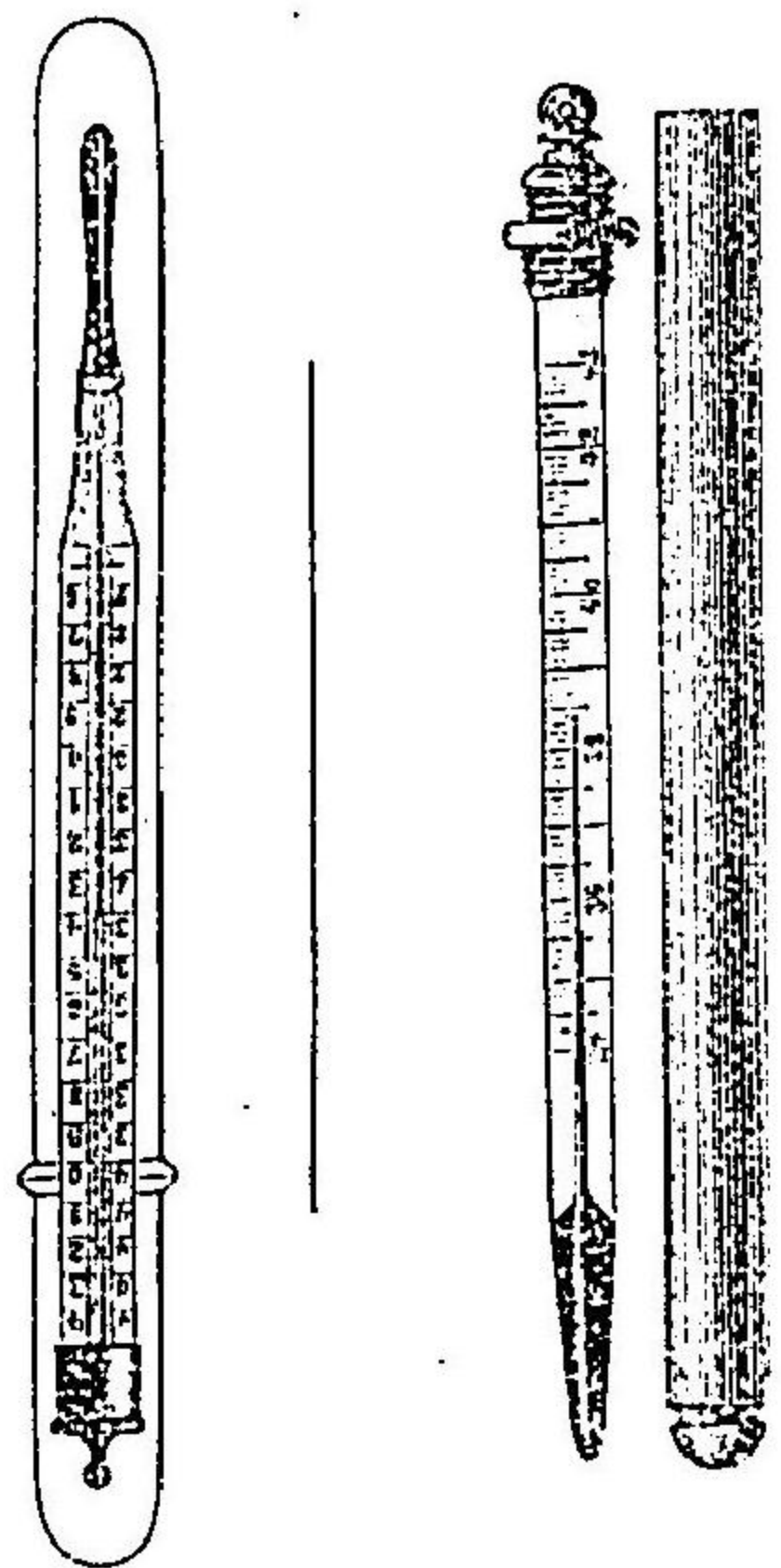
には此法則と共に尙創傷療法の規則に従ひ處置す可し(第二章を見よ)

病者の看護人たる者は醫師の爲めに甚緊要なる勤務をなす者にして、病者を適當に視察すると之に關する諸件を醫に告知するを以て醫師をして診察の時間を省畧せしむるの益あり

之に屬するは病者の一般狀態の看察にして或は安靜なるや或は蔭中に於て轉顛反側するや或は恰も眠れるが如く無力且つ精神朦朧の如き狀況是れなり殊に注意す可きは呼吸脈搏及體温にして此體温は醫の命令に従ひ毎日數回一定時刻に檢測し之を溫度表に記載す可し此體温は攝氏の體温計に由て定む可し(第百二十五圖及第百二十六圖)則ち健康人に於ては三十七度を算するものなれども熱性病に於ては四十一度以上に昇るとあり之を測るには通常腋窩に於てするものにして豫め此部を拭乾したる後、體温計の下部(水銀球ある部)を挿入し上膊を軀幹に堅く壓着せしめ體温計を指にて保持するとなく自然

に放し置くべし而して體温計の所在變動せざる時は十乃至十五分時の後其體温の何度何分なるやを

圖五卅百第 圖六卅百第



認むるを得べし又肛門に於ても之を検定し得る者にして迅速且つ確實なり又檢温し終れるに及び之を抜去せる後も其水銀柱は已に昇れる最高度に留るる體温計（留點檢温器）は甚た便益なりとす直腸の温度は身體内部の體温を綿密に示す者にして腋窩の温度よりも半度乃至一度高しとす

醫師の請求あるときは呼吸及脈搏の數をも

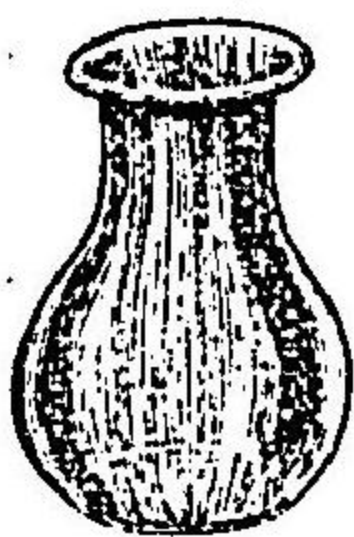
計測し之を記載せざる可らず

健康人は一分時間に凡そ十四乃至十八回呼吸呼吸の數を計るには心窩に手筈をするものにして疾病に罹るときは呼吸の數三乃至四倍増加するを見る次て呼吸は深さや或は淺さか或は雜音（笛聲、水泡音）及疼痛を帯べるか或は咳嗽を發するや其際、咯痰するや注意せしむ可し咯痰は一部分、水を充せる唾壺（第三百三十七圖及第三百三十八圖）に集貯し醫師の檢査に供へしむ可し病者に命して手巾或は室内（歐風の家屋）或は庭先きに咯痰するを禁し決して許す可らず若し然らざる時は其咯痰乾固して塵埃中に浮遊せる肺勞及實布埤里の痰末は他の健康人に危險を及ぼすの恐れあり又病者をして咯痰を嚥下せしむるは胃腸を傷害するを以て成る可くだけ之を戒めずんばある可らず

圖七十三百第



圖八十三百第



脈搏は健康時に於て一分時間に六十乃至八十を算し病に罹る時は著く疾速（百乃至二百）或は遅徐（二十乃至四十）唯熟練せる者のみ脈搏の充實且つ強力なるや或は空虚且微弱なるや或は整然たるや或は不正なるやを辨別するを得可し症狀

甚た危篤に至れば殆ど脈搏を感知するを得ず唯心臟部を接觸するに由り心臟自己の運動を猶觸知し得るのみ

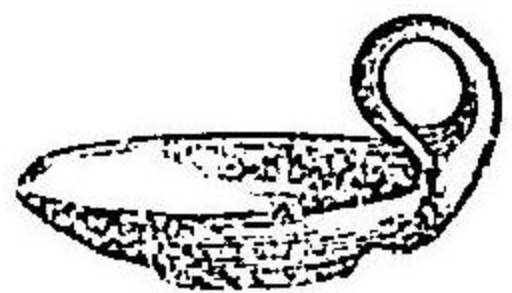
○醫師より命せる處置の實行方法

醫家の命せる處置を實行するには必ずや大に精密に注意の周到なるを要す之が主治醫たる者、之に由て其勞力を補助せらるゝや頗る大なりとす

病者に與ふる藥劑は水劑或は丸劑、散劑となして可なるやは常に決し易からず殊に辨識の智なき小兒及頑固なる大人に於て然り而して強て壓制的に服せしむるに先たち必ずや厚意と適度の嚴肅を以て病者をして服用せしむるを試むるに毎に良結果を得るを見る又小兒には其鼻孔を壓閉するに由り堅く閉鎖せる唇を開かしむるを得可し服藥後、吐出するの癖あるを知る時は其服後、談話或は計算をなさしめ其意向を轉せしむ可し

流動形の藥劑は匙子或は適當なるは藥量硝子蓋（第三百二十九圖乃至百四十一圖）を以て與へ此硝子蓋の

第三百二十九圖



第四百十圖



第四百十一圖



内容は「ガラム」量に分たる、者にして之を算すると左の如し
 一食匙則ち十五「グラム」 一小兒匙則ち十「グラム」
 一茶匙則ち五「グラム」
 味、不良なる水劑に於ては宜しく其服後、爽快の飲液を與ふ可
 し
 散劑は水を容れたる食匙に加へ或は其味不良なるとき「キニ
 子」「サリチール」酸、甘汞は「オブラート」或は純良の薄き日本
 紙或は海苔に包み服せしめ次て一嚥の水を與へ口内を洗滌して
 其味を感せざらしむ可し

丸劑は往々嚥下すると能はざるもの多く之れありて頗る困難に遭遇するときは其人をして
 百方、手段を盡して之を服し得るとを工夫せしむ可し即ち舌の中央を溝状となさしめ丸劑を容れ一嚥
 の水を以て後方に洗流せしめ或は舌根の後方に之を投入し自然に嚥下運動を起さしむ可し若し一嚥の
 水を以て服し得ざる恐あるときは之に代ゆるに少許の麵包、粘滑飲料を後服せしむるを宜しとす
 種々の滴劑を用ひんとするときは其滴數を同等ならしめんが爲め注意して之を計算せざる可らず而し
 て栓子を以て其藥瓶の口を潤して之を滴す可し若し所謂滴量計を用ゆるときは裝定せる栓子を半ば抜
 栓するに由り徐々に一滴づゝ滴瀝するを得可し

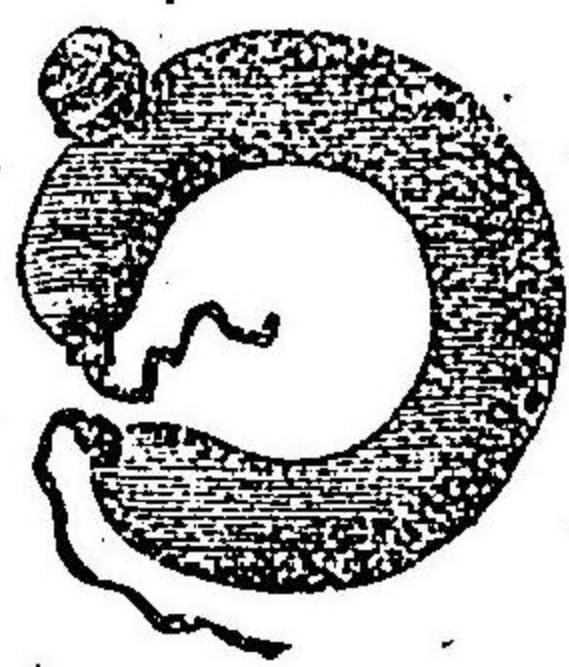
滴劑は水、葡萄酒、茶或は少許の砂糖に加へ服せしめ依的兒或は酒精を含める揮發性の藥劑は發火し

易き危險あるを注意せしむ可し（滴を計るには決して火邊に於てす可からず其藥瓶を開きたる儘、火
 邊に置く可らず）

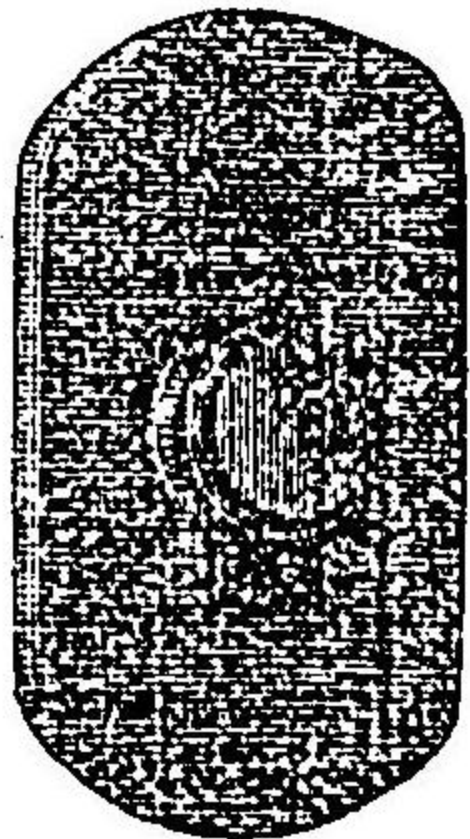
罌法は諸病に貼用すると甚多し冷罌法を行ふには成る可く冷水を浸せる布片（手巾等）を四乃至八枚重
 疊して能く壓迫し其患害ある部に靜に貼附すべし而して冷水は體温に由て温暖となるが故に三乃至五
 分時を経て其温暖とならんとするや罌法を交換せざる可らず故に此の如き罌法二個を調製し其一個は
 水中に浸し他の一個を貼附し交換の際、成る可く時間を費すと少なからしむるを可とす此水には食鹽
 と醋及硝石を加ふれば尋常の水よりも寒冷なりとす（礪砂一分及硝石末三分を醋六分及水十二乃至二
 十四分の混合液に加へたる者は「シムツケル」氏の寒冷液なり）

若し氷を用ひんとするときは或は氷水を以て罌法を行ひ或は尙良なるは細小の氷片（胡桃大）を水を洩
 さるる囊（豚の膀胱即ち第四百四十七圖）或は護膜製の氷囊（第四百四十二圖乃至百四十六圖）に充せる後注
 意して壓迫し空氣を驅出し氷囊の口頸部に一栓を入れて堅く之を結縛し之を一枚或は數枚の布片を以

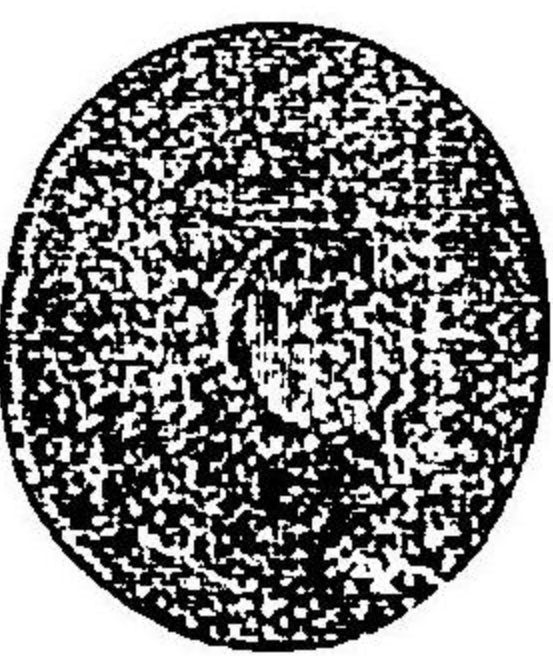
第四百二十四圖



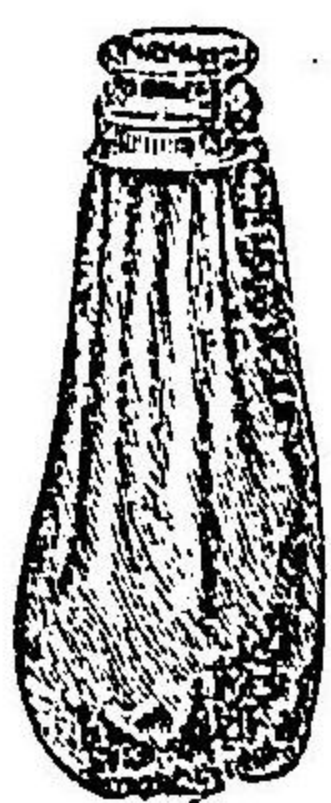
第四百三十四圖



第四百四十四圖



圖五十四百第



圖六十四百第



圖七十四百第



て包み患部に貼す可し其寒冷劇きに過ぐるときは凍瘡(即ち皮膚の潰爛)を生ずるとあり則ち皮膚は痛を覺へ且つ白色を呈するを見れば氷嚢と皮膚の間に數層の布片或は「フラチル」を挿入せざる可らず

氷を細碎するには針或は肉叉を接し軽く之を槌打するに由り容易に碎くを得可し獨り槌を以て細碎せんとすれば却て喧噪なる弊あり

病室に於て氷の速に溶融するを防ぐには之を容れたる器を温の不良導體(毛布)を以て被包するに在り其氷の大塊は各別に毛布、藁或は鋸屑を以て包む可し

高熱病に於ては往々冷布にて病者を被包す可きとあり則ち一枚の大布片(小兒に於ては入浴手巾にて足れり)を冷水に浸し適宜に搾りて褥上に敷ける毛布の上に敷き展し次で裸體となせる病者を此上に臥せしめ之を越て左右兩側より其布片を折り反して包み唯頭部のみを出し置く可し五乃至十分を經れば病者をして再び此被包を脱せしめ其必要なる者には此法を反復し行ひ體温計を以て其熱度の減降するを認むるに至る可し之を除去せる後、直に能く病者を拭ひ乾燥せる浴衣を纏はしめ乾燥せる褥中に

横らしむ可し

濕潤器法を久しく貼し置き體温を以て温暖とならしむる法(「ブリスニツ」氏器法)を行ふには左の如し室温と同度の水に一片の布片を浸し適宜に搾りて被包す可き部分の大小に應じて數回折り疊みて之を貼置し其上に一枚の水氣を漏らさざる物質(護膜紙、蠟布、油紙)を接し其壓迫をして諸部共に患部よりも稍や廣く及ぼさしむるが爲め廣く之を貼し其上に繃帶を施し或は毛布を以て包み固定す可し數時間(之を施せる後)を經れば此器法を除き被包せられたる部分を能く乾拭して乾きたる衣服を纏はしむ可し必要に望めば此法を反復せざるを得ず

往時好んで行ひし糜粥器法は其繁雜なると濯麗ならざるが爲め冷水器法に壓倒せられ、に至れり然れども尙之を用ひんと欲するときには糜粥(麻實粉、燕麥粉或は飯粒)は甚だ熱きに過ぐ可からず此原料は毎日新に調製す可きことを知らざる可らず何となれば糜粥は動もすれば酸敗して惡臭を放ち易ければなり

乾燥性温暖法には温熱となせる毛布、温暖の砂枕及枯草枕、熱灼せる皿、湯婆等に由て發起せしむ可し

管に身體の一部分に於けるのみならず全身の皮膚に感應せしめんと欲するには諸種の温浴を應用す可し

浴水の温度を計るには木筒にて包みたる浴湯檢温器(第一百四十八圖)を用ひ醫師之を定む可き者とす病者を浴中に止むる時間の長短も亦然り、冷浴(列氏八乃至十五度)に於ては大抵五乃至十分以上病者を

圖八十四百第

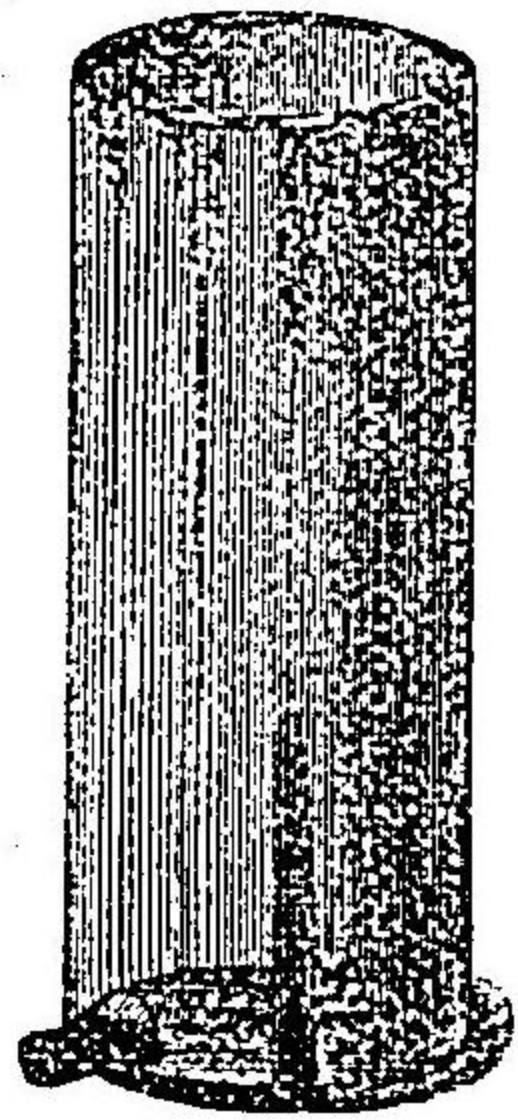


等)を與ふ可し

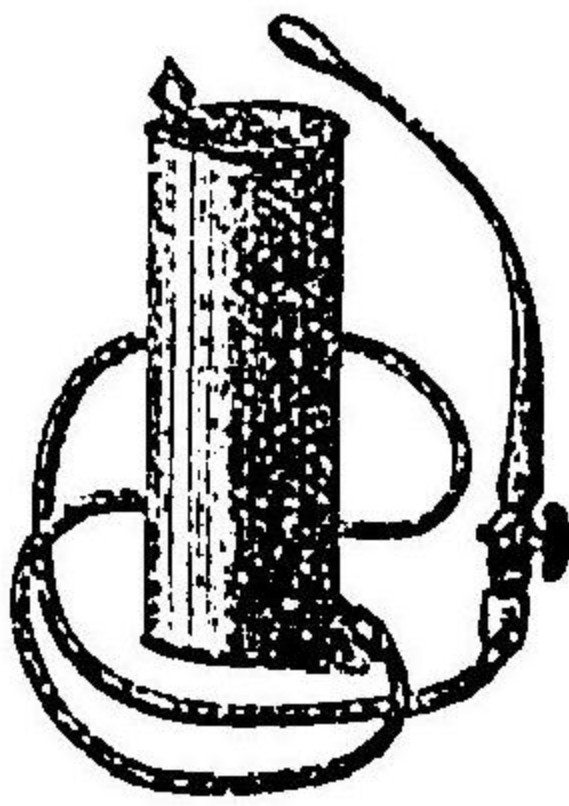
温浴の際、冷水を灌注するは頗る呼吸に良効あるを見る之を行ふには適度の高(一乃至二メートル)より稍強き勢ひある冷水を水桶、水瓶より病者の胸部に灌き掛け或は小なる水桶を以て病者の項部はんのくはに灌き掛くるも可なり

腸中に水液を灌注する法(灌腸)は、灌水器(第百四十九圖)の下底に柔き護膜管(第百五十圖)を付したる者を以て行ふ可し此護膜管の腸内挿入端には善く油を塗り病者を仰臥或は側臥となし臀部を高くして之を送入し灌水器を舉上(半乃至一メートル計)するときは其水液は高壓或は低壓を以て腸内に灌注するを得可し其奏効せしめんとする目的に隨ひ灌腸液の量及性質を異にす若し通利の効を得んとする

圖九十四百第



圖十五百第



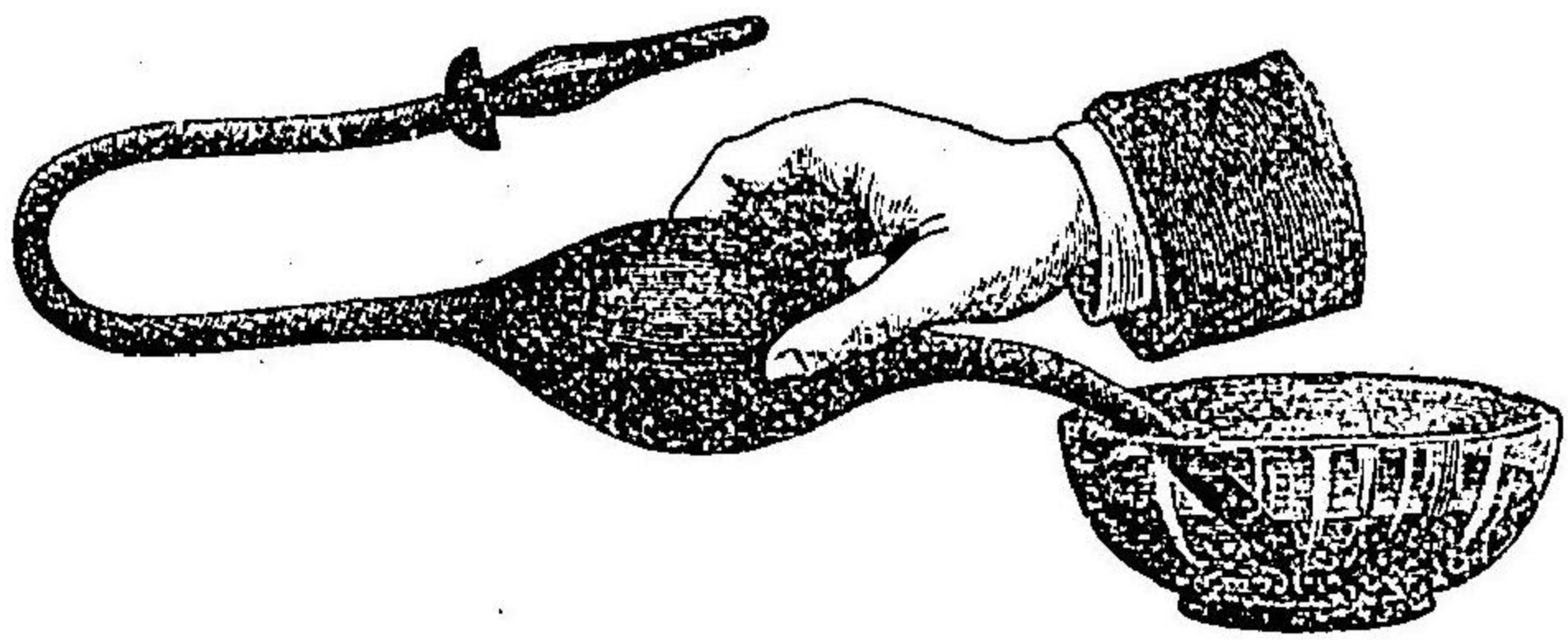
ときは體温と同度の常水或は冷水を用ひ尚ほ良なるは水に石鹼を加へたる者或は水、油類及食鹽の混液或は單に蓖麻子油を灌腸するに在り通常灌腸液の量は五百乃至千「グラム」を以て足れりとすれども一定の目的に向ては一回に數「リテール」(二千乃至四千「グラム」)を灌腸するを得べし(之を大量灌腸法と云ふ)

下利を止むるを目的とせる灌腸液は燕麥汁或は澱粉液(時宜に由り阿片を加ふ)より製し唯小量(五十乃至百「グラム」)を用ゆべきのみ

滋養灌腸液(直腸より滋養物を送りて身體を營養するの法)は葡萄酒、牛乳、鶏卵、肉溶液より成り口より食物を取る能はざる病者に醫師の命に従ひ行ふ可し

常に病者をして灌腸液を成る可く久しく腸中に保たしめ其良効を得るに注意せしむ可し
此方法を行ふに至りてより往時通常使用せし角製小嘴管を具へたる灌腸注射筒は全く壓倒せらるゝに至れり此灌腸注射筒は其扱ひ方、稍單簡ならずして其使用法に習熟せざる時は殊に幼少の小兒に於ては往々損傷を招くとあり其病者の自用に甚便利なるは所謂灌腸用唧筒(第百五十一圖)なり
甚危険なる傳染病(「デフテリー」、猩紅熱「チフス」)に於ては常に病者自己を看護す可きのみならず其家族にも亦勉めて傳染を防禦せしむるを以て重要な件とす何となれば病室を訪問せる人はたとひ自らは健康に止れるも其病毒を附着し去りて廣く散蔓せしめ他人に傳染せしむればなり故に其家族を戒め成る可く病者の訪問者を謝絶せしめ其小兒の如きは全く病者に近かしむ可らず小兒は自宅より遠け他の親戚に預くるを最良とす又其同級生に傳染せしめざる爲め之を學校に赴かしむ可らず醫師は其何時

第五百一十圖



衣は數時間之を煮沸し次て石炭酸水に浸す可し濕潤に由て損害せらるゝ諸般の物品は許多の市府に設置しある公立の消毒所に送附す可し此消毒場に於ては流通する熱水蒸氣に由て傳染病毒は確實に撲滅

頃再び通學を許す可きやの時期を定む可し看護人自身は適當に其手及顔面を拭洗し病室を離れて外出せんとするときは成る可く衣服を着換へしむ可し病者に用ひたる諸般の器具は家族の器具と同時に洗滌するとなく各之を特別に扱ふ可し
一二の病に於ては其傳染毒は分泌排泄物中に存在するものにして「チフス」に於ては大便中に存し「チフテリー」、肺炎及肺勞に於ては咯痰中に在るを以て成る可く「トウ」に痰便或は咯痰等を撲滅（燒棄）或は消毒せざる可らず此消毒には二十倍の粗製石炭酸液、千倍の昇汞水、五十倍の「クレソリン」水、格魯兒石灰、硫酸鐵等を用ふ此諸藥を排泄物に灌ぎ以て無毒とならしむ
若し幸に傳染病の治癒に赴くか或は病者の死せしときは病室及其内に存せし諸物は勿論、全家屋を清潔に消毒するを最良となす羅氈を以て被へる室壁等は新製濕潤の麵包或は餅塊を以て拭ひ清め或は着色せし壁は更に塗り換ゆ可し牀板は石鹼水及上記消毒劑の一品を以て洗清し家具も之を以て洗滌す可し臥褥及襦

せらるゝものとす爰に於ては全く家具を損害することなし又家屋の消毒も此消毒法に由て行はる可きものにして大に其家族をして勞力及不安の念慮を省かしむるを得可し其價高貴ならざる者、例之、小兒の玩具、小冊子殊に單語本等は燒棄するを最良とす

眞に此諸法を實行せるときのみ其傳染病毒を驅除するを希望し得可し其處置周到ならざるときは全く其効なし

故に各人は其力を盡して許多の傳染病の蔓延するを防ぎ其同胞を救助す可きのみならず自己も亦此の如き病患に罹るを防ぐに注意せざる可けんや則ち是れ亦救急法の一事業と謂ふ可し

○獨逸救急法協會の規則（千八百八十二年キール府制定）

第一條

獨逸國救急法協會は俗人をして隣に告知するに至るまでの救急法を練習施行す可き救急法教習所を設置し以て不時に起れる危害に遭遇せる者に即坐の救急法を施すの知識を與ふるを以て其目的となす

第二條

此教課は其職業上卒然發起せる不時の災害遭難者に即坐の救助を施行し得可き境遇に在る人々に教授す可き所なり則ち警察官吏（巡查、憲兵）鐵道役員、製造所の監督者及職工長、鑛業者、農夫、兵卒、航海員、消防夫、體操會員、山間旅行者等の社會に教授す可し然れども上記載せる職業外の人に於ても男女を問はず不時の遭難者あるに當り其同胞を救助し得るが爲め之が知識を具ふるを怠る可らず

第三條

本協會は此目的に従ひ教課を教授す可き醫師を養成するを勉む可く又教課に必要な書籍、圖書、器具及綑帶用具を備ふるを補助す可し

第四條

本協會は其職務を實施するに當り總裁者は其事務を執らしむるが爲め會長、其代理者、會計者及書記各一人を撰任せしむ

第五條

會員となるには毎年少くも一「マルク」を出金し終身會員たるには少くも二十「マルク」を一回出金するに由て得可し

此會計は會計者の幸る所にして入會するときは本協會の規則書を送附す

附言 救急函

今此處に不慮の遭難時に臨み必要なる救急函の品目を掲げ參考に供す

救急綑帶箱の内容品目

- 昇汞綿凡そ百三十枚 一包 (創上に貼用す)
- 昇汞綿凡そ十枚の品 二卷 (創傷の綑帶用とす)
- 綑帶木綿を五裂せし者全上を十裂せし者 二卷 (創傷に綿紗、綑帶を附し其上を巻くに用ゆ)

脱脂せる綿 四包 (石炭酸水を浸し創部に貼す)

三角綑帶布大一枚小一枚 二枚 (重に手足の折れたる者を支持固定するに供す)

昇汞綿紗鯨尺幅に薄き油紙 一枚 (創上に貼附す)

護謨の紐帶幅凡そ一寸 一卷 (主として手足の出血を止るか爲めに巻纏す)

絆創膏幅五寸にて長さ三尺 一罐 (弱き火に焙り又は水に浸し小切創等に貼す)

沃度仿謨の細末 三十「グラム」(創傷部に散布するに用ゆ)

硼酸軟膏 五十「グラム」(布片に延し塗りて重に火)

五十倍の石炭酸水五百「グラム」(創傷部を洗ひ或は救助者の手を洗ふに用ゆ)

安母尼亞水 三十「グラム」(失神者、溺水者等に興奮劑として嗅入せしむ)

留め針 六本 (綑帶の巻き終りを留むるに用ゆ)

剪 一個 (諸物を切り或は必要時に洋服等を切るに用ゆ)

〔注意〕 以上皆外用品にして一も内用す可き者を藏せず此救急箱は常に清潔に取扱ひ濕氣なき場所に貯ふ可し

又東京市本郷區三丁目醫療器械舖万木九兵衛方に於ては足立寛先生の考案に成れる救急箱及救急小包を販賣せり

附 錄

○熱病者の看護法

此條に記する者は凡て熱を發する諸病の看護法にして元來、熱なる者は獨立の一病に非ずして諸病に發し得る一症狀なるのみ此熱は血液中に病毒の混入するに由て發するものにして其發熱せる人は自ら疲勞倦怠を覺ゆ食氣を失ひ數々飲液を貪り頭痛を訴へ初めは寒冷にして後ち熱灼せらるゝが如きを訴へ終に發汗するに至る

熱病者の寒冷感覺或は惡寒戰慄(病者は其際藍色となり全體振顫し且つ咬牙す)は熱を發起し或は其増進するを示す

熱病者の灼熱感覺(其際病者の顔面紅色を潮し唇舌乾燥し渴意を訴へ時として譫語す)は發熱の高點に至れるを徴す

熱病者の發汗は脈熱の暫時減退し或は其全く解熱するを示す

發熱の間は脈搏疾速(一分時間八十以上)にして體温(三十七度九分以上)元進し呼吸疾速となり(一分間十八以上)尿量減少す(二十四時間に一千立方センチメートル以下)

輕熱は唯數時或は數日持續するのみ(例之感冒熱の如し)重熱は數週間持續す(例之窒扶斯の如し)數月間に瀰る處の熱を身體消亡熱或は虛熱と名け此熱は毎朝下降し毎夕劇しく昇騰す(例之肺勞、骨瘍の膿汁漏泄止まざる者等に於て見るが如し)

體温愈高く脈搏及呼吸愈疾速にして尿量益々減少し熱の持續益永く且持長するに従ひ生命の危險愈大なりとす攝氏四十一度以上の温度を發し一分時間の脈搏百三十乃至百五十に至り呼吸數四十以上を算

し排尿全く絶止する者は必ずや注意を怠らず看護せざる可らず外科的熱病者に於ては若し手術を施し病者身體の或る部分より膿汁を漏し去るときは一頓に解熱するとあり

左に論述する所は熱病者を看護するに當り注意す可き處の者とす

(一) 朝夕脈搏及體温を計り叮嚀に之を一表に記載す可し醫師の請求ある時は呼吸數及二十四時間の尿量をも計るを要す

(二) 熱病者は必ず褥に就かしむ可し但し惡寒する時は温暖に蒲團を被ひ熱茶を與ふ可きも概して熱病者は清冷に處置するを法とす(病室は勉めて空氣を交換し被衾を軽くし數々襦衣を取り換へ前額に冷罨法を施し屢冷布を以て背部を拭ふ可し)久しく持續せる劇熱には毎夕顔面、胸部、背部及上肢を冷水を以て洗拭し且つ醫師の處方せる藥劑、冷罨法等を用ゆ可し

(三) 熱病者には清冷の飲料を與ふ可きが故に屢橙汁或は醋を加へたる水を與へ或は善良なる新汲の水(夏日は氷片を加ふ)を飲ましむ可し

(四) 熱病者は速に羸瘦する者なれども滋養の食品を食するに堪へず多くは又之を欲せざるが爲に淡白なる流動食物を與ふ可し(米粥汁、乳汁等とす)其體力を保つが爲め毎三時或は毎二時或は毎時に之を與ふ可し又適度に葡萄酒或は麥酒を與ふるも可なり

(五) 熱病者の臥褥は殊に注意を要する處なり此病者は他病よりも褥瘡を生し易し故に敷蒲團には少しも折れたる皺襞なからしめ毎日冷水にて背部を拭ひ柔き羽毛を容れたる枕を用ひしめ且つ水枕等を臨時に用ゆ可し重き熱病者は動もすれば輾轉反側して臥褥を亂し皺襞等を生し易きを以て晝夜數回其

臥褥を整理するを要す

(六) 熱病者に於ては唇、舌、頰部の内側及口蓋は悪臭ある乾ける痂皮或は白斑點を以て被はるゝが故に病者甚衰弱して自ら口内を清潔となす能はざる時は其家族をして毎日數回口内を清洗せしめざる可らず

(七) 多くの熱病者に精神朦朧となり知らずして兩便を泄し或は却て兩便の結止する可なり看護人は此兩件に注意を加へ時々清潔となし臥褥を換へしめ室内の空氣を交換す可し

時として下痢或は灌腸により便秘を除きて通利せしむるときは熱消散し或は減降する可なり

(八) 多くの熱病者は譫語するを以て其際騒がしく興奮し自ら被衾を取り捨て臥褥或は室内より外出せんとし窓より跳出し不時の偶發症を招くとあり故に譫語する熱病者は瞬間たりとも一人にて放置す可らず或は之を閉鎖せる室内に臥せしめざる可らず

(九) 熱病者は急卒に體力脱衰(虚脱)し顔面蒼白となり冷汗を流し體温減降し(三十六度或は三十五度)脈搏觸知し難き時は湯婆を與へ臥褥を温暖とし赤葡萄酒を與へ依的兒或は樟腦の皮下注射を行ひ足蹠及足の腓腸部を粗糙なる布片を以て盛に拭擦す可し

腸室扶斯の看護法及豫防法

〔腸室扶斯〕は俗に傷寒と唱へ來りし病にて熱ある病症中、最多く流行する恐る可き傳染病なるが故に特に此看病法を記し世人の心得に供す

腸室扶斯は其病毒、主として腸管に含り之を傳染するは飲食物に由る者なり此病者を看護するには先病室を清涼となし善く空氣を流通せしめ其臥褥を設くるに折れたる皺襞なからしめ注意して瘡癤を生ずるを豫防し(前文の一般看病法を見よ)其口内は充分に清潔となすを要するが故に輕症の病者には自ら口内を清洗せしめ重症の者には清潔の布片に硼酸水を浸したる者にて看病人をして病者の口内及舌を善く拭ひ清めしむ可し

此病者に與ふる食物は流動滋養物を良とす殊に煮立てたる後ら放冷せる乳汁、肉羹汁、雞卵、稀粥汁を用ひ飲料には常水を煮立て、更に冷したる者、放冷したる麥湯を與ふ可し「ラムネ」は腹部膨滿を來すが故に用ゆ可からず冷茶に乳汁を混せる者は善良の飲料にして重症の久く治せざる者には善良の葡萄酒、極て良好の日本酒等を少許に與ふ可し而して已に解熱したる後も尙一周間以上は液類のみを用ひしめ決して固形食物を食せしむ可らず此恢復期に及ひ食物の不攝生なるが爲め更に再發するのみならず死亡を招くとあり深く戒む可き所なり解熱後一周以上を経るに至らば漸次に米粥、筋のなき柔かさ生の刺身等を與へ柔軟の鳥肉、脂肪少き淡白なる魚肉等を用ひ徐々に尋常の食物に移る可し

〔赤痢〕は俗に痢病と稱し頻りに便所に赴き少許の粘液血液等を混したる便を泄瀉する病にて病毒は大便秘中に存在する者なり此病者は輕症にても必ず褥中に温包せしめ「フナチル」にて腹部を包み食物の攝生を嚴重にし病初より濃き肉羹汁、煮たる乳汁、雞卵、粥汁、少許に善良の酒を與ふ可し飲料には冷かなる者よりも温暖の者即ち暖き麥湯、葛湯等を宜しとす

今左に腸室扶斯の流行時に施行す可き豫防、消毒法を内務省訓令(明治二十三年十月)に従ひ抄録す病者の家族たる

腸室扶斯の看護法及豫防法

者、宜く之を遵守履行せざる可らず赤痢の豫防法も之に準す

豫防法

腸室扶私又は之に類似せる熱性患者ある家に於ては左の豫防法を守らしむ可し病者の居室には無用の交通を絶たしめ又其自宅に於て消毒、看病行届き難きもの及患者若くは家人の望に依りては避病院或は適當の家屋に移して治療を受けしむ可し其病者の居室は常に掃除して清潔ならしめ断ぜず空気を善く流通するを要す

病者の糞便を取扱ふには其人を定め置く可く其便器には蓋覆を具へ且つ滲漏の虞なきものを選び豫め之に適宜の石灰乳又は生石灰若くは石炭酸水を入れ置き糞便を承けたる後は更に前記の消毒薬を灌ぎ所定の便所に移す可し又病者の上りたる便所には少くも糞便量十分一の石灰乳、五十分一の生石灰若くは五分一の石炭酸水を灌ぎ(成るべく能く攪拌すべし)爾後患者の上る毎に前記の消毒薬を灌ぐを要す

病者の用ひたる衣服、臥具、敷物、飲食器其他看病人の衣服等總て病者の糞便に汚染し又は汚染したる疑あるものは之を取纏め適當の容器に入れ消毒法を行ひ病者の身體、糞便及び之に汚染せるものには蚊蠅等の集らざる様注意し又病室に蚊帳を張るときは其蚊帳の糞便に汚染せざる様注意し看病人は其衣服を糞便に觸れざる様注意し且つ其糞便及び之に汚染せる物品を取扱ひたるときは直ちに石炭酸水又は昇汞水にて手を洗ひ更に淨水にて洗ふ可し又病人の家族は特に飲食物に注意し飲料水は必ず煮沸するに非ざれば用ゆ可らず

已に腸室扶私を發生するに至らば病家近傍の各家共同して左の豫防法を守る可く又衛生組合を設たる地方に於ては衛生組合長より其豫防法を各家に告知するを要す

病者ある家と成るべく交通するとなく病家の井水を他家に於て共に用ゆ可らず但し已むを得ざるときは煮沸して後用ふ可く又飲食物は必ず善く熟煮して用ゆ可し芥溜を掃除し病家より流るゝ下水の溢れて滲潤するを防ぎ且つ破損せる下水溝は速に修繕す可し其他總て熱性病に罹り又は下利する者は速に醫師の治療を受く可し

○實布埴利病の看護法及豫防法

實布埴里(又格魯布)は俗に馬脾風と唱へ重に小兒に多く發する危険の病なり(大人に發するは少く且危険ならず)此病毒は病兒の口内、鼻孔、氣管より出たる粘液に附着存在するを以て此粘液及病兒の觸れたる諸物より傳染す故に此諸物は皆善く消毒を行はざる可らざるなり若し此消毒を行はずして其粘液乾固して空氣中に飛散せる者を他兒が吸入するときには此兒に傳染せしむるの危険ありとす

實布埴里に罹れる小兒は必ず褥中に臥せしめ毎日期夕其體温を計り之を記し置き食物は固形物を與へず乳汁、肉羹汁(雞卵或は打碎したる肉を加ふ)粥汁等を用ひしめ亦久く治せざるときは毎日少許の葡萄酒を飲ましめ頸の周圍に毎日二回宛交換して「フラチル」布に湯を浸したる者を纏ひ其上を油紙にて包ましむ可し就中、口内を清潔にするを緊要なりとす即ち晝夜共に一時間ごとに口内を清め成長せる小兒には自ら含嗽せしめ幼少の兒には看病人をして小兒の口内を水銃(醫に聞く可し)にて洗ひ拭清せ

しむ可し此合嗽洗口水は醫師より與へたる藥液を用ゆ可く又此藥液は微温となし用ゆるを宜しとす其
看病人は病室内にて決して飲食す可らず又小兒に接吻す可らず

豫防法 但し内務省訓令抄出

實布埜里亞(格魯布)は多くは未成年者殊に幼童、嬰兒を侵し其幼稚なる者は症狀最も險惡なり抑も
本病の病毒は咽頭、喉頭の如き部に含りて患者の痰唾、鼻汁其他患者の使用せる衣服、玩具等の媒
介に依りて傳染す故に本病の蔓延を豫防するには患者と健康者殊に兒童とを隔離するを專要とす而
して小學校、幼稚園等兒童の群集する場所は往々本病傳播の中心となるが故に流行の兆ある場合に
於ては殊に注意するを緊要とす

實布埜里亞(格魯布)又は之に疑似せる患者ある家に於ては左の豫防法を守るを要す患者の外に兒童
あるときは成るべく兒童なき他家に避けしめ而して其兒童小學校幼稚園に通ふ者なるときは三週間
を経る迄登校入園を差止め其旨を小學校幼稚園に報告す可く患者の居室には無用の交通を絶ち殊に
兒童は一切立入らしむ可らず居室は常に掃除して清潔ならしめ斷絶す空氣の流通を良くして看病人
は他の兒童と接近せざる様注意し數々硼酸水又は鹽酸加里水等を以て含嗽し且つ患者の居室を出つ
るときは先づ石炭酸水又は昇汞水にて手を洗ひ更に淨水にて洗ふ可し
患者の痰唾、鼻汁を拭ひたる紙片、布片等は蓋覆を有する容器びんに取纏めて焼却し又患者の含嗽した
る藥水も石炭酸水を加へ消毒したる後、所定の便所に入れ便器には石炭酸水を入れ置き患者の糞尿
を承けたる後は更に石炭酸水を灌ぎ所定の便所に移す可し

患者の玩具、飲食器等は決して他の兒童と共用せしめず患者の用ひたる衣服、臥具、敷物、玩具、
飲食器、看病人の衣服其他總て患者の痰唾、鼻汁に汚染し又は汚染したる疑あるものは之を取纏め
適當の容器に入れ置き消毒法を行ふ可し

患者恢復に趣くも醫師に於て全治と認め且消毒法を行はざる間は他の兒童と遊戯せしむ可らず
實布埜里亞(格魯布)發生したるときは病家近傍の各家共同して左の豫防法を守るを要す但衛生組合
の設ある地方に於ては衛生組合長に於て其豫防法を各家に告知するを要す患者ある家には兒童をし
て交通せしめざることを兒童をして感冒に罹らしめざる様注意すること兒童の感冒に罹る者あるとき
は速に醫師の治療を受けしむること

實布埜里亞(格魯布)患者頻々發生するときは其市町村に於ては左の豫防法を施行するを要す
醫師をして小學校幼稚園に就き其兒童を診斷せしめ小學校、幼稚園の教員と協議して左の豫防法を
實行す可し患者ある家の兒童は其患者全治又は死亡したる後又他家へ避けたるときは其避けたる日
より三週間を経る迄登校、入園を禁し又兒童中咳嗽或は發熱する者あるときは速に退場せしめ且つ
醫師の治療を受けしむべき旨を其家人に勸告し生徒の缺席數日に及ぶものあるときは其家に就て缺
席の理由を問ふ可し又出頭時刻を晚くし退散時刻を早くし兒童をして朝暮寒冷の氣に觸れしめず唱
歌其他高聲を發する課業を禁し教場は一層清潔に掃除し休息時間には悉皆窓戸を開放して十分に空
氣を流通せしめ教場内處々に適宜の瓶、壺等を備へて之に石炭酸水を入れ置き生徒の痰唾は此器中
に吐かしむること

前條の場合に於ては醫師、市町村吏員等を以て便宜豫防委員を設け消毒方法を綿密にし且つ其委員をして各家に豫防法を諭示せしめ又其病勢に依りては小學校幼稚園を閉鎖するを要す

○肺病の豫防及攝生法

通常肺病と俗人の唱ふる病は醫家の所謂肺結核(即ち肺癆)を云ふ者にて古來此病に罹れば不治の難病となし世人が頗る恐怖する所なり而して其人命を奪ひ去ると夥しきと其家族親戚を哀悼悲歎の境遇に會はしむる者は此肺病に及ぶ者あらんや其死亡數の夥しきは世界人口の七分一は肺病の爲めに命を失ふ者なりと云ふを以ても知る可し然るに世人は虎列刺の流行に當て非常に恐怖し之が豫防に注意して百方知らざるなしと雖ども肺病の豫防法に至ては現今吾邦に於ては上流有識の人と雖ども輕忽に附するのみならず全く豫防に注意す可き者なるをも知ざるが如き者なしとせず豈に慨歎せざる可けんや彼の虎列刺は一年中、斷せず流行する者に非ざるが故に其流行時に於ては一日に何百人の死者ありと云ふも肺病の如きは年中間斷なく之を病む者ありて隨て間斷なく多數の死亡者あるものに比すれば死者の數少しと云はざる可らず之に反して肺病は病勢緩慢にして數年に及ぶ病なるを以て年中間斷なく存在しありて其病勢は年を経るに従ひ多くは増悪し其死に至るまで數年を経過する者多し故に虎列刺の如く昨日まで健康の人、一朝此病に罹るや今日已に死亡するを以て其人情を動して殊に急劇に悲惨を感せしむるも肺病は然らずして數年を経て斃るゝが故に假令、其死亡數は虎列刺より遙に多數なるも世人一般に感動を興ふると少きに由り従て世人の注意を牽くと輕きを免れず吾日本に於ては世人の所

謂肺病(即ち肺結核)の死亡數は未だ精密の統計を得ずと雖ども此病の爲めに死する者一年間大凡十万人以上なりと云ふ

肺病を豫防するには先其病毒(原因)を知らざる可らず世人の所謂肺病の病毒は結核桿菌(顯微鏡下)のみ見得べき下等植物)にして此病毒は多く肺病患者の肺中に含り痰中に交りて體外に咯出せらる此咯出せられたる痰液若し日光に遇ひて乾きて塵埃となり風に吹き上げられて空氣中に浮遊せる咯痰の細粉末(病毒)を呼吸に由て吸ひ込みたる者は後來肺病に罹るに至る者なり(但し斯く云ふも前以て身體虛弱にして肺力の微弱なる人のみ此粉末となれる病毒を吸入して肺病に罹る者とす茲には種々理論あれども畧す)又此病毒は肺の外、人の腸管及皮膚の瘡口よりも傳染する者なるも主として肺より入る者なり要するに肺病傳染を起すの本源は其肺病(肺結核)者に由る者なるは諸學者の證明せし所にして此病毒は決して肺病者の呼出す氣息中には含在するとなきも其咯出せる痰中に存在する者なるは上文、述ぶるが如し右述ぶる所に由り病毒を傳染するの道路は詳なるを以て今進て其豫防法を述べんとす

此豫防法を記するに先ち一言せんとする事柄あり肺病の傳染を豫防するには素より醫家の所謂肺結核に對して施す事なれども世間の實際に照せば稍妨害となる者なきに非らず何ぞや彼の俗人は肺病の難病たるを知らしむるときは精神上に憂鬱不安の情を起すの恐なしとせず故に其病者の治療に與る醫師は眞の肺病(肺結核)たるを告げざるを其さなすの場合なきに非ざるを以て醫は凡て咳嗽し咯痰する病者には必ず其咯痰を一定の痰吐壺に吐かしむるを命する事是なり然るときは病者に其肺病たるを覺悟せしめずして尙幾くは豫防の目的を達するを得可し

上文に従ひ凡て咯痰する病者殊に年中間斷なく假令、一度に出る痰は少量なりとも之を灰吹、庭先、

土間、往來する街路等に吐き散らすことを厳に禁止し又鼻紙、手巾等を以て痰を拭ひ取るとを嚴禁し必ず蓋付きの硝子器殊に「コップ」に吐かしむ可し（此「コップ」中には石炭酸水を入れ置き其病毒を撲滅す可し）此法則を嚴守して痰吐き「コップ」の外は決して他へ略痰せざるべきは肺病の世間に蔓延するを防ぐに於て直接の大効益ありとす外出するときは特別に製せる懐中用痰吐き器を携ふれば尙妙なり肺病者若し此法を守らざるべきは第一に其傳染の危険を被ひるは其病者自身にして病者は自體より出てたる病毒を再び吸入して他の健全なる肺の部分をも益々病に罹らしむるの危険を招き第二には其家族殊に病者と親密に相接すると多き妻女小兒等に病毒を傳染せしむるの危険を及ぼす者たり肺病者たる者、此法を守らざるが如きは實に暗愚の極と謂ふ可きのみならず亦眞に社會に對する徳義上の大罪人と謂はざる可らず

其他、豫防上に注意するには歐州に行はるゝか如き接吻、又は愛兒を接吻するの習慣を禁せざる可らず又已お肺病者たる婦人の生兒には生母をして授乳せしめず健全の乳母を雇ふ可し牛乳の如きは必ず一回煮沸したる後に非れば決して飲用せしむ可らず其生母は小兒と同一の食器を用ゆるを禁じ亦自ら咀嚼して細くなし小兒に與ふるの習慣をも廢せしむ可し又未だ肺病に罹らざる人にして結婚せんとするには必ず其婚家に肺病者ありしや否を探る可し其已に肺病に罹れる人は成る可く結婚す可らず且房事過度或は淫淫を行ふ可らず

肺病者の攝生法は滋養強壯の食品を用ひ氣候善良の地方に轉地療養を爲すに在り則ち善良なる消化し易き滋養物殊に柔かき肉類、乳汁、鶏卵、牛酪等を多量に與ふ可し牛乳を用ゆるには一旦、煮立てた

る者を用ひ決して煮沸せざる牛乳を用ゆる可らず牛乳を大量に用ひしめんとするも多くは忽ち厭嫌するか故に乳汁に食鹽或は咖啡を加へて美味ならしめ又酒類は良好の葡萄酒或は麥酒を少量に飲ましめ其羸瘦せる病者には肝油を與へ若し食氣進まざるべきは醫の診察を請ふて健胃苦味劑を服す可し其他職業上の害事（空氣流通の不良なる家屋、工作場の執務、塵埃の吸入、久く積きたる談話等）を避け務て皮膚を清潔となすが爲め輕症は毎日温浴せしめ重症は温湯にて皮膚を洗拭せしむ可し輕症の肺症にて未だ肺の病變甚だ進まざる者に於ては轉地氣候療法を行はしむるを良とす則ち夏季には森林殊に松林に富める村落或は海濱に轉地せしめ其地に亞兒加里性炭酸泉、食鹽泉の如き礦泉あるときは益妙なり冬季には南方温暖の地方に滯留せしめ且天季晴朗にして無風の日には徐々林間或は海濱を逍遙散步せしむるを良とす

若し少許の咯血あるときは身體を安靜となし熱つゝ食物及飲酒を禁じ甚しき咯血には臥靜せしめ極めて安靜となし氷嚢を胸部に貼し少許の水に一二食匙の食鹽を加へ服せしむ其他は凡て醫師の處置を請ふ可し

肺病者の用ひたる臥具、蒲團、衣服、其他敷物等に至るまで各嚴重に熱蒸氣消毒法を行ふに非れば決して他人に用ふ可らず居室も亦適應の消毒法及掃除を加ふるを要す其消毒豫防の適例として左に其規定

二例 大日本私立衛生會編纂
萬國衛生年鑑より抄出を掲げ參考に供す

宇漏士王國のボーセン地方廳は結核豫防に關して次の公報を發布せり

(一) 結核患者は必ず他の患者と隔離すべし

- (一) 結核患者の携帶せる衣類は直に消毒すべし
- (二) 患者は決して手布、牀板上或は室壁等に向て喀痰すべからず常に水を容れたる「コップ」若しくは痰壺内に喀痰すべし而して口々之を糞池内に捨て又其器は熱湯を以て能く消毒するを要す
- (三) 不注意に依て牀板、寢臺或は室壁等を汚せしときは熱湯若しくは5%の石炭酸を以て直に之を清浄にすべし
- (四) 結核患者の夜具、襦衣其他の衣類の洗濯は他の患者の洗濯物と共にすべからず直に消毒し且つ半時間能く煮沸すべし
- (五) 寢臺及び寢臺近傍の牀板并に室壁は時々5%の石炭酸を以て清浄にすべし
- (六) 結核患者の使用したる蒲團、夜着其他の器具は正規の消毒をなすべし
- (七) 其他一般に病室、作業室内及び廊下等に於けるも適當なる位置に痰壺を具へ之に少量の水を容れて痰をして常に濕潤ならしむべし
- プロムベルク地方廳は結核豫防の爲め病院に對し左の規程を設けたり
- (一) 大なる唾壺は廊下、便所及び庭園に具ふべく小なるものは常に患者寢牀の傍に具ふべし
- (二) 結核患者の寢室は時々濕性掃除をなすべく決して乾性掃除をなすべからず故に病室の壁は洗ふを得べき物質なるべく又牀板は平滑なるべきなり
- (三) 窓掛、敷物等凡て喀痰を吸收すべきものは必ず之を廢すべし
- (四) 各病室内に次の揭示をなすべし
 - 一、牀板壁及び廊下等に吐唾し又は喀痰するを禁す
 - 二、手布及び寢牀上等に喀痰し又は吐唾するを禁す
 - 三、各寢牀の傍に具へたる「コップ」及び痰壺等は吐唾、喀痰の爲めに使用すべし
 - 四、之に背くものは病院規則に従て退院を命ずべし
- (五) 看護人をして患者が傳染性排泄物は此揭示に背くときは如何なる危害を生ずるものなるやを諭すべし

○胃病の攝生法

吾邦に於て醫師に治療を請ふ病症も其數少からずと雖も就中、最多數なるは胃病なりとす此胃病にも種々の種類あれども一々其攝生法を述ぶるは甚煩雜に涉るを以て茲には唯世人の所謂「胃病」(即ち「慢性胃加苔兒」)并せて腸加苔兒の攝生法のみを論せんとす

世に疾病の治療上、食餌の攝生を要する者少からざるも實に此胃病に於けるが如く緊要なるはわらざるなり故に胃病の攝生は病者自身をして注意して消化し難き食品を食せしめざるに在り其病者に有害なる食品と然らざる食品とを辨別するには醫學的鑑識の外、病者各人の親く能く其食品に耐ゆるや否を經驗せる所をも參考して撰み定む可き者とす

胃病者に禁す可き食品と諸般の酸味強き物、鹽味甚しき食品、鹽漬の魚類、乾魚等にして皆消化し難し又脂肪多き肉類即ち鰻鱺、鮭、秋刀魚、鯉、鯨、豚肉、油揚、天麩羅等を食す可らず酒類は良好の酒を少量に用ゆれば消化を催進せらるゝ人あれども概して酒を多量に飲むが爲めに胃病に罹りし者少からず此の如き場合には斷然、禁酒せしむるを最良法とす又焙りたる豆、菓子、強蒸飯、餅、粗惡の固き麵包、大根漬、菜漬、貝類、章魚、烏賊、蟹、海老、植物纖維多き野菜類等は固くして消化せず胃病者には徒に胃腸を勞する弊あり夏日、氷水を多用するは害あり

胃病者に消化し易き食品は生卵、半熟の卵、牛乳、肉羹汁、脂肪少き柔き牛肉、雞肉(但し堅き肉類は消化し難し)、脂肪少き魚類、刺身(脂肉を含まざる者)、程善く煮たる豆腐、饅頭、白色の輕き良好の

麵包、人工製肉「ペプトーネ」、柔らかき米飯等なり

凡て胃病者は消化し易き食品にても一時に多量を食す可らず食するには善く細に咀嚼して徐々に嚥下す可し殊に茶漬飯を咀かずして急に嚥下するときは消化を害す可し又餘り熱つき物或は餘り寒冷なる物は宜しからず

香料は飲食物の消化を進むるに必用の品なれども多量なるは不可なり食鹽、醬油、味噌、砂糖、鯉節、山藪菜、芥子、生薑等は皆香料なり○飲料は水、稀薄なる茶を與ふ可し

胃病は終日静坐して外出せざる者に多し故に胃病者は日々戶外に出て、運動せざる可らず散歩、遠足、自轉車、游泳等を行はしむ可し

腸加蒼兒に於ても攝生法は胃病に於けると同様に行ふ可し

○妊娠の攝生法

妊娠は人類繁殖の基にして素より生理的現象に屬し更に疾病を以て論す可き者に非ず然れども妊婦は懐胎せる小兒に患害を及ぼさざる様、充分に攝生を守らざる可らず先づ戒む可きは過劇なる身體の勞動、歩行時の顛仆(高履を穿たる爲め)乗車(殊に人力車)或は高所に登るを禁し又房事は適度となし決して過度なる可らず妊娠の六七月以後は交接するを禁す精神感動(例之、芝居見物、人情本、初産の人に難産の話、家上の苦慮等)を起さしむ可らず

妊婦に與ふ可き食物は消化し易き滋養物(雞卵、雞肉、脂肪少き淡白なる魚類、通常習慣せる常食物、米、

麥、豆類等)を用ひ新鮮の果實は便秘ある者に宜し之に反して脂肪に富める獸、鳥、魚肉、鹽漬物、辛辣苛烈の物等は宜しからず牛乳の飲用に堪ふる者には之を與ふ可きも之を厭ふ者には強て飲ましむ可らず何品に由らず飽食するは惡しとす居室は清潔となし空氣を流通せしめ天季晴明無風の日には廣原、海濱の平坦なる地を徐々に散歩逍遙せしむるを良とす但し山坂を昇降するは素より禁す可し妊婦の衣服は寒暖其宜に適はしめ堅く腹部を壓迫するは吾邦の惡習なり「フラネル」にて唯軽く腹部を被包すれば足れり

妊婦は凡て身體を清潔となすが爲め毎日温浴に入らしめ殊に陰部を清洗し白帶下を患ふる人は毎日陰門内を藥液にて洗ひ速に治せしむ可し然らざれば初生兒をして眼病に罹らしむる恐あり大便の通利を善くし必ず秘結せしむ可らず但し劇しき下劑を與ふるは宜しからず若し久く大便の通利なくば須く醫師の治療を受く可し俗人の勸に從ひ賣藥等を用ふるは害あることあり妊娠四ヶ月以上に及べば小便の通利を催すこと多し然れども餘り度々便所に赴くを厭ひ尿利を耐忍す可らず

乳房は小兒の分娩後、乳を與ふるに必用なるを以て必ず善く之を防護し外傷を被らざる様、注意し臨月に及べば冷水或は酒類にて乳頭を洗ひ柔軟ならしめ哺乳を易からしめ乳頭の陥没せる者は指に唾液を附して之を牽き出すを宜しとす乳頭糜爛を生せば醫治を請ふ可し

已に分娩の徴(時々斷續する下腹痛)を起せば老練なる産婆を招き兩便の排泄を催し殊に「グリッソン」を灌腸し大便の通利を催せば同時に娩出を催す効あり閑靜の室内に産牀(蒲團、被褥、油紙等)を設け靜に安臥せしめ室温を一定となし分娩するには仰臥或は横臥せしめ他人の肩を捕へ跪坐するも可なり尙

兼て小兒を洗ふ生湯、洗盥、初生兒の襦衣、襁褓、臥籠、手拭、臍帶を結縛する麻糸等を準備するを要す已に後産をも出せば産婦の寝衣、敷布等を悉く交換す可し分娩後の攝生法は次の産褥婦攝生法を見る可し

○産婦の攝生法

産婦は下腹部に創傷を被れるを以て看護婦をして看護せしむ可し則ち安靜に臥褥せしめ陰部を清潔となし飲食及便通に注意を加ふ可し

健全なる産褥婦は少くも九日間、褥中に仰臥せしめて防護せざる可らず（吾日本にては古來坐位となし仰臥せしめざるは甚惡習なり）九日を経たる後も終日、褥を離れて起坐せしむ可らず謹て毎日暫時間起坐せしむ可きのみ凡て精神の感動は成る可くだけ遠ざく可し此原由に依り産褥婦をして自ら其家事を整理せしむるとなく看護者をして之を代理せしむ可し

産褥婦の體温及脈搏は必ず朝夕之を測り之を一表に記載す可し其脈搏若し緩徐となり（一分間六十外）皮膚は少許の發汗に依て濕へるを認むる時は其良徴となす可し

産褥婦は毎日新に襦衣を着換へしめ且つ成る可くは新なる寝衣を具へしむるを必用とす其毎日常服及臥褥を交換するは迅速且つ叮嚀に行はざる可らず是を以て第二の臥褥を備ふれば益々妙なり冬期には室内を温暖となし其襦衣を温むるを要す臥褥を敷き換へたる後は室内の空氣を交換し其際産褥婦をして能く被衾を纏はしむ可し其臥褥は大なる護謨布を敷き其不潔となるを豫防す可し其他産褥婦には毎日

朝夕清潔なる布片を敷かしむ可し此上布を交換するに臨み産褥婦を側臥となし五十倍石炭酸水二千倍昇汞水或は百倍醋酸禁土液を以て其陰部を、叮嚀に洗滌せざる可らず然れども其際決して海綿を用ゆ可らず必ずや唯防腐綿或は清潔なる布片のみを用ひしむ可し又看護婦は十分間微温の石鹼水を以て手腕及前膊を洗ひ次て千倍昇汞水を以て嚴重に刷清し其爪を剪切し最も注意して清潔となすに非ざれば決して産褥婦に接觸せしむ可らず此清洗後は産褥婦の外、何人をも觸れしむ可らず若し其接觸を避く可らざる時は必ずや注意して手を再び清洗せざればある可らず看護婦は創傷、炎症、潰爛部ある産褥婦に決して指を觸る可らず其發熱せる産褥婦を看護せる者は其看護に従事せるの間は他の産褥婦に接觸す可らず又之を訪問す可らず此命令に違反する者は其人情浮薄なる者として罰す可きなり何となれば此不潔なるに由て産褥熱を發する者なればなり此熱は創傷熱の如く頗る生命に危険にして他の産褥婦并に負傷者に傳染するの恐あり其産褥熱たるを認知するには産褥婦の脈搏八十以上を算し體温三十八度以上に昇るの時にあり發熱せる産褥婦は前項の法に従ひ看護す可し

産褥婦の食品は常に滋養物を與ふ可きも其第一週には唯流動物或は米粥、温乳汁、肉羹汁或は之に雞卵等を加へたる者を食せしめ其飲料には茶或は單純の麥酒を與ふ可し第二週に及び初て肉類、野菜類及び菓子と與ふ可し豆類、玉菜、新鮮の菓等の如き不消化物は久時與ふ可らず産褥婦は臥褥せる病者の如く受便器を用ひしむ可し然れども第四日を過ぐるまでは其便通に注意するに及ばず但し若し必要なるときは微温湯に二食匙の蓖麻子油を加へたる者或は乳汁及單舍利別等分の者を灌腸す可し其食鹽或は石鹼を加へたる水を灌腸するも已に過劇に失するの恐あり下劑は産褥婦に於て下腹の炎症を起す

を以て唯醫師の命令に従ひ用ふ可きのみ又産褥婦には「カテーテル」(小便の通利を取る管)を用ゆるを要すると少からず

産褥婦の起牀後六週間巾四寸長三丈の「フラネル」を以て腹部を堅く纏はしむ可し

○小児の看護法

此法は常に病児のみならず凡て健康なる小児にも叮嚀なる看護を要すると此小児の看護法は元來婦人の職務たるを以て殊に重要な者とす

主として成長せる小児(六歳乃至十四才)の精神上教育に關する看護法と初生兒(第一歳以下)及幼稚なる小児(二乃至六歳)の看護法を區別す可き者にて茲に記する初生兒及幼兒の看護法は主として身體の看護に係る者たり

(一) 初生兒の看護法

初生兒には温暖、睡眠、清潔なる取扱ひ及び適當なる營養法の四件を要す

初生兒の衣服は總て其之れを用ゆるの前、温暖とせざる可らず着衣せる小兒は護謨蒲團を具ふる兒籃襪襪、腹帶、襯衣其衣服、上着服を以て温暖に被包するを最良とす小兒を置く室内は列氏十五度の溫度を常に保たしむ可し湯婆及室内寒暖計は小兒の寢室に於ては缺く可らざる者なり腐敗の蒸發氣(例之、庖厨の臭氣、洗濯物の蒸發氣等)は必ず小兒室に入らしむ可らず毎日室内の空氣を能く交換し生後

第二週を経るに至らば温暖なる天氣の日に小兒を毎日屋外に出すを可とす

健康なる初生兒は生後第一月の間は殆ど間斷なく睡眠する者なれども毎二三時を經れば稍醒覺叫泣せんとす然るときは小兒は飢餓を覺ゆるか或は兩便を洩せる者とす生母及看護人は小兒室を安靜ならしむるに注意し就眠せる小兒の顔面に蠅蚊の止るを掃ひ目を眩する光線は黒布を以て防ぐ可し晝夜を間はず小兒の叫泣するや否や其着衣を結び或は身體を拭清し或は之を乾拭し更に温めたる襪襪の上に臥せしむ可し毎三時小兒に哺乳せしむ可し若し小兒を清潔となし哺乳に飽かしひるに係らず高く叫泣するときは其病に罹れる者なるを以て醫師を招き診察を請はざる可らず

第一歳以下の小兒を清潔となすには毎朝、温浴を行ひ(列氏二十六乃至二十八度)毎夕温湯にて全身を洗拭するに在り不潔になし置ける小兒は動もすれば皮疹、腺腫脹等に罹り易し初生兒は五分以上入浴せしむ可らず加之、其際小兒をして溺れしめざるが爲め頭部を支持す可し小兒を洗ふに決して海綿を用ゆ可らず必ずや清潔なる布片を用ゆ可し入浴後柔き臥褥の上に小兒を臥せしめ温暖となせる清潔なる布片に包み注意して之を拭ひ乾し初めに眼目及び耳を拭ふ可し臍は尙ほ開放せるを以て毎浴時油を浸せる綿及少許の防腐綿を以て被ひたる後ち廣き「フラネル」繙帶を以て緩く小兒の腹部を纏ふ可く小兒の口も亦勉て清潔となす可し即ち哺乳せる後は必ず冷水に浸せる清潔なる布片を以て叮嚀に拭ひ清む可し然らざれば齶口瘡なる口内病を發し易ければなり頭部に被れる剝脱せらる可き皮膚は勉て油或は卵黄を以て摩擦し且つ微温石鹼水を以て洗ひ叮嚀に除去す可し

小兒看護法の最困難なるは幼少なる小兒の營養法にして初生兒は生後第六月乃至第十月の間は母乳に

依て發育せしむるを最良とす若し此營養法を行ふ能はざるるとき(生母死亡するか或は病に罹るか或は其小兒より分離せざる可らざる事情あるとき)は經驗上牛乳を用ゆるも亦初生兒をして發育せしむるを得可し又諸他の所謂人工的小兒營養品は牛乳よりも善良ならず初生兒には其牛乳を温め(乳器を熱湯中に浸す)一日毎三時に與へ生後二ヶ月間は毎夜一二回與ふ可し小兒の食用に供する牛乳は生後一ヶ月の者に於ては哺乳器三分一の乳汁に其三分二の沸湯を加へて稀釋す可し第二月及第三月の者には乳汁及温湯等分の者を與へ第四月及第五月の者には乳汁三分温湯一分の者を用ひ第六月以後の者には純乳を與へ且つ漸次、鰾肉羹汁、攪拌せる卵等を與へ乳齒を生ずるに至れば打碎せる肉、柔軟なる麵包を與ふを得可し而して小兒は此食品を以て發育するや否やを檢するには毎週一回(毎回、同時刻殊に早朝を良とす)之を秤量し其體重を一表に記載す可し初生兒の體重は生後六ヶ月間は毎日二十乃至二十五瓦(五匁乃至六匁強)を増加する者とす

(二) 第一歳以上の小兒の看護法

第一歳を經過せる健康の小兒は談話及歩行することを初む然るときは其發音及單語を習はしむる爲め家族をして頻々徐々に小兒に向ひ談話せしむ可し其歩行を習はしむるには甚速に歩せしむ可らず小兒の年齢一年三ヶ月或は一年半に滿つる迄は靜に歩行を習はしめ其後に至るも尙は常に走る能はざるるときは之を醫師に告ぐ可し今や健康なる小兒に於ては其身體の益々發育するが如く精神も亦速に活潑となるを見る身體の發育するを成る可く催し助けざる可らず故に天氣清明の日には成る可く小兒をして終

日屋外に遊歩せしむ可し之に反して精神を使役すると甚早きに過ぐ可らず亦決して不正當なる方針に導く可らず其第四歳に至るまでは晝間も亦數時間眠らしむ可し十歳に至るまでは十時間以上夜間眠らしむるを可とす小兒に最初に教ゆ可きは禮儀にして其第六歳までは遊戯するに任す可し小兒を遇するに寛容及愛憐を以てし若し稍嚴肅を要するるときも決して甚しく威嚇す可らず殊に言辭及行爲を諭せず善良なる習慣を得せしめ小兒の玲瓏無我なる性行を腐敗せしむるを防がざる可からず小兒已に第六歳に近づくに從ひ益々大人の食物を用ひしむ可し菓子類は小兒の喜ぶ所なれども齲齒を發せしむると菓子を食べるが爲めに滋養物に於ける食欲を減少することを以て過度に與ふ可らず苛烈物及酒類は持續して用ふれば必ず害ありとす

第六歳に至るまでは毎日小兒をして入浴せしむ可し之れより以後は少なくとも毎週一回入浴せしむ可し

醫師を頼む注意

抑も人間世界に最緊要なる者は生命に如く者なきは申す迄もなし里諺にも「生命あつての物種」と云へるは宜ならずや何人も一朝、病氣に罹らば醫師の治療を請はざる可らず此時に當て世人の腦裏に第一に浮び出る感想は如何なる醫師を頼む可きやの一事なる可し以下順次、醫師に診察及治療を乞ふ注意の概畧を述べ聊か俗人の參考に供せん

(一) 醫師を撰むの方針

醫師を撰定するの方針を示すは容易の業に非らず夫れ醫の巧拙は俗人の知り得可き所に非らず三宅博

士は醫を撰むの方針を開業免狀と平素の行狀を以てす可しと云へり實に然り醫師として誰れか開業免狀なき者なしと雖も此免狀に從來開業醫(重に漢方醫)と西洋流の醫學を修めたる醫師(俗に西洋醫と云ふ此中には大學及各醫學校卒業及成規試験を経たる純粹の醫師と維新の前後より西洋流の醫術に従事せる履歴を以て得たる免狀の醫師あり)との二種あり抑も醫學は最高尙の學術なるが故に從來支那醫の如き空漠の論を基として治術を行ふ可き者に非ず依て概言すれば西洋流の醫師を完全なる醫と云ふ可し何となれば西洋醫の學術を修習する方法は各正確なる學說と之に伴へる實地の脩業を積み而して後ら嚴密なる卒業試験を経て始て醫師となれる者なればなり又醫師平素の行狀は方正謹直の人を撰む可きは素より云ふまでもなき事にて扶氏醫戒に曰く「醫は博徒、酒客、遊蕩者の名を避く可し此等の性、全く其業に反戾せるが故に必ず信を失ふに至る」云々、世人宜く鑑む可し

昔日、醫術今日の如く開進發達せざりし時代に在ては醫師は恰も俗事の媒介のみをなし或は富豪家の大鼓持をなし遊山、舟行の從者となりて却て醫業は打捨て、省みざる者もありしは其頃の神史小説に徴して明なり醫術は人命に關するを以て諸般の職業中にも最大貴重の職業なるは明治の今日にても何人も知れる所なる可きも此の如き俗事にのみ長したる巧言令色の醫者が却て俗人の氣受宜しくして之を信用する者多く之に反して真正の醫術を行ふに熱心なる醫師は却て俗人の信用薄き事なきに非ず是れ俗人は醫を知るの明なく唯巧言に云ひ回す人を好むは普通の人情なればなり此處が醫を撰むに

一大困難の所にて亦最も注意を加ふ可き場合なり
さて醫師を撰むには學識技術ともに兼備し其品行は方正謹直にして病者に對して誠意信實なる醫師を

以て良とす然るに世間には唯「醫者の玄關」と云ふが如く専ら醫師の家屋、衣服等美麗なれば善良の醫なりと思ひ亦辯口の巧妙なること恰も昔の大鼓持醫者の如きを上手なる醫師となし信用する者多し加之、世間には唯病人の意を迎へて専ら其云ふなり次第に任し與ふ可き藥品も亦病者が忌み嫌へは其意に従て見合せるが如き醫師あり却て此の如き醫者が俗人には甚好るゝ者なり夫れ「良藥は口に苦がし」「諫言は耳に逆ふ」との古言あるが如く真正に善良の治療を施さんとする醫師の申す事は多く病人の氣に入らぬ者にて胃病の如きは過食或は大酒より起るが故に醫師は治療の手始めに是非とも其過食を戒め或は飲酒を禁せざるを得ざるが如き其一例なり箇様の事は病人の氣に入らぬなれども病氣に罹りたる以上は如何にしても醫師の命令に従はざる可らず若し然らずして病人の云ひなり次第に放任する醫者は不親切なる醫師と云はざるを得ず故に病氣に罹れる以上、速に平癒を得んと思はゞ病人自らは攝生法の困難に耐忍せずんばある可らず醫師は病人の氣に入らぬ事を云ふ者と始より覺悟し居る可きなり世俗殊に教育なき社會の人は往々醫師を頼むに賣下者に其の方角の指定を請ひ何の方角の醫師は宜しやと問ふ者あり然れども方角の宜しき醫者に掛るも治せざるとわらば更に他の方角悪しかりし醫者を頼む者あるを以て此様の事は實に戒へるの甚しき者なるのみ

(二) 醫師に診察を受くる時の注意

病人が醫師に診察を請ふに當りては其病氣の原因と思ふ事又は症狀等に至るまではたとひ羞恥す可き事柄にても醫師の問ふに従ひ明白に告げて少しも包み隠す可らず其病氣の原因に至ては往々醫師に告

ぐるを恥るが如き者なきにわらず例之不潔の交接に由て梅毒を感染して曾て陰部に爛れたる瘡を生せし類、或は手淫及房事の過度の如し然れども一旦診察治療を醫師に求むる以上は何にても醫師の問ふ所は答ふるを要す此様の事を醫師に告ぐるも醫師は決して他の人々に漏らし告るとなき者とす何となれば醫師に於ては之を他人に告ぐるも何の益する所なく又後日若し其漏し告たる事を其病人が聞くとならば却て其病家の信用を失ふ可きのみならず醫師は其職業の爲め委託を受けたるに由り知り得たる陰秘を漏告すれば刑法上、誹毀を以て罰せらるゝの恐あるが故に決して診問の際に聞きたる陰秘す可き事を漏すか如き者なかる可ければなり

病氣の病状には自覺症状とて病人のみ感覺する症状(例之、疼痛等)と他覺症状即ち醫師のみ診断法に由て知り得る症状とあり病氣を診察するには此他覺及自覺の症状に由て定むる者にて或る病は自覺症即ち病者の訴へを聞かざるも診定す可き者あるも亦是非とも參考まで病者の訴ふる自覺症状とも問はざる可らざる病あり然るに世には執拗偏屈の病人ありて醫師の伎倆を試みんと思ひて態ざと症状を詳に告げず或は虚偽無實の事を訴ふる者あり實に醫師に對し無禮の舉動と云ふ可し豈に唯無禮のみならずや醫師は種々の症状を以て何病なるやを診定する者なれば病者が症状を告げず又は虚言を吐くに由りて爲めに甲病となす可きを却て乙病と診せしむるの事なしと云ふ可らず從て甲病に與ふ可き藥を乙病に用ゆるに至らん然るときは當に其病に効なきのみならず或は害あるも測る可らず是れ好て貴重なる自己の生命を玩弄する者と謂ふ可く愚昧之より甚しきはなし笑ふ可きの至りなり故に眞に自己の病を治せしめんと欲せば醫師に向て決して虚言を吐く可らざるなり

(三) 醫師の命令を固守するの必要

病者已に自分が信する醫師に托する以上は堅く其命令を守りて決して違背す可らず若し然らずして醫師の命令せし事を守らず自分勝手に此れ位の事は害なからんと思ふて飲食等の攝生法を怠り意外の大不幸を招き爲めに平癒に向ひ掛りし病症を忽ち増悪せしむるのみならず遂に一命を失ふ者なきに非らず此の如きは熱病の恢復期に往々見聞する所なり然るときは醫師の盡力水泡に歸するのみならず醫師も甚落膽す可きなり故に醫師の命する事柄は必ず堅く守りて背かざるときは藥効も速に見へて病の平癒も妨害せらるゝとなく餘病等をも起さずして治癒に向ふ者なり此の如く病人が醫師の命令を善く守るときは病氣の輕快治癒に向ふも從て速かなるが故に醫師も大に心中に快樂を覺て益々病人の爲めに手を盡すに至るなり若し之に反して病人が醫師の命令を守らざるときは已に罹り居れる病症の外に他の病症を同時に引き起し或は已に前より罹り居る病を増悪せしむるとあり然るときは醫師も多少、治療に盡力するの意志を減するの恐なしと云ふ可らず實に病者に取ては不爲の事なれば必ず戒む可きなり京都の竹岡友仙氏の著に係る「醫事集談」に云へる一句を引て此局を結ばん「醫は己を頼む者の爲めに盡す」と實に明言と謂ふ可し病者宜しく忘る可らざるなり

(四) 己に治療を托せし醫師を専ら信任するの必要

醫師を頼む注意

前段已に述べし如く能く醫師を撰みて之に診察治療を托したる以上は少く病氣が長が引けばとて輕くしく改めて他の醫師に診察を請ふが如き事をなす可らず夫れ人體の健康の變化即ち病氣なる者は其病の性質に従ては速に癒ゆる者と久しく時日を要する者とあるは勿論の事にて其病者の攝生の仕方にも大關係ある者なり然るに全く長く治癒せぬとて恰も最早其病氣の恢復期に及びて他の醫師へ掛り丁度前醫の盡力して治癒に向ひ掛りし者を幸にも後醫が引受け日ならずして癒ゆる事あり後醫は意外の僥倖を得るとなきに非らず此場合は其病氣が治せしなれば病者に於ては甚仕合なる事にて唯前醫の盡力を徒勞に歸せしめたるを氣の毒に思ふ可きのみ

然るに此醫師を取り代ゆるにわらず前醫には隠して潜かに他の醫師の診察治療を受け居る者あり此場合に於て病者は前醫の薬と後醫の薬とを同時に服用する様の事あらば如何なる事を生す可きや藥劑には夫々一定の分量あるを以て若し前醫と後醫との藥劑、同一の藥品ならんには忽ち分量を越ゆるに至り劇藥等に於ては忽ち中毒を招くに至る實に危険なる話と云ふ可し何となれば一定の學術を具へたる醫師の診察治療は醫師を代へたればとて大抵同様の者にて醫師の方にては別に異りたる藥方はなき者なり又兩醫の藥相異なるときは同時に服用して爲めに藥効を奏するどころか却て害を身體に及ぼすとなしと謂ふ可らず病者宜く深く戒む可し故に重病等に於ては念の爲めに他の醫師をも頼むは決して差支なき事なれば公然前醫に打明けて他の醫師を頼み其相談醫となす可し然れども其相談醫を頼むには方正信實にして偏頗心なき醫を撰み且前醫を排斥して己れが代りて主治醫とならんとするが如き人を避く可し然らざれば數人の醫師を招くも徒に些細の事を紛議論争するに止り更に病者に益する所なく

甚しきは甲醫の云ふ所は其正當なるを知るも乙醫は之に屈從するを欲せざる者ありて爲に不測の危害を病者に與ふるに至るとなしと云ふ可らず依て相談醫を頼むには其地方にて學術優等、實驗老練、誠實懇切の醫家を撰む可し「フエヘランド」氏醫戒に曰く「商議醫は素より仇敵と聲鳴する者ならざる可し又頑強不屈の徒ならず又一流に僻するの輩ならざる可し而して共に皆經驗に熟して其業完成し且能く他人の説を了解し其意を會得するの性ある者を取る可し」と宜哉、此言や病家たる者、宜く服膺す可し要するに平素信任する醫師を主治醫となし成る可く轉換せざらんとは實に病者に必要の事なりとす

(五) 賣藥を服して病氣を手後れとあすの弊害

世間には往々賣藥のみを服用して病氣を治せんと欲する者あり是れ下等社會の貧民に多く醫師の診察を請ふの力なきにも由る可しと雖ども中には中等の生活をなせる人にも病氣と云へば賣藥のみを服する者なきにあらず實に貴重なる生命を輕んずるの人々と謂ふ可し夫れ賣藥のみにて何病も治癒する者ならば何ぞ世間に醫師を要するの理あらんや病氣の症狀は一病にても數種の症狀を併せ發する者なれば其一二の症狀があれば何病(俗に云ふ)なりと思はるゝとて自分勝手に賣藥を服するは甚輕卒の行と云ふ可く唯一二の症狀が同一なれば必ず其病氣を定りたる譯の者にわらず況んや病者が自ら考ふる症狀は頭痛がするとか胸が痛むとか身體が倦怠とか惡寒がするとか云ふ位の症狀に過ぎず甚不充分の語なり然るに病氣には醫師のみ知り得可き他覺症狀と云へる極て緊要の症狀あるを知らざる可らず此他覺症狀に由て大に病人の考ふるが如き病症と異なる者あるなり従て其治法も異ならざる可らず勿論賣

藥として一も二もなく無効なりと云ふにわらず或病の一つの症状には随分効を奏する者もなきに非らずと雖も茲に主として戒めんとするは素人の考にて大方何病ならんとて其賣藥のみを頼みとなし服藥するも頓と驗が見えず困苦の末、醫師の診察治療を請ふの頃は已に既に病氣を重らせ治療の時期を失せる者世間に少からざるなり早く醫師の治療を請はば速に治す可かりしを後悔するも其詮なきに至るなり故に賣藥の如きは寒郷僻地、醫なきの地方に於て一時、已を得ずして用ゆ可きのみ苟くも醫師の診察を請ひ得可き土地にては速に醫師の診察を受け病氣の時機を失して手後れに陥るを免るゝに注意す可き者とす此事は世間の人々深く自ら戒めて貴重生命を失ふに至らざらんことを希望す

(六) 醫師の免狀なき者にて醫業類似の業を營む者の大弊害

夫れ醫師は人命に關するの業なるを以て一定の學術試験を要するは勿論の事にて其學術試験とは正確精密なる學說試験と實地治療上の試験を経ざる可らず彼の漢方醫の如きは空漠として正確の學理に乏しき醫術中の一派たるに過ぎず故に方今醫術開業試験の如きは専ら夫の西洋風の醫學試験を行ふ者にて實に醫術なる者は西洋醫と漢方醫の別ある可き理なし完全なる醫術と稱す可きは唯一の俗に云ふ所の西洋醫術あるのみ人身生活の理は生理學に由り論すれば東洋と西洋と別に異なるとなし亦飲食物の如きも外面上一寸と考ふれば西洋と東洋とは異なるが如きも決して然らず之を化學に由て觀察すれば皆同一なりとす唯氣候の寒暖を異にすると風習に由て外面上、稍異なるが如き者あるのみ地方別にて或る邦に

み重に流行する一種の病あれども之を治療するは到底漢方醫の企て及ぶ可き者に非るは勿論なり又氣候が異なればとて疾病の性質には大なる差異はなき者なり我日本の内にも北海道と新領地と海故に先年來毎度帝國議會に漢方醫繼續の問題提出せらるゝは實に謂れなき話にて之を提出し又は賛成なる議員の如きは内幕に如何なる情實あるにせよ表面上より見れば自己の淺見を表するのみ苟くも衆人を代表する議員たる者が提出或は賛成す可き者に非るなり夫れ此の如く醫師なる者は高尚精密なる一定の試験を要する者なり然るに甚しきかな、醫師たるの免狀なくして殆ど公然醫業に類似せる所行を爲す者あり此の如きの輩は各地方はさてをき帝國の首府たる東京にも少からざるなり彼輩は人命を傷害するの大害ある者なれば毫も假借する所なく排斥打破せずんばある可らず或は夢想感得の神藥と云ひ或は一家傳來の靈劑と稱し或は神前に祈禱せると稱する神水を受けて唯之のみを服して病氣の平癒を期する者あり(近頃世に行はるゝとある天理教會或は之に類せる怪やしき教會にて神水と稱して腐水を與ふるが如き眞に醫療上の大害と云ふべし)實に之を有難がる者の不心得とは云ふものゝ惑へるの甚しき者なり辯口の上手なる勸誘者の口に乘り此の如き妄誕、取るに足らざる空説風聞を信し治療す可き病をも之が爲に不治に陥らしむるの例、決して少しとせず此般の事は中等以上の社會には少しと雖も苟くも同胞の人々を憐むの心ある者はたとひ自分は此妄説に迷はざるにせよ若し之に迷へる者あるを見れば其不心得を警醒せられんとを希望す但し精神の變調に係はれる或病には祈禱等の効を奏する者なきに非すと雖も此の如き祈禱と同様の方法は醫術中にもある者なり祈禱の如きは決して徹頭徹尾、惡しと云ふに非ず病人の精神を慰安するには最良の方便たるとあり然れども茲に戒めんとするは唯此の如き祈禱のみを信向して醫師の治療を請はざるの大弊害あり

醫師を頼む注意

るを云ふなり苟くも生命を重んずる者は此の如き醫師にあらざる者に病氣の治癒を請ふ者あらざる可
きも世には迷信者も少からざるを以て茲に之を一言し世人の注意を催すのみ

○看病人の心得

諺に一に看病二に藥劑と云へるとあり病氣の時に於ては看病の事殊に重要なるを證せる者ならずや前
條已に看病上注意す可き諸項を概略論述したれば茲には主として革齋道人著の病家須知に記せる一節
中、看病人の心得可き言語及舉動の注意あり甚有益なるを覺たれば左に抄出し參考に供す看病を爲
す者之を服膺せば尙幾くは大過なきを得ん
總て病者は、寢室と、衣食と、飲食の消息、及看侍者の用意に隨て、病の進退に大に關係あることなれば、
決して忽諸にすべきことにあらず、然るを此患貧賤者にのみ多く富貴の家には少ことかと思は、さに
あらず、富貴の家の臣妾は、他の毀譽を懼身の後患を厭て假令知非ことわりても誰發言のものなく、
人まへにのみ珍敬と傳語て、炎燠にも襪隔屏風たてつらね、衣食いやがらへに被せいらせ、絶て更
衣の議に及はず、唯一切諺に謂よらずさはらずの看侍を、當務なりと裁量て、藥の煎は爰婢に委
患狀牒は飲啖前後の記子ばかり、毎事面従のみに異辭し、議已ばかりして、たゞ速更直て暇逸せ
んと思が故に、わが上日に何事も無らんことを希の外故なし、今の世の縉紳貴族の病者の接ひ多は
かくのごとし、富商大賈もまた此に類ものあり、故に富貴の家の病人は卑賤にも劣て、いつも輕は重
をもきは漸進て險證なれば必死ぬること、思は此弊習あるに由はなりけり、また看病人の用意へ

きは、もし病者氣鬱せは何にても其意に適話をして、病のことはなるべきだけ發語す、強て心の纏
結ぬやうに、或は演劇遊興のこと、世間の打諢、事に當ては剛毅義烈の談柄なを尤佳、其間には聖賢
の困厄に處し道理などを述て、病者に天を怨、人を尤の惑なからしめ、他人なりとも款篤に善愛看護
すべきことなり夫人の腔子は病の器なれば、自己もいつしか何なる疾苦を得て人の抱撫うけんこと預
慮がたし因て鬱親はさらにもいはず、朋友同僚なりとも平生の交誼を重し、病あるときはなるべき
だけ意を致べし己が厥役なりとも病のときは分憂て毫輕視にせず汚穢をも厭ずば、これに勝たる陰
徳やあるべき、釋氏が看病は八福田の第一也と説たるも、その慈心が直に天地生成の道に合は、福報
を得べき理わればなり殊病者は晝夜に従、或は寒熱往來もあれば、毎時病者に問、肌膚を按手脚を搜
寒温を知、寢を察、衣食の厚薄を審、口舌の乾燥を候、湯水も適中に與、痛痒のある處は
摩も捫も癢もして、意に應やうにすべし又長病人は、手足の重たるも垂たるも勝たにくがれば、それら
までも意を加、炎燠には鬱蒸せぬやうに、寒夜は風の侵ぬやうに、紙格襪隔の開闔を、さらに疎
脱はあるべからず、最意を注べきは飲食の分量と二便の通閉なり、一ツには喫たる物を使下との多
寡を校量、二ツには長病に至て小便の通利少は尤可からぬことと心得、三ツには、いかに食氣なく
とも、數日大便の閉は腹氣の不下降故あることと思、四ツには大便の色相、臭氣の區別、五ツには、小
便の晝夜の多少、色濁といふ中にも、黄なるあり赤あり、煤色なると白濁と、逆あると脂を交やうな
るあり臭氣も各異あれば、唯度數ばかり記得ては詮なきことなり醫師もまたかゝること纖悉問診ぬ
は輕脱なり、如茲意を用が看病人の當務なれば、餘事に心の分ぬやうにすべし、病者の傍にありて、

倦なりとて書籍など讀へからず、況奕基などの類は嚴禁すへし、就中父母の病あるときは君家の務は是非なし其他一切家道の事なりとも緊要ならずば、其人に委て顧問べからず、然も父母病床に在なから家道の事を挂念にせば、然べきことはほゞよくはからひて、其心を安からしむべし、いかに危篤の病なりとも父母の心に合ぬは、志を養道に背て不孝也、また父母病ありとも、其病の間あるをりくは、親族の中父母の悦ものを撰て己に代しめ、霎時なりとも寢息て精神を鎮、事あるときに委頓ぬやうにすべし、まして奴婢を病者あるときには、ことさらに勞て疲ぬやうに使令べし、小過ありとも必罵言ことなかれ、たい制べきは男女の別なり、姦通より病者の爲善からぬことを牽連ことあれば、其法令を漫べからず唯慈愛と金銀を以て服使べし、且病者の爲には其費用を厭べからず、常の貯蓄も如此時の爲なりと力の及たけは心を盡すべきことなり、又病者の寢室近く、高聲せしむべからず、妄に笑語すべからず、他人の病苦死葬のこと、無聊なる談を爲べからず、また無用の人と、病者の意に合ぬ人は、近しむべからず、若危篤にて醫士も擱手、吾人も治すべからざる病と知らば、毎事病者の意に委、服にくき薬なを強用へからず、患人の覺悟に従ては絶て薬を止るも可、然を毀譽を懼無益の醫を招き、病者は診察を厭をも願ざるは何とぞ、もし病者覺悟あしければ、死ぬるまでは醫も迎へし、薬も用べし、又覺悟よろしからぬ人は、家人の離別を傷み、本心を失もの多、かゝる人に見ば必死ぬべきことなど告は惡し、これら尤用意あるべきことなり、其死期近にありとみば、幼兒孫及病者の心にかゝる血親は、なるべきたけ會はしむざるがよし、苦痛の間も、愛着の情發は、死期の妨となればなり、臥室はいかにも潔淨にして寂寥なるを良とす、近隣に琴三絃笛などの音せば、親

人して其家に告、且遇んことを乞へし、かゝる音聲の耳へ入ば、死ぬべき時は大なる妨害となることあるが故なり、今や瞑目なんとするとも、戚屬圍繞て哭泣は可からぬことなり、命絶て後に哭へし、忍がたくて聲を發ものあらば、疾に別室へ遣べし、死期に親戚の啼哭を聞しむるは、子たるもの大なる不孝なれば、此事は豫より用意て、ゆめく忘失べからず必死ぬべき病者とみば、一切心の繋引ぬやうにすること、看護人の最切緊と記得べし然るときは臨死の苦痛も自ら微、病者に於て大なる益あることなり

増補 應變人命救護法 畢

看病人の心得

明治二十年五月十一日版權免許

同 年六月廿一日第一版出版

明治廿七年三月十六日增補改正第二版印刷

同 年三月十九日增補改正第二版發行

明治廿九年十一月十日增補改正第三版印刷

同 年同月十三日增補改正第三版發行

正價四十五錢

東京市芝區高輪北町三十番地

翻譯兼發行者

飯 高 芳 康

東京市日本橋區藥研堀町三十三番地

印刷者 仁 科 衛

東京市神田區鍛冶町二十二番地

發兌元 朝 香 屋 書 店

版權
所有

第四版

青木純造纂

斯氏試視力表

舶來上等厚紙 ○石版摺鮮明
附錄一冊添
定價金貳拾錢 郵稅金二錢

從來一ノ視力試驗表アリト雖單ニ象形記號或ハA B等ノ數字ヲ用ヒ未タ皆テ木邦一般人民間ノ度ニ適當スルモノアルヲ見ス故
ニ本邦字及記號、亂視放線狀試驗表ヲ適合編纂シ石版印刷トナシ廣ク同好諸君ニ頒タントス該表ニハ視力検査法書式亂視検査法及其
度ト性トヲ鑑定スル法亂視ニ要スル眼鏡ノ種類數十種ノ詳解、進ニ書式、新式眼鏡ノ差異、及度數改算法等普通眼科書ニ掲記セザルモ
ノヲ附録トシ眼科醫、普通病院開業醫ハ勿論軍人及學生ノ體格検査ニ必要缺クベカラザル他ニ比類ナキ其表ナリ諸君請フ御一閱アラ
ンコトナ

增補第二版發行 獨逸「ボアース」氏原著
改正 飯高芳康 譯述

胃病診療新論

精緻木圖十個入
冊數二百餘頁
紙質堅牢
定價四十五錢 郵稅四錢

增補 第二版發行 獨逸「ボアース」氏原著
改正 飯高芳康 譯述
本第一版ハ近時獨逸國ニ於テ喝采ヲ博セル千八百九十一年發行第二版「ボアース」氏胃病診療書ヲ譯述セル者ニシテ近年胃病學ノ
查ノ如キハ周到綿密ヲ極テ療法ノ章ニ於テハ吾邦人ノ未ダ曾テ視聽ニ接セザル新新ノ諸法ヲ集載シ其實地治療上懇切ナル亦到ラザル
所ナシ加フルニ書中各處精密ノ圖ヲ挿ミ說明ヲ補助シタルヲ以テ實ニ吾邦ノ如ク胃病ノ夥多ナル邦國ニ於テハ實地治療家ニ向テ最必
要ナル書ナリ發行以來日尙淺キモ前版ニ倍シ益喝采ヲ博スルニ至レリ請フ陸續愛讀アレ

最近發行 增補大正第十六版

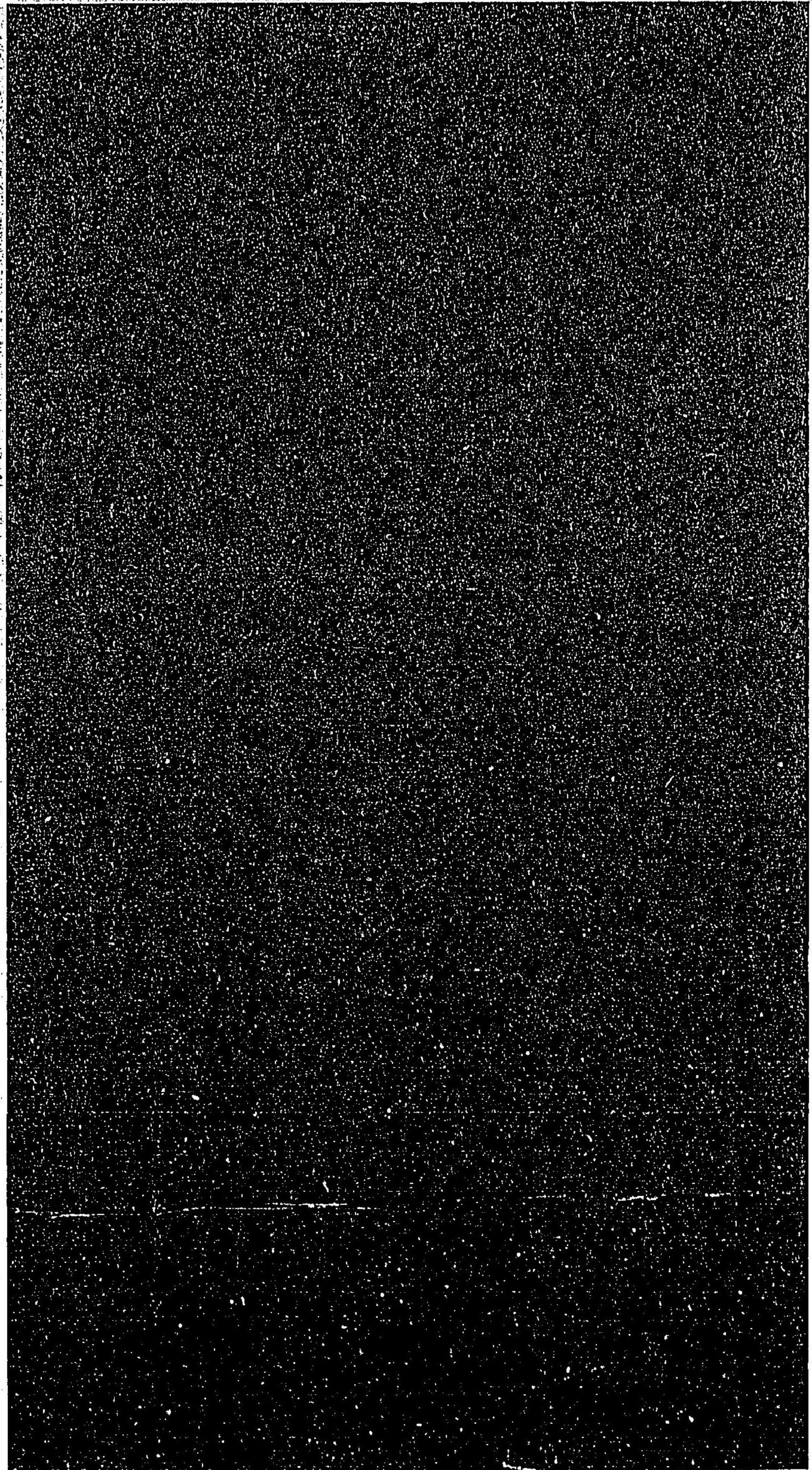
插圖二十一
飯高芳康
青木純造
小此木信六郎
三氏同纂

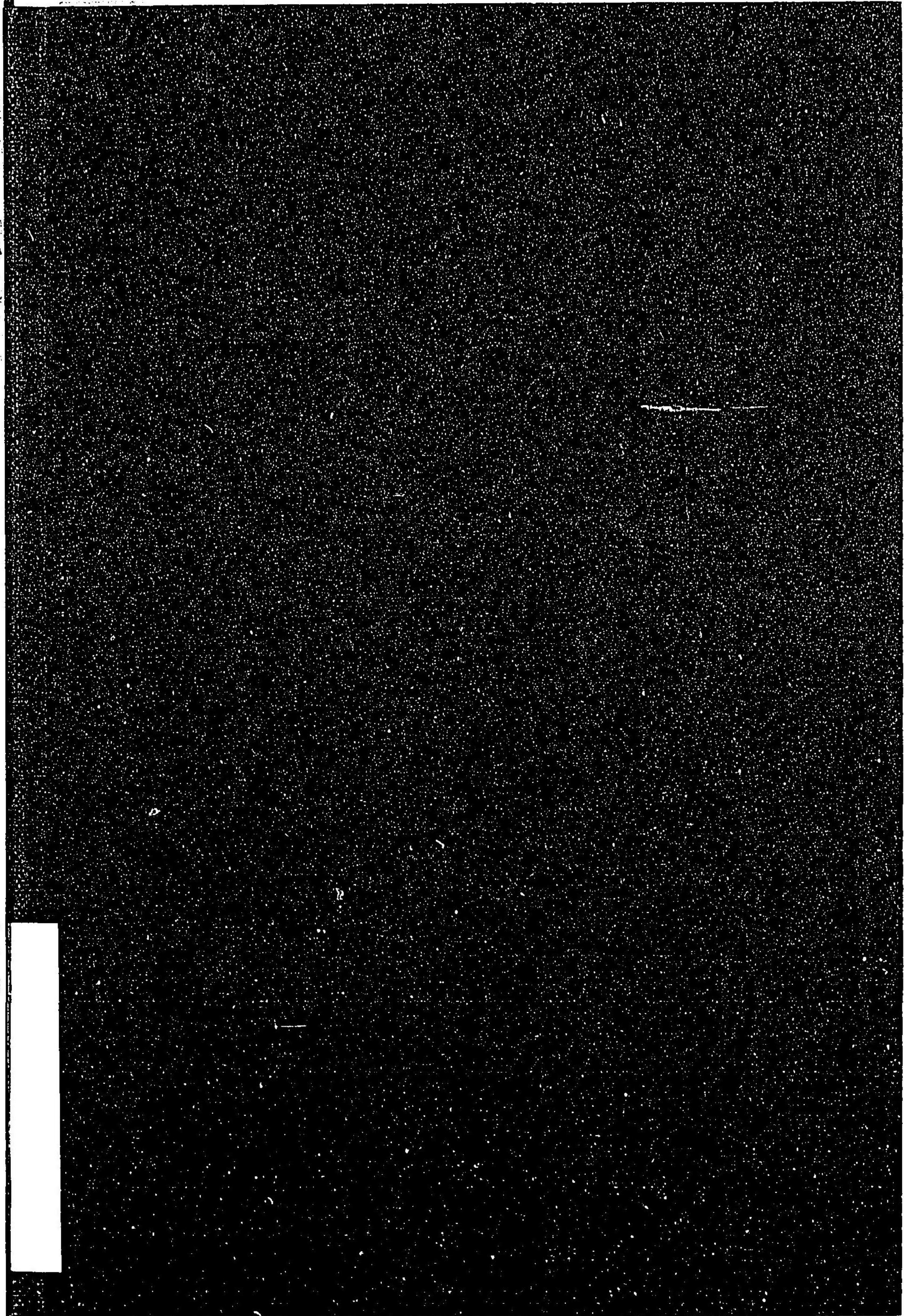
增補 改正 日本藥局方備考

精數 本綴美裝金宇入
紙數八百八十餘
頁特別賣價金壹
圓 郵稅金十六錢

本第十六版ハ昨年十月發行ノ改正增補ナリ加ヘタ改正日本藥局方ニ從テ各藥ヲ「イロハ」順トシ其性狀製法、
極量、處方ヲ掲ケ顯著ナル改正ハ各藥ノ條ニ於テ新ニ生理的作用及主治ノ項ヲ設ケ其藥品ヲ應用スヘキ實地治
療ノ必須治法及ヒ處方ヲ掲ケ本版ニハ本年獨逸新刊ノ處方書ニ由リ斬新ノ處方ヲ增加シ醫家備考篇ハ從來掲ケタル目
録ニ空氣療法、眼科用藥液、外科的防腐藥液、外科的防腐帶品、電氣應用法、電氣用藥液、皮下注入藥液、蒸氣吸入藥液、灌腸藥
劑、人工浴、溫泉療法、海水浴、急性中毒療法、人工呼吸法、各年齡用藥概表、用量同一ナル極量表、小兒藥量表、配合禁忌藥、五
臟脈、氏、及、比較表、重量比較表、滴量表、容量名目比較表、各國度量比較表、病床驗溫法、諸熱性劑溫度圖說、檢驗法、小兒病診
斷法、細菌検査法、胃内容物検査法、検査法、喉頭検査法、牛乳検査法、分規期日豫算法、種痘術、醫家須知ノ法律、傳染病消毒藥
劑、衛生上飲水簡易試驗法、水蛭貼用法、血液検査法、冷熱療法、再歸熱螺旋菌検査法、三角布網帶用法等數十章ヲ掲ケタ
リ其網羅蒐集セルト上記ノ如シ故ニ醫家實地臨床ノ便ト諸學生諸氏ノ學習備忘ノ益ナレバ其好評ヲ博スルモ宜ナリトス
其製綴ノ堅牢美麗ナル其圖畫紙質ノ精緻純潔ナルハ尙一層ノ好評ヲ博スルニ足ル希クハ前版ニ倍シ益々愛讀アラントス

4H20





74

3

Ⓜ

058512-000-9

74-3

応変人命救護法

エスマルヒ/著

M29

CBC-0030



